



三井住友トラスト・ホールディングス

SuMi TRUST

SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS

ESG REPORT

2019/2020



# 編集方針

## ESGレポート編集方針

本レポートは「共通価値の創造」(CSV: Creating Shared Value)のコンセプトを参考にステークホルダーへの価値の提供と三井住友トラスト・グループ自身の長期的な企業価値の追求の双方に資する取り組みを中心にまとめた報告書です。当グループでは、共通価値は投資家が注目するESG(環境、社会、ガバナンス)と同様な概念と考えており、近年ESG投資が国内外で急拡大している状況に鑑み、2017年度からディスクロージャーを高度化し、重要なESG情報と財務情報の関連性を示した統合報告書を発行しました。他方、本レポートは、より詳細なESG情報を求める投資家や投資家以外のステークホルダーに対し、網羅的なESG情報開示を行うものです。その観点からは、本レポートは統合報告書を補完する性格を持っています。

本レポートは、グループ「社会的責任に関する基本方針」の六つの方針で構成していますが、その内のサステナビリティ方針1の記載項目については、別途、「気候変動」「自然資本」「環境不動産」の三つのテーマで分冊化するとともに、オリジナルな情報を含む「スチュワードシップ・レポート」「シニア世代応援レポート」を発行しています。

なお、本レポートは、GRIスタンダードを参考にしています。

※本レポートおよび当グループのサステナビリティ活動に関する皆さまからの率直なご意見をいただくため、巻末にアンケートをご用意致しました。皆さまの忌憚のないご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

## 報告対象範囲

三井住友トラスト・グループ(三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友信託銀行、その他のグループ会社)

## 対象読者

お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等の全てのステークホルダー(利害関係者)

## 報告対象期間

2018年10月1日～2019年9月30日

※ただし、一部には2018年度以前の活動や2019年10月以降の最新情報を含んでいます。

## 参照ガイドライン

GRI(Global Reporting Initiative) Standard

「サステナビリティ・レポート・スタンダード」

※本ガイドラインとの対照表は195頁をご参照ください。

## 読者ニーズに合わせたレポート形態



ウェブサイトの「サステナビリティ活動」において、当レポートへの掲載情報以外にも当グループが取り組んでいる幅広いサステナビリティ活動の内容を掲載しています。

ウェブサイトではサクセスフル・エイジング、環境・生きもの応援活動などについて、より詳細な情報を掲載しています。



「サステナビリティの取り組み」

<https://smth.jp/csr/>

社会貢献活動(With You活動)についての定期報告書を発行しています。

『SuMi TRUST With You社会貢献活動レポート』は、三井住友信託銀行が取り組んでいるWith You活動についての定期報告書です(年4回発行)。



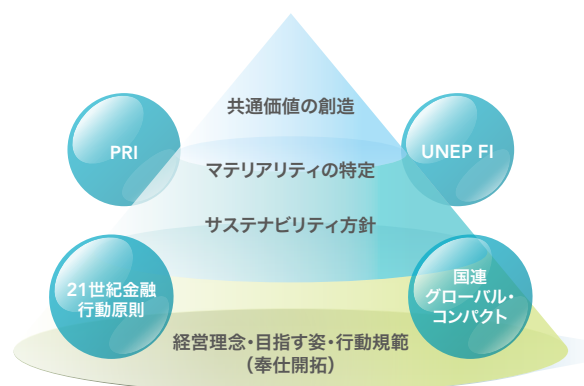
## 共通価値を創造するサステナビリティの取り組み

「共通価値の創造(CSV: Creating Shared Value)」とは、企業が社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、同時に自らの経済的価値を創造していくという考え方です。

当グループが目指す「共通価値の創造」は、「経営理念(ミッション)」「目指す姿(ビジョン)」「行動規範(バリュー)」、および当グループの社会的責任に関する基本方針である「サステナビリティ方針」に基づいたものです。これらのポリシーには、経済的価値や社会的価値の創造に取り組む姿勢が明示されています。

また、当グループは価値創造において、SDGs(持続可能な開発目標)の三つの側面である経済・社会・環境の視点からポジティブインパクトの最大化(ネガティブインパクトの最小化)を目指します。そこでは、当社のステークホルダーに対する直接的なインパクトの創造に加え、ステークホルダーによる持続可能な社会に対するインパクトへの間接的な支援を行います。

当グループは、国際的な企業行動原則である「国連グローバル・コンパクト」や、国内金融機関の自主原則「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」等に署名しており、これらの原則・行動指針を尊重しながら、共通価値の創造を目指しています。



共通価値の創造プロセス

## 経営理念(ミッション)

- (1) 高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- (2) 信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- (3) 信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- (4) 個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

## 目指す姿(ビジョン)

—「The Trust Bank」の実現を目指して—

三井住友トラスト・グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

## 行動規範(バリュー)

私たち、三井住友トラスト・グループの役員・社員は、グループ経営理念を実践するため、以下の6つの行動規範を遵守してまいります。

### お客さま本位の徹底 —信義誠実—

私たちは、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客さまの安心と満足のために行動してまいります。

### 社会への貢献 —奉仕開拓—

私たちは、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会に貢献してまいります。

### 組織能力の発揮 —信頼創造—

私たちは、信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮してまいります。

### 個の確立 —自助自律—

私たちは、自助自律の精神と高い当事者意識をもって、責務を全うしてまいります。

### 法令等の厳格な遵守

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない企業活動を推進してまいります。

### 反社会的勢力への毅然とした対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いてまいります。



# 三井住友トラスト・グループの 社会的責任に 関する基本方針

(サステナビリティ方針)

私たち三井住友トラスト・グループは、経営理念(ミッション)、目指す姿(ビジョン)、行動規範(バリュー)に基づき、お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等の全てのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たします。

三井住友トラスト・ホールディングス

002

ESGレポート2019/2020

## 1 事業を通じた社会・ 環境問題の解決への貢献

▶010

## 2 お客さまへの誠実な対応

▶082

## 3 社会からの信頼の確立

▶096

## 4 環境問題への取り組み

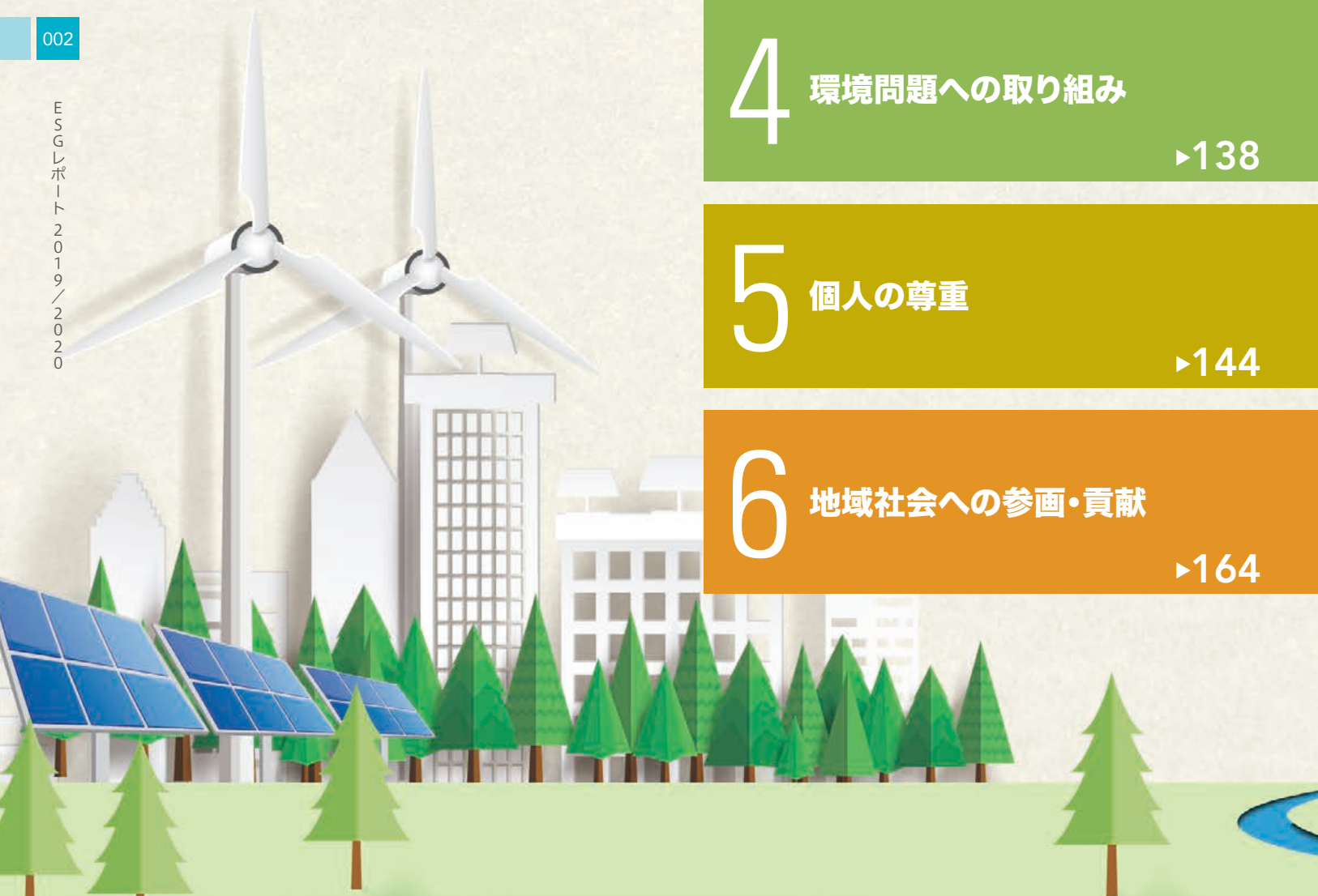
▶138

## 5 個人の尊重

▶144

## 6 地域社会への参画・貢献

▶164







## サステナビリティ方針1

社会や環境の課題解決に資する商品・サービスを開発・販売することで、当グループの業績向上も目指します。

- 004 トップコミットメント
- 006 三井住友トラスト・グループの  
共通価値創造のためのマテリアリティ・マネジメント
- 008 三井住友トラスト・グループの  
持続可能な開発目標 (SDGs) の取り組み

- 012 責任銀行原則への署名
- 016 お客さまのESG/SDGs課題の解決に向けたトータルソリューション
- 024 金融機能を生かした気候変動問題への対応
- 040 金融機能を生かした自然資本に関する取り組み
- 046 信託銀行の機能を生かした超高齢社会問題への対応
- 057 資産運用業務におけるESG課題への取り組み
- 067 不動産業務におけるESG課題への取り組み
- 076 金融包摂についての取り組み
- 081 公益財団法人トラスト未来フォーラム



## サステナビリティ方針2

お客さまからの信頼が企業活動の基本です。顧客保護や顧客満足度の向上、商品の安全性の確保等に努めます。

- 083 お客さまから信頼をいただくための取り組み
- 083 お客さまのベストパートナーを目指した取り組み
- 089 フィデューシャリー・デューティに関する取り組み
- 093 顧客保護等管理



## サステナビリティ方針3

コーポレートガバナンス、CSR、法令遵守、リスク管理等、企業価値創造の基盤の堅牢性を高めます。

- 097 コーポレートガバナンス
- 112 コンプライアンス・公正な事業遂行
- 119 国際金融規制への対応
- 120 リスク管理
- 128 情報セキュリティリスク管理
- 129 投融資先の環境・社会への影響に対する配慮
- 132 CSR調達 (調達における環境・社会配慮)
- 135 マルチステークホルダー・パートナーシップ



## サステナビリティ方針4

自然共生社会、循環型社会の構築を目指し、環境負荷の低減に取り組みます。

- 139 環境負荷低減に向けた取り組み



## サステナビリティ方針5

社会を形成する「人」を重視します。また、個人が最大限に能力を発揮する職場環境作り、人材育成を行います。

- 145 企業価値向上のための人的資本の高度化
- 146 ダイバーシティ&インクルージョン
- 149 多様な人材母集団の獲得・形成
- 160 人権に関する取り組み



## サステナビリティ方針6

健全な地域社会は健全な顧客基盤を支えます。With You活動を通じ地域の活動に参画・貢献しています。

- 165 コミュニティへの価値提供の意義
- 166 次世代を担う子どもたちへの教育支援
- 168 ESDプロジェクト
- 170 ナショナル・トラスト支援活動
- 172 Challenge for SDGs!
- 178 三井住友信託銀行 With You活動推進の取り組み
- 184 海外支店・グループ関係会社における取り組み

- 195 GRIガイドライン対照表
- 210 財務ハイライト
- 211 三井住友トラスト・グループの基本情報

# サステナビリティを経営と一体化し、 事業そのものとして展開します



三井住友トラスト・ホールディングス  
取締役執行役社長

おおくぼ てつお  
大久保 哲夫

## 責任銀行原則署名とサステナブル金融の推進

近年の異常気象は地球温暖化が原因として、世界中で気候変動リスクが認識されています。また日本でも度重なる大型台風襲来によって各地で大きな被害が起こるなど、気候変動リスクは将来の話ではなく、緊急課題になってきました。9月にニューヨークで開催された国連総会で、気候変動について多くの議論がなされましたが、同月発効した「責任銀行原則」(PRB)は気候変動問題に関する国際合意であるパリ協定と国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)との整合性(アライメント)を求めています。当グループは49カ国の約130行の銀行とともに責任銀行原則に署名し、信託銀行グループの高度な専門性を生かしながらお客さまの新たなビジネスモデルの創造をサポートし、SDGsやパリ協定で示された課題の解決に向け全力を尽くしていく決意を新たにしました。

サステナビリティへの取り組みを経済全体に広めるために、金融を有効なドライバーとして使うという「サステナブル金融」の考え方が欧州を中心に浸透しつつあり、次々と新しい金融ルールが生まれつつあります。この流れは、2006年に登場したESG(環境・社会・ガバナンス)が金融機関の広範な支持を集め、ESGへの配慮が業界のメインストリームになってきているなかで、金融に課題解決のためのより具体的な成果を求める動きだと考えられます。ESG投資においても、一般的な運用における投資リターンに加え、「それが社会にとって良いことにつながる」と等の社会的リターンの付加を目指す「インパクト投資」が広がっています。責任銀行原則も銀行にポジティブインパクトの拡大とネガティブインパクトの抑制を求めます。当グループが推進するサステナブル金融はこうした最適なインパクトの創造を目指します。

## マテリアリティ・マネジメントとサステナビリティ・ビジネス戦略

当グループがサステナビリティを推進する上で重要となるのが、マテリアリティ・マネジメントを通じて経営基盤を強化すること、事業において競争力の高いサステナブル金融を推進すること、そして情報開示の高度化です。マテリアリティ(経営としての重要課題)については、今般、財務的なリスク項目と非財務的なESG関連項目を統合し、経済的価値と社会的価値の両立を成長戦略の中核に据える新たなステップを踏み出しました。具体的な活動ですが、まず気候変動問題に関しては、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)についての取り組みをスタートさせ、シナリオ分析に着手しました。超高齢化社会については、「人生100年時代」を迎え、多様化する各世代のニーズにより的確に答えるビジネスモデルへと進化・高度化しています。資産形成層、退職前後層、シニア層、それぞれの世代に適応する商品・サービスを提供していますが、資産管理・資産承継ニーズが高まるシニア層のニーズには、高度な専門性と人生100年応援信託(100年パスポート)など最適な商品・サービスを提案しています。また、当グループは、人材

を競争力の最大の源泉と位置付け、人的資本の強化にも引き続き努めています。こうした活動が評価され、三井住友信託銀行において「新・ダイバーシティ経営企業100選」を初めて受賞するとともに、女性活躍を推進する「準なでしこ銘柄」に初めて選定されました。

当グループは、サステナビリティを経営と一体化し、事業そのものとして展開し、この分野での取り組みを強化していく方針です。来年度から始まる中期経営計画では、経営戦略にサステナビリティの考え方を組み込みます。引き続き温かいご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2019年12月

三井住友トラスト・ホールディングス  
取締役執行役社長

大久保 哲夫



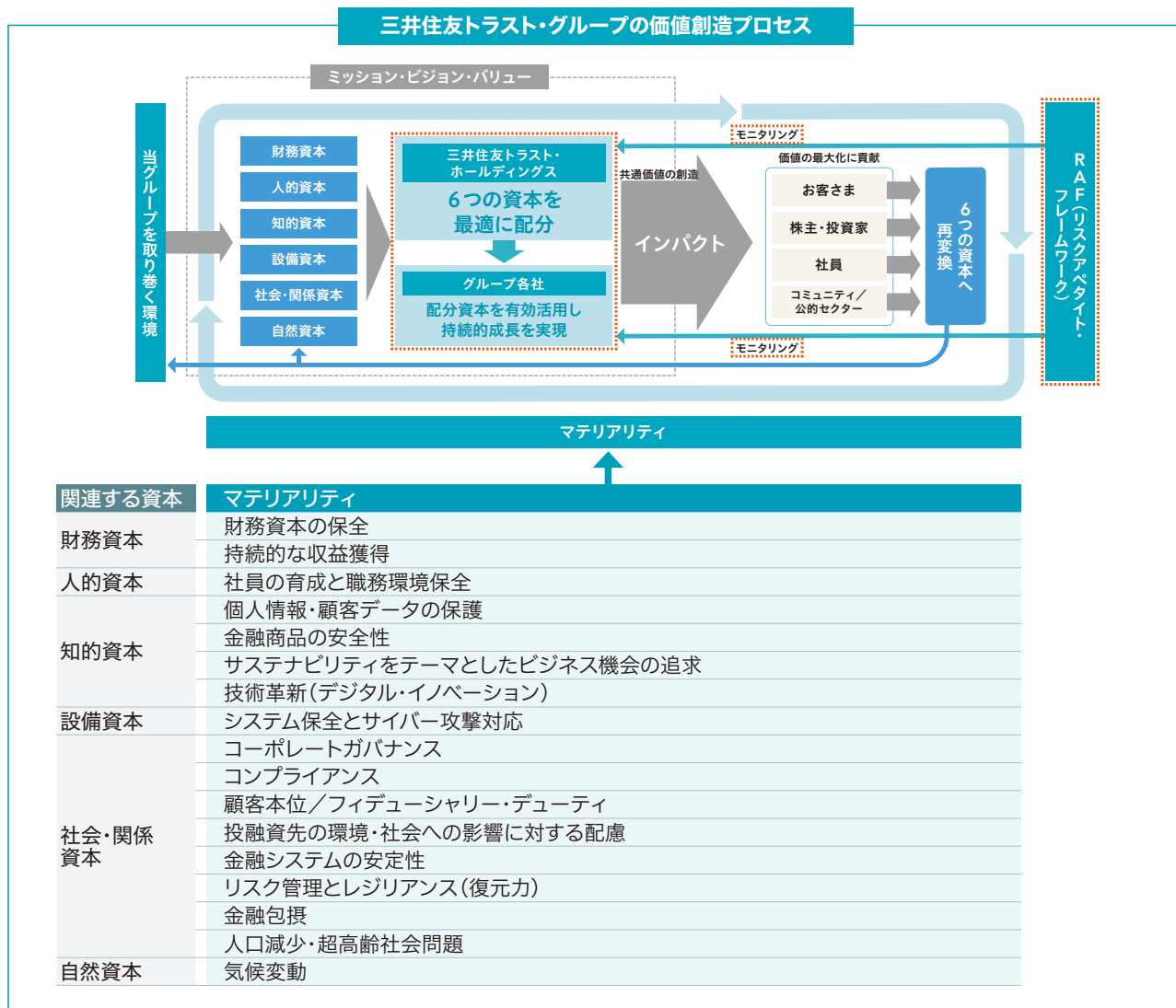
# 三井住友トラスト・グループの 共通価値創造のためのマテリアリティ・マネジメント

マテリアリティ(重要課題)とは、企業の価値創造プロセスに実質的な影響を与える事象です。三井住友トラスト・グループは、中長期的な視点から優先的に取り組むべき課題としてマテリアリティを特定し、経営のトップレベルで対応するマテリアリティ・マネジメントを推進しています。

当グループは、経済的価値と社会的価値の追求を両立させた成長戦略を推進する方針です。具体的には、経営基盤である6つの資本を、RAF(リスク・アペタイト・フレームワーク)の中で効率的に活用して事業を遂行し、ステークホルダーを取り巻くポジティブインパクトを最大化することを通じ、利益を追求します。ステークホルダーを取り巻くポジティブインパクトの最大化はステークホルダーの価値の向上を追求するものですが、同時に当グループ自身の価値(6つの資本への還元)の

向上にもつながります(共通価値の創造)。

こうした中長期的な価値創造プロセスに重要な影響を与える項目がマテリアリティです。マテリアリティは、従来投資家が重視する財務的リスク項目とESG(環境・社会・ガバナンス)投資家等が重視する非財務的項目から構成されます。財務・非財務要素を統合したマテリアリティの最適な管理(マネジメント)は、経済的価値と社会的価値の追求を両立させるビジネスモデルの鍵となります。

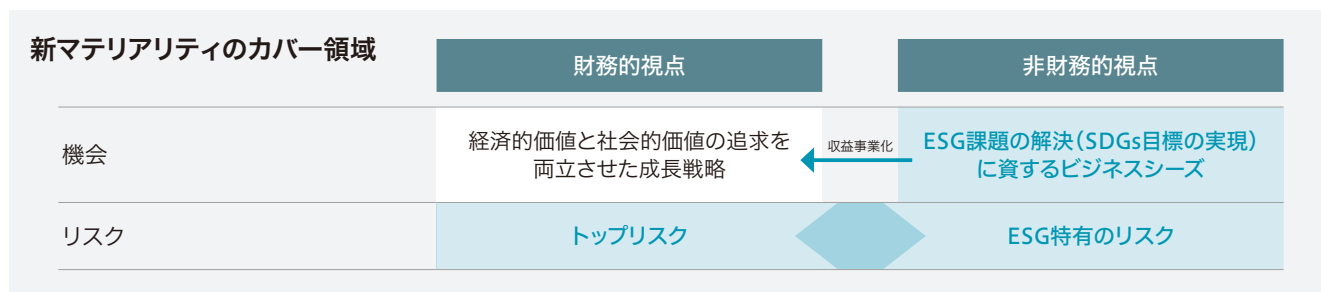
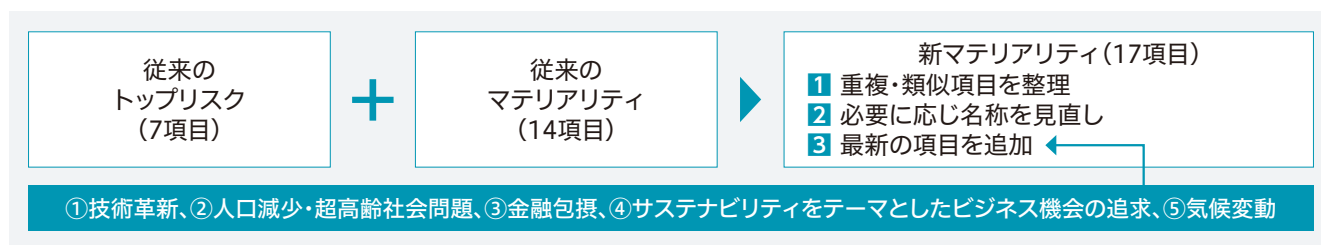


## マテリアリティの見直し

当社はこれまで、マテリアリティを非財務的視点を中心に整理する一方（従来のマテリアリティ※）、経営に重大な影響を与えるリスクイベント（100億円以上の想定損失）としてトップリスクを選定し管理してきました。しかし、経済的価値と社会的価値の追求を両立させた成長戦略を推進する上で両者の統合は不可欠（下表ご参照）と判断し、2019年10

月、経営会議で決定した新マテリアリティ案を、リスク委員会（取締役会の諮問会議）における協議を経て、取締役会で決議しました。

※従来のマテリアリティ：2015年に価値創造プロセスに重要な影響を与える非財務項目として、経営会議で決定（取締役会に報告）した。候補の特定に際しては、「当グループが社会に与える影響度」と「中長期的な当グループの企業価値に与える影響度」を勘案した。



※青い背景の部分が新マテリアリティ

## インターナル・エンゲージメント

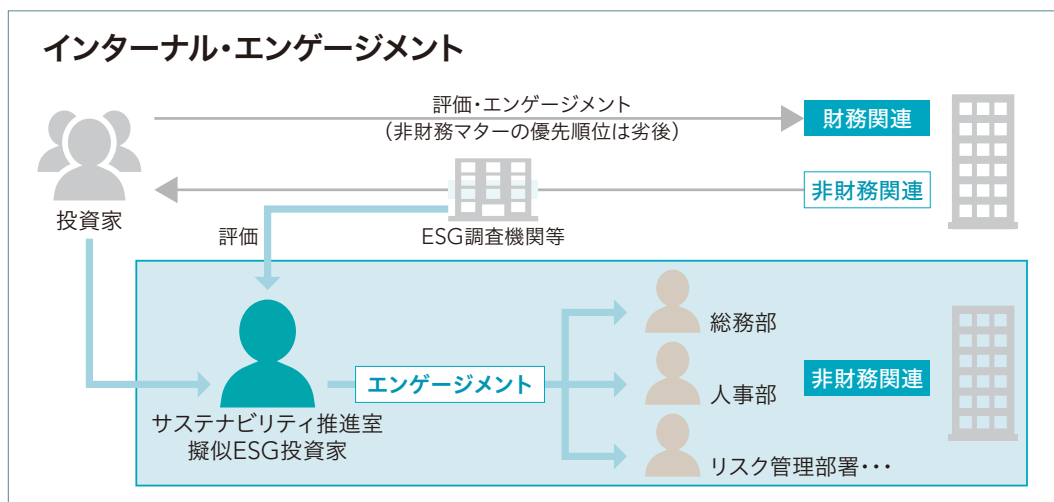
2014年に日本版スチュワードシップ・コードが導入され、機関投資家と投資先企業との間でエンゲージメント（目的を持った対話）が活発に行われるようになってきています。しかし、テーマは財務的な項目が中心で、広範な非財務的テーマでエンゲージメントが行われる機会は必ずしも多くありません。

そこで当社では、マテリアリティ項目の中からESG投資家の関心が高い金融セクターの非財務的テーマで、当グループの取り組みに課題があると思われるものについて、経営企画部サステナビリティ推進室が関係部署への対話（インターナル・

エンゲージメント）を行い、取り組みの向上や情報開示の拡充につなげています。これらの内容や改善状況等は、年に一度まとめて取締役会に報告されます。

2019年度のエンゲージメント（2019年11月末現在）

- コーポレートガバナンス
- 情報セキュリティリスク管理
- 人的資本に係る情報開示の高度化



# 三井住友トラスト・グループの 持続可能な開発目標(SDGs)の取り組み

2030年に向けて全世界が取り組むべき地球規模の優先課題を17の目標と169のターゲットにまとめたSDGs(持続可能な開発目標)は、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」で採択されました。当グループはサステナビリティに関わるさまざまな取り組みを行っており、SDGsが掲げる課題の解決という視点も踏まえステークホルダーへの価値提供に一層努めています。

## サステナビリティ方針とSDGs

| 方針 |                      |  | SDGsとの関連性                                                                                                       |
|----|----------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献 |  | SDGsの三つの側面である経済・社会・環境の視点から、お客さまを取り巻くポジティブインパクトを最大化(ネガティブインパクトを最小化)し、お客さまの価値を向上させながら、社会・環境問題の解決に貢献します。           |
| 2  | お客さまへの誠実な対応          |  |                                                                                                                 |
| 3  | 社会からの信頼の確立           |  | 取締役会はサステナビリティをめぐる環境・社会的な課題に取り組んでいます(コーポレートガバナンス基本方針第3条-4)。投融資においては、気候変動や陸海域の生態系などSDGsに関わるテーマをリスクと認識し管理を強化しています。 |
| 4  | 環境問題への取り組み           |  | 環境マネジメントシステムの運用を通じ、エネルギー、気候変動、水、紙資源などのSDGsの関連テーマに関し事業活動に伴う負の影響を抑制します。                                           |
| 5  | 個人の尊重                |  | 人材戦略や人権に関する取り組みはSDGsとも関わりがあり、グローバルな議論を踏まえた広い視野に立ち、これらの取り組みを推進しています。                                             |
| 6  | 地域社会への参画・貢献          |  | 良き企業市民として、各地の営業拠点を中心に、SDGsとも関連性の高い社会貢献や環境活動を積極的に推進しています。                                                        |

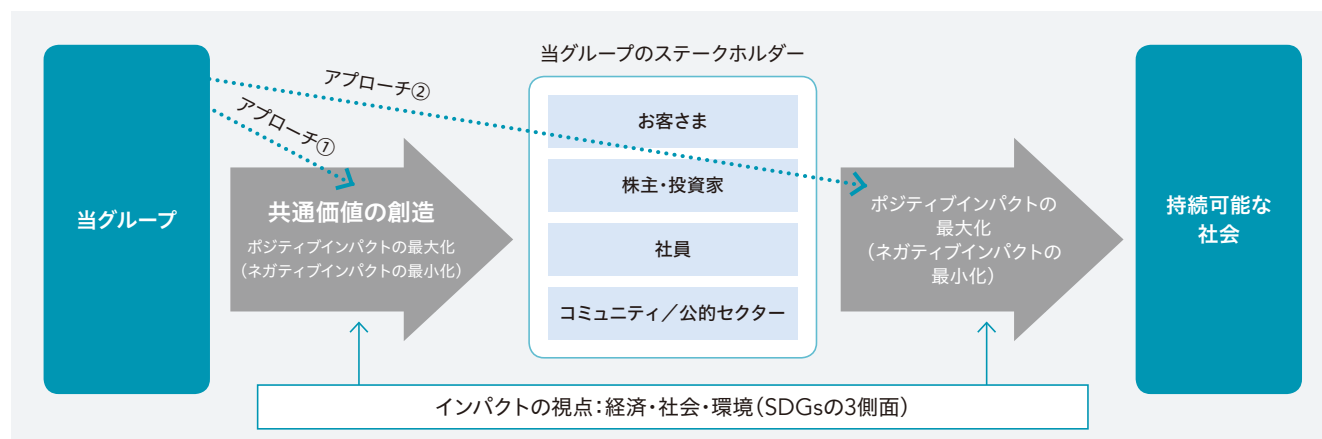
## ステークホルダー(お客さまを含む)との共通価値の創造について(二つのアプローチ)

### アプローチ①: ステークホルダーに対する直接的なポジティブインパクトの最大化

当グループは、投融資、投資家との対話、人事施策、社会活動等を通じ、経済・社会・環境の視点からステークホルダーに対するポジティブインパクトの最大化(ネガティブインパクトの最小化)を目指します。

### アプローチ②: ステークホルダー自身が基点となるポジティブインパクト最大化の支援

当グループは、投融資、投資家との対話、人事施策、社会活動等を通じ、経済・社会・環境の視点からステークホルダー自身が持続可能な社会に対するポジティブインパクトを最大化(ネガティブインパクトを最小化)することを支援します。



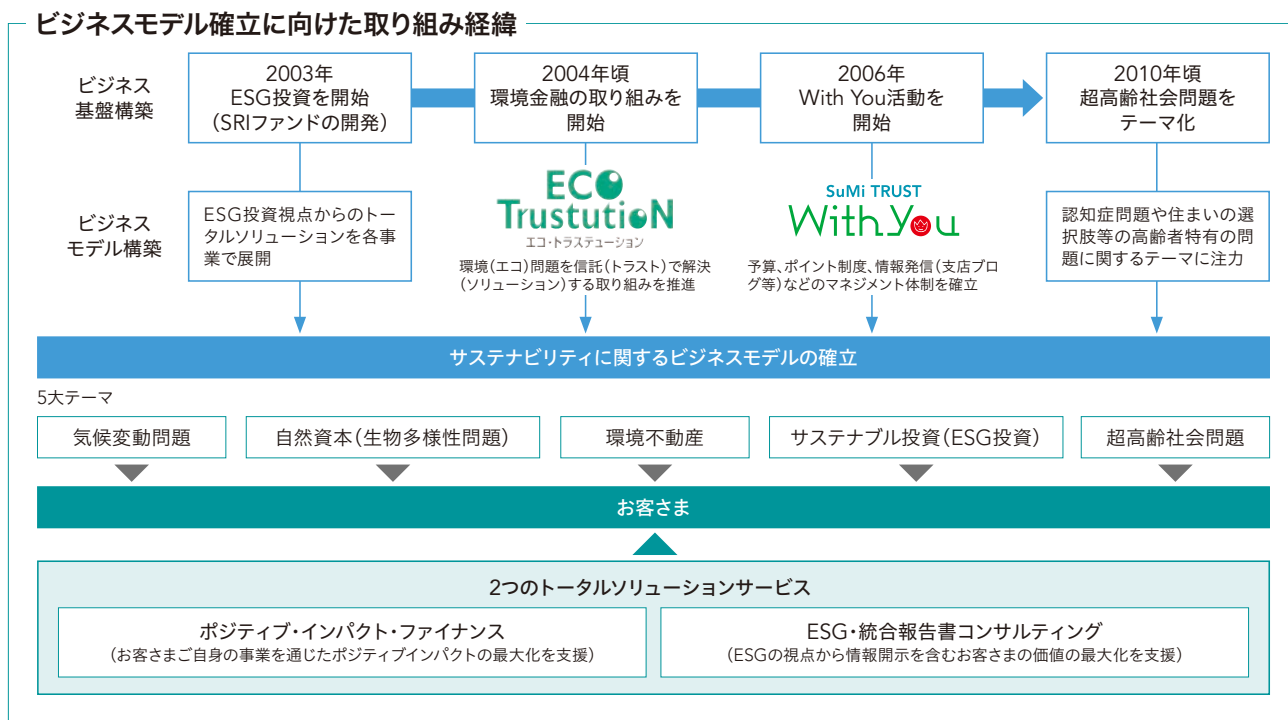


## 事業におけるサステナビリティの取り組み ◀サステナビリティ方針1



当グループは、専業信託銀行グループの機能を生かし、お客さまが直面する社会的な課題の解決に向けたさまざまなご支援を行ってきました。こうした実績を踏まえ、当グループは、現在、サステナビリティビジネスの5大テーマとして「気候変動」「自然資本(生物多様性問題)」「環境不動産

産」「サステナブル(ESG)投資」「超高齢社会問題」を掲げるとともに、トータルソリューションの一環で「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」「ESG・統合報告書コンサルティング」を推進しています。



## コミュニティへの価値提供 ◀サステナビリティ方針6

企業が価値を創造する最終的な目的は、健全で持続可能な社会の構築への貢献です。社会の構成要素であるコミュニティへの価値提供は、事業基盤を健全に維持することにつながることから、事業を行う上で必要な社会的ライセンスと考えられます。当グループはこうした観点からさ



まざまな取り組みを行ってきましたが、三井住友信託銀行ではSDGsについての理解促進を全社レベルで加速させ、WithYou活動を通じた目的を明確にした価値提供と情報発信の拡充を図っています。

### 「私たちのSDGs宣言」の策定

「私たちのSDGs宣言」は、三井住友信託銀行の全134支店における①SDGs目標17と各支店が達成したいと考えるSDGs目標(目標1~16のうち一つ)のあわせて二つの目標を達成するためのアクション、②その達成度合いを計るKPI目標で構成されています。各支店は2019年8月までに独自の目標を掲げました(詳細は174頁参照)。



目標1~16のうち一つ



具体的なアクション

### WithYou活動



### WithYou支店ブログを通じた情報発信





## サステナビリティ方針1

持続可能な社会の実現に向けて、リーダーシップを発揮してまいります

三井住友信託銀行  
取締役社長  
はしもと まさる  
橋本 勝



# 事業を通じた 社会・環境問題の 解決への貢献

- 私たちは、グローバルな視点に立ち、本業を通じて社会・環境問題の解決に取り組めます。
- 私たちは、社会・環境問題の解決に向けて、信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルや革新的な商品・サービスの開発に取り組めます。

世界では地球温暖化による異常気象、海洋プラスチック問題、森林破壊、紛争地域の拡大など持続可能な社会を脅かす課題が山積みとなり、また国内では超高齢社会問題、デジタルイノベーションの進展、ライフスタイルの多様化など、社会構造が大きく変化しています。一方、今や世界の共通言語となったSDGs(持続可能な開発目標)を通じて、国や人がつながり、持続可能な社会の実現に向けた結びつきを強めています。当社では、持続可能な社会の実現に向けて、お客さまが直面する経済、社会、環境面でのさまざまな課題を解決するため、法人・個人にかかわらず、お客さまのニーズを的確に捉えた専門性の高い商品・サービスをトータルソリューション・サービスとしてご提供しています。

法人のお客さまについては、企業活動が経済・社会・環境にもたらすインパクトを包括的に分析・評価し、お客さまとともに目標を設定、その実現にコミットするポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)を実現しました。資金用途を特定しないPIFは、お客さまと当社がともに持続可能な社会の実現に向けて、課題を克服していこうという取り組みです。PIFを実現するためにはESG(非財務)情報の開示が重要となりますので、情報開示を充実させ、投資家とのコミュニケーションツールとして役立てる統合報告書等ESG情報開示ツール作成のアドバイスなどトータルでサポートさせていただきます。

個人のお客さまについては、人生100年時代を迎え、人口の1/4を65歳以上の高齢者が占める我が国において、

シニア世代のお客さまの個人財産の安全を確保するとともに、住まいの安定性を確保し、高齢者やそのご家族の生活の安定を確保することが大切だと考えています。お客さまが健康を維持しながら、金融面の不安なく生活できること、安心して暮らせる住居を選択できること。そのためには、お客さまごとに異なる要望や潜在ニーズを理解し、お客さま一人一人にベストな提案を行う「お客さま本位」の徹底をこれまで以上に進める必要があります。さらに、急増する認知症高齢者に対応すべく、認知症サポーター養成講座の受講やジェロントロギー検定試験の受験など、現場における知識の習得、対応力を強化するとともに、国が推進する地域包括ケアシステムに参画し、高齢者を支える地域づくりの一翼を担っています。

今年度は全国にある134の全支店が「私たちのSDGs宣言」を策定しました。これは、各支店が達成したいと考えるSDGs目標を選び、その目標を達成するためのアクションと達成度合いをはかるKPI目標について、自ら策定し、実践しようとする取り組みです。各支店が地域の団体と連携し、独自のサステナビリティ活動を展開してまいります。

これからも、当社の強みである高度な専門性と創業以来変わることのない「お客さま本位」の受託者精神をもとにトータルソリューションを提供し、お客さまにとってのベストパートナーとして、持続可能な社会の実現に向けてリーダーシップを発揮してまいります。

三井住友信託銀行  
取締役社長

橋本 勝



## 責任銀行原則への署名

当社は、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱し2019年9月22日に発効した「責任銀行原則(PRB: Principles for Responsible Banking)」の発足署名機関となり、資産総額規模にしておよそ47兆米ドルを超える世界の約130の銀行と連携し、SDGs(持続可能な開発目標)および気候変動に関するパリ協定と整合性をもって戦略的に事業を行うことを表明しました。この原則に署名することにより、当社は、銀行が人々と地球に対して及ぼすポジティブおよびネガティブインパクトの両方について透明性を保つことを約束し、本業において大きなインパクトを持つ分野に焦点を当て、具体的な取り組みの目標を設定し、実行に移す



2019年9月22日 当社も参加したニューヨーク国連本部で開催された署名式(出所:UNEP FIホームページ)

ことで、グローバルおよびローカルのSDGsの目標に沿って最大の貢献を果たしていきたいと考えています。

### 責任銀行原則の取り組み状況

責任銀行原則は、既存の報告書に、原則の取り組み状況を開示することを義務付けています。具体的には、署名より18カ月以内(当社の場合は2021年3月迄)に第一回目の、その後は毎年、責任銀行原則に関する報告と自己評価を公表し、4年以内に、本文書に概説されているインパクト分析、目標設定と実施、説明責任の全うなど必要なステップ

を完全に実施することが求められています。当グループは、ESGレポートを通じ取り組み状況を開示する方針です。本ESGレポート2019/2020では、今後の本格実施に向けた現在位置を整理する目的で「報告・自己評価テンプレート」に沿って取り組み状況を報告します(第一回目の報告ではありません)。

#### 原則 1: 整合性(アラインメント)

事業戦略が、持続可能な開発目標(SDGs)やパリ協定および各国・地域の枠組で表明されているような個々人のニーズおよび社会的目標に即したものに、またそうした目標に貢献できるようにする。

### 当グループの事業ポートフォリオ(2018年度セグメント別業務粗利益)

| 事業                | 粗利益(億円) | 主要な商品・サービス                    |
|-------------------|---------|-------------------------------|
| 個人トータルソリューション(TS) | 1,998   | 預金、個人ローン、投信・保険等の販売、遺言信託・資産承継等 |
| 法人                | 1,938   | 企業向け貸出、不動産融資等                 |
| 証券代行              | 370     | 証券代行                          |
| 不動産               | 543     | 不動産仲介、不動産証券化                  |
| 受託                | 1,721   | 年金信託、有価証券等の運用・管理              |
| マーケット             | 456     | ALM、債券投資                      |
| その他               | 195     | —                             |
| 合計                | 7,226   | —                             |

※法人は法人トータルソリューション事業および法人アセットマネジメント事業の合計

### 銀行業務における国内・海外の貸出金残高(2019年3月末)

|    |            |    |           |
|----|------------|----|-----------|
| 国内 | 24兆9,315億円 | 海外 | 4兆0,941億円 |
|----|------------|----|-----------|

関連情報: ディスクロージャー誌 資料編2019(URL: [https://www.smth.jp/ir/disclosure/2018/f\\_03.pdf](https://www.smth.jp/ir/disclosure/2018/f_03.pdf))

## SDGs・パリ協定との整合性

当グループのサステナビリティ業務において、5大テーマを含む取り組み課題を掲げ、各事業がそれぞれ関連したSDGsの実現に向けた活動を行っています。5大テーマの一つが「気候変動」です。パリ協定の趣旨を踏まえ、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に沿った取り組みを

推進します。また、トータルソリューションサービスにおいては、ポジティブ・インパクト・ファイナンスやESG・統合報告書コンサルティング、ガバナンス・サポートプログラムを通じ、お客さま企業がSDGsの実現に合致したサステナブルな方向に移行(トランジション)することを支援します。

### 当グループの主要事業とサステナビリティ・ビジネステーマとの関連性

|                    | 個人TS | 法人 | 証券代行 | 不動産 | マーケット | 受託<br>(運用含む) |
|--------------------|------|----|------|-----|-------|--------------|
| 気候変動               |      | ○  |      | ○   | ○     | ○            |
| 自然資本(生物多様性問題)      |      | ○  |      | ○   |       | ○            |
| 環境不動産              | ○    | ○  |      | ○   |       | ○            |
| サステナブル投資(ESG投資)    | ○    | ○  |      |     | ○     | ○            |
| 超高齢社会問題            | ○    | ○  |      | ○   |       |              |
| ポジティブ・インパクト・ファイナンス |      | ○  |      | ○   |       | ○            |
| ESG・統合報告書コンサルティング  |      | ○  | ○    |     |       |              |

関連情報:ESGレポート2019/2020 16~75頁

### 原則 2:インパクトと目標設定

人々や環境に対して、我々の事業および提供する商品・サービスがもたらすリスクを管理しネガティブインパクト(悪影響)を低減する一方で、継続的にポジティブインパクト(好影響)を増加させる。そのために、重大なインパクトを与える可能性のある分野に関して目標を設定してそれを公開する。

### 当グループの主要事業のステイタス

| 事業       | 指標         | 金額・件数等  | ユニバース  | 順位  |
|----------|------------|---------|--------|-----|
| 個人TS     | 個人ローン残高    | 9兆円     | 国内銀行   | 第4位 |
|          | 投信・投資一任販売額 | 0.9兆円   | 国内銀行   | 第1位 |
|          | 遺言書保管件数    | 3.2万件   | 信託     | 第2位 |
| 法人       | 法人向け貸出残高   | 19兆円    | 国内銀行   | 第5位 |
| 証券代行     | 証券代行管理株主数  | 2,670万人 | 信託     | 第1位 |
| 不動産      | 不動産関連収益    | 543億円   | 信託     | 第2位 |
|          | 不動産証券化受託残高 | 16兆円    | 信託     | 第1位 |
| 受託(運用含む) | 資産運用残高     | 93兆円    | 国内金融機関 | 第1位 |
|          | 資産管理残高     | 211兆円   | 国内金融機関 | 第1位 |
|          | 企業年金受託残高   | 12兆円    | 信託     | 第1位 |

## インパクト分析等

当グループは、当グループの事業ポートフォリオ(12頁参照)、銀行業務における国内・海外の貸出金残高(12頁参照)、当グループの主要事業のステータス(13頁参照)から、中核である6事業は、特に日本国内において、持続可能な開発の三つの側面である経済、社会、環境に対する相応な規模と強度のインパクトを持つと推定されます。ただし、責任銀行原則が銀行の原則であることに鑑み、資産運用に大き

なインパクト領域を持つ受託事業とインパクトの把握が難しいマーケット事業は分析の対象外とします。

今後、具体的なインパクトおよび目標設定、目標実施・モニタリング計画を策定する予定ですが、現段階で相応に大きいと考えられるインパクト領域と、その対応例として以下の項目が考えられます。

## 個人TS事業

三井住友信託銀行の個人のお客さまは、4割以上が65歳以上の高齢者です。高齢のお客さまのQOL(Quality of Life:生活の質)維持への貢献が、大きな役割の一つであり、インパクト領域が含まれると考えられます。

|                |                                                                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ネガティブインパクトの緩和例 | 超高齢化が進んだ日本では、認知症が深刻な社会問題となっており、高齢のお客さまに対するリスク性商品の販売に関し、意思決定能力を踏まえた対応を具体的な方針(基準)を掲げて行うこと                   |
| ポジティブインパクトの拡大例 | 認知症等で判断力が低下された方が金融取引ができなくなることも深刻な社会問題となっており、金融包摂の観点からこうしたお客さまの財産管理を支援し、QOL維持に貢献する包括的なサービスの展開に向けた戦略を構築すること |

## 法人事業

三井住友信託銀行の融資ポートフォリオを分析し、相対的にネガティブインパクトの大きなエリア(業種)を特定し、緩和に向けたお客さまへのエンゲージメントを計画的に進めるとともに、優先的に取り組む社会・環境課題を特定し、課題解決に向けたトータルソリューション型のビジネスモデルを構築します。

|                |                                                                                                       |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ネガティブインパクトの緩和例 | クラスター爆弾を製造する企業に対する融資の禁止、新たに建設する石炭火力発電所に対するプロジェクトファイナンスの原則停止、ネガティブインパクトの大きな業種に対するセクターポリシーの制定、赤道原則の取り組み |
| ポジティブインパクトの拡大例 | ポジティブ・インパクト・ファイナンスの開発と営業戦略の構築、ESG・統合報告書コンサルティング・サービスの開発と営業戦略の構築、コーポレートファイナンスにおける「ESG・SDGs支援枠」の設置      |

### 原則 3:顧客(法人およびリテール)

顧客と協力して、サステナブルな慣行を奨励し、現在と将来の世代に共通の繁栄をもたらす経済活動を可能にする。

当グループでは、これまでもお客さまに対し持続可能な社会の構築に資する多種多様な商品・サービスを開発してきました。これらの詳細は本ESGレポート2019/2020に記載しています。

- ・「気候変動」をテーマに、法人事業、不動産事業、受託事業を中心に商品・サービスを提供(詳細は24～39頁参照)
- ・「環境不動産」をテーマに、不動産事業において商品・サービスを提供(詳細は67～75頁参照)
- ・「自然資本」をテーマに、法人事業を中心に商品・サービスを提供(詳細は40～45頁参照)
- ・「サステナブル投資」をテーマに、個人TS事業、受託事業を中心に商品・サービスを提供(詳細は57頁参照)
- ・「超高齢社会問題」をテーマに、個人TS事業を中心に商品・サービスを提供(詳細は46～56頁参照)
- ・「金融包摂」を新たなテーマに掲げ、個人TS事業を中心に取り組みを開始(詳細は76～80頁参照)
- ・法人事業において、ポジティブインパクト金融原則に準拠した資金使途を特定しない融資商品(ポジティブ・インパクト・ファイナンス)を展開(詳細は17～18頁参照)
- ・法人事業において、企業のESG/SDGsの取り組みを支援するESG・統合報告書コンサルティングを展開(詳細は19頁参照)
- ・これらの営業の基本となるお客さまへの誠実な対応の徹底(詳細は82～95頁参照)



#### 原則 4:ステークホルダー

これらの原則の目的をさらに推進するため、関係するステークホルダーと積極的に協力する。

当グループが、持続可能な社会の形成に向けたさまざまな社会・環境問題の解決に向け、下記の通り、これまでもさまざまなステークホルダーと連携してきました。

|        |                                                                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 政策当局   | 内閣府、環境省、国土交通省、経済産業省、林野庁、東京都(環境局)等                                                                                                 |
| 国連関連組織 | 国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)<br>責任銀行原則(PRB)<br>責任投資原則(PRI)<br>国連グローバル・コンパクト<br>UNEP FI不動産ワーキンググループ(UNEP FI PWG)<br>自然資本ファイナンス・アライアンス |
| 金融機関連携 | 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)<br>赤道原則<br>国際金融協会(IIF)                                                                           |
| 産官学連携等 | (生物多様性)ビジネスと生物多様性イニシアティブ<br>(高齢社会問題)国際長寿センター<br>(認知症問題)COLTEM(高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなくサポートする法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点)             |

(当社が主体的に関与し日本のサステナビリティの向上に貢献した事例)

- 国交省傘下の(一財)建築環境・省エネルギー機構が主催する「CASBEEと不動産評価検討小委員会」の幹事としてCASBEE-不動産の開発に参画
- 国交省傘下の「日本サステナブル建築協会」の「スマートウェルネスオフィス研究委員会」経済効果調査ワーキンググループのリーダーとして、CASBEE®(建築環境総合性能評価システム)を用いた経済効果調査を実施
- COLTEMと連携し金融業界全体の認知症対応力の向上を企図した「認知症の人にやさしい金融ガイド」の発行(2017年9月)
- 環境省と21世紀金融行動原則からの共同提言「ESG金融大国となるための取るべき戦略」(2019年3月)
- 21世紀金融行動原則・運営委員会からの提言「脱炭素社会実現に向けた金融行動に関する緊急提言」(2019年10月)

#### 原則 5:ガバナンスと企業文化

責任ある銀行業のための効果的なガバナンスおよび企業文化を通じて、重大なインパクトをもたらす分野について目標設定を公表することで意欲的かつ透明性をもってこれらの原則に対するコミットメントを果たす。

- 当社は取締役会を頂点としたサステナビリティ推進体制を構築しており、責任銀行原則の実施状況についても、経営会議の一環として開催される「サステナビリティ推進会議」が管理し、取締役会に報告されます(詳細は110頁参照)。
- 経営企画部サステナビリティ推進室は責任銀行原則を推進する上でグループ全体を取りまとめる役割を担います。一方、当社は今後、サステナビリティを経営の中核に据える方針です。社員版統合報告書等を活用した責任銀行原則の理念の浸透や戦略的・組織的な取り組みの強化については、今後一層進めていく方針です。

#### 原則 6: 透明性と説明責任

これらの原則の個別および全体的な実施状況を定期的に見直し、ポジティブおよびネガティブインパクト、および社会的目標への貢献について、透明性を保ち、説明責任を果たす。

今後、ESGレポートにて開示する方針です。

## お客さまのESG/SDGs課題の 解決に向けたトータルソリューション

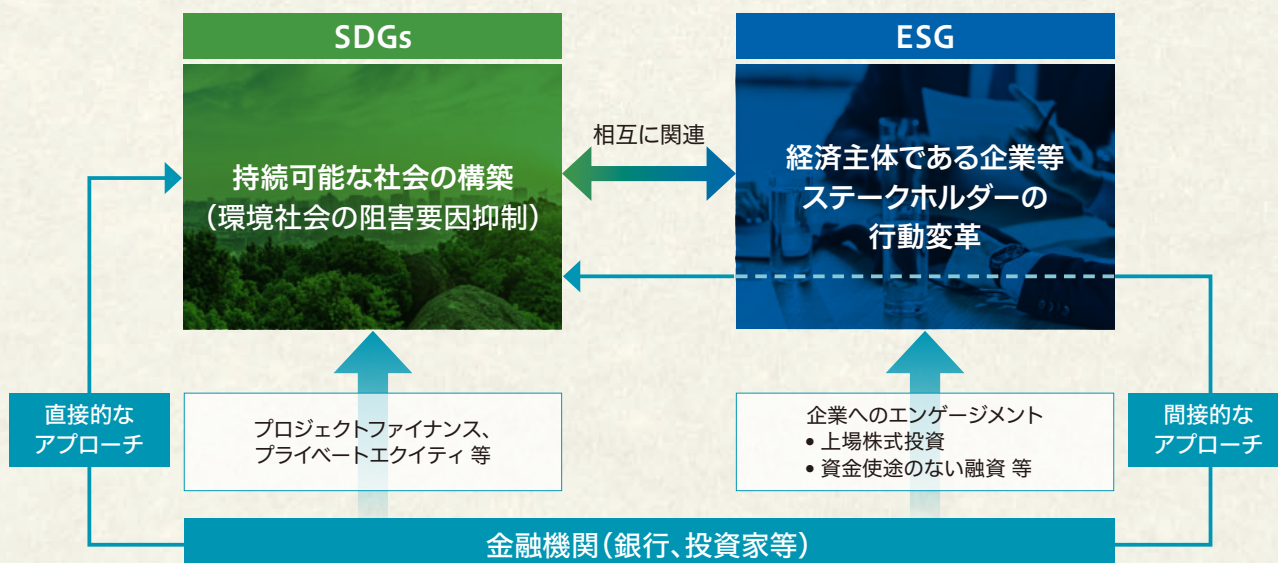
当グループは、お客さまの抱える包括的なESGやSDGs課題に対し、2003年からサステナビリティに本格的に取り組んできた経験を踏まえ、信託銀行グループが持つさまざまな機能を活用しながらトータルソリューションをご提供しています。

当グループのトータルソリューションは、当グループだけでなくお客さまが持続可能な社会に向け創造する経済、社会、環境面でのポジティブインパクトの最大化に資する取り組みです。

当グループは投融资や信託商品、コンサルティングを活用し、お客さまの課題を解決し、お客さまご自身の価値の向上に貢献します。

金融機関によるポジティブインパクトの創造は、SDGsの17の目標の実現に資する投融资等の直接的なアプローチと、経済の主体である企業活動の変革を促す間接的なアプローチが考えられます。当グループは、サステナビリティ5大テーマを掲げ、それ

ぞれのSDGs目標に向けた取り組みを行う一方、ポジティブ・インパクト・ファイナンスやESG・統合報告書コンサルティング等企業のお客さまへのトータル・ソリューション・サービスを通じたSDGs実現への貢献の取り組みも強化しています。



## ポジティブ・インパクト・ファイナンスの取り組み

### ポジティブ・インパクト・ファイナンスとは

ポジティブ・インパクト・ファイナンスは、企業活動が経済・社会・環境にもたらすインパクト（ポジティブな影響とネガティブな影響）を包括的に分析・評価し、ネガティブインパクトの緩和とポジティブインパクトの拡大について目標を設定し、その実現にコミットすることを融資の条件とするものです。

具体的にはUNEP FI（国連環境計画・金融イニシアティブ）が定めたポジティブ・インパクト金融原則および同実施ガイドラインに即した手続きを踏まえて実行するもので、企業の活動、製品、サービスによるSDGs達成への貢献度合いを、評価指標（KPI）を活用して具体的に明示して開示することが最大の特徴です。

#### 原則1（定義）：

ポジティブ・インパクトとは持続可能な開発の3つの側面（経済、社会、環境）のいずれかにおいて潜在的なマイナスの影響が適切に特定、緩和され、なおかつ少なくともそれらの一つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

#### 原則2（フレームワーク）：

銀行や投資家は、投融資先のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

#### 原則3（透明性）：

銀行や投資家は透明性の確保と情報開示が求められる。

- 投融資先が意図したポジティブ・インパクトについて（原則1）
- 適格性を判断し、影響をモニターし検証するために確立されたプロセスについて（原則2）
- 投融資先が達成したインパクトについて（原則4）

#### 原則4（評価）：

銀行や投資家が提供するポジティブ・インパクト金融は、意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

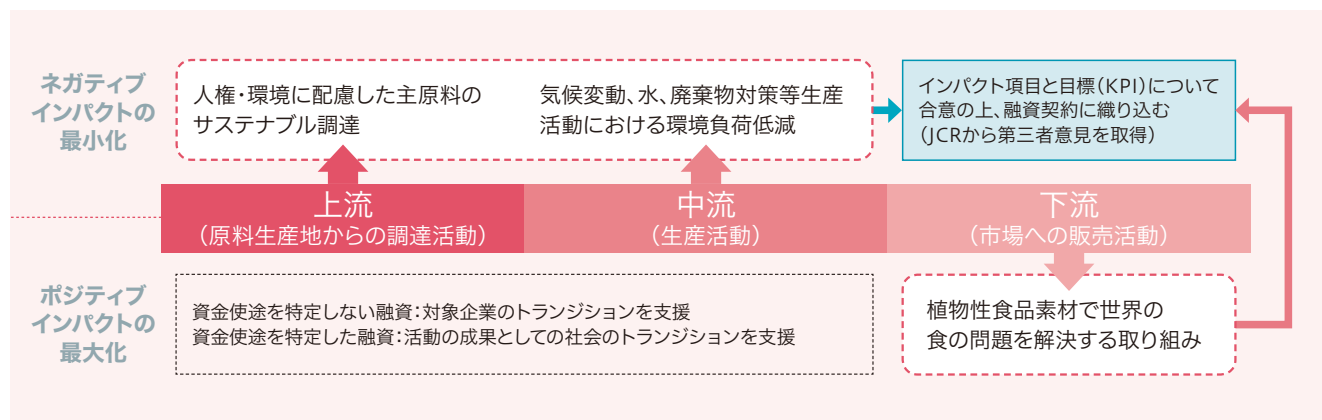
### 不二製油グループ本社との取引

#### （1）取り組みの概要

三井住友信託銀行は、2019年3月、不二製油グループ本社株式会社との間で、世界初となるポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金用途を特定しない事業会社向け融資タイプ）の融資契約を締結しました。

同社への融資に際しては、同社のサプライチェーンの上流、中流、下流のそれぞれにおいて、ポジティブとネガティブ

両面のインパクトを特定し、それぞれ最大化と最小化についての目標を設定し、それらのコミットメントを融資契約に織り込みました。なお、本件契約締結にあたり、株式会社日本格付研究所（JCR）より本件評価にかかる手続きのポジティブ・インパクト金融原則への準拠性、活用した評価指標の合理性について第三者意見を取得しました。





## (2) インパクト分析の概要

三井住友信託銀行は、不二製油の包括的なインパクト分析にあたり、インパクト・レーダー※を活用しながらサプライチェーンの上流(原料調達)、中流(生産・販売等を行う工場の活動)、下流(消費)において、持続可能な開発の三

つの側面(経済、社会、環境)のいずれかにおいて潜在的なプラスとマイナスの影響を特定しました。

※UNEP FIによって開発されたインパクト特定のためのツール。

|    | テーマ                         | 内容                                                   | 関連するSDG    |
|----|-----------------------------|------------------------------------------------------|------------|
| 上流 | サステナブル調達                    | 人権・環境に配慮した主原料調達(パーム油等)                               | 12、14、15   |
| 中流 | 生産活動における環境負荷低減              | 「不二製油グループ環境ビジョン」における気候変動、水、廃棄物対策                     | 6、11、12、13 |
| 下流 | 食の創造によるソリューション提供と食の安全・安心・品質 | Plant-Based Food Solutions(植物性食品素材で世界の社会課題を解決する取り組み) | 1、2、3、9    |

## (3) 特定したインパクトとインパクト指標(KPI)

上述の通り、三井住友信託銀行はインパクトの特定に際し、UNEP FIのインパクト・レーダーを活用しました。三つのサプライチェーンの段階に応じ、最大化を目指すポジ

ティブインパクトと最小化を目指すネガティブインパクト、さらにこれらをモニタリングする際に活用するインパクト指標(KPI)を以下の通り設定しました。

### ■ サプライチェーンの上流(パーム油のサステナブル調達)

| インパクトカテゴリ | 「雇用」「気候」「生物多様性と生態系サービス」および「包摂的で健全な経済」                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内容        | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境と人権に配慮したサステナブル調達</li> <li>調達過程におけるNDPE(森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ)を目的とした、サプライチェーン改善活動およびRSPO等の取り組み</li> </ul> |
| 対応方針      | トレーサビリティの向上を図るとともに、第三者監査、二者監査等を通じて、不二製油グループの意向を伝達し、サプライヤーにおける人権・環境配慮の活動を推進させる                                                                   |
| KPI       | <ul style="list-style-type: none"> <li>搾油工場までのトレーサビリティスコア</li> <li>グリーンパンスメカニズムに登録されている事案の件数</li> </ul>                                         |

### ■ サプライチェーンの中流(生産活動における環境負荷低減)

| インパクトカテゴリ | 「気候」「水」および「廃棄物」                                                                                                                      |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内容        | 各グループ会社の主に製造工程において使用されるエネルギー、水などのユーティリティ、および同じく排出されるCO <sub>2</sub> 、水、廃棄物の削減                                                        |
| 対応方針      | 環境ビジョン2020およびその後継の環境ビジョン2030(2018年度策定、2019年始動)の目標達成に向けた取り組みを推進する                                                                     |
| KPI       | <ul style="list-style-type: none"> <li>「CO<sub>2</sub>排出量」</li> <li>「年間給水量原単位」</li> <li>「廃棄物総排出量原単位」</li> <li>「再資源化率」(国内)</li> </ul> |

### ■ サプライチェーンの下流(食の創造によるソリューション提供と食の安全・安心・品質)

| インパクトカテゴリ | 「食糧」「保健・衛生」                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内容        | Plant-Based Food Solutions(植物性食品素材による世界の社会課題を解決する取り組み)の推進と食の安全・安心・品質の確保の取り組み                                                                                                                                                                                       |
| 対応方針      | <ul style="list-style-type: none"> <li>価値創出の源泉である独自の分別・分離技術および再調整加工技術をさらに高度化するとともに、社外との連携を強化しグローバルな共創を加速する</li> <li>おいしい食素材で健康寿命に貢献する</li> <li>食の安全と品質を徹底するための体制を構築し、認証を取得する</li> </ul>                                                                            |
| KPI       | <ul style="list-style-type: none"> <li>地球環境負荷の低い植物性タンパク質による食資源不足の課題解決への貢献</li> <li>植物性たん白源の普及のため、おいしさの追求と消費者に選択する意義を理解していただく仕組みづくり</li> <li>健康油脂(安定化DHA・EPA)や大豆ペプチドの開発の促進</li> <li>グループ全体での品質保証体制の構築と不二製油株式会社の全工場における2020年3月末までのFSSC22000またはISO22000の取得</li> </ul> |

# ESG・統合報告書コンサルティング

世界的なESG投資拡大の中、国内においてもスチュワードシップ・コード導入に伴う投資家との健全な対話を行う土壌の浸透、GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)のESG投資開始など、企業と資本市場のインベストメント・チェーンが大きく変化しています。

三井住友信託銀行では、資産運用業務に長年携わってきたアナリスト等の「機関投資家の視点」と三井住友信託銀行自身が発行体企業として実践してきた「サステナビリティ推進の視点・経験」を活かし、サステナブル経営推進における要諦である「情報開示」「エンゲージメント」「経営への統合」のサイクルをトータルでサポートするソリューションの提供を通じ、サステナブル社会の実現に向けて貢献します。

## ・「情報開示」サポート

統合報告書やESGレポート等、投資家をはじめとするステークホルダーとの各種コミュニケーションツールの体

系構築に関するアドバイスや、各々において必要とされる情報を適切に開示するための考え方やプロセスのアドバイスを通じ、非財務情報開示をサポート

## ・「エンゲージメント」サポート

国内外機関投資家との独自のネットワークを活用し、各種情報提供や面談アレンジ等、投資家との対話(エンゲージメント)を間接的・直接的にサポート

## ・「経営への統合」サポート

ESG評価機関の評価分析等、投資家視点に基づく経営レベルでの課題抽出や、企業の価値創造に実質的な影響を与える重要な課題(マテリアリティ)の特定、それらを踏まえた経営基盤強化に向けた各種取り組みを支援する仕組みづくりをサポート

サステナブル経営をトータルにサポートする「ESG・統合報告書コンサルティング」

**コンサルティング例**

**ESGアドバイザリーサービス** 経営への統合

資本市場におけるESG投資の最新動向やESGを重視する投資家の視点を踏まえ、ESG関連の取り組みにおける課題の整理や、ESGテーマの経営への統合等、経営基盤強化や高度化に向けた取り組みを支援します。

**統合報告書作成支援サービス** 経営への統合 情報開示

長年のESG投資実務で培われた投資家としての視点とサステナビリティ経営推進における豊富な実務経験を踏まえ、価値創造プロセスの策定やマテリアリティの特定、統合報告書の全体構成やコンテンツに対するアドバイス等、統合報告書の作成を強力に支援します。

**統合報告書レビューサービス** 情報開示

投資家としての知見とサステナビリティ経営推進における知見を踏まえ、お客さまの統合報告書等のレポートのレビューを行い、次年度以降のブラッシュアップに向けた改善案を提示します。

**大口株主のESG動向調査** エンゲージメント

大口株主のESGの取組動向を調査し、発行体企業への影響を分析するとともに、健全な対話基盤構築を支援します。

**海外投資家向けESG-IR支援サービス** エンゲージメント

ESG-IR活動に向けた投資家ターゲティングから面談アレンジまでトータルで支援します。

**ガバナンスサポートプログラム** 経営への統合

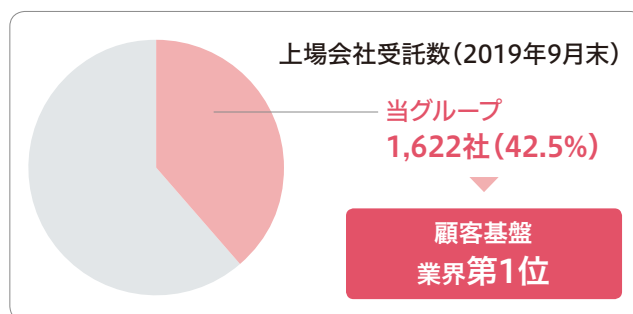
ガバナンスに関して最新情報や企業の交流の場を提供し、取締役会の機能向上のための取締役会実効性評価を行うことを通じて、企業の自律的なガバナンス向上を支援します。

|          |                                                                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報提供     | <ul style="list-style-type: none"> <li>役員や、サステナブル経営事務局への勉強会</li> </ul>                                       |
| 分析・評価    | <ul style="list-style-type: none"> <li>ESG評価機関の評価に基づき、ESGの取り組みにおける課題を分析</li> <li>ベンチマーク企業との比較分析</li> </ul>   |
| 取組改善支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>マテリアリティ特定プロセスをサポート</li> <li>マテリアリティ・マネジメント実践の支援(経営強化の提案含む)</li> </ul> |
| 開示       | <ul style="list-style-type: none"> <li>非財務情報開示のフレームワーク構築をサポート</li> <li>統合報告書の構成およびコンテンツに関するアドバイス</li> </ul>  |
| エンゲージメント | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外機関投資家との対話をサポート</li> </ul>                                          |

## 証券代行事業におけるガバナンスコンサルティング

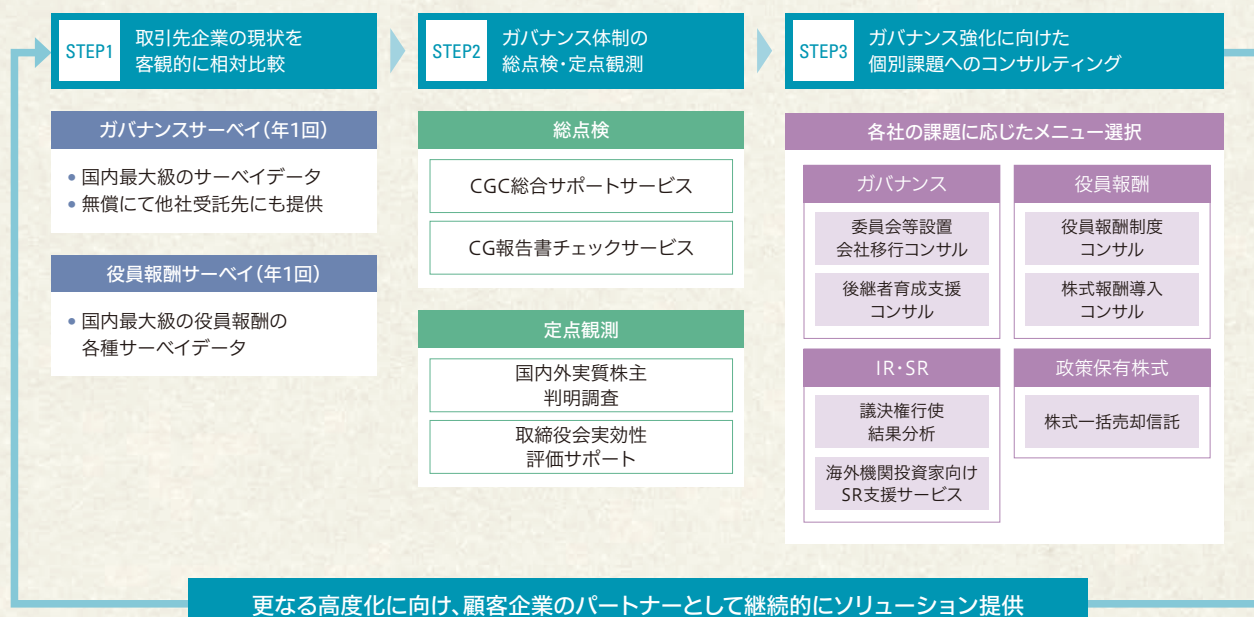
日本のコーポレートガバナンス改革は、スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードの導入・改訂を経て、企業・投資家双方によるガバナンス強化を進展させています。各企業は、改訂されたコードや各種ガイドライン／ガイダンスを踏まえ、「形式」から「実質」への取り組みが求められています。当グループの証券代行事業は、業界トップの顧客基盤を生かした「ガバナンスサーベイ」「役員報酬サーベイ」を切り口に、ガバナンス強化のソリューションをご提供しています。

3年目を迎える「ガバナンスサーベイ」は国内最大級となる約1,500社に参加いただきました。全上場企業の4割以上となる参加企業の企業分布は、全上場企業の分布に相似する国内最大級のガバナンス調査であり、伊藤邦雄教授による監修、実質的取組状況を指数化したガバナンスINDEXデータと比較したデータをご提供するという特徴を有しています。同じく3年目を迎える「役員報酬サーベイ」はデロイト・トーマツコンサルティングとの協働で実



施、こちらも国内最大級の参加企業(1万人超の役員報酬データ)、企業属性ごとの分析を行うとともに、報酬水準に加えて報酬ポリシー等の決定方針を深掘り、報酬体系や報酬委員会の運営実務の調査も実施しています。当グループでは、このガバナンス・役員報酬サーベイを切り口に、企業ごとの課題を洗い出し、最適なソリューションを提供、さらなるガバナンス高度化に向け、顧客企業のパートナーとして継続的・多面的にサポートをしています。

### 当グループの提供するソリューションのPDCA



当グループでは、ガバナンスコンサルティングを顧客企業の経営陣との密接なコミュニケーション機会と捉え、対話を重ねています。これにより経営陣が抱えるガバナンス領域にとどまらない幅広い経営課題を捕捉し、さらなるソリューションをご提供しています。

たとえば、M&Aアドバイザリーや事業承継支援、不動産仲介・有効活用、企業年金制度の導入・変更支援、ウエルス・マネジメントなど、トータルソリューションをご提供できるのが当グループの強みです。



## お客さまの篤志を社会貢献につなげるソリューションサービス

### 公益信託

公益信託は、個人が公益活動のために財産を提供する場合や、法人が利益の一部を社会に還元する場合に、信託銀行に財産を信託し、信託銀行があらかじめ定められた目的に従って財産を管理・運用して公益活動を行う制度で、奨学金の支給や自然環境保護活動への助成、国際協力・国際交流促進など、幅広い分野で活用されています。

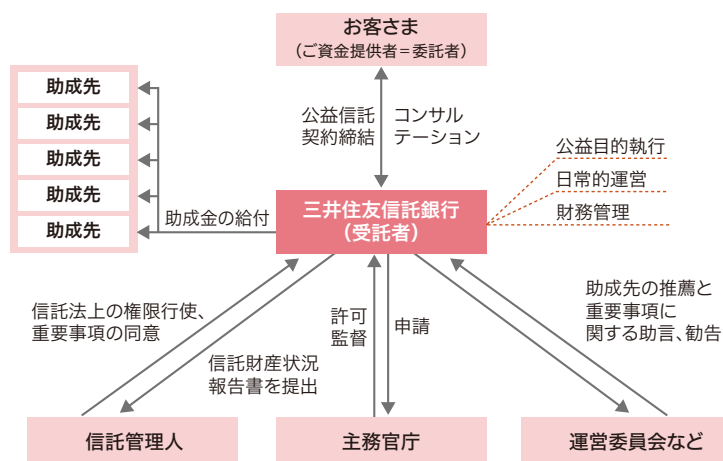
公益信託は、設定されるお客さま（委託者）の名前を冠することで、そのお志が末永く記念され多くの方々に顕彰されることが可能です。また、お客さまのご趣旨に沿った社会公益に役立てるため、どのような「公益」目的のため

に、どのような助成事業を行うのかなど、ご趣旨に合わせてオーダーメイドの公益信託を設定することができます。助成（奨学金）金額や件数、対象地域・条件などのご希望も反映することができます。

三井住友信託銀行は、1977年に公益信託第1号を受託して以来、受託件数を着実に増加させており、さまざまな公益分野で助成事業を行っています。

2019年3月現在、公益信託の受託は187件313億円となり、2018年度は計12.6億円を計2,788団体（個人含む）に助成金として給付し、ご活用いただきました。

### 公益信託の仕組み



### 公益信託の信託目的別一覧(2019年3月現在)

| 分類          | 件数  |
|-------------|-----|
| 奨学金支給       | 70  |
| 自然科学研究助成    | 35  |
| 人文科学研究助成    | 4   |
| 教育振興        | 18  |
| 社会福祉        | 9   |
| 芸術・文化振興     | 9   |
| 動植物の保護繁殖    | 1   |
| 自然環境の保全     | 6   |
| 都市環境の整備・保全  | 18  |
| 国際協力・国際交流促進 | 12  |
| その他         | 5   |
| 総計          | 187 |

#### TOPIC

### サントリー世界愛鳥基金

「サントリー世界愛鳥基金」は、サントリーホールディングス株式会社により、愛鳥活動の充実を図るために1990年に設立されました。設立以来、29年にわたって国内外のさまざまな鳥類保護活動を支援しています。近年は、「鳥類保護団体への活動助成部門」「地域愛鳥活動助成部門」「水辺の大型鳥類保護部門」の3部門を募集し、国内外のNGO等に対し、毎年約4,000万円程の助成を行っています。



春の多摩川の土手で野鳥を観察する小学2年生児童

#### TOPIC

### ENEOS水素基金

ENEOS水素基金は、JXTGエネルギー株式会社様の委託により、地球環境と調和したエネルギーである水素の供給に関する基礎研究への助成を行い、水素エネルギー社会の実現に貢献することを目的として2006年に設立されました。

当基金は、1件につき最大1,000万円の助成を行う我が国でも最大規模のものとなっており、毎年、助成が決定した研究者と前年度に助成を受けた研究者を招き、授賞式と研究成果報告会を開催しています。



## 社会貢献寄付信託

三井住友信託銀行は、社会貢献活動に取り組む公益法人などへの寄付を目的とする「社会貢献寄付信託」（愛称：明日へのかけはし）を取り扱っています。本商品を通じ、お

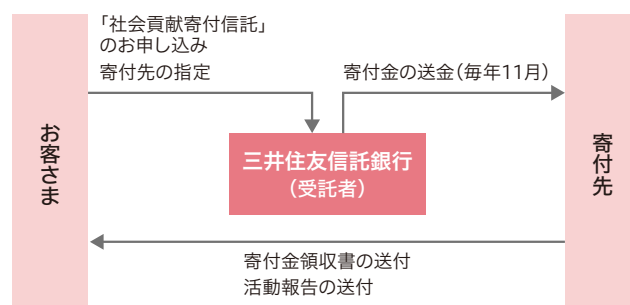
### 寄付先一覧(2019年8月14日現在)

|            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 環境         | 公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン (WWFジャパン) |
| 環境         | 公益財団法人 日本生態系協会                |
| 教育         | 公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟             |
| 医療         | 公益財団法人 日本対がん協会                |
| 医療         | 京都大学 iPS細胞研究所                 |
| 医療         | 特定非営利活動法人 国境なき医師団日本           |
| 社会福祉       | 公益財団法人 日本盲導犬協会                |
| 学術         | 公益財団法人 国際科学技術財団               |
| 文化         | 独立行政法人 日本芸術文化振興会              |
| 災害復興支援     | 社会福祉法人 中央共同募金会                |
| 子ども支援      | 公益財団法人 日本財団                   |
| 障がい者スポーツ支援 | 公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本         |
| 人道支援       | 特定非営利活動法人 国連UNHCR協会           |

客さまは、三井住友信託銀行が提示する寄付先一覧から団体を選び、毎年1回、当初信託元本の5分の1を寄付することができます（毎年、寄付先を変更することも可能です）。寄付先からは、寄付金の活用実績や活動内容の報告書が送られます。

三井住友信託銀行は、社会貢献寄付信託を通じ環境だけでなく、教育、医療、学術、文化など多様なテーマにおける活動を支援します。

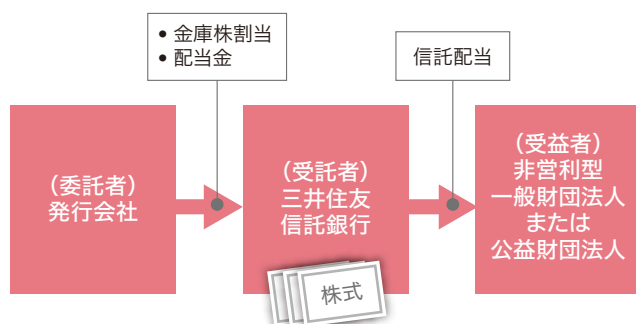
### 社会貢献寄付信託の仕組み



## 自己株式を活用した社会貢献スキーム

三井住友信託銀行は、自己株式(金庫株)を保有する企業が、社会貢献のために配当金を公益団体等に寄付する信託スキームを取り扱っています。

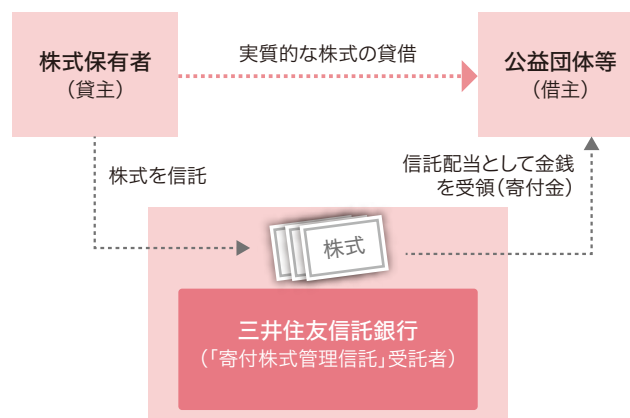
三井住友信託銀行は、2014年度よりトヨタ自動車さま(委託者)とトヨタ・モビリティ基金さま(受益者)との間で、本スキームの取り組みを開始しました。配当金は新興国・途上国でのモビリティ格差の解消、自動車産業の健全な発展に資する活動、先進国での最先端の技術・システムの研究等に活用されます。



## 寄付株式管理信託

三井住友信託銀行は寄付株式管理信託を取り扱っています。これは信託を活用し、保有株式を公益団体等に無償で貸与していただき、その配当金を非課税扱いで借主が受領することで、継続的な支援を実現するスキームです。

三井住友信託銀行は、2014年度より借主として京都大学iPS細胞研究所さまを指定する取り組みを開始しました。



※株式の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)」となります。

## TOPIC

## 京都大学iPS細胞研究所(CiRA)

iPS細胞研究所(Center for iPS Cell Research and Application: CiRA)は、世界初のiPS細胞に特化した先駆的な中核研究機関です。2012年にノーベル生理学・医学賞を受賞した山中伸弥教授が所長を務め、より有効な治療法を心待ちにしている患者さんのもとにiPS細胞技術を届けることを目的としています。

山中教授は常々、所属される米国の研究所が個人や企業から多くの寄付を受けており、それが研究所の安定した運営につながっていると指摘されています。三井住友信託銀行は、その趣旨に賛同し、CiRAを「社会貢献寄付信託」の支援先に指定させていただいています。



ヒトiPS細胞

## 特定寄附信託

三井住友信託銀行は「特定寄附信託」を取り扱っています。これは2011年度税制改正によって新たに創設された制度に基づく信託で、運用収益が非課税となり、信託元本と合わせて寄附することができます。寄附先は、三井住友

信託銀行が提示する「寄附先一覧」以外の団体を指定することも可能で、ご指定いただいた寄附先に5年または10年にわたり定期的に寄附を行います。

## 事業と一体となった社会貢献

## 財産を社会へ役立てるために

三井住友信託銀行では、ご自身の財産を社会・公益のために役立てたい方のために、遺言信託の機能による遺贈寄付のお手伝いをしています。

その一環として2019年11月、三井住友信託銀行は、社会貢献活動の現場の声や、遺贈寄付に係る留意点などに関す

る情報提供を目的として、複数の社会貢献団体をゲストに招いたトークセッション付きの特別セミナーを開催しました。

本セミナーでは、日本における社会貢献活動の全体像や、より確実で安心いただける寄付の仕方などについて事例を交えお伝えし、参加者の方に大変ご好評をいただきました。

## プログラム

| テーマ                               | 講師・ゲスト                                                                 |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 社会貢献団体の現状と今後の展望                   | 認定NPO法人サービスグラント<br>代表理事 嵯峨 生馬氏                                         |
| トークセッション<br>「だれかの困りごとに向き合う」という生き方 | NPO法人ファミリーハウス<br>理事・事務局長 植田 洋子氏<br>NPO法人Dカフェまちづくりネットワーク<br>代表理事 竹内 弘道氏 |
| 遺言による寄付のメリット・留意点と具体的事例            | 三井住友信託銀行日本橋営業部<br>フェロー主管財務コンサルタント 稲熊 里志、植木 敏晴                          |

ゲストと  
活動内容

**NPO法人ファミリーハウス**：難病を患う子どもが高度先進医療を受ける際、親や家族が滞在できる施設「ファミリーハウス」を約30年前に創設。小児がんなど長期の闘病を強いられる患者の家族らの精神的・経済的負担の軽減を目指しています。近年は、子どもが家族と一緒に滞在できる施設の運営などを進めています。

**NPO法人Dカフェまちづくりネットワーク**：Dカフェとは、認知症(Dementia)のことを話し合う場として、介護の経験者たちが運営する「認知症カフェ」です。認知症の人とそのご家族、医療や介護の現場で働く人、認知症に関心を持つだれもが参加できる場として目黒区内に多拠点展開をしています。(2019年4月現在10カ所)



# 金融機能を生かした 気候変動問題への対応

今、世界で最も深刻な環境問題は気候変動問題です。気候変動は異常気象や海面の上昇等を通じて既に人の生活や経済活動にさまざまな影響を及ぼしています。また、その影響は途上国や弱者に対してより悪影響を及ぼし、格差や貧困等の社会的課題の原因となっています。

一方で、気候変動に対する緩和や適応の対策は、自然資本を豊かにすることによって人に対する生態系サービスの向上につながり、投資の促進や技術革新による社会システムの移行によって経済的な成長を生み出します。地球の持続可能性はCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロの社会をいかに早く達成するかにかかっています。

気候変動に対してレジリエントな社会を追求する過程は、貧困撲滅と不公平の是正を通じて、持続可能な社会の構築に通じるものと期待されます。

## 実現に向けた課題

- 2050年より十分早い時期にCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを実現する脱炭素社会の構築
- 社会システムの急激な移行に伴い発生するリスクと機会の可視化
- 気候変動に対応したセクターを越えたビジネスモデルの構築
- 気候変動の適応と緩和に資する金融取引の拡大

## 課題解決のための取り組み

- 金融、信託、不動産の機能を活用した脱炭素社会の構築に向けたソリューションを提供する。
- 投融資を通じて、再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの推進に資金供給する。
- 気候変動に関心の高い投資家の運用ニーズに応える金融商品を提供する。
- 不動産、都市における気候変動対策を金融や環境性能評価で推進する。
- 責任銀行原則に則った気候変動へのインパクトを重視したファイナンスの普及拡大。
- 責任ある機関投資家として、気候変動に関するスチュワードシップ活動を推進する。
- 気候変動に関連する情報開示を向上させる。

## 課題解決に向け設定した目標、KPI

|          | 2018/2019実績                        |                | 2019/2020目標                    |
|----------|------------------------------------|----------------|--------------------------------|
| 気候変動の緩和  | 石炭火力発電には原則取り組まない                   | インパクトファイナンスの推進 | ポジティブ・インパクト・ファイナンス10件          |
|          | 再生可能エネルギーファイナンス<br>累計145件、15,140MW | 気候変動の緩和        | 再生可能エネルギーファイナンス<br>国内外でさらに積み上げ |
| 気候関連情報開示 | TCFDプロジェクトチームの<br>立ち上げ             | 気候関連情報開示       | シナリオ分析の取り組み等<br>TCFDの対応高度化     |



## ガバナンス

### 三井住友トラスト・グループの気候変動ガバナンス

当グループでは、気候変動問題への対応が、当グループの企業価値と持続可能な社会の構築との双方にとって重要な課題であると認識しており、気候変動問題の解決に資するソリューション事業を展開していきます。

#### 気候変動に関連する重要な課題(マテリアリティ)

当グループは金融機関として、当グループの投資、融資などの対象である企業やプロジェクトによって生じる気候変動の影響を低減させること、当グループの事業活動に起因するCO<sub>2</sub>排出量を削減することを経営上の重要課題と認識しています。

また、気候変動問題に対して、信託の機能を活用して解決に貢献することで当グループのビジネス機会を拡大することも重要課題として認識しています。

#### 気候変動問題に関連する 当グループのマテリアリティ項目

- 投融資先の環境・社会への影響に対する配慮
- サステナビリティをテーマとしたビジネス機会の追求
- 気候変動
- リスク管理とレジリエンス(復元力)

#### 気候変動対応行動指針

##### 1. 気候変動の緩和等に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、気候変動の緩和やその適応に向けた活動の支援に努めます。

##### 2. 商品・サービスの提供

私たちは、金融機能を通じた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

##### 3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、気候変動への対応に努めます。

##### 4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と気候変動への対応に向けた教育・研修に努めます。

##### 5. 情報公開

私たちは、気候変動への対応状況を積極的に開示します。

#### 気候変動に関連するマテリアリティ・マネジメント

当グループでは、マテリアリティに特定されている気候変動に関連する課題に対して、インターナル・エンゲージメントを通じて、取り組みの改善、情報開示の向上に努めます。

#### マテリアリティの特定と活用

##### STEP1

##### マテリアリティの 特定対象を抽出

長期的な視点で企業価値を追求するESG投資家の視点を重視。GRI、SASBなどの報告書ガイドラインをベースに、投資家に情報を提供する主要なESG調査会社(MSCI、FTSE、SAM等)が重視する銀行のマテリアリティ項目を抽出。

##### STEP2

##### ステークホルダーへの ヒアリング

STEP1で特定した項目を「中長期的な企業価値への影響」と「ステークホルダーに与える影響」の二つの観点から評価(影響の大きさを5段階評価)。前者は社外役員全員と社内関係部署、後者は社外役員と社外有識者が評価。

##### STEP3

##### マテリアリティマップを 作成

STEP2で算定したポイントを、二つの評価の観点(横軸・縦軸)にした散布図(マテリアリティマップ)上にプロット。「最もマテリアリティの高い領域」項目を最重要視すべきESG問題と位置付ける。2015年に経営会議で決議および取締役会に報告。2017年から取締役会の諮問委員会「リスク委員会」が適切性等を検討し、答申を行う。

##### STEP4

##### インターナル・ エンゲージメントの実施

高いマテリアリティ項目の中から投資家の関心の高いテーマで、当グループの取り組みに課題があると思われるものについて、サステナビリティ推進室が関係部署への対話(エンゲージメント)を行う。取り組み状況については、経営会議・取締役会に報告。

##### STEP5

##### 長期的な企業価値 向上に向けた取り組み

取締役会はリスク委員会の答申、インターナル・エンゲージメントの報告等を受け、今後の方向性などについて多面的に議論する。当グループのコーポレートガバナンス基本方針(第3条-4)「取締役会が取り組むべきサステナビリティをめぐる環境・社会的な課題」に対応するものとの位置付け。

#### 気候変動に関連するインターナル・エンゲージメントの成果

- プロジェクトファイナンスにおける赤道原則の採択
- 石炭火力発電プロジェクトファイナンスに関する融資方針の策定
- TCFDプロジェクトチームの立ち上げ



## 戦略

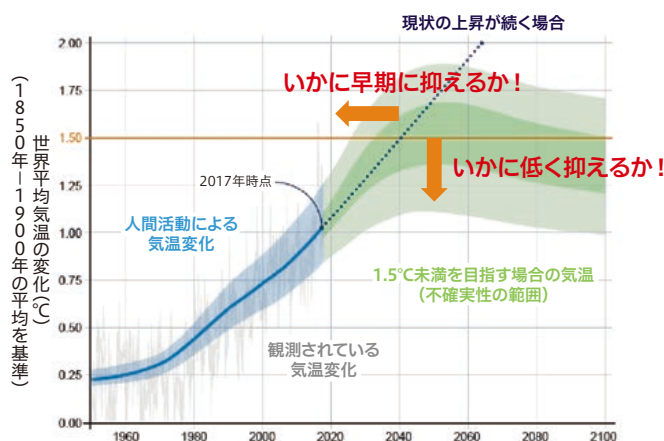
### 1.5℃未満を目指して

#### パリ協定と1.5℃特別報告書

2016年11月に発効した「パリ協定」では、持続可能性を確保するために「地球の平均気温の上昇を産業革命以前から2℃より十分下方に抑え(2℃目標)、さらには1.5℃に抑える努力をすること」を国際的に合意しました。世界は

低炭素社会から脱炭素社会へのさらなる転換を図ることとなりました。

2018年10月に気候変動に関する国際間パネル(IPCC)より、1.5℃特別報告書が公表されました。報告書では、持続可能性の確保と貧困の撲滅のために、温室効果ガスの正味排出量ゼロの時代をいかに早く実現する必要があるかを示しています。



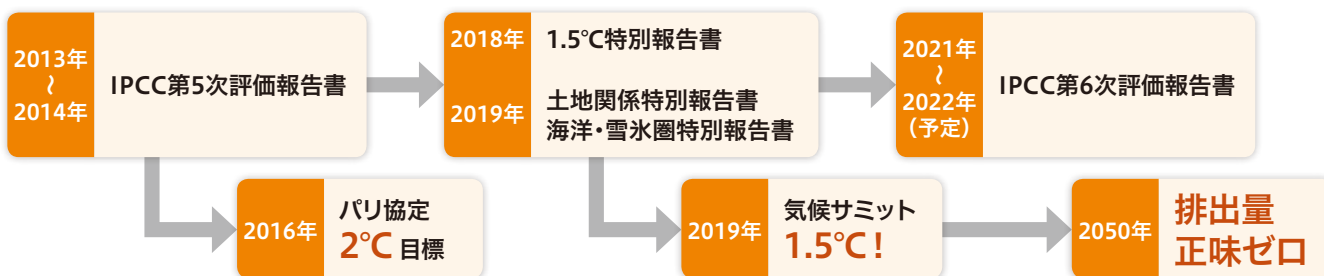
出典: IPCC Special Report on Global Warming of 1.5℃  
Frequently Asked Questionsに加筆

#### 【1.5℃特別報告書要旨】

- 地球の平均気温は産業革命前より既に1℃上昇しており、現在の排出ペースでは2040年に1.5℃上昇する。
- 現状の1℃上昇でも影響は深刻だが、1.5℃上昇すると悪影響が増し、2℃上昇ではさらに多大になる。
- 温暖化は異常気象、海面上昇などを通じて、生態系、人間に大きな影響を及ぼす。
- 対応が遅れると、さらに多くの対策を必要とする。
- 1.5℃未満を目指すことで、SDGsの目標達成にも好影響を及ぼす。

1.5℃特別報告書の公表後の2019年に、IPCCからは「土地関係特別報告書」と「海洋・雪氷圏特別報告書」が公表され、さらに気候変動による影響が深刻であることが報告されました。これらを受け、2019年9月に国連で開

催された気候サミットでは、国連事務総長が気温上昇を1.5℃に抑える意思表明を各国に要請、65カ国が2050年までに温室効果ガス排出量を正味ゼロにすることを宣誓しました。



#### IPCC特別土地報告書

- 産業革命前に比べ、2006～2015年の世界の気温は平均で0.87℃上昇し、陸域は平均1.53℃上昇している。
- 気候変動は生計、生物多様性、人の健康、インフラ、食料システムなどに影響を及ぼしており、既存のリスクをさらに悪化させる。
- 適応には障壁が存在し、土地に関連する対応による緩和への貢献には限界がある。
- 持続可能な土地管理や森林管理は、気候変動が土地の劣化に及ぼす悪い影響を覆しうる。

#### IPCC海洋・雪氷圏特別報告書

- 世界全体の海洋は、1970年よりほぼ弱まることなく昇温しており、1993年より昇温速度が2倍を超えて加速し、海洋熱波は1982年から頻度が2倍になり、強度が増加している。
- 海洋のCO<sub>2</sub>吸収により、海面の酸性化が進行しており、生態系に悪影響を及ぼしている。
- グリーンランドおよび南極の氷床の消失、海洋の熱膨張と合わさって、100年に一度の極端な水位上昇が熱帯では1年に一度以上起こると予測される。



## 気候変動に関連するリスクとチャンス

気候変動問題に関して、金融機関は自社の事業活動に起因する直接的な影響にとどまらず、投融資先の企業やプロジェクトに起因する間接的な影響についてより多くの責

務を負っているといえます。また、ビジネスモデルに脱炭素社会への移行を組み込むことが企業の成長戦略において重要な要素となります。

### 気候変動に関連するリスク

| リスクのカテゴリー※ | リスクの概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 気候変動に関連するリスクの特徴                                                                                                                                                                                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 移行リスク      | <ul style="list-style-type: none"> <li>規制強化や技術革新が産業や企業に影響し、当グループの貸出資産や保有株式等の価値が毀損するリスク。</li> <li>2℃目標達成に向けた規制対応がビジネスモデルや企業戦略に影響を及ぼすリスク。</li> <li>カーボンプライシングが市場経済、多国間の経済競争力に影響を及ぼすリスク。</li> <li>財やサービスの調達において気候変動問題に対する配慮が要請されるリスク。</li> <li>市場が低炭素志向となることで商品・サービスの需給関係、企業業績が変化するリスク。</li> <li>気候変動に関する取り組みや情報開示が不十分とされる評判リスク。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>投融資先の企業やプロジェクトの活動に起因して間接的に影響を及ぼすリスクの回避・低減に対する社会的な期待が大きい。</li> <li>気候変動リスクはサプライチェーン全体に影響を及ぼすため、投融資先のサプライチェーン上流側のリスクマネジメントが重要となる。</li> <li>定量的なリスク評価手法の確立が課題である。</li> </ul> |
| 物理的リスク     | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会インフラや当グループの資産が自然災害で被害を受け事業継続が困難になるリスク。</li> <li>投融資先の資産が自然災害等により被害を受けるリスク。</li> <li>気候変動が土地利用、資源調達、一次産業の生産性等に影響を及ぼすリスク。</li> <li>温暖化の進行で熱中症、パンデミックリスク等の発生確率が高まるリスク。</li> </ul>                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                  |

### 気候変動に関連するビジネスチャンス

| ビジネスチャンスのカテゴリー※               | ビジネスチャンスの概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 気候変動に関連するビジネスチャンスの特徴                                                                                                                                                |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資源効率、エネルギー源、製品・サービス、市場、回復力の機会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動の緩和に貢献する企業、プロジェクトに対するファイナンス、アドバイザリー等のビジネス機会が増加する。</li> <li>再生可能エネルギーの普及等、社会インフラの転換が中長期的な収益機会となる。</li> <li>気候変動の適応力向上のため、インフラ整備、技術開発に対するファイナンス機会が増大する。</li> <li>気候変動問題に貢献する金融機関として社会的な評価がビジネス機会の増大につながる。</li> <li>気候変動に対する社会的関心が環境配慮型の当グループの金融商品の販売に寄与する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー、交通等の社会システムの転換を推進する気候変動関連ビジネスが経済の主流となる。</li> <li>再生可能エネルギーの普及拡大等、中長期にわたる社会インフラの転換が当グループの中長期の安定した収益機会の拡大に資する。</li> </ul> |

※TCFD提言による区分

## TCFD提言への対応

金融安定理事会は、気候変動を金融に対するリスクとして認識し、2017年6月にTCFD提言を公表し、企業に対して、より一層の透明性の高い気候変動関連の情報開示を求めました。金融業界は自らの事業活動に起因する温室効果ガス排出量のみならず、投融資先の企業やプロジェクトに起因する気候変動の影響をモニタリング、情報開示し、リスクマネジメントを徹底することが要求されています。

三井住友トラスト・ホールディングスは、TCFD提言に対する支持表明を行っており、2019年5月に設立されたTCFDコンソーシアムに参加しています。経営企画担当役員を責任者としてTCFD対応推進プロジェクトチーム（TCFD PT）を立ち上げ、TCFD提言への対応を加速させています。

## 三井住友信託銀行の炭素関連資産の状況

移行リスクによって与信先が影響を受ける可能性を踏まえ、TCFDの定義に基づき計測した炭素関連資産エクスポージャー※は貸出金の5.6%（2019年3月末時点）にあたります。

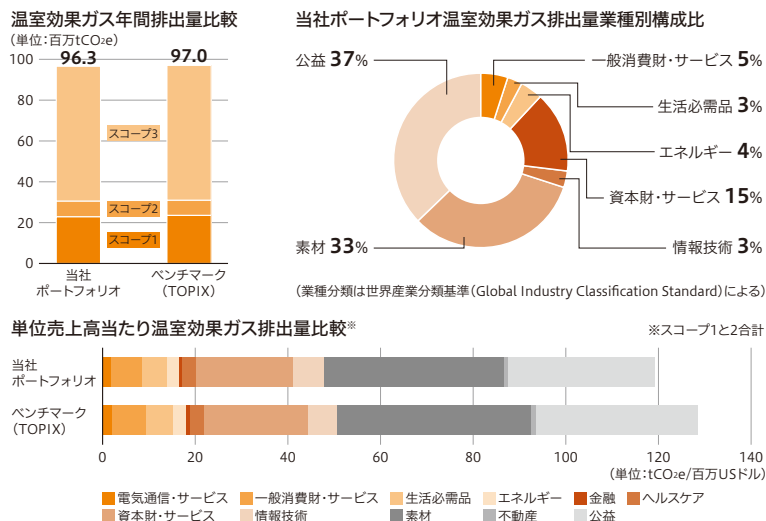
物理的リスクを含む気候変動リスクが与信ポートフォリオに与える影響を把握するため、気候変動シナリオ分析に着手しました。

※GICS（世界産業分類基準）における「エネルギー」「ユーティリティ」が対象。ただし水道、独立発電事業者、再生可能エネルギー発電事業者は除く。三井住友信託銀行および泰国三井住友信託銀行合算ベース

## 三井住友トラスト・アセットマネジメントの気候関連ポートフォリオ分析

三井住友トラスト・アセットマネジメントでは、気候変動に対するポートフォリオのリスクを各資産クラス別に評価し、運用資産全体での評価をしていく方針です。評価方法は、ポートフォリオの保有銘柄の開示・実績値に基づいた①定点分析と、②今後の気候変動に関するシナリオに基づく移行経路分析を行うことにしており、それをエンゲージメント活動などに活用していきます。

### 三井住友トラスト・アセットマネジメントの気候関連ポートフォリオの定点分析

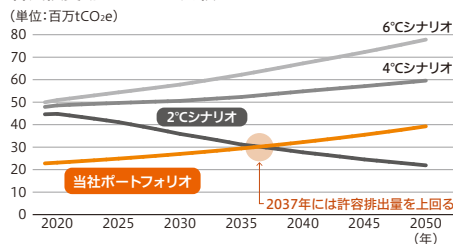


三井住友トラスト・アセットマネジメントが運用する国内株式ポートフォリオ全体について2019年6月末時点における温室効果ガス排出量などの状況把握を投資先企業の開示情報などをもとに試算しました。全投資先企業の温室効果ガス排出量の合計は96.3百万tCO<sub>2</sub>eとなっており、ベンチマーク (TOPIX) と同じ銘柄・構成比で同じ金額規模のポートフォリオを組成した場合の総排出量を若干ながら下回っています。

業種別排出量では、公益や素材セクターが全体の7割を占めています。ポートフォリオの単位売上高当たり排出量でもこれら2業種の寄与度は6割弱に達していることが特徴的です。

### 三井住友トラスト・アセットマネジメントの気候関連ポートフォリオの移行経路分析

ポートフォリオが排出する温室効果ガス水準の将来推計と各気候変動シナリオの比較

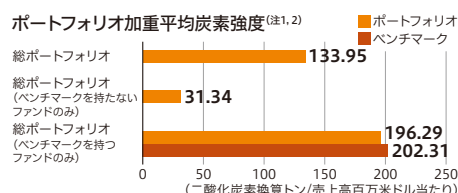


※詳細は「三井住友トラスト・アセットマネジメント STEWARDSHIP REPORT 2019/2020」をご参照ください。

今後の気候変動シナリオに対してポートフォリオの気候変動リスクがどのように変化するかを評価するのが移行経路分析です。ポートフォリオが排出する温室効果ガス水準の将来推計と、気候変動シナリオに基づき算出される排出計画量 (カーボン・バジェット) の推移を比較し、ポートフォリオのシナリオへの対応力 (レジリエンス) を時系列的に評価しました。具体的にはパリ合意の水準である2°Cシナリオに加え4°Cシナリオ、6°Cシナリオとの比較を行いました。現状を前提とした場合、ポートフォリオの排出量は2037年には2°Cシナリオで許容される排出量に達し、その後はそれを上回ってしまう可能性が高いことを確認しました。

## 日興アセットマネジメントの気候関連ポートフォリオ分析

### 日興アセットマネジメントのポートフォリオ加重平均炭素強度



(注1) 報告されたポートフォリオの運用資産残高 (AUM) は、当社のコアなアクティブ戦略の68%を対象としています  
(注2) 数値はMSCI ESGリサーチが算出したものです。数値は、企業開示情報および/またはMSCI ESGリサーチの推定値から算出することも可能です

※詳細は「日興アセットマネジメントTCFD報告書2018」をご参照ください。

日興アセットマネジメントの株式アクティブ戦略の運用資産残高の68%を対象とした総ポートフォリオの加重平均炭素強度は、売上高百万米ドル当たり133.95t-CO<sub>2</sub>です。この総ポートフォリオには、ベンチマークを持つファンドおよび持たないファンドの両方が含まれます。ベンチマークを持つファンドだけからなる総ポートフォリオで算出した場合、総加重平均炭素強度は売上高百万米ドル当たり196.29t-CO<sub>2</sub>となり、ベンチマーク全体を3.0%下回ります。ベンチマークを持たないファンドの総ポートフォリオでは、同31.34t-CO<sub>2</sub>となっています。

# リスクマネジメント

## 投資における気候変動リスクマネジメント

三井住友トラスト・アセットマネジメント(SMTAM)と日興アセットマネジメント(日興AM)は、基本方針として、委託者・顧客からの特段の指図がない限り、特定の銘柄を投資対象から一律に除外することはありません。エンゲージメントや議決権行使などを通じたスチュワードシップ活動によって、気候変動情報の開示の促進や気候変動問題への具体的な対応を促し、投資先企業ひいては市場全体のサステナビリティ向上につなげていく方針です。



## Climate Action 100+への参画

SMTAMと日興AMは、2017年12月の気候変動サミット(One Planet Summit)においてPRIと世界各地の機関投資家団体が主導して設立した「Climate Action 100+」

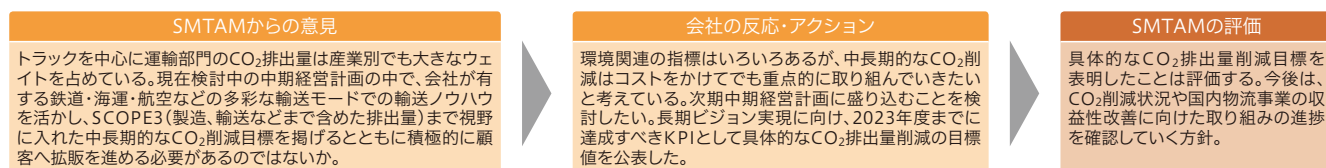
に参画しています。この枠組みのもと、世界で温室効果ガス排出量の多い100社をリストアップし、各機関が協働してエンゲージメントを実施しています。

## 気候変動に関するエンゲージメントの事例(SMTAM)

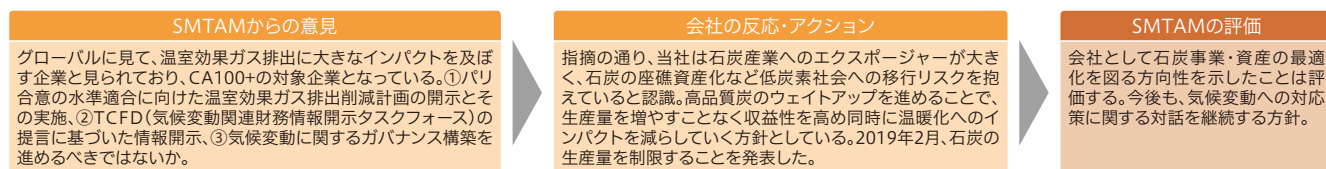
2019年8月にはリード・マネージャーとしてPTT(タイ石油開発公社)に、同9月には協働マネージャーとしてPOSCO(韓国・鉄鋼)、KEPCO(韓国・電力会社)に対してエンゲージメントを実施しました。また、同10月にはCALSTRS(カ

リフォルニア州教職員退職年金基金)およびCalPERS(カリフォルニア州教職員退職年金基金)と協働し、日本の大手製造業3社に対するエンゲージメントを実施しました。

### 国内事例：非製造業A社 温室効果ガス削減



### グローバル事例：資源採掘企業B社(欧州) 温室効果ガス削減



## 投資プロセスにおいて気候変動を考慮した事例(日興AM)

- 例1** 北米の総合エネルギー会社の場合：環境管理においてオイルサンド業界トップクラスであったものの、同社の株価水準には予想される規制上の負担が反映されていないと見られたことから、割引率が押し上げられた水準にあり、長期的なアルファ・スコアが低下していると評価しました。
- 例2** 豪州の電力セクターにおける座礁資産リスクについて：上場企業社に焦点を当て、政策設定および技術の進歩によって異なるさまざまなシナリオにおけるバリュエーションへの影響などを分析しました。
- 例3** 中国政府のイニシアティブに大きく左右される環境であることを踏まえ、当社では中長期的に政策の恩恵を受けることができる有利な立場にある企業を綿密にモニター・分析しています。例えば、中国では、大気環境問題に対処するための石炭からガスへの転換や、「中国製造」計画の中で掲げる電気自動車への移行など、さまざまな取り組みが実施されています。
- 例4** 日本の機械メーカーで鉱山機械を製造している会社の場合：同社にとっての気候変動関連リスクとして今後の石炭産業と(関連資産の)座礁資産の動向を注意深く監視しています。当社では、同社の経営陣と定期的にエンゲージメントを実施してきており、経営陣が気候変動などのさまざまなリスクを認識し、常に収益改善のための経営判断を行っているなど、同社が重大な気候変動リスクを適切に管理していることを評価しています。



## 融資における気候変動リスクマネジメント

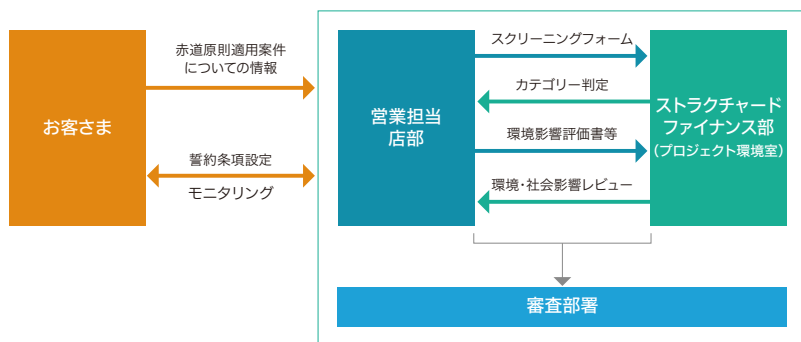
### 赤道原則

三井住友トラスト・グループは、サステナビリティに関する重要課題（マテリアリティ）として「投融資先の環境・社会への影響に対する配慮」を特定しており、プロジェクトファイナンスの与信判断プロセスに赤道原則に基づくリスクマネジメントの手順を組み込み、対象プロジェクトが自然環境や地域社会に与える影響に十分配慮されていることを確認しています。2018年度（2018年4月1日～2019年3月31日）に赤道原則を適用した案件は22件です。

2019年11月の赤道原則協会総会で赤道原則の第四次

改訂が採択されました。先進国における先住民族に対する配慮の強化、リファイナンスなどへの適用対象取引の一部拡大のほか、相当程度以上の影響が考えられる場合に物理的リスク分析を実施すること、年間温室効果ガス排出量が10万t-CO<sub>2</sub>超のプロジェクトの場合に、代替案の検討に加えTCFDにおける移行リスク分析を実施することがデュー・デリジェンス項目に追加され、気候変動への取り組みが強化されました。

### 環境・社会配慮評価の体制とプロセス



【適用プロセス】環境・社会配慮の評価手順を定めた社内運営ルールに従い、赤道原則所管部署が個別のプロジェクトに関する環境・社会影響の評価を実施しています。

【環境・社会影響レビューの実施】プロジェクトの所在国や業種に応じて、事業者によるプロジェクトの環境・社会に配慮する対応が、赤道原則が求める水準を満たしているか否かをレビューした上で、総合的なリスク判断をします。

【モニタリング】重要な項目を遵守する旨を融資契約書に反映させており、それらの重要項目の遵守状況を報告書などによって定期的に確認しています。

【社内研修】営業、評価、審査等に携わる関係部門を対象に定期的な研修を実施し、社内運営の理解や環境・社会配慮の意識向上に努めています。

## 気候変動に関連するセクターポリシー

### 石炭火力発電に対するプロジェクトファイナンス

三井住友信託銀行は、国際社会の重要な課題である気候変動問題において相対的にCO<sub>2</sub>の排出量が多い石炭火力発電プロジェクト案件に関しては、従来から発電効率や環境負荷等へ一定の社内基準を定め、慎重に取り組み判断を行ってきました。先進国における低炭素社会の実現に向けた取り組みは金融機関にとっても重要な経営課題であることから、今般、今後新たに建設が検討される石炭火

力発電プロジェクトについては原則的に取り組まない方針としました。ただし、例外的に取り組むを検討していく場合は、OECDガイドラインやプロジェクトの発電効率性能など、より環境負荷を考慮した厳格な取り組み基準のもと、個別案件ごとの背景や特性等も総合的に勘案し、慎重な対応を行います。

### 熱帯雨林伐採や泥炭地の開発等に関するリスクマネジメント

三井住友信託銀行では、クラスター弾製造企業など社会への影響が大きい事業を推進するセクターに関するセクターポリシーを定め、負の影響を及ぼす企業やプロジェクトへの投融資を禁止したり、抑制しています。パー

ム油や森林からの原材料調達に関して熱帯雨林の違法伐採や泥炭地の開発などによって気候変動への影響が懸念されるセクターについても、2019年度中にセクターポリシーを策定する方針です。

## 指標と目標

### 三井住友トラスト・グループのCO<sub>2</sub>排出量削減の推移

三井住友信託銀行は、電力使用量の削減を通じてCO<sub>2</sub>排出量の削減に努めています。業務効率化、働き方改革により、電力使用量は大幅に削減されています。2030年以降に向けて独自の長期目標を設定する予定です。

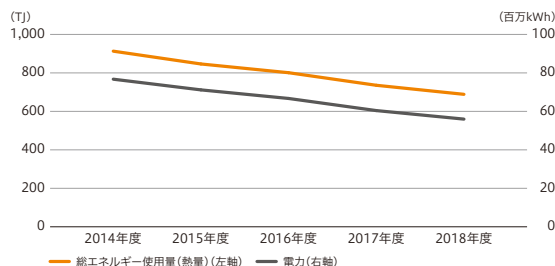
#### 三井住友信託銀行環境中長期目標

|                            |                                                                 |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| CO <sub>2</sub> 削減(電力使用削減) | 2020年度における電力使用原単位(電力使用量/延べ床面積)を2009年度比で10.5%減とする。<br>(三井住友信託銀行) |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------|

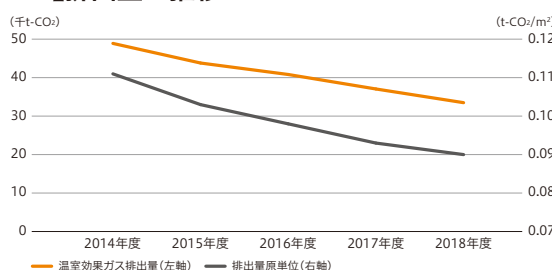
#### 電力使用原単位に関する環境中長期目標の達成状況

|         |                    | 2009年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---------|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 電力使用原単位 | kWh/m <sup>2</sup> | 213.31 | 168.14 | 161.06 | 152.60 | 151.32 |
|         | 2009年度比            | —      | -21.2% | -24.5% | -28.5% | -29.1% |

#### エネルギー使用量の推移



#### CO<sub>2</sub>排出量の推移



算定範囲: 省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)の対象となる三井住友信託銀行の国内の施設。一部の施設には三井住友トラスト・アセットマネジメントを含むグループ会社も入居。  
算定方法: 省エネ法の算定方法に準拠して算定。

## ビジネス機会

### 気候変動の緩和と適応に貢献する信託銀行グループとしての取り組み

#### インパクトを重視するファイナンス

三井住友信託銀行は、国内外の風力発電、メガソーラーに対するプロジェクトファイナンスにより、再生可能エネルギーの普及に貢献してきました。

三井住友トラスト・ホールディングスは2019年9月に発効した「責任銀行原則」の署名機関として、同原則が提

唱する、融資先の企業やプロジェクトが社会に与える影響(インパクト)を重視し、融資の意思決定にインパクト評価を反映させるポジティブ・インパクト・ファイナンスを推進していきます(詳細は17頁参照)。



#### 再生可能エネルギーの普及を促進するファイナンス

電気自動車や自動運転などのモビリティ変革、建築物や都市のゼロエミッション化、人工知能やFinTechを活用した技術革新によって社会システムが急激に変化を遂げようとしています。

その移行過程において、化石燃料の使用量削減と再生可能エネルギーの活用による電力の脱炭素化が1.5°C目標達成のカギを握っています。

三井住友トラスト・グループは、プロジェクトファイナンス、ファンド、リース、リフォームローンなど多様な形態のファイナンスを提供していきます。



※計画、建設中の案件を含む

## 気候関連グリーンファイナンス

三井住友信託銀行は、グリーンファイナンスを通じて、気候変動に資するプロジェクトを実施する事業者の資金調達をサポートするとともに、気候変動問題に関心の高いESG投資家の運用ニーズに応えるサービスの提供に努めています。

### 機関投資家向け国内再生可能エネルギー事業投資ファンド

三井住友信託銀行は、稼働済みの日本国内の太陽光発電事業の匿名組合出資等に投資するファンド「三井住友信託銀行(信託口再生可能エネルギー・ブラウン1号)」を、国内で初めて信託を活用して設立しました。再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度により長期・安定的な売電収入に裏付けられた安定的なキャッシュフローに依拠した運用商品を信託受益権(金銭以外の信託)として投資家に提供します。マイナス金利等の厳しい資産運用状況下

においても、経済情勢に左右されない安定的なインカムゲインを期待する投資家のニーズに応えるものです。2018年4月に信託設定し、1年後に総額127億円で募集を終了しました。三井住友信託銀行が設立・運営する再生可能エネルギーファンド(35ページ参照)の案件に対する出資も対象としています。また、組成金額の10%程度内(12億円)について、三井住友信託銀行もセームポート投資を行っています。

### グリーン合同運用指定金銭信託

三井住友信託銀行では、環境不動産への取り組みを進める借入人企業(J-REIT等)の資金調達ニーズと、環境に配慮した資金運用を行う投資家をつなぐ取り組みを推進しています。グリーンビルディング※の新規取得およびリファイナンスに資金使途を限定した貸付金で運用する合同運用指定金銭信託「グリーントラスト」を2018年9月に国内で初めて取り組み、2019年3月および2019年10月にも新たに取り組みを行いました。なお、2019年10月に取り組んだグリーントラストでは、三井住友信託銀行が認証

取得をサポートしCASBEE Sランクを取得したグリーンビルディングを資金使途としています。これまで取り組んだグリーントラストはグリーンボンド原則に準拠し、株式会社日本格付研究所(JCR)のJCRグリーンボンド評価において最高位である「Green1」の評価を取得しており、グリーントラストからの貸付金に関しても、グリーンローン原則に準拠しJCRグリーンローン評価で最高位の「Green1」の評価を取得しています。

※CASBEE-不動産等の外部認証を受けた環境性能が高く良好なマネジメントがなされている環境価値の高い不動産

### グリーンボンド

三井住友信託銀行は、2018年9月に海外市場において当社初となるユーロ建てグリーンボンド(5億ユーロ・償還期間2年)を欧州のESG投資家、アセットマネージャー等に対して発行しました。グリーンボンドによって調達した発行代わり金は、風力発電や太陽光発電を行う再生可能エネルギープロジェクト16件に対する貸付金に全額充当

しており、年間178,685トン※1のCO<sub>2</sub>削減に寄与しています(2019年3月末時点)。なお、グリーンボンド発行代わり金の資金充当状況および環境改善効果については、三井住友トラスト・ホールディングスのホームページ※2にて開示しており、第三者認証機関による認証を受けています。

※1 対象プロジェクトのCO<sub>2</sub>削減効果に三井住友信託銀行による貸出割合を乗じた数値  
※2 <https://www.smth.jp/csr/greenbond/index.html>

### 再生可能エネルギー発電プロジェクトへのプロジェクトファイナンス債権を裏付けとする自己信託受益権の販売

三井住友信託銀行は、2018年9月に再生可能エネルギー発電プロジェクトへのプロジェクトファイナンス債権を裏付けとする自己信託受益権を発行し、当該受益権を販売するスキームを組成しました。

気候変動対策として再生可能エネルギーに対するプロジェクトファイナンスが拡大する一方で、プロジェクトファイナンス債権のセカンダリーマーケットでの流動性を確保し、ESG投資家に対して新たな投資機会を提供することが課題でした。三井住友信託銀行では、委託者が自ら受託

者となり信託目的達成に必要な行為等(本件では債権回収等)を公正証書等で設定する自己信託を活用することとしました。太陽光発電プロジェクトを対象としたプロジェクトファイナンス債権を自己信託し、当該信託受益権にグリーンファイナンス評価を取得することで、ESG投資に積極的な投資家からのアクセスを容易にしました。なお、本件自己信託受益権はグリーンボンド原則に準拠し、JCRグリーンボンド評価において最高位の「Green1」を取得しています。

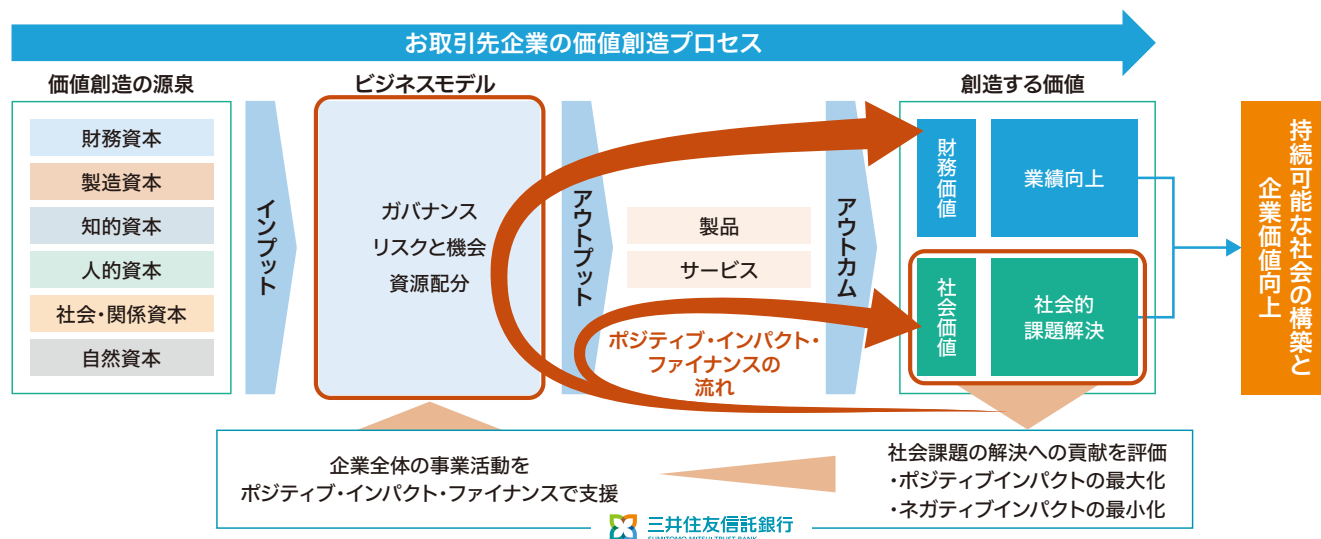


## ポジティブ・インパクト・ファイナンス

### 気候変動の緩和と適応のインパクトを評価し支援するポジティブ・インパクト・ファイナンス

三井住友トラスト・ホールディングスは、2019年9月に正式発足した「責任銀行原則」の設立メンバーとなりました。責任銀行原則では、融資の意思決定において、融資先の企業やプロジェクトがSDGsやパリ協定の目標に対して、ポジティブインパクトを最大化し、ネガティブインパクトを最小化させているかを評価することを目的としています。

三井住友信託銀行は、2019年3月に世界初となるポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金用途を特定しない事業会社向け融資タイプ）の契約を締結しました。企業の気候変動に対する取り組みを後押しすることで、お取引先の企業価値と社会価値の双方の向上を支援することを目指しています。



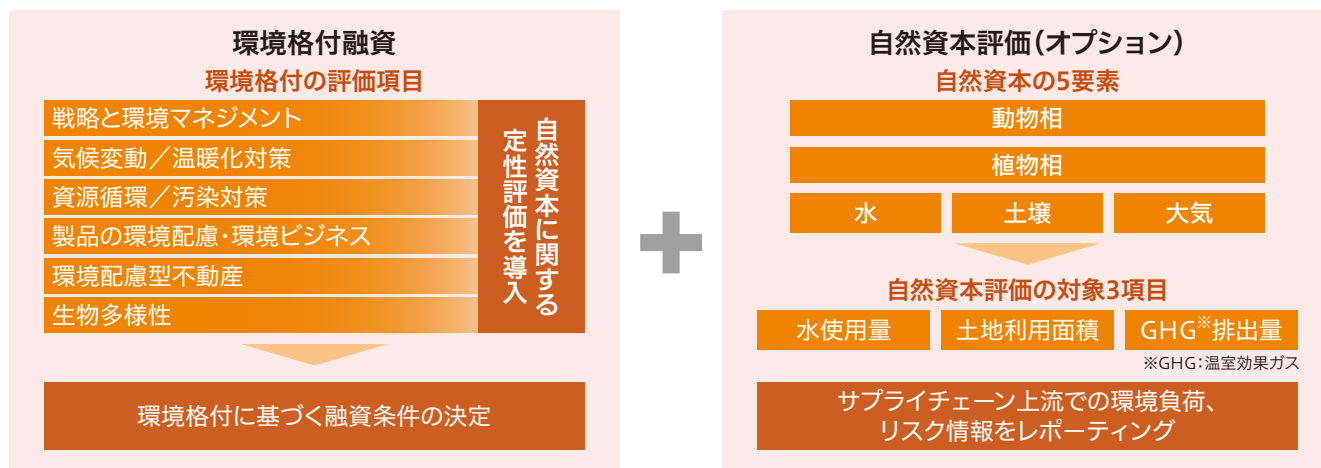
## サプライチェーンにわたる気候変動リスクの算定

### 自然資本評価型環境格付融資

企業の事業継続リスクとして資源、原材料、エネルギーなどの調達リスクがあります。グローバル・サプライチェーンにおける自然資本の調達リスクマネジメントが経営戦略上の重要課題（マテリアリティ）となっています。

三井住友信託銀行は、2013年4月から、企業の自然資本への依存度や環境負荷を定量的に算定し、リスクマネジメ

ントの対象特定の判断材料を提供する自然資本評価をオプションサービスとする環境格付融資を提供しています。そこでは、気候変動関連要因としてサプライチェーンでの温室効果ガスの排出量を調達品目別、調達地域別に算定し、リスクの大きい調達品やサプライヤー所在国に関する情報などのリスク情報の提供を行っています。



(注) オプションはPwCサステナビリティ合同会社提供のESCHERで算定し、オプションのみのご利用はできません。

## 再生可能エネルギーファイナンス

三井住友信託銀行は、プロジェクトファイナンスを通じて、風力発電、太陽光発電などの大規模プロジェクトの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの大規模発電事業に特化して出資する再生可能エネルギーファンドを設立・運営しています。

プロジェクトファイナンスでは、海外案件における風力発電は洋上、陸上ともに大型化しています。国内案件では太陽光（メガソーラー）がさらに増加しています。これらの三井住友信託銀行が関与したプロジェクトによる発電容

量の合計は15,140MW、年間の発電量は38,775GWh、年間CO<sub>2</sub>削減効果は1,850万t-CO<sub>2</sub>になります。

再生可能エネルギーファンドの出資プロジェクトによる発電容量の合計は463MW、年間の発電量は549GWh、年間CO<sub>2</sub>削減効果は30万t-CO<sub>2</sub>になります。

また、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは設備に対するファイナンスで主にメガソーラー案件をサポートしています。固定価格買取制度制定以降、30件、総発電容量52MWのメガソーラー導入を支援してきました。

### プロジェクトファイナンスによるCO<sub>2</sub>削減への寄与

| 発電種類  | 件数<br>(件) | 発電容量<br>(MW) | 発電量<br>(GWh/年) | CO <sub>2</sub> 削減効果<br>(万t-CO <sub>2</sub> /年) |
|-------|-----------|--------------|----------------|-------------------------------------------------|
| 太陽光発電 | 99        | 4,314        | 7,405          | 375                                             |
| 風力発電  | 24        | 4,110        | 8,723          | 410                                             |
| 洋上風力  | 12        | 6,138        | 19,502         | 909                                             |
| バイオマス | 8         | 447          | 3,038          | 151                                             |
| その他   | 2         | 131          | 107            | 5                                               |
| 合計    | 145       | 15,140       | 38,775         | 1,850                                           |

算定対象: 三井住友信託銀行が関与したプロジェクトファイナンス案件(国内、海外を含む)

算定範囲: 発電容量、発電量、CO<sub>2</sub>削減効果はプロジェクト全体に係る数値

(四捨五入の関係で合計値が一致しない場合があります)

#### 【CO<sub>2</sub>削減効果の算定方法】

年間削減量(t-CO<sub>2</sub>/年) =

年間発電量(kWh/年) × 排出係数(t-CO<sub>2</sub>/kWh)

- 年間発電量は原則として計画値を使用。
- 国内案件は原則として、算定時点直近における案件所在地の系統電力の電気事業者別排出係数(実排出係数)を用いて計算。
- 海外案件は原則として、GHG Protocolのウェブサイトにて提供されているIEAの算定ツールを使用して削減相当量を計算。

## 再生可能エネルギー プロジェクトファイナンス

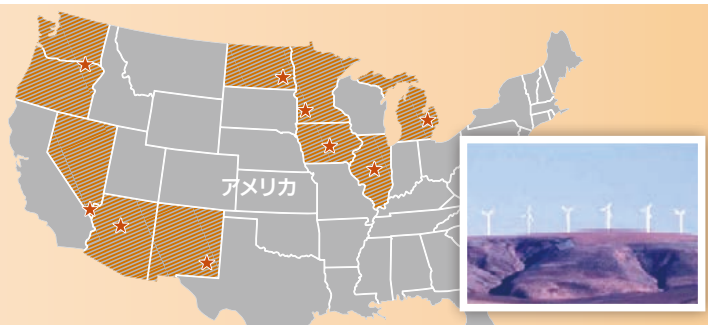
再生可能エネルギーは、その普及拡大に伴い資本コストの低下や運営管理コストの低減を実現し、海外ではほかの発電方式と同程度の発電コストの達成に近づき、経済合理性が高まってきました。

### 事例1

#### 風力と太陽光

7件の風力発電プロジェクトに太陽光発電を合わせて総発電容量1,192MWに達する大型案件です。個々の発電所は米国内の10州に分散しており、各地の電力会社等に再エネ電力を供給しています。

★プロジェクト実施箇所



### 事例2

#### 海外洋上風力

英国ロンドンのテムズ河口沖合い20kmに位置する発電容量630MWの世界最大級の洋上風力発電プロジェクトです。3.6MWの風車175基が約100km<sup>2</sup>のエリアに配置されています。英国は欧州内でも特に洋上風力発電のポテンシャルが高く、欧州での洋上風力発電の普及を牽引しています。



## 再生可能エネルギーファンドと投資家向け運用商品

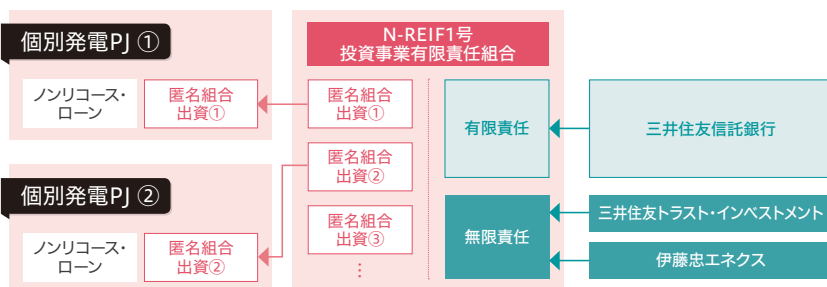
三井住友信託銀行は、再生可能エネルギーの大規模発電事業に特化して出資する再生可能エネルギーファンドを設立・運営しています。

2019年9月までに、大規模太陽光発電プロジェクト28件と風力発電プロジェクト2件(総発電容量463MW)に出資しています。プロジェクト総額1,873億円のうち、当ファンドによる出資合計額は235億円となっています。これらの

プロジェクトによる発電量は年間550GWhで、30万t-CO<sub>2</sub>のCO<sub>2</sub>排出量削減に相当します。

※CO<sub>2</sub>排出削減量の計算には、各プロジェクト所在地の電気事業者別排出係数を用いています。

### 再生可能エネルギーファンドのスキーム



- 再生可能エネルギー事業の普及拡大に、エクイティ性資金の供給によって貢献します。
- 太陽光発電および風力発電より投資実績を積み上げ、ファンドの規模拡大とともに、将来的にはバイオマス、その他の再生可能エネルギーに投資対象を拡大していきます。

2018年4月には、機関投資家向けの国内再生可能エネルギー事業投資ファンドを設立しました。稼働済みの太陽光発電事業の稼働実績に基づき長期安定的なインカムゲインが期待される運用商品です。

「三井住友信託銀行(信託口再生可能エネルギー・ブラウン1号)」の特徴

- 既に稼働済みの国内の太陽光発電事業への匿名組合出資等を運用対象資産とする商品(開発リスクなし)
- FIT制度(再生可能エネルギー固定価格買取制度)に依拠した安定的なキャッシュフローを享受
- 温暖化対策事業によってSDGs、ESG、地域活性化にも貢献

## リースの活用によるメガソーラー

リース方式による設備導入は、建設資金の初期投資額をゼロに抑え、固定価格買取制度を活用して安定的収入を得るという、事業計画の堅確性を高めるための有効なファイナンス手法です。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、新規開発案件に加えて、稼働中の設備の譲渡(セカンダリー案件)においてもリース方式でファイナンスを提供しています。また、水上に設置するタイプのメガソーラー発電施設に対してもリース・割賦方式でサポートしています。

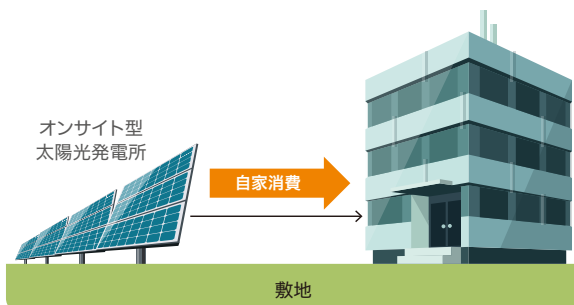
今後もこれまで培ったさまざまなノウハウと金融サービスを融合させ、高度化する再生可能エネルギー事業のさまざまなニーズに最適なスキームを提供します。



## オンサイト・自家消費型ソーラー発電

自社所有地や屋根上等(オンサイト)に太陽光発電設備を設置し、自家消費用に再エネ電力を供給するサービスを開始しました。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、実績の豊富な太陽光発電設備メーカーとパートナーシップを組み、企業の電力利用実績等を踏まえた最適な投資プランの策定や、補助金を活用したイニシャルコスト削減のサポートを行っています。CO<sub>2</sub>排出量削減対策、スコープ3排出量削減対応、SBTやRE100の参画などの企業の要請に応えるとともに、国が掲げる「低炭素化・脱炭素化の取組」に貢献することを目指しています。





## 管路用マイクロ水力発電

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、全国の水道施設へのマイクロ水力発電システムの導入を提案し、地域の温暖化対策、自然エネルギーの活用を推進しています。

日本の水道施設には、自然流下の未利用落差、ポンプ圧送の余剰圧、減圧弁による減圧等の発電に利用できるエネルギーが膨大にあります。当グループでは、自治体より水道施設を借り、発電システムをリース方式で設置する初期投資の予算ゼロで事業化可能なスキームを提供します。

本スキームで使用する高効率発電システムは、2019年11月現在、全国で18カ所の水道施設に設置されており（計画を含む）、その発電容量は合計480kWとなります。年間想定発電電力量は3,581MWh、年間CO<sub>2</sub>排出削減量は1,970t-CO<sub>2</sub>を見込んでいます。

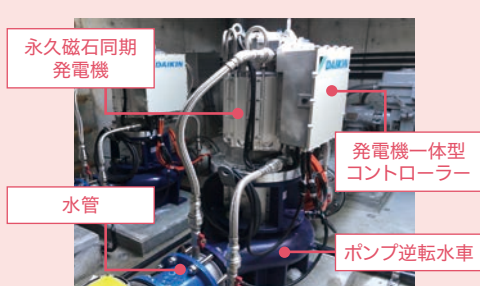
### 【発電システムの特徴】

高効率化：インバーター制御により効率的に発電するシステムを開発  
低コスト化：汎用ポンプ・低コスト磁石の活用、標準化部品によるシステム構成  
コンパクト化：発電機と制御装置の縦置一体化により設置スペースを狭小化

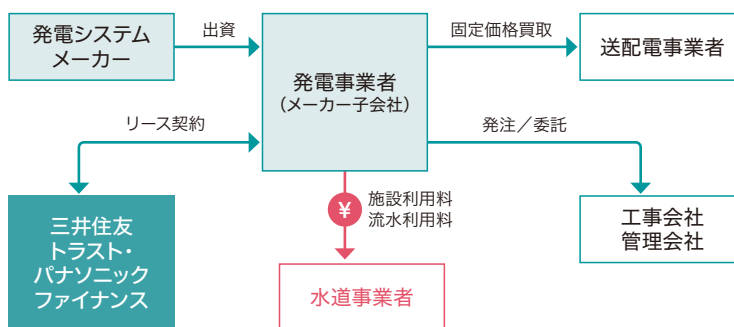
### 【賃貸方式の特徴(自治体のメリット)】

- 初期投資の予算ゼロでプロジェクト化
- 発電システムの維持管理を発電事業者が実施
- 安定的な賃貸収入、固定資産税の受け入れ

### 新しく開発した管路用マイクロ水力発電システム



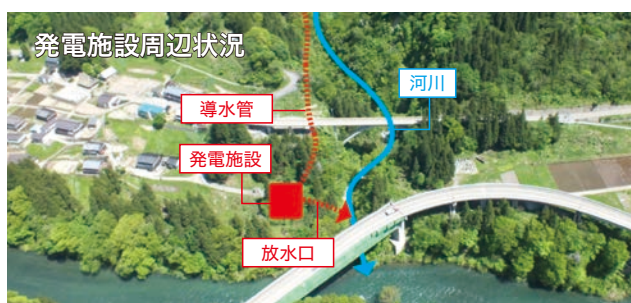
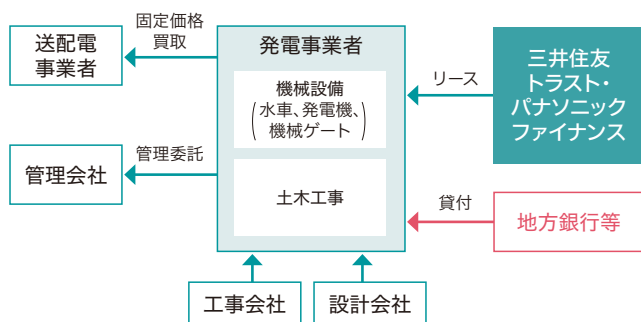
### 事業スキーム



## 河川水を利用した中小水力発電

環境省の調査では、我が国の河川部で1,400万kW、農業用水路で30万kWもの中小水力発電の導入ポテンシャルがあるとの結果が出ています。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、地域にある水力のエネルギーを利用し、地方銀行とも連携した取り組みで地方創生に貢献しています。

### 地方銀行とも協働した事業スキーム



急峻で水量の豊富な河川に恵まれた日本で、水力発電はクリーンで有望な再生可能エネルギーです。固定価格買取制度（FIT）を活用した場合の中小水力発電の導入ポテンシャルは最大430万kWといわれています。

FIT導入後に設備認定された中小水力発電は124万kW、そのうち稼働しているのは46万kWと、まだまだ新規に設置する余地が残されています。

既存の農業用水路、河川の形状を生かして大規模ダムを建設しない流れ込み式の中小水力発電所など、環境に配慮した水力発電の導入が可能です。

### 中小水力発電のポテンシャルと導入量

|                       | 設備容量        | 内訳                                |
|-----------------------|-------------|-----------------------------------|
| 我が国の導入ポテンシャル※1        | 1,430万kW    | 河川部 1,400万kW<br>農業用水路 30万kW       |
| FIT導入を想定した場合のポテンシャル※1 | 106万～430万kW | 河川部 90万～406万kW<br>農業用水路 16万～24万kW |
| FIT導入後の設備認定量※2        | 124万kW      |                                   |
| FIT導入後の設備導入量※2        | 46万kW       |                                   |

※1 環境省：平成22年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査報告書

※2 資源エネルギー庁ホームページ（2019年6月時点）

## バイオマスガス発電

食品廃棄物などの有機系廃棄物のバイオマスガス発電の導入をサポートしています。

バイオマスガス発電は、食品廃棄物、家畜の糞尿、汚水・下水から生じる有機汚泥などの有機系廃棄物を発酵させて可燃性ガス（主にメタン）を取り出し、それを燃料にして発電するシステムです。固定価格買取制度を活用した売電

が可能なことと併せて、食品リサイクル法でも一定の要件のもとで再生利用等として「熱回収」が認められており、電気と熱と双方の有効活用による総合的なエネルギー効率の向上にも資するシステムです。

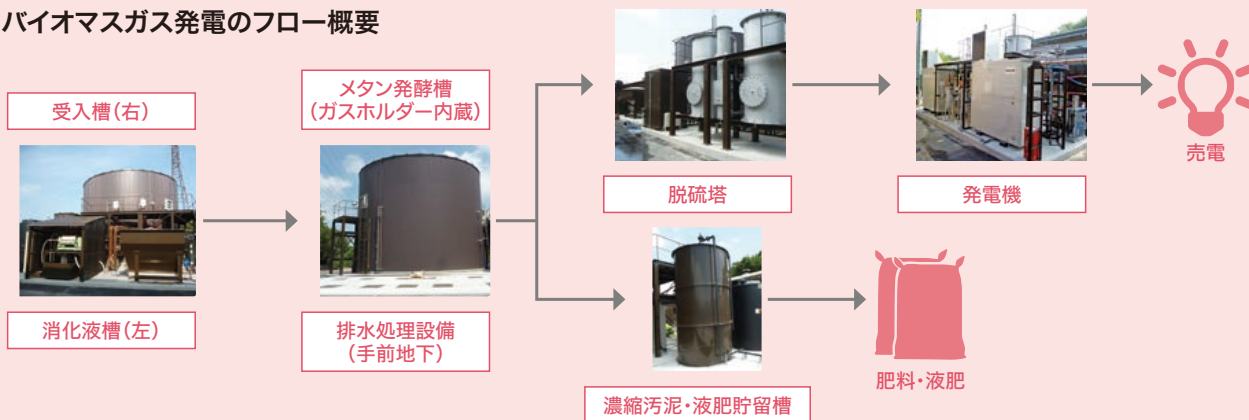
### 導入 メリット

- 廃棄物発生量を抑制し、廃棄物処理コストを削減できます。
- 固定価格買取制度を活用した売電収入を得ることができます。
- 発酵により腐敗臭を抑制し、近隣への悪臭を低減できます。
- 発酵後の消化液は肥料（液肥）として二次利用が可能です。

### 利用可能 な廃棄物

- 食品廃棄物、食品残渣
- 家畜の糞尿
- 汚水・下水などからの有機汚泥など

### バイオマスガス発電のフロー概要



## フロン規制への対応

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の使用、排出を抑制し、脱フロン化・低炭素化を推進するノンフロン機器の導入促進をサポートしています。

食品小売店舗、食品製造工場、冷凍冷蔵倉庫向けの業務用冷凍冷蔵機器で使用されているフロン類はオゾン層破壊の原因となるとともに温室効果がCO<sub>2</sub>と比較して数百倍から数万倍大きく、地球温暖化の原因ともなっています。フロン類の規制を強化するフロン排出抑制法が2015年4月1日から全面施行され、機器の管理者（ユーザー）には機器およびフロン類の適切な管理が求められています。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、アンモニア、炭化水素、CO<sub>2</sub>等の自然界に存在する物質を冷媒として使用し、かつ省エネ性能の高い冷凍冷蔵機器の導入を支援しています。これらのノンフロン機器の導入により、環境負荷削減に貢献するとともに、電力料金や管理費等のコスト低減、将来の冷媒規制強化対応の二重投資の回避などが期待できます。

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業（環境省等補助金）※2019年度の事例

【趣旨】 省エネ型自然冷媒機器の普及により、エネルギー起源二酸化炭素とフロン類の排出削減を推進

【対象者】 冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗

【対象事業】 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器を導入する事業

【補助率（上限）】 1/3



ノンフロン冷凍機とノンフロン冷媒対応ショーケース

### モントリオール議定書キガリ改正による代替フロン規制（先進国）

| 基準年                     | 2011～2013年                               |
|-------------------------|------------------------------------------|
| 基準値（CO <sub>2</sub> 換算） | 各年のHFC量の平均+HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）の基準値の15% |
| 規制開始年                   | 2019年                                    |
| 目標年                     | 2036年                                    |
| 削減目標                    | 85%減                                     |

## 建築物の省CO<sub>2</sub>化のサポート

### 「CASBEE-不動産」認証申請支援コンサルティング

CASBEE-不動産は、環境性能に優れた建築物の不動産マーケットでの普及を目的として、投資家の投資判断にも活用されることを意図して開発された環境性能評価システ

ムです。不動産投資法人、不動産会社等を中心に活用が広まっており、三井住友信託銀行は、CASBEE-不動産の認証申請を支援するコンサルティング業務を展開しています。

### CASBEE-不動産の評価項目(オフィスビルの場合)



### 建築時における環境配慮に向けたお手伝い

エネルギー効率性の向上は建物の環境性能としての最重要テーマです。三井住友信託銀行は、省エネシステムの導入、景観や生態系への配慮、建物長寿命化、リサイクルシステムの採用など建築物の総合的な環境性能向上をアドバイスするサービスを建築コンサルティングにおいて提供しています。

国土交通省「サステナブル建築物等先導事業」(旧住宅・建築物省CO<sub>2</sub>先導事業)、経済産業省「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業」に採択され、補助金を獲得した事業もあります(詳細は72頁参照)。



建築時における環境配慮に向けたお手伝いの事例  
おりづるタワー(大規模改修)  
(国土交通省 住宅・建築物省CO<sub>2</sub>先導事業に採択)

## スマートハウス向けリフォームローン

家庭がエネルギーを創り出し、賢く(スマートに)エネルギーを使う場に進化していきます。住宅リフォームローンでスマートハウス化をサポートしています。

スマートハウスでは、太陽光発電に蓄電池や家庭用燃料電池を組み合わせた創エネ、蓄エネによる効率的な電力供給が可能になりました。また、ライフスタイルや気象条件に合わせて需要をコントロールする省エネ機能が充実してきました。2019年から家庭用太陽光発電の余剰買取が終了する設備が大量に発生し始めますので、既存の住宅のスマートハウス化が家庭における温暖化対策の主要テーマとなります。

家庭用の電力、ガスが小売自由化、通信や放送と各種エネルギーとがセット販売されるなどエネルギー産業と情報通信産業のサービスの一体化が進んでいます。また、住宅、家電製品、自動車が複合的に機能を発揮するような製品開発が進んでいます。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、太陽光発電の余剰電力買取制度の創設以降、ソーラーローンで家庭用太陽光発電の普及に貢献してきました(ソーラーローンの累積実行総額は2019年9月現在730億円)。今後も販売店や施工業者と協力して、スマートハウス化をリフォームローンでサポートしていきます。

### スマートハウス化を実現する機器



スマートハウス外観



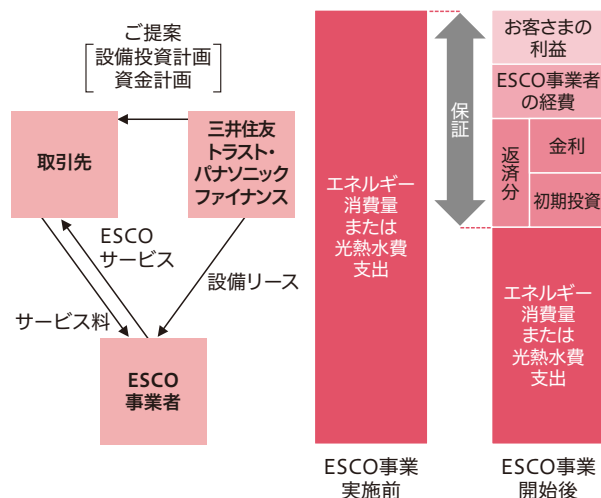
## ESCO導入ファイナンス

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、ESCO事業者と連携して、省エネ設備の導入から保守・管理までの包括的な省エネサービスを提供します。

ESCO(Energy Service Company)は省エネに関する包括的サービスを提供し、省エネ量の保証をするサービスです。

リースを活用することにより、設備更新時の投資額をゼロとすることができ、一定の要件を満たす場合には補助金を活用することができます。省エネによる環境保全と、水道光熱費、維持管理費の削減の両立を目指したご提案を致します。

### ESCOの概念図



### 【総合病院での導入事例】

#### 省エネメニュー

熱源：ハイブリッド熱源システム構築、高効率蒸気ボイラー導入  
空調：空調制御システム改善、変风量制御導入、インバータ導入  
照明：LED照明導入  
監視：エネルギーマネジメント機能追加

省エネ補助金(当初) 176,591千円

#### 収益改善想定額(年間)

|           |          |
|-----------|----------|
| 水道光熱費等削減額 | 80,468千円 |
| ESCO事業費   | 77,598千円 |
| 年間利益      | 2,870千円  |

#### 環境負荷削減(年間)

CO<sub>2</sub>削減:1,459t-CO<sub>2</sub>(19.0%削減)  
電力量削減:172,473kWh(7.7%削減)  
ガス使用量:598,102ℓ(44.7%削減)  
水使用量削減:9,892m<sup>3</sup>(41.9%削減)  
(効果等は計画値)

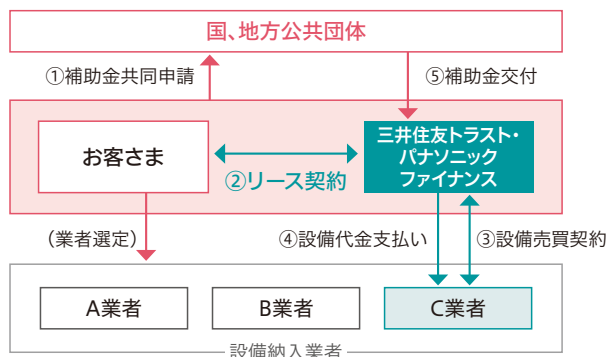


## 省エネ投資のワンストップサービス(補助金活用型リース)

省エネ投資の計画から運用まで、全てのプロセスをサポートするワンストップサービスを提供しています。

- 省エネ診断、省エネ対策検討、機器選定、補助金申請、資金調達からメンテナンスまでワンストップで提供します。
- リースの活用により、初期投資予算ゼロでの省エネ設備導入も可能です。
- 補助金活用により初期コスト負担を軽減でき、さらなる省エネ・省コストのメリット享受が可能です。
- メーカー、施工会社などとのパートナーシップにより、適切な提案を提供致します。

### 補助金活用イメージ図

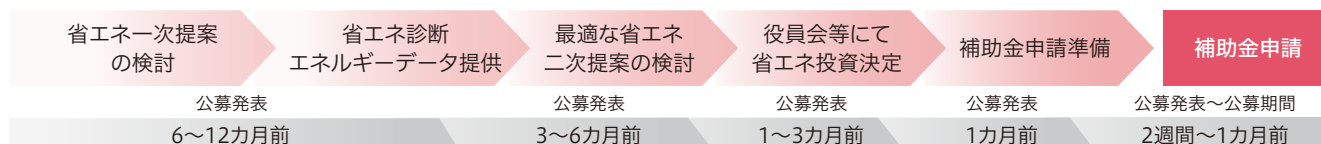


### 【主な補助金制度】

- エネルギー使用合理化等事業者支援事業
- 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO<sub>2</sub>促進事業
- 民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業
- 脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業

※補助金申請にあたっては一定の要件を満たす必要があります。  
※補助金制度は変更になる可能性があります。

### 補助金申請までのスケジュール目安



# 金融機能を生かした 自然資本に関する取り組み

地球環境は、あらゆる生きものの生命維持基盤であり、太陽の恵みのもと、水、大気、土、そしてそこで育まれる海や陸の動植物といった自然資本によって構成されています。人間もまた自然資本に依存しており、それを糧に社会システムを構築し経済を発展させてきましたが、その過程で大きな影響も与えてきました。

自然資本は無尽蔵ではありません。依存と影響を的確に把握し管理しなければ、早晚使い果たしてしまうリスクがあります。このことは人間の日々の活動に密接に絡みます。それゆえにSDGsの全てのゴールが自然資本に関連しますが、当グループでは主に企業活動の視点から事業の基盤を置く国内、原料・部品調達の多くを依拠する海外の自然資本に注目し、その適切な依存と管理に資するテーマを目標として選定しました。

## 実現に向けた課題

- 自然資本の重要性についての理解促進
- 企業の自然資本への依存と影響の把握方法の確立
- 企業価値の毀損につながる自然資本リスクの可視化
- 企業の自然資本に関する課題の解決に資する金融取引の拡大

## 課題解決のための取り組み

- 自然資本の概念と重要性を、お客さまへの各種提案やセミナー等さまざまな機会を通じ訴求する。
- 自然資本プロトコルなど自然資本への依存と影響を適切に管理する方法論の確立に貢献する。
- 海外からの調達、事業やプロジェクトの継続に重大な影響を与える自然資本リスクを洗い出し、ESGの視点から投融資プロセスに取り込む。
- 陸域の自然資本の基盤は土地であることを踏まえ、山間部から都市部に至るまでそのエリアに即した生態系の回復に努め、エコロジカル・ネットワークの形成に貢献する。
- 自然資本評価型環境格付融資の拡販や森林信託の開発など関連ビジネスを促進する。

## 課題解決に向け設定した目標、KPI

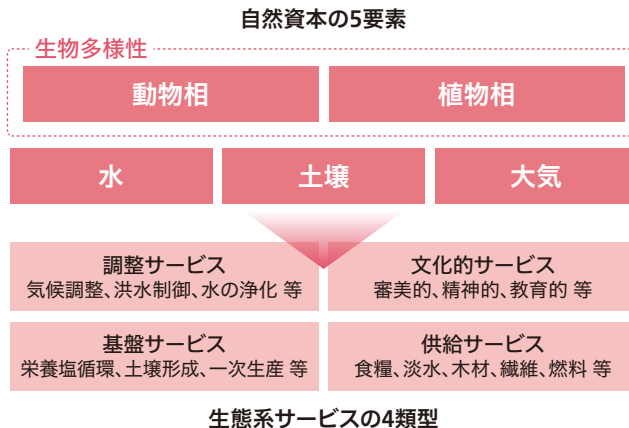
| 2018/2019            | 目標         | 実績                    | 2019/2020            | 目標          |
|----------------------|------------|-----------------------|----------------------|-------------|
| お客さまへの提案やセミナー等を通じた訴求 | 年間20件以上    | 24件                   | お客さまへの提案やセミナー等を通じた訴求 | 年間20件以上     |
| 自然資本に関連したクレジットポリシー   | 2018年度に導入  | 未達成<br>(2019年度中に導入予定) | グリーンインフラ・ファイナンスの検討   | お客さまへの提案を実施 |
| 森林信託の開発              | 2019年度に商品化 | 達成予定                  | 森林信託の受託推進            | 事業性評価対象先の拡大 |



## 三井住友トラスト・グループの自然資本の取り組み方針

### 自然資本とは何か

多様な生物とそれを育む水、土壌、大気などは、自然資本と呼ばれます。これらは地球生命を維持する基盤であり、あらゆるものに優先し、保全される必要があります。人間の生活は自然資本とそれが生み出す生態系サービスに依って成り立っています。それゆえに自然資本を構成する自然資源を賢く活用し続けることは、環境保全だけでなく社会の基盤を固め、経済の発展を持続可能なものにすると考えられます。



### 自然資本ファイナンス・アライアンス(旧:自然資本宣言)

三井住友トラスト・ホールディングスは、2012年6月にリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」において国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「自然資本宣言(The Natural Capital Declaration)」に署名しました。三井住友トラスト・ホールディングスは国内で唯一の当初からの署名金融

機関です。なお、自然資本宣言は「自然資本ファイナンス・アライアンス(Natural Capital Finance Alliance)」と組織を発展的に改組して取り組みを拡大しています。



#### 自然資本ファイナンス・アライアンスにおける金融機関のコミットメント(抜粋)

ローン、投資、保険ポリシーなどあらゆる金融商品・サービスの意思決定プロセスに自然資本という考え方を統合する場合の方法論開発を支援する。

- (a) 投資先企業の短期・中期・長期的成長の予測におけるESG(環境、社会、ガバナンス)リスク分析に、自然資本の考え方を取り入れることで、債券や株式の評価に全体的アプローチを適用する。
- (b) コモディティを含む、自然資本に直接的あるいはサプライチェーンを通じて間接的に多大な影響を与える特定セクターのクレジットポリシーに、自然資本を評価する考え方を体系的に取り入れる。

### 三井住友トラスト・ホールディングスの生物多様性保全行動指針

#### 1. 生物多様性の保全に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、希少種や在来種の保護などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、生物多様性の保全に向けた活動の支援に努めます。

#### 2. 商品・サービスの提供

私たちは、生態系に対する適切な経済的・社会的評価を行い金融機能を通じた生物資源の持続可能な利用の促進など、生物多様性の保全に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

#### 3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、生物多様性の保全に努めます。

#### 4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と生物多様性の保全に向けた教育・研修に努めます。

#### 5. 情報公開

私たちは、生物多様性の保全への取り組み状況を積極的に開示します。



## ビジネスと生物多様性イニシアティブ・リーダーシップ宣言の取り組み状況

三井住友トラスト・ホールディングスは、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)において、ドイツ政府が主導したビジネスと生物多様性イニシアティブに賛同し、リーダーシップ宣言に署名しました。その後も本宣言を活動の指針として取り組みを継続しています。



| 宣言内容                                                        | 2018-2019年の取り組み状況                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 企業活動が生物多様性に与える影響について分析を行う                                | 自然資本評価型環境格付融資を引き続き提供するとともに、自然資本を含む経済・社会・環境へのインパクトを包括的に分析・評価し、企業の取り組みを支援するポジティブ・インパクト・ファイナンスを新たに開始した。     |
| 2. 企業の環境管理システムに生物多様性の保全を組み込み、生物多様性指標を作成する                   | サステナビリティ推進体制の中で自然資本に関する取り組みについて年度計画を策定し、半期ごとに実績をレビューしている。                                                |
| 3. 生物多様性部門の全ての活動の指揮を執り、役員会に報告を行う担当者を企業内で指名する                | チーフ・サステナビリティ・オフィサーが全ての活動の指揮を執り、経営会議への報告を行っている。                                                           |
| 4. 2～3年ごとにモニターし、調整できるような現実的かつ測定可能な目標を設定する                   | 前年度に引き続き、自然資本の取り組みについてSDGsと関連させた目標を設定し、活動を推進した。                                                          |
| 5. 年次報告書、環境報告書、CSR報告書にて、生物多様性部門における全ての活動と成果を公表する            | 自然資本を特集した年次報告書を作成している。ESGレポート、各種イベントにおいて生物多様性への取り組みを開示している。                                              |
| 6. 生物多様性に関する目標を納入業者(supplier)に通知し、納入業者の活動を企業の目標に合うように統合していく | 生物多様性への影響が大きい熱帯雨林の違法伐採に関わるコピー用紙、文房具の調達への注視を継続。受託事業において株式投資先企業の自然資本の毀損につながる活動について、株主としてエンゲージメントを行い、懸念を表明。 |
| 7. 対話を深め、生物多様性部門の管理システムを引き続き改善していくために、科学機関やNGOとの協調を検討する     | UNEP FI(国連環境計画 金融イニシアティブ)のポジティブインパクト金融行動原則に賛同し、自然資本を含むインパクト評価の手法の確立と高度化に向けた取り組みに積極的に参画した。                |

### 自然資本研究会

当グループは、2013年4月に企業、政府、自治体、学者、研究機関、NGOなどが参加する自然資本研究会(委員長 佐藤正弘 東北大学 大学院国際文化研究科准教授)を立ち上げ、定期的に会合を持ち、各メンバーの研究内容をテーマにさまざまな角度から議論を重ねています。

### シンポジウムでの講演

2019年1月、国交省主催の「第3回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」のパネルディスカッションに登壇し、自然資本に価値を見出す金融機関の取り組み例を紹介しました。また、2019年7月には住友林業と熊谷組の協業推進セミナー「みどりとSDGsセミナー」で講演し、屋上緑化などで生物多様性に配慮したビルが、オフィスワーカーの生産性向上を通じ、不動産価値の向上にも寄与する仕組みなどを説明しました。

### エコプロ2019での出展

エコプロ2019は、毎年12月に東京ビッグサイトで開催される、日本最大の環境関連イベントです。三井住友信託銀行は、2007年から公益財団法人 日本生態系協会、公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会の3者共同でエコプロ2019に参加し、自然資本、生物多様性を中心テーマに据えた出展を続けています。



エコプロ2019の様子

# 自然資本に関わる商品・サービス

## サプライチェーンの自然資本へのインパクト評価

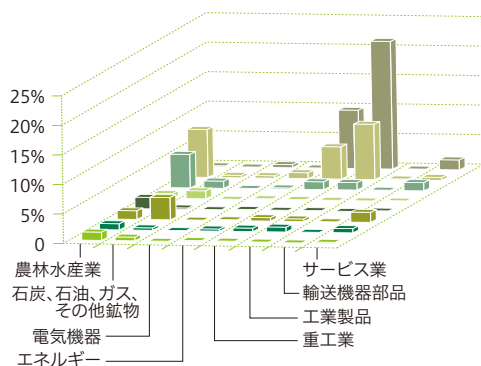
### 自然資本評価

自然資本評価は、企業活動に起因する自然資本への依存度、影響度を調達品目ごと、国・地域ごとに、サプ

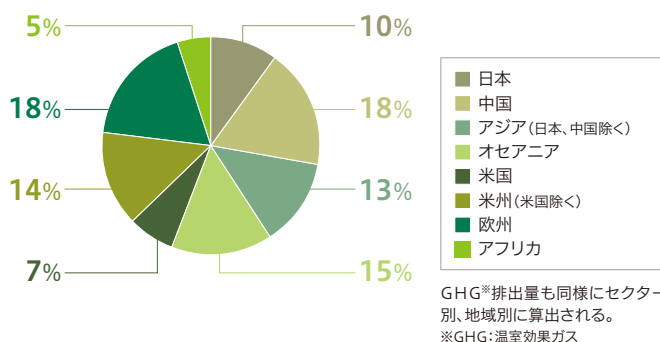
ライチェーンを遡って算定するサービスです。一次サプライヤーからの調達データを活用して算定します。

### 自然資本評価ツールによるアウトプットのイメージ

各地域におけるセクター別の水使用量内訳



土地利用面積の地域別割合



### 自然資本評価のメリット

#### ①経営判断に活用可能なサプライチェーンに関する定量的リスク情報の獲得

グローバルなサプライチェーンマネジメントに不可欠な資源利用や、環境負荷に関する隠れたリスク情報が得られます。

#### ②情報開示に利用可能な環境負荷等の定量的情報の獲得

「統合報告」での情報開示や、「CDP」などの調査におけるscope3の回答などに活用可能です。

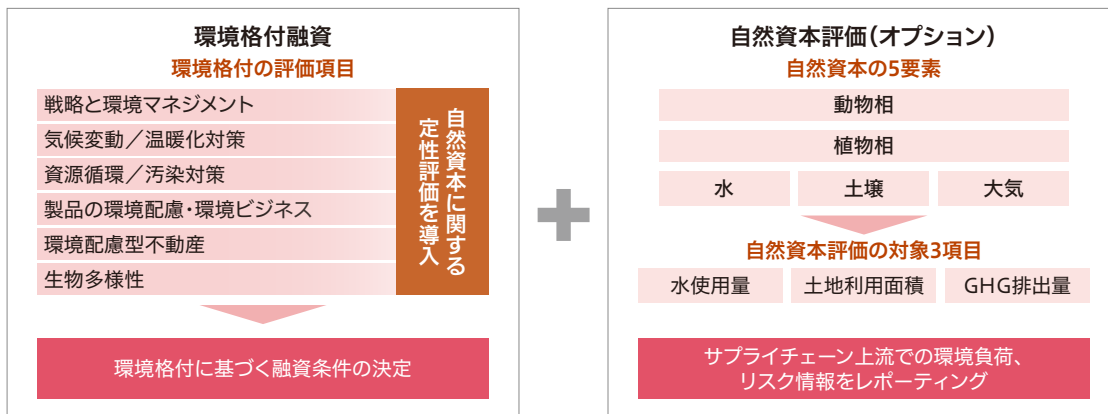
## 融資における取り組み

### 自然資本評価型環境格付融資

企業が事業を継続するためには、資源としての自然資本の持続可能な利用が重要です。グローバル・サプライチェーンにおける、自然資本に関する調達リスクの管理が経営戦略上不可欠だという認識が高まってきました。

三井住友信託銀行は、2013年4月、企業の環境に対する取り組みを評価する環境格付の評価プロセスに、自然資本

に対する影響や、取り組みを評価する考え方を組み込んだ「自然資本評価型環境格付融資」を開始しました。自然資本の評価を融資基準に組み入れるという取り組みは、世界初の試みで、我が国の環境白書や欧州委員会の報告書等で先進的な事例として取り上げられました。



(注)オプションはPwCサステナビリティ合同会社提供のESCHERで算定し、オプションのみのご利用はできません。

## 投融資における自然資本リスクマネジメント

### 融資における自然資本リスクマネジメント

三井住友信託銀行は、プロジェクトファイナンス等の融資にあたり、プロジェクト実施者に対して自然環境や地域社会に及ぼす影響に十分配慮することを求める民間金融機関の国際的ガイドラインである「赤道原則」に署名しています。

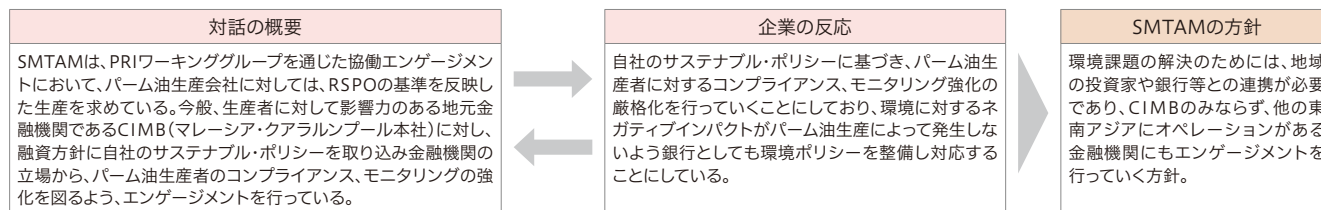
また、環境・社会への影響が大きい事業活動を推進するセクターに関するセクターポリシーを定め、負の影響を及ぼす企業やプロジェクトへの投融資を抑制しており、パーム油や熱帯雨林の違法伐採が懸念されるセクターについても、2019年度中にセクターポリシーを策定する方針です。

### 投資(資産運用)における自然資本リスクマネジメント

三井住友トラスト・アセットマネジメント(SMTAM)および日興アセットマネジメントは、機関投資家が投資の意思決定に際してESG(環境、社会、ガバナンス)に配慮することを求め2006年に制定された「責任投資原則」に署名しています。

SMTAMでは、投資先に対しエンゲージメントを通じ、サプライチェーンを含めた自然資本の活用状況やリスクについてのガイドラインやポリシーを求め、長期的観点からリスクコントロールを行うことを要請しています。

#### 事例 パームオイル生産に関するエンゲージメント



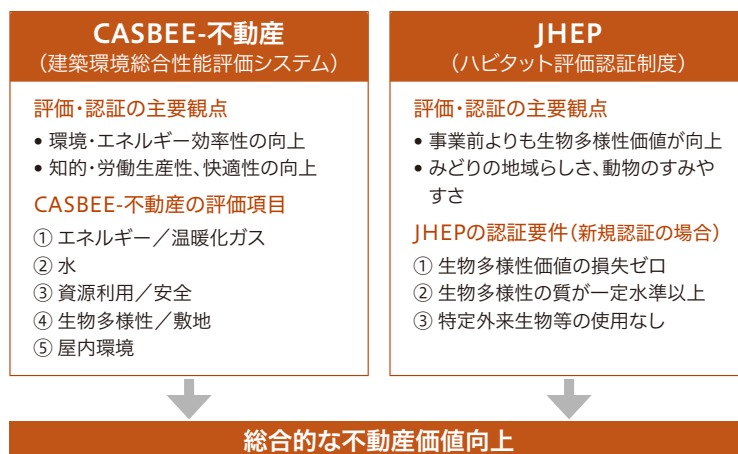
## 不動産事業における取り組み

### 生態系、生物多様性に配慮する建築コンサルティング

建物の環境性能を評価認証する「CASBEE-不動産<sup>※1</sup>」と敷地の生物多様性を評価する「JHEP(ハビタット評価認証制度)<sup>※2</sup>」を併用することにより、不動産の多様な環境性能を高め、総合的な不動産価値の向上を図ることができます。

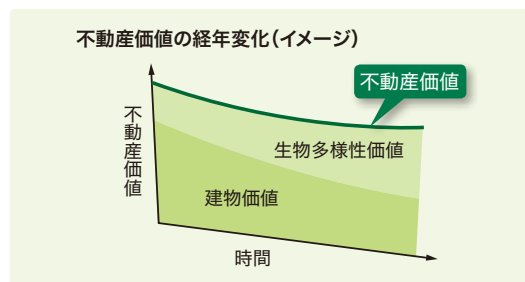
三井住友信託銀行の建築コンサルティングのメニューでは生物多様性への配慮を取り入れています。

※1 CASBEE-不動産:国土交通省主導のもと、日本で開発・普及が進められている建物の環境性能評価システム。三井住友信託銀行も基準制定に関与。  
 ※2 JHEP(ハビタット評価認証制度):公益財団法人 日本生態系協会が開発した生物多様性の保全や回復に資する取り組みを定量的に評価・認証する制度。



建物の環境性能は省エネ、温暖化対策、生物多様性、耐久性、資源効率性などさまざまな指標で評価されます。

建物の価値は経年劣化しますが、生物多様性の価値は生態系の形成とともに年を追って高まり、敷地と建物が一体となった価値を維持することにつながります。また、地域や近隣の建築物や緑地などと連携することにより、エコロジカル・ネットワークが形成されます。





## 森林信託

日本の国土の3分の2を占める森林は戦後造成された人工林が中心であり本格的な利用期を迎えているにもかかわらず、その多くが放置されている状況です。

三井住友信託銀行は、遠隔地居住の山林所有者や高齢などにより林業施業を行っていない森林を信託受託し、林

業事業体に施業を委託することで林業の集約化と効率化を図る森林信託のスキームの開発を行っています。施業の生産性改善と国産材市場の活性化を図り、我が国の林業再生に取り組んでいます。

### 森林信託とSDGs活動

森林信託への取り組みはSDGs目標15「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」をはじめ、多くの目標に関連しています。

- 森林が有する国土保全機能や水源涵(かん)養機能  
目標6「安全な水とトイレを世界中に」、目標11「住み続けられるまちづくりを」に貢献
- 地球温暖化防止機能  
目標13「気候変動に具体的な対策を」に貢献
- 林業の成長産業化を通じて、林業の現場における賃金の増加  
目標8「働きがいも経済成長も」
- 木材流通の改革によるウッドマイレージ(物流距離)の短縮  
目標12「つくる責任つかう責任」
- 木材利用の推進による森林資源の循環利用  
目標8、目標11、目標15等のさまざまな目標の達成に貢献



### 岡山県西栗倉村における森林信託の取り組み

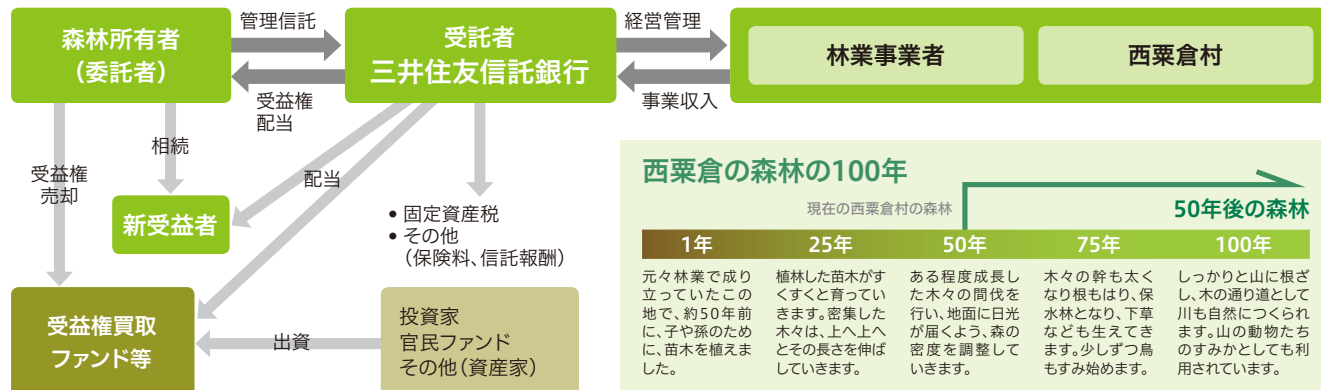
三井住友信託銀行では岡山県西栗倉村において森林信託事業の取り組みを開始しています。

岡山県西栗倉村は面積の95%が森林であり、そのうち84%が人工林です。約50年前に植えられた木を立派な100年の森に育て上げようと村ぐるみで挑戦を続けています。

これが西栗倉村の「百年の森林構想」です。森林信託事業はこの「百年の森林構想」を信託スキームを用いてサポートしようという信託銀行ならではのソリューション提案です。

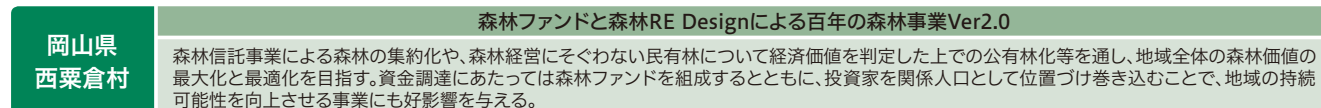
岡山県西栗倉村は令和元年SDGs未来都市に選定されています。

#### 森林信託スキーム概要



(出所): 西栗倉村役場HP「百年の森林構想」を基に作成

#### SDGs未来都市の取り組み



(出所): 内閣府プレスリリース「『SDGs未来都市』等の選定について」(令和元年(2019年)7月1日付け)を基に作成。



## 信託銀行の機能を生かした 超高齢社会問題への対応

超高齢社会の到来によって年金や社会保障などの生活を支える経済社会システムが脆弱化したり、認知症等の高齢者に対する適正な金融サービスの対応が遅れたりすることにより、安全な生活に支障をきたす恐れが増大しています。

当グループでは信託銀行グループの機能とスキルを生かした付加価値の高いソリューション事業を推進し、個人の財産の安全を確保するとともに、住まいの安定性を確保し、高齢者やそのご家族の生活の安定を確保することに貢献します。

### 実現に向けた課題

- 自分の人生は最後まで自分で決めるプロダクティブ・エイジングの考え方の浸透
- 健康を維持する年齢(健康年齢)、金融面の制約がなく生活できる年齢(資産寿命)の延伸に対するサポートの拡充
- 認知症になっても可能な限り本人の思いを尊重する意思決定支援体制の整備
- 自分らしい暮らしが継続して営める住まいや支援体制の整備(地域づくり)

### 課題解決のための取り組み

- お客さま本位の金融サービスの提供やさまざまな情報提供を通じたプロダクティブ・エイジング支援
- 資産・負債両面にわたる総合コンサルティングを通じた資産形成や次世代への円滑な資産移転の支援
- 認知症についての社員のリテラシーの向上、地域連携、業界連携の促進、財産管理サービスの拡充
- QOL(生活の質)の維持につながる住まいの整備への貢献とお客さまへの選択肢のご提供

### 課題解決に向け設定した目標、KPI

- 人生100年時代に即した高齢のお客さまへの商品の拡充を含めたトータルソリューションモデルの高度化
- 営業店による近隣の地域包括支援センターと連携体制の拡大
- 財産管理サービスの充実化を含む認知症のお客さまへの対応力の強化
- 認知症問題に関する業界連携の促進、リーダーシップの発揮



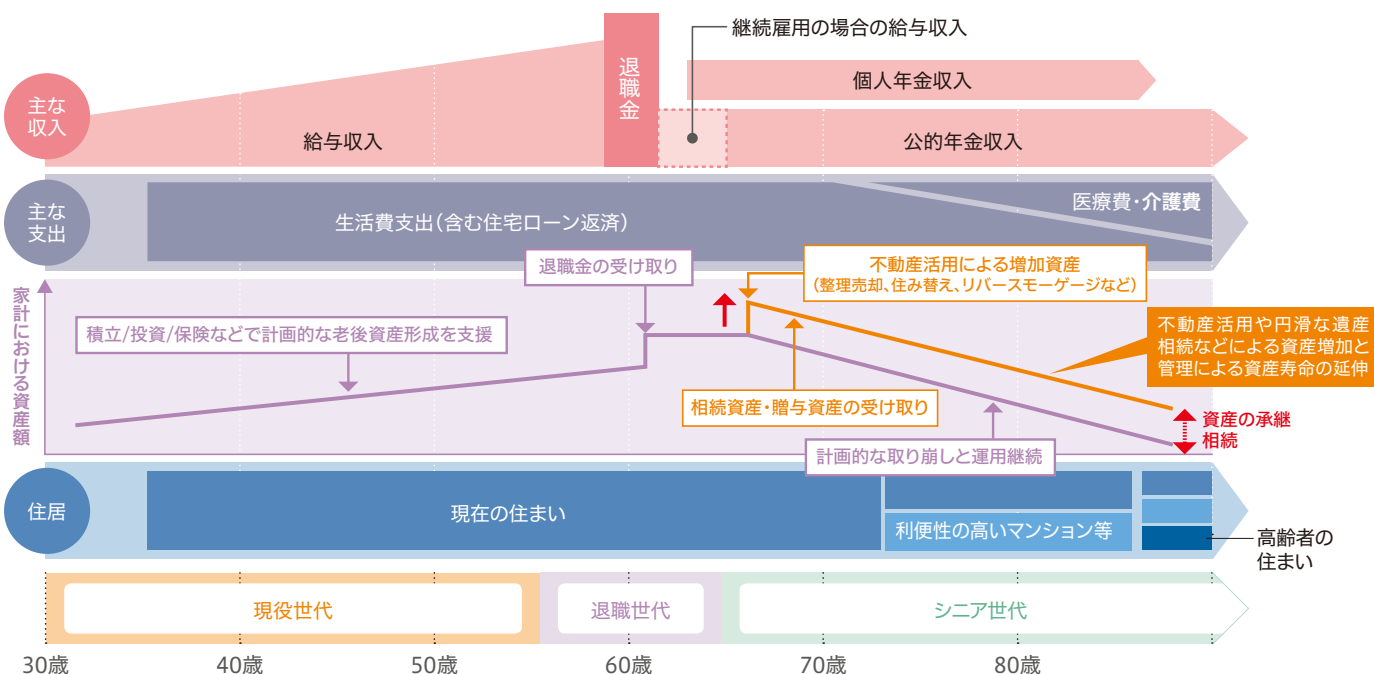


## 信託銀行ならではのバラエティに富む問題解決機能

### 1. 人生100年時代のベストパートナーとして

当グループは専門信託銀行グループならではの高度な専門性と多彩な商品・サービスを駆使し、個人のお客さまのライフサイクルに応じて変化する資産・負債の特性を踏

まえた、トータル・コンサルティングをご提供し、お客さまの「ベストパートナー」となることを目指しています。



### 人生100年応援部

三井住友信託銀行は、「人生100年時代」の到来により個人のお客さまに生じるさまざまな課題に対し、適切なソリューションを提供することを目的とした「人生100年応援部」を設置しました。

「人生100年応援部」では、長寿化による人生の時間軸の変化が生じさせるお客さまのニーズの多様化、複雑化を捉え、お客さまへ安心や安全、楽しみをご提供すべく、長年培った信託銀行グループならではのノウハウを生かしてソリューションメニューを開発し、順次ご提供していきます。

### 「三井住友トラスト・資産のミライ研究所」の新設

三井住友信託銀行は、「人生100年時代」に対応した資産形成や資産活用に関するさまざまなニーズや悩みを調査・研究し、これらの目指すべきあり方について、お客さまをはじめ世に幅広く情報発信することを目的とした

「三井住友トラスト・資産のミライ研究所」を新たに設置しました。

当社を含む三井住友トラスト・グループでは、「お客さま本位」の取組方針に基づく行動計画を掲げ、お客さまが抱える課題やニーズに対応した商品・サービスの提供をはじめとした取り組みを進めてきましたが、今般、新設した「三井住友トラスト・資産のミライ研究所」では、幅広い世代の個人のお客さまはもとより、従業員の資産形成支援を経営課題とする法人のお客さまや、教育機関その他各種団体を含め、幅広く世に資産形成・資産活用のあり方に関する情報を中立的かつ客観的な立場で発信していきます。

ミライ研

三井住友トラスト・資産のミライ研究所

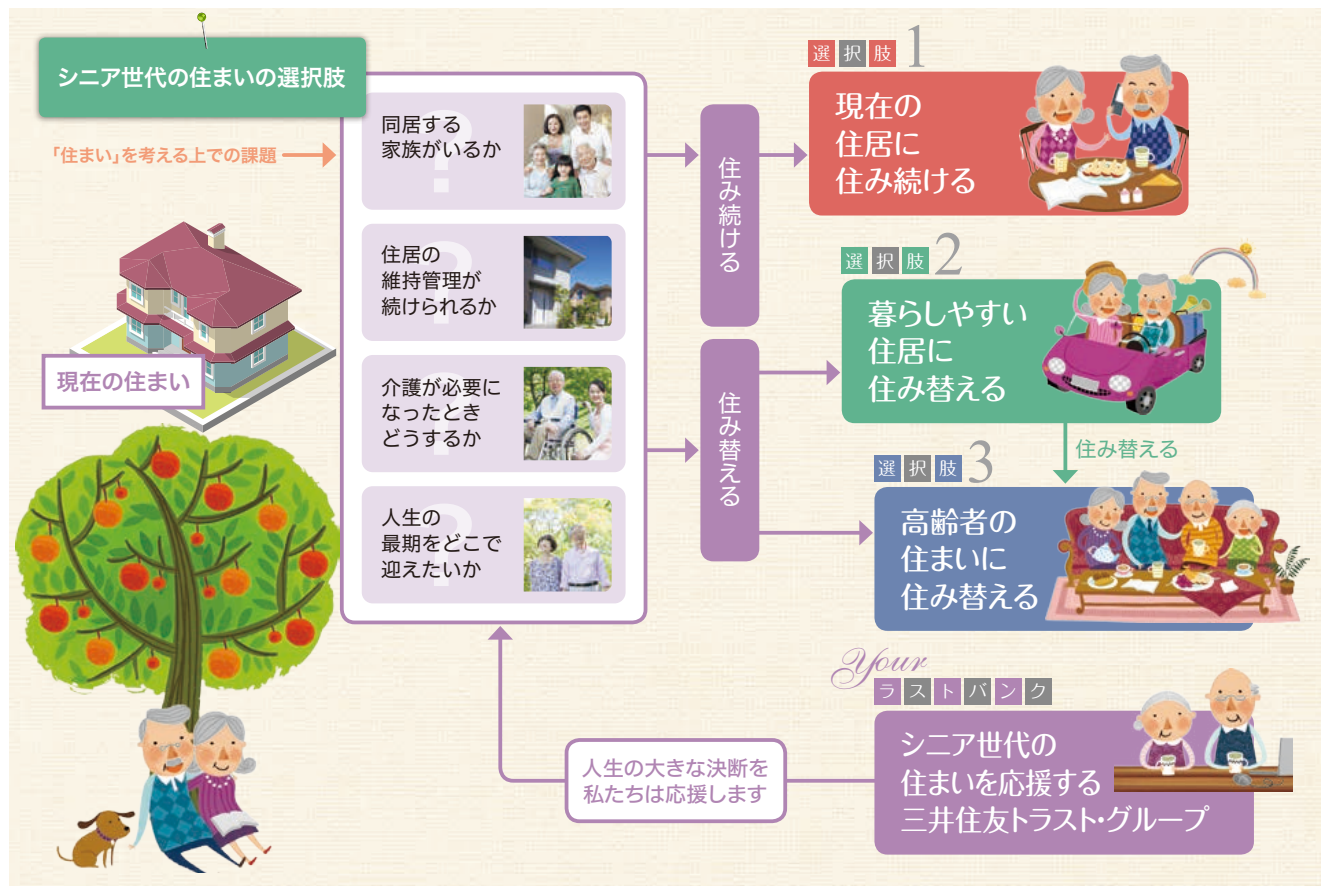




## 2. シニア世代の住まいの安定性を確保する

高齢者が生活の質を維持し、安心して暮らしていく上でカギを握るのは住まいです。当グループでは、シニア世代のお客さまのニーズに合った住まい方についての情報提供をさせていただくとともに、グループのさまざまな機能を活用し、住まいの安定性の確保を応援させていただいています。また、当社ではシニア世代応援レポート「シニア世代の住まいを考える2.0」を作成し、下記の三つの選択肢を詳しく解説しています。

<https://www.smtb.jp/csr/report/2018/all5.pdf>



### シニア世代の住まいを応援する商品・サービスのラインアップ

#### リフォームローン

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、「リフォームローン」にてバリアフリーなどに必要な資金をご融資し、お客さまが快適な老後の生活を送れるよう住まいづくりをサポートしています。

#### 60歳からの住宅応援ローン

三井住友信託銀行では、高齢者の方の住宅取得資金に対応する「60歳からの住宅応援ローン」(愛称:ロクマル)をご提供しています。現在お住まいのご自宅をバリアフリー化するためのリフォーム工事や、ご子息の近く、利便性の高い住居への住み替えなど、お客さまの健康寿命を伸ばすための住まいの見直しをお手伝いします。

#### 不動産に関わるサービス

三井住友トラスト不動産では、住み替えをご検討されているお客さまに、三井住友トラスト・グループならではの幅広い情報ネットワークとコンサルティング力を生かし、安全・確実な売却・購入の仲介サービスをご提供しています。また、居住用不動産はもちろん、相続不動産、遊休不動産、投資用・事業用不動産のご売却や資産活用・有効利用についてもお手伝い致します。

#### リバースモーゲージ

三井住友信託銀行では、自宅を担保に老後のゆとり資金を融資する「リバースモーゲージ」をご提供しています。ご自宅のリフォームや老人ホームへ入居する際の入居一時金など、さまざまな用途に活用いただくことができます。

#### 住まいに関する相続や税金などの相談

三井住友信託銀行の各支店は、不動産や税金、相続などに関して高い専門性と豊かな経験を持つ財務コンサルタントを配置しており、住まいの選択に関するさまざまな相談をお受けしています。

#### 不動産売却つなぎローン

三井住友トラスト・ローン&ファイナンスでは、利便性の高いマンションや高齢者の住まいを検討されているお客さまに、お客さまが大切な不動産を売り急ぐことがないよう、不動産売却つなぎローンを通じて、老後の生活に合う住まい探しをサポートしています。

詳細はウェブサイトをご覧ください。  
<https://www.smtb.jp/csr/withyou/successfulaging/>

### 3. 高齢者の住まいの拡充に向けた取り組み

我が国においては、高齢者の数が急速に増加しており、人口の1/4以上を65歳以上の高齢者が占めています。今後も増加は続き、高齢者の中でもより年齢の高い層の人口が急増することが推計されています。特に都市部においては、この傾向がより顕著となることと予測されています。

これに伴って、心身の状況の衰えにより、介護を要する方の数が急増するため、現在でも不足している良質な介護施設がより逼迫するものと考えられます。

一方で、元気なうちから安心安全な高齢者住宅への移り住みを選択するというニーズも次第に高まっています。

三井住友信託銀行では、高齢者住宅や介護施設に係る市場動向、事業性に係るノウハウの蓄積を図っています。そしてこれを生かして、上記のようなニーズに対応するために、さまざまな形で施設・住宅の整備の推進をサポートしています。

#### (1) ノウハウの集積

三井住友信託銀行では、以下のようなツールを作成し、社内で運用しています。

また、運営事業者や建築会社、不動産会社など高齢者住宅・介護施設整備に関連する多くの事業者との積極的な情報交換を行っています。

これによって、こうした事業に係る市場動向や事業性などについて、専門的なノウハウの蓄積を図っています。

##### 地域情報データベース

- 自治体ごとの人口、世帯等のデモグラフィックデータを集積したデータベース

##### シニアハウジングデータベース

- 全国の高齢者住宅・介護施設ならびにその運営主体の個別情報を集積したデータベース

##### 市場分析ツール

- 上記を活用した市場分析ツール。特定地点における需要動向の把握が可能

##### 運営収支プログラム

- 高齢者住宅・介護施設運営に係る事業類型別の運営収支を試算するプログラム

#### (2) 高齢者住宅・介護施設整備に係るサポート 土地有効活用

土地活用を検討中のお客さま（個人・法人）に対し、ご提案の一環として、運営事業者や建築会社などと連携しながら、

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホームなどの建築に係るさまざまなアドバイスや、資金計画のご提案を行っています。

補助金の活用や、生産緑地の指定を受けた土地における施設整備など、専門的なご提案も行っています。

#### 事業性ローンの実行

三井住友信託銀行では、高齢者住宅・介護施設の建築に係る事業性ローン（アパートローン）の実行を推進しています。これまでの実績は31件です（2019年11月現在）。近年は相談件数が増加しつつあります。

前記の土地有効活用提案とも連動しつつ、取り組みを進めます。

#### ヘルスケアREITへのファイナンス

三井住友信託銀行は、高齢者向けの住まいや医療モールなどのヘルスケア施設に対する長期安定的な資金の出し手となるヘルスケアREIT（不動産投資信託）へのファイナンスを積極的に行っています。ヘルスケアREITは調達資金をヘルスケア施設の物件取得費や関連諸費用に活用します。これまで、2件のヘルスケアREITにローンを提供しており、それらに含まれる施設数は58棟になりました（2019年11月現在）。

#### ヘルスケア施設の証券化業務

三井住友信託銀行は、ヘルスケアREITや私募ファンドに係る証券化業務に積極的に取り組んでおり、2019年11月現在、合計101物件、資産規模およそ2,208億円の資産を受託しています。REITや私募ファンドに係る証券化業務においては、不動産管理処分信託の仕組みを活用していますが、これは、委託者（不動産の所有者）が受託者（信託銀行）に不動産の所有権を移転した上で、受託者が受益者の指図に基づいて対象不動産の管理・運用・処分を行い、発生した収益（主に賃料収入から経費を控除したもの）を受託者に配当する業務です。

さらに、三井住友信託銀行は証券化ビジネスに加えREITの資産保管や一般事務も受託しており、2014年12月に設立されたヘルスケア&メディカル投資法人（三井住友信託銀行受託）では、お客さまと連携して、さまざまなサポート業務を行っています。

## 4. 認知症問題への対応

高齢化の進展とともに、日本における認知症の人数は急増しており、65歳以上の高齢者では7人に1人程度、認知症の前段階と考えられているMCI (Mild Cognitive Impairment) の人も加えると4人に1人程度の割合です。

三井住友信託銀行は、ノーマライゼーションの視点に立ち、認知症のお客さまであっても健常者と変わらぬ生活を送ることができるような社会を目指しさまざまな取り組みを行っています。

### 営業現場におけるリテラシー向上

営業現場では、通帳などの頻繁な紛失・再発行依頼など、認知症に起因する問題は日常的に起きており、病気の性格をよく理解した上で、柔軟で理にかなった対応ができるようなリテラシー向上が必要です。国は認知症高齢者にやさしい地域づくり政策「新オレンジプラン」に基づき、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で養成する取り組みを推進しており、三井住友信託銀行においても、営業店に養成講座の受講を指導し、認知症に関する基本的な知識を習得し、トラブルの初期レベルの対

応力を強化しています（認知症サポーターは、2019年9月末時点で3,118人）。

また、認知症サポーター養成講座は金融に特化したものではないため、全支店に「認知症の人にやさしい金融ガイド」を配備し、基礎知識習得後に本書の読み合わせ等の勉強会を開催し、より実務的な対応力を強化するように指導しています。



### 地域包括ケアシステムへの参画

認知症問題は金融機関だけの問題ではなく、地域全体で対応していく必要があります。こうした観点から三井住友信託銀行は国が推進する地域包括ケアシステムに参画し、その中で独自の役割を果たしていくべきではないかと

考えています。こうした考えに基づき、全国の支店ではまず近隣の地域包括支援センター（地域包括ケアの中核組織）とのコンタクトを取り、連携のベースを築く取り組みを行っています。

### 東京都「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」の締結

当グループは、2018年2月東京都との間で「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」を締結しました。本協定に基づき、(1) 高齢者などに対する「緩や

かな見守り」の実施 (2) 認知症の方やその家族を支える地域づくりへの協力 (3) 高齢者などの消費者被害の防止 (4) その他地域活動支援等を行います。

## COLUMN

### COLTEMとの連携

三井住友信託銀行の認知症に関する取り組みは、文科省傘下の科学技術振興機構が助成するCOLTEM（高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなく法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点）およびその研究リーダーの京都府立医科大学大学院（成本迅医学研究科精神機能病態学教授）と連携を取りながら推進しています。2017年9月に出版した「認知症の人にやさしい金融ガイド」もその成果の一つです。また、金融と認知症に焦点を当てたシンポジウムの開催を主導するなど、金融業界全体の認知症対応力の向上にも貢献してきました。本連携を通じて培った知見は、三井住友信託銀行自身の商品・サービスの開発等にも大きく役立っています。



## 認知症のお客さまの財産管理

認知症などの理由で判断能力が不十分になると、預貯金の管理やさまざまな契約を自分で行うことが難しくなり、振り込み詐欺や悪徳商法の被害に遭う恐れが高まります。財産管理において、まず優先すべきは言うまでもなく「守り」です。次に必要なことは財産管理における「日常生活支援」です。生きていくために年金を受け取ったり、税金や公共料金の払い込みや、買物の代金の支払いなど日常生活のお金の管理をサポートすることが必要です。「想いをつなぐ」ためのサポートも重要です。認知症になって意思(想い)の伝達が難しくなっても、やりたいこと、やってほしいことに変わりはありません。ただ、それを支援者の配慮に頼るには限界があり、特に契約など法律行

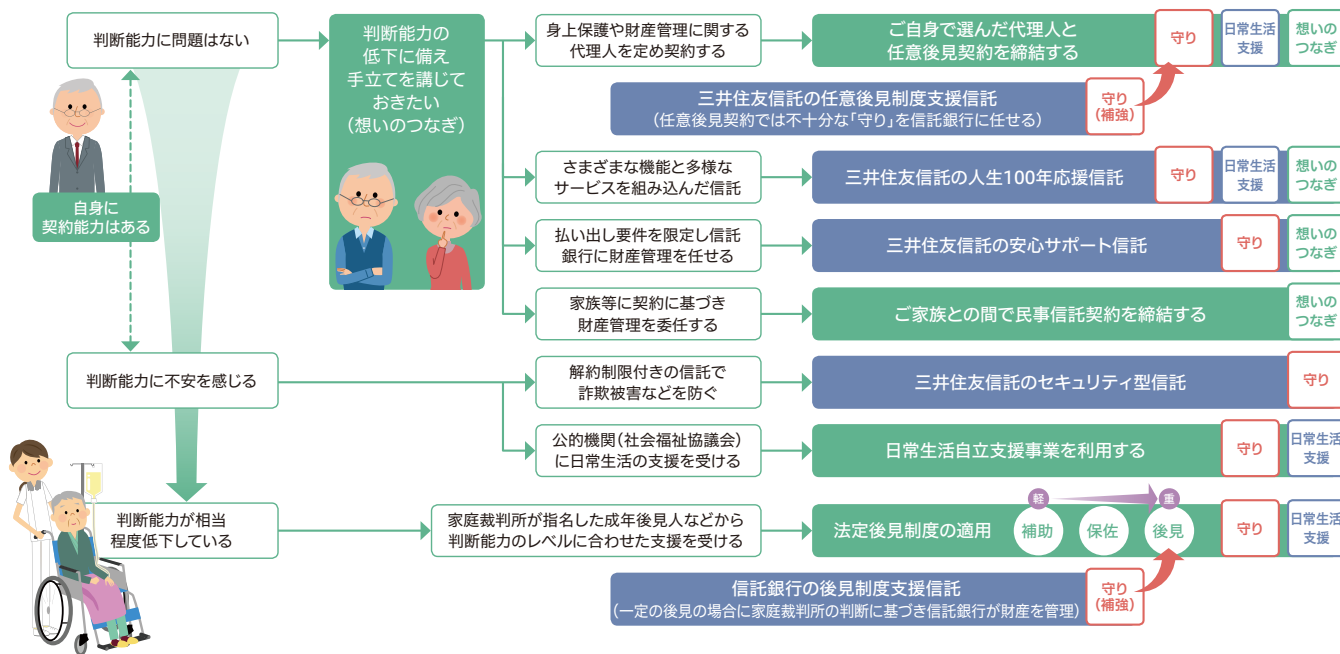
為が伴うことは、判断能力があるうちに私的な契約で「想いをつなぐ」ための手立てを講じておくことが必要です。当社では、シニア世代応援レポート「認知症問題を考える」を作成し、成年後見制度やその他の公的な支援の仕組み、およびそれらを補完する金融商品・サービスを分かりやすく整理し、ご提案しています。



<https://www.smth.jp/csr/report/2019/all5.pdf>



### 認知症に対応した財産管理ラインアップ



### セキュリティ型信託

**ポイント** 口座に「二重ロック」をかける信託で、悪質な詐欺から大切な財産を守ります。

振り込み詐欺など高齢者を狙った犯罪が増加・巧妙化しているなか、お客さまご自身や離れて暮らすお子さまの不安が増大しています。こうした金融犯罪からご資産をお守りする商品が「セキュリティ型信託」です。本商品は、お預け入れいただいたご資金を払い出す際に、あらかじめご指定いただいた同意者(お客さまの3親等内のご親族)の方の同意を得た上でご資金をお支払いする仕組みです。定時定額払い方式の併用も可能です。

#### 一時払い方式

お預け入れいただいたご資金は、あらかじめご指定されたご家族等の同意がなければお支払いできない仕組みになっています。犯罪等に巻き込まれる前に、ご家族等に相談する機会が生まれ、未然に防ぐことが可能です。

#### 定時定額払い方式

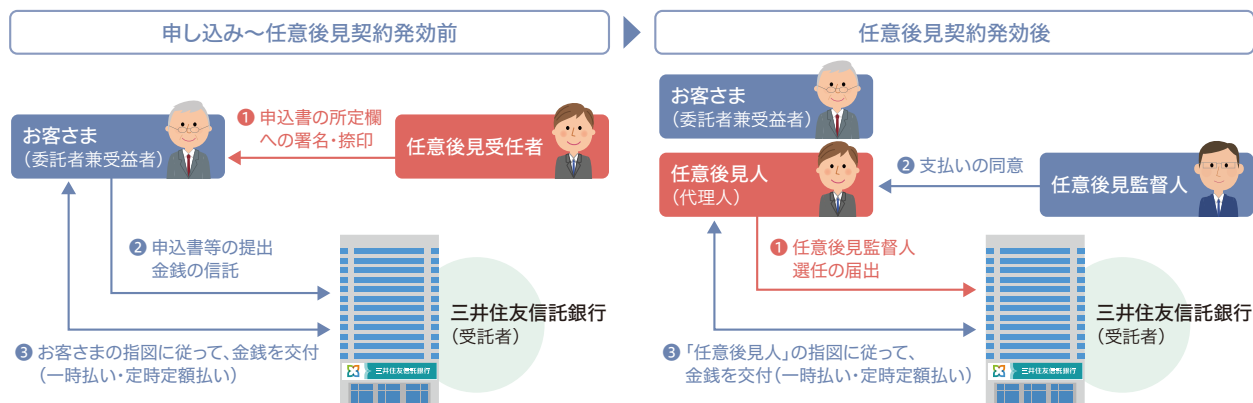
セキュリティ型信託にお預け入れいただいたご資金のうち、生活に必要なご資金等は、定期的に決まった金額をお支払いすることができます。(毎月20万円まで)

※管理料無料

## 任意後見制度支援信託

**ポイント** 任意後見制度において金銭を管理する信託を別途設定することで、「守り」をより堅牢にします。

任意後見制度をご利用される方の財産を金銭信託で管理することで、任意後見制度をサポートするための信託です。任意後見契約が発効した後は、お預け入れいただいた金銭信託からの払い戻しには任意後見監督人の同意が必要となりますので（一時払い）、安全・確実に財産の保護を図ることができます。また、日々の生活に必要な資金などを定期的にお受け取りいただくこともできますので（定時定額払い）、任意後見人が担う財産管理のご負担も軽減することができます。任意後見契約が発効するまでの間は、ご自身またはお手続きを代理される方による一時払いや定時定額払いに関するお手続きが可能です。代理人によるお手続きをされる場合は、その都度、お客さまからの委任状の提出が必要となります。



## 安心サポート信託

**ポイント** 認知症になっても信託銀行が財産を保全するとともに、あらかじめ財産の交付要件を定めておくことで想いをつなぐ商品です。

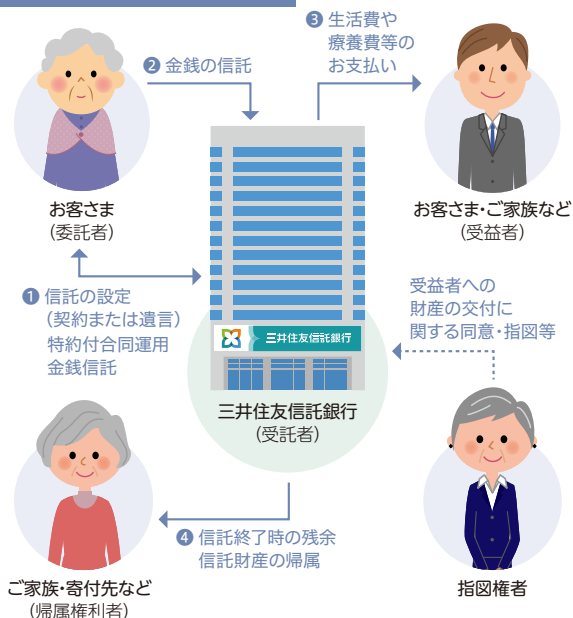
お客さま自身とご家族などの方々のために、大切な財産をオーダーメイドかつ中・長期間のサポートによって保全・管理を行う「信託銀行」ならではの機能を生かした商品が「安心サポート信託」です。

安心サポート信託は、三井住友信託銀行に金銭を信託するとともに、あらかじめ「想いをつなぐ」ための財産交付要件や信託終了時の残余財産の帰属先を契約で定めておきます。信託財産の引き出しには、定めた財産交付要件を満たし、また指定いただいた指図権者の同意または指図が必要となるため「守り」の機能も万全です。

なお、当信託の指図権者や同意者として親族に適当な方がいない場合は、信頼できる弁護士または司法書士と「任意後見契約」を結び、その弁護士または司法書士を当信託の指図権者・同意者とすることもできます。

※安心サポート信託は金銭を信託する上記タイプ以外に、生命保険金を信託するタイプもあります。

### 安心サポート信託の仕組み





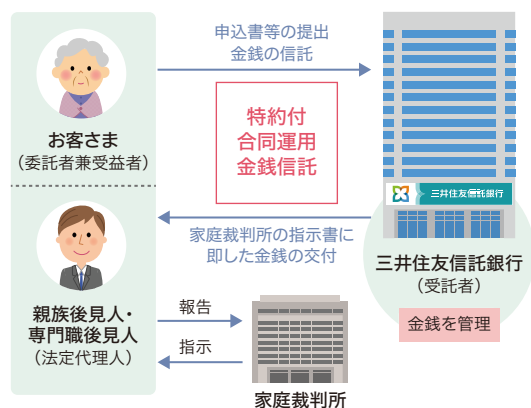
## 後見制度支援信託

**ポイント** 裁判所の指示に基づき信託銀行が財産を守り、後見人の不正を防ぎます。

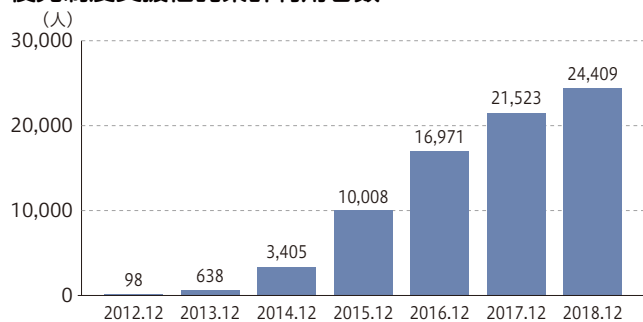
法定後見制度による支援を受ける人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。

本信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人がご本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行との間で信託契約を締結することになります。

これにより、成年後見人がご本人の財産を不正に使ってしまわないように適切に保護されます。



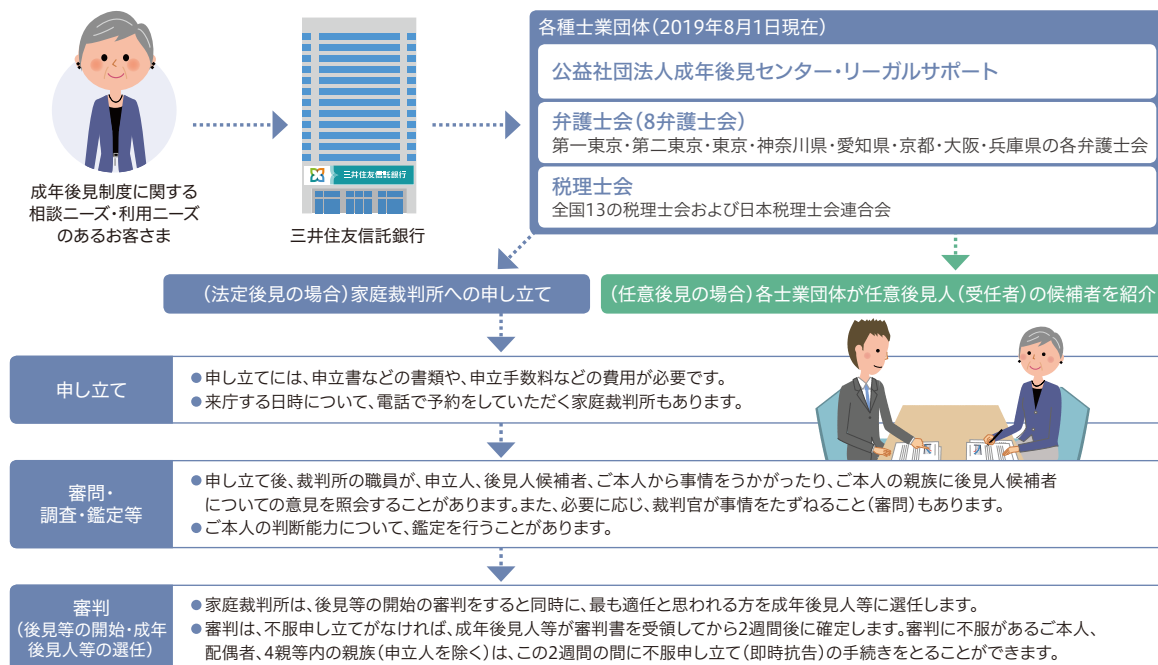
## 後見制度支援信託累計利用者数



出典: 最高裁判所事務総局家庭局  
「後見制度支援信託等の利用状況等について 平成30年1月～12月」

## 成年後見制度に関するご相談・取り次ぎ

三井住友信託銀行は、成年後見分野に積極的に取り組む各種士業団体と協定を結んでおり、成年後見制度に関するご相談や、その利用を希望されるお客さまの各士業関係団体への取り次ぎを行っています。







## 人生100年応援信託<100年パスポート>

**ポイント** 人生100年時代となり、今後多くのお客さまに起こることとなる判断能力の低下に対する備えとして有効な機能群をワンパッケージにした、お客さまに安心して豊かな人生を楽しんでいただくための信託商品です。

認知症など判断能力の低下時に直面する、「預貯金の引き出しなどの困りごと」に対する備えとして有効な機能群をそろえた金銭信託です。成年後見制度とタイアップしたソリューションのご提供も含め、幅広くお客さまの立場に立ったコンサルティングを行う、人生100年時代のお供に、最適の信託商品です。

### ワンパッケージの4つの機能

#### まかせる支払機能(年金型 + 目的内随時型)

認知症や健康の不安に備え、支払い手続きをまかせる方をあらかじめ指定できます(3親等内の親族、弁護士、司法書士を指定いただけます)。

認知症や健康が不安な期間において

- 毎月の生活費等の受け取り(毎月20万円まで)ができます。年1回増額(20万円まで)が可能です。
- 金額が大きくなりがちな医療費、介護費、住居費のお支払いも可能です(あらかじめ払戻しの同意者を定めることもできます)。

#### 防犯あんしん機能

年間16,000件※にのぼる特殊詐欺などに備え、あらかじめ払戻しの同意者を定めることができます。

#### ねんきん受取機能

毎月の生活費を定期的に受け取れます。充実した暮らしのための支出や生前贈与にも活用できます。

#### おもいやり承継機能

ご相続発生時に、あらかじめご指定いただいた相続人に500万円までをスムーズにお支払いします。

※警視庁によると、2018年は16,496件、総額約363.9億円の被害が発生。

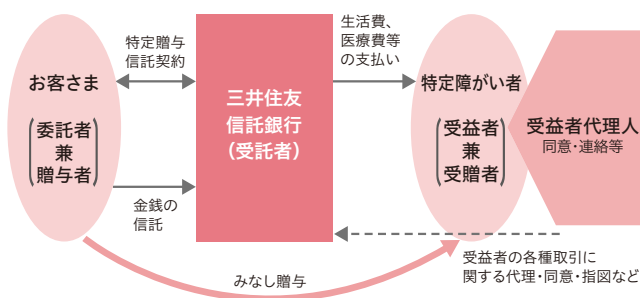
## 5. ご家族・ご親族の生活の安定を確保する

### 特定贈与信託

特定贈与信託とは、特定障がい者の方の将来にわたる生活の安定に資する目的で贈与されたご資金を、三井住友信託銀行が合同運用金銭信託等で安定的な運用を行い、お客さまに代わって特定障がい者の方にお渡しする商品です。

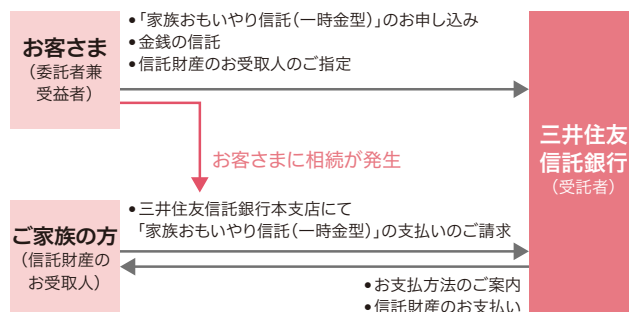
受益者となる「特定障がい者」は、障がいの程度によって「特別障がい者」と「特別障がい者以外の特定障がい者」に分けられており、「特別障がい者」の方は6,000万円、「特別障がい者以外の特定障がい者」の方は3,000万円まで非課税で、生活費や医療費等に充てる資金として定期的にお支払いします。

### 特定贈与信託の仕組み

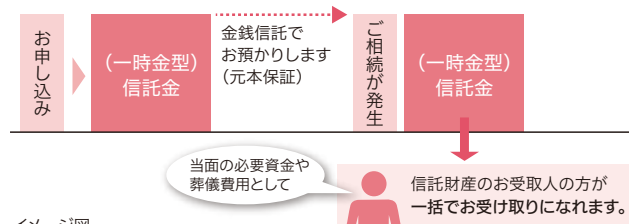


### 家族おもいやり信託(一時金型)

相続が発生した場合、「葬儀の段取り」「相続関係の手続き」など、のこされたご家族の方には、さまざまな手続きが待っています。「家族おもいやり信託(一時金型)」は、お客さまに相続が発生した際、あらかじめ法定相続人の中からご指定いただいたお受取人に対し、お預かりしている信託財産を当面の必要資金や葬儀費用としてお支払いする商品です。



信託財産のお受取人の方が、一括でお受け取りになれます。



イメージ図

※家族おもいやり信託には上記一時金型のほかに、お受取人に定期的に信託財産をお支払いする年金型がございます

## 6. 次世代への確実な財産の継承

### 次世代への生前贈与のお手伝い

#### 暦年贈与サポート信託

暦年贈与サポート信託は、ご親族の方に生前贈与をする際の「贈与契約書」の作成などのお手続きをサポートするサービスです。贈与に必要な書類などは毎年三井住友信託銀行からご案内しますので、贈与の機会を逸することなく贈与していただけます。また、年に一度、贈与をした方、贈与を受けた方の双方に、贈与報告書をお送りします。

#### 教育資金贈与信託

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設され、30歳未満のお孫さま等に対して、授業料等の教育資金を非課税で一括贈与することが可能となりました(お孫さま等1人当たり1,500万円まで)。

本商品を通じて、三井住友信託銀行はお孫さま等からの払出請求に基づき、教育資金をお支払いします。

#### 結婚・子育て支援信託

税制上の優遇措置として、20歳から50歳未満のお子さま・お孫さま等へ結婚・子育て資金の一括贈与が行われた場合、1,000万円まで贈与税が非課税となります。本商品は結婚・子育て資金へのお支払いが確認できる領収書等に基づき金銭信託からお支払いするため、贈与をする方の「結婚や子育てに活用してほしい」という想いに確実に応えることが可能です。

#### 社会貢献寄付信託

三井住友信託銀行では、次世代に向けた豊かな未来づくりを支援するため、公益目的の寄付活動を支援する商品・サービスをご提供しています。その一つである社会貢献信託は、ご用意した公益団体から毎年お客さまに寄付先を選定いただき、三井住友信託銀行が寄付手続きを行う商品です(22頁参照)。

### 円滑な相続等のお手伝い

#### エステートプランニング

エステートプランニングとは、お客さまの資産承継に対する考え方を整理し、具体的な資産承継計画の作成に向けたサポート(コンサルティング)を行うサービスです。三井住友信託銀行は、資産管理・相続・遺言関係業務などに関して、長年にわたり培ってきたノウハウにより、さまざまなコンサルティングを行います。

#### 遺言信託

三井住友信託銀行では、お客さまのご意思に従って、預金、有価証券、不動産などのさまざまな資産を次の世代に承継することを支援するサービスとして「遺言信託」を取り扱っています。2019年10月より、WEB上にてガイダンスに従い遺言案文が作成できるWEB遺言信託サービスのご提供を開始しています。



<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/succession/webwill/>

また、ご自身の遺産を「社会・公益のために役立てたい」とお考えの方には、「遺贈による寄付制度」を案内しています。

#### 相続手続トータルサービス

三井住友信託銀行は、複雑な相続手続を円滑に進めるための「相続手続トータルサービス」を取り扱っています。具体的には、相続人の方のお申し込みに基づき、次のような手続き代行・サポートを行います。

- 法定相続人の確定
- 相続財産の調査、把握
- 遺産分割協議のアドバイス
- 預貯金、有価証券などの換金、名義変更(各金融機関の所定の手続きを代行します)
- 不動産の名義変更
- 所得税・相続税など納税資金の手当てのアドバイス

#### おひとりさま信託(2019年12月スタート)

お客さまが、万が一のときに気になる身の回りのこと、死後事務(葬儀デジタル遺品、家財の整理、訃報連絡、ペット)を、エンディングノートに基づいて、ワンストップで実現するサービスです。「記録型」エンディングノートから「実現型」エンディングノートの時代へ。三井住友信託銀行が2019年12月から新たに提供を開始しました※。

※本サービスは、取り扱い店舗を限定してスタートしています。

## 7. 老年学についてのリテラシーの向上

老年学は英語ではジェロントロジーと呼ばれ、加齢に伴って生じるさまざまな課題を扱い、生涯をより良く生きるための方法を追究していくことを目的とした学際的な視点が特徴の学問です。三井住友信託銀行では、お客さまとともに老年学を学び、高齢者が自分の人生を最後まで自分で決め、老いてこそますます社会にとって必要な存在としてあり続けるプロダクティブ・エイジングの実現を目指します。なお、三井住友信託銀行では、2014年より全営

業店部長への「老年学(ジェロントロジー)検定」資格取得を義務付けており、高齢のお客さまに向けたサービスやコンサルティングに生かしています。2020年2月受験時から、受験対象者を拡大し、個人トータルソリューション事業における本部・営業店部の課長・チーム長以上の役付者は合格必須とし、部下の指導育成へも活用していく予定です。2019年11月末時点の合格者数は327名です。

### ILC-Japanとの連携

三井住友トラスト・ホールディングスは、老年学の国際連携組織である国際長寿センターの日本組織ILC-Japanに加盟し、2017年度より同団体主催の「長寿社会ライフス

タイル研究会」の座長に就任しています。2019年度は、高齢化が進んだ地域において、企業がどのような役割を果たすべきか外部有識者などを招きながら議論しました。

### シルバーカレッジの開催

三井住友信託銀行は、2012年より、シニア世代とそれを支える世代のお客さまを対象に、全国の支店で老年学の知識を分かりやすく学んでいただく「シルバーカレッジ」を開

催しています。テーマはお金のこと、健康のこと、認知症のこと、住まいのことなど多岐にわたっており、一流の講師陣からの講義は毎回好評をいただいています(181頁参照)。

#### COLUMN

##### 「人生100年安心プラザ」の開設

三井住友信託銀行の保険販売子会社である三井住友トラスト・ライフパートナーズは、2019年9月に「人生100年安心プラザ 新宿営業所」を開設しました。同社は、三井住友信託銀行が有する“信託銀行ならではの多様な商品・サービスやコンサルティング力”と同社が有する“保険コンサルティングノウハウ”を融合した、現役世代のお客さまを中心とする「新たな対面型コンサルティングチャネル」を展開していく予定です。当グループは、このコンサルティングチャネルを通じ、税制・社会保障制度・年金制度を考慮しながら総合提案を行う「信託銀行ならではの保険ビジネスモデル」を推進し、お客さまの長い人生における「ベストパートナー」として選ばれる金融機関を目指していきます。

詳細はウェブサイトをご覧ください。

<https://www.smtb.jp/corporate/release/pdf/190823.pdf>

保険のことなら

人生100年  
安心プラザ

#### COLUMN

##### 一般社団法人安心サポートの設立

一般社団法人安心サポートは、三井住友信託銀行が母体となって2018年11月に設立した法人であり、三井住友信託銀行と一体となって、身寄りのないお客さまなどに対し、財産管理や相続に関連したサービスをご提供します。信託銀行の持つさまざまな機能と社団のサービスを組み合わせ、高齢者の方々の住まい、医療、介護等に関する将来への不安の解消に貢献していきます。三井住友信託銀行は、社団を活用し、高齢者の方々の資産が、ご自身のために適切に使われていくソリューションをご提供していきます。



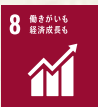


# 資産運用業務における ESG課題への取り組み

三井住友トラスト・アセットマネジメント(以下「SMTAM」)は、資産運用ビジネスの強化と、時代にふさわしい資産運用の姿を追求することを目的に、2018年10月1日、三井住友信託銀行の運用部門を統合し、60兆円の運用資産残高を持つ日本で最大の資産運用会社となりました。お客さまのための「責任ある機関投資家」として、ESG(環境・社会・ガバナンス)投資においても、その地位にふさわしい取り組みを進めていきます。

※詳細はスチュワードシップ・レポートをご覧ください  
<https://www.smoth.jp/csr/report/index.html>

## 注力するESG活動テーマ(2019-2020年)

| テーマ             | 具体的活動内容                                                                                                                                                                                                                               | 関連するSDGs目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 気候変動問題          | <ul style="list-style-type: none"> <li>CA100+の枠組みを通じたエンゲージメント活動</li> <li>LGIM社と協業したエンゲージメント活動</li> <li>引き続き、温室効果ガス排出量の多い国内外企業に対するエンゲージメントの継続</li> </ul>                                                                               |                                                                                          |
| 水資源・<br>海洋汚染問題  | <ul style="list-style-type: none"> <li>海洋プラスチック問題への対応方針を求める活動の継続</li> <li>水資源リスクへの課題認識や水資源管理に関する行動規範の開示、対応の必要性を説明、実行を促進</li> </ul>                                                                                                    |     |
| ガバナンス改革の<br>後押し | <ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会の独立性向上、女性取締役比率上昇などダイバーシティ推進の後押し</li> <li>LGIM社と協業したエンゲージメント活動</li> <li>親子上場や株式の持ち合いの問題について、情報開示や利益相反回避に向けた取り組みを促進</li> <li>「稼ぐ力」の持続的向上と適切なキャピタル・アロケーション(成長投資と余剰キャッシュ還元のパランス)を促進</li> </ul> |                                                                                          |
| ESG情報開示の<br>促進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業にSDGsの達成(ESG課題解決への貢献と収益寄与)を意識した情報開示を促進</li> <li>マテリアリティの特定と、投資家向けの情報として統合報告書で開示することを促進(IICEFでの活動)</li> <li>TCFDに賛同する運用会社として、企業の効果的な情報開示や、開示された情報を適切に投資判断につなげるための取り組みを推進</li> </ul>           |                                                                                                                                                                                                                                                                    |

## 三井住友トラスト・アセットマネジメントの取り組み

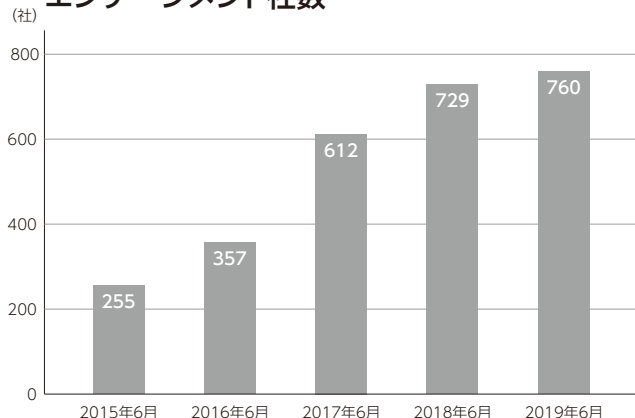
### 投資先の企業価値、ROE向上に資するエンゲージメント

SMTAMは、これまでに東証一部の時価総額で約90%を占める幅広い企業に対し、エンゲージメントを実施してきました。今年度は、対象企業のさらなる拡大とともに質的な深化を進めることを課題と考え、トップダウン・アプローチにより注力テーマを定めたエンゲージメントや、継続的なエンゲージメント先企業に対する深掘り分析などを行っています。

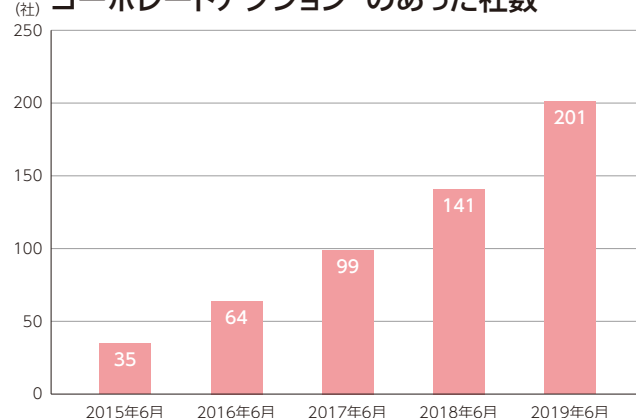
SMTAMは今後も中長期的な企業価値、ROE向上に資する活動を続け、市場全体の底上げや超過収益の獲得を図ることにより、お客さまの中長期的な投資リターンを最

大化を目指します。また、SMTAMは投資先企業各社の課題を見定め、効率的かつ効果的なエンゲージメントを行います。投資先企業のROE向上には、キャピタル・アロケーションの再考や事業ポートフォリオの再編、企業のガバナンス改善を含めて働きかける一方で、将来的にROEを低下させる可能性のある「気候変動問題の解決」や「労働慣行の是正」などにも働きかける必要があります。SMTAMとしては「E」「S」「G」それぞれの課題の総合的な把握に努め、エンゲージメントを行っていきます。

エンゲージメント社数

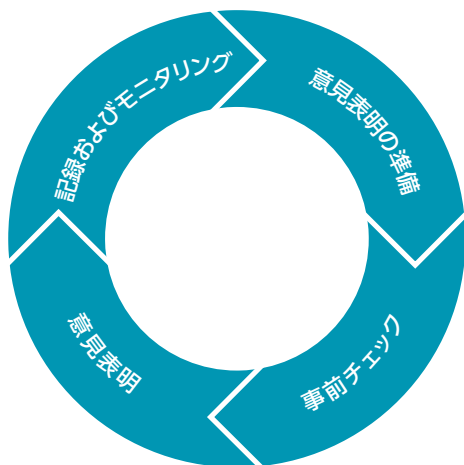


コーポレートアクション\*のあった社数



社数はともに累積  
※SMTAMが表明した意見に合致した企業行動

### SMTAMのエンゲージメントプロセス



上記プロセスに則った活動を  
「エンゲージメント活動件数」としてカウントする  
(単なる「企業との接触」はエンゲージメントとしてカウントせず)

#### 意見表明の準備

有効なエンゲージメントを実現するため、アナリストは非財務情報分析の結果などを踏まえて経営課題を抽出、実効性・一貫性のある意見を策定

#### 事前チェック

個々のアナリストが策定した意見を社内ですべてにチェック。これを通じて意見の質を向上させ、アナリスト間の意見の質のばらつきを抑制

#### 意見表明

アナリストは投資先企業の経営層と面談して意見を表明。面談に際しては「重要提案行為を行わない」「インサイダー情報を受け取らない」旨の宣誓書をその都度提示し、双方の認識共有化を行う

#### 記録およびモニタリング

面談後に意見表明に対する企業側の反応を記録。その後の企業経営に変化があるかどうかをモニタリングするとともに、次回のエンゲージメント時の経営課題の抽出にも活用

## エンゲージメント 国内事例

### CASE 1 非製造業A社

#### 気候変動問題

- ・温室効果ガス削減
- ・事業戦略

#### アナリストの視点

事業拡大が環境負荷増大につながる可能性の高い物流会社として、中期計画のKPIとして環境目標を入れ、企業価値向上の持続性を高める必要がある。また、中長期的に国内物量減少傾向が強まるなか、事業資産、売上高とも構成比の高い日本事業で収益性低下リスクの抑制に課題があると考えた。

#### SMTAMからの意見

トラックを中心に運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量は産業別でも大きなウェイトを占めている。現在検討中の中期経営計画の中で、会社が有する鉄道・海運・航空などの多彩な輸送モードでの輸送ノウハウを生かし、スコープ3（製造、輸送などまで含めた排出量）まで視野に入れた中長期的なCO<sub>2</sub>削減目標を掲げるとともに積極的に顧客へ拡販を進める必要があるのではないかと。

連結売上構成比が6割を占める国内物流セグメントにおいて、中長期的な物量減少は最大の事業リスクと考えている。地方縮小、3大都市圏拡大による事業ポートフォリオの見直しを具体的に進める必要があるのではないかと。

#### 会社の反応

環境関連の指標はいろいろあるが、中長期的なCO<sub>2</sub>削減はコストをかけてでも重点的に取り組んでいきたいと考えている。次期中期経営計画に盛り込むことを検討したい。

指摘の通り、国内物流セグメントの中長期的な事業ポートフォリオの見直しが必要と考えている。地方は各エリアでの特色を出しつつ縮小均衡させ、3大都市圏に事業を集中する方針。このために、グループ人事制度を見直しエリア間の異動も可能とするほか、エリア別にROIC目標を持たせることも検討している。

#### 会社のアクション

長期ビジョン実現に向け、2023年度までに達成すべきKPIとして具体的なCO<sub>2</sub>排出量削減の目標値を公表した。

2019年2月公表の中期経営計画において、低収益事業の抜本的改革として日本事業強靱化、事業ポートフォリオの見直しを表明。

#### SMTAMの評価

具体的なCO<sub>2</sub>排出量削減目標を表明したことは評価する。今後は、CO<sub>2</sub>削減状況や国内物流事業の収益性改善に向けた取り組みの進捗を確認していく方針。

### CASE 2 製造業B1社 製造業B2社

#### 水資源・海洋汚染問題

- ・海洋プラスチックへの対応
- ・事業戦略

#### アナリストの視点

海洋プラスチックの発生源はアジアが中心であり、特に問題となっているのはペットボトルやストローなどの使い捨てプラスチックである。最も優先されるべきはアジアでのリサイクルシステムの確立であるが、アジアは日本も含めた先進国のごみを受け入れてきたため、アジアだけの問題ではない。日本企業についても、生産する化学メーカーや、使用する食品メーカーなどにおいて、同問題への取り組みの重要性が増していると考えた。

#### SMTAMからの意見

《化学メーカーB1社（製造側）》  
海洋プラスチック汚染について、問題となっているのは使い捨てプラスチックであるため、業績影響は軽微と予想している。一方、成長事業として注力している自動車向け等の産業用プラスチックまで悪者扱いされることを避けるためには、化学産業全体での取り組みが必要なのではないかと。

《飲料メーカーB2社（使用側）》  
汰されているが、飲料メーカーにおいてもペットボトル容器へのプラスチック使用量は多い。ストローはプラスチックから紙製品へ切り替えている企業も増えているが、ペットボトルも同様に代替原料の活用を検討しているか。また、物流のように他社とのアライアンス等により問題解決をしていく動きも必要なのではないかと。

#### 会社の反応

使い捨てプラスチックの使用量削減に伴う業績影響は軽微だと考えている。産業用プラスチックの風評悪化リスクへの対応策については、業界団体をおとして化学産業全体で取り組んでいく方針。また、海洋プラスチック汚染はアジアにおいてリサイクルシステムが構築されていないことが本質的な課題だと認識している。

・ペットボトルについては全廃というのは現実的に難しく、総量をどれだけ減らすかという問題。生分解プラスチックといった技術も認識しているが、業界として対応していく必要がある。  
・まずはリサイクル比率を限りなく100%に近づけていくことが必要。部署を新設して紙容器へ代替可能か研究を進めている。また、物流問題と同様に容器についてはメーカー各社の非競争領域であると考えている。業界全体としてサプライチェーンを見直す必要がある。

#### 会社のアクション

化学業界5団体が、「海洋プラスチック問題対応協議会」を設立。海洋プラスチック問題の解決に向けて、①情報の整理と発信、②国内動向への対応、③アジアへの働きかけ、④科学的知見の蓄積を進めていく方針。

#### SMTAMの評価

生物由来プラスチックやリサイクル技術の開発動向と、化学業界団体を通じた海洋プラスチック問題解決に向けた取り組み状況をモニタリングしていく方針。また、引き続きユーザー側である飲料メーカーなどの海洋プラスチック問題への対応を促すべく対話を継続する方針。



## CASE 3 製造業C社

### ガバナンス改革の後押し

- ・取締役会の独立性、ダイバーシティ
- ・資本政策

#### アナリストの視点

長期的にROEが低迷しているが、経営陣の資本効率への意識が希薄なために、金融資産の有効活用やバランスシートのコントロールに改善の余地がある。また、取締役会の構成にも課題があると考えた。

#### SMTAMからの意見

社外取締役の構成において多様性が不足していると考える。株式持ち合い先出身者である取締役は非製造業の会社経営経験者だが、そのほかは公認会計士、大学教授である。また、持ち合い先出身者の登用は独立性に問題がある。本業である製造業出身者の招聘、女性登用など、多様性、独立性の向上が必要なのではないか。

ROEは業界平均を下回る。利益率は業界平均並みだが、総資産回転率が低く、財務レバレッジも効いていない。豊富な金融資産の有効活用と厚すぎる自己資本が課題であると考えられる。会社方針としては経常利益率を経営指標としているが、ROEを意識し、KPIを設定する必要があるのではないか。

#### 会社の反応

大口顧客、かつ大口出資先から招聘している社外取締役の独立性の問題については、社内で問題意識が高まってきているところである。女性登用については近年本格的に検討を続け、執行役員1人が就任している。中長期的には女性取締役を登用することも検討したい。

経営陣の世代交代が進み、従来重視していた経常利益率に加え、ROEを重視する必要性を認識し始めている。また、株主還元も現状で十分とは考えていない。金融資産の概ね半分を占める大口出資先については今後も協力を深化する方針であること、高い保有リターンを維持していることから、現時点で売却は考えていない。

#### 会社のアクション

2019年4月、大口顧客、かつ大口出資先出身の社外取締役退任を発表。加えて、国際性やジェンダーの面を含む取締役会の多様性を確保することを宣言し、女性の社外取締役1名選任と、ダイバーシティ推進室の新設を発表した。

2019年4月、2020年3月期より連結配当性向目標について従来の40%から50%へ引き上げることを発表。同時に、キャッシュ・フローの範囲内で自己株式取得も適宜実施していくことも発表。さらに、ROE重視戦略を発表し目標を8%に設定した。

#### SMTAMの評価

C社とは、2014年から継続的に対話を実施してきた。独立性に問題のある社外取締役等の課題が解消（退任）、女性取締役が選任されたことは大いに評価する。今後は、対話を通じROEの改善状況をモニタリングしつつ、課題として残る政策保有株式の縮減に向けて対話を継続していく方針。

## CASE 4 製造業D社

### ESG情報開示の促進

- ・社会問題
- ・資本生産性

#### アナリストの視点

世界的に院内感染など薬剤耐性菌問題が深刻になるなかで抗菌剤大手として社会的責任を問われるリスクを回避するだけでなく、積極的に取り組むことによって社会貢献につなげられる可能性があると考えた。また、資本効率向上を進めるなかで過去からの商慣習で残された卸との株式持ち合いの解消を中心とした政策保有株式の縮減が課題だと考えた。

#### SMTAMからの意見

主力重点分野に掲げる感染症薬領域では、薬剤耐性菌問題がグローバルで重要課題となっている。日本では危機意識が低いことから、この問題に取り組む姿勢を積極的に開示する必要があるのではないかと。

取引先である医薬品卸との株式の持ち合いについては、資本効率の観点からさらなる縮減が必要ではないかと。

#### 会社の反応

薬剤耐性菌問題への取り組みは我々の使命だと考えている。会社としての考えと具体的な取り組み内容を積極的に発信していきたい。

政策保有株式については、売却に伴う売却益計上による決算損益への影響を踏まえると急激かつ大幅に売却することは難しいものの、縮減する方針。

#### 会社のアクション

2019年5月、薬剤耐性菌問題に対するコミットメントとアクションを表明。多くの製薬会社が感染症領域の研究・開発から撤退するなか、将来を見据えた抗菌薬の開発に取り組むとともに、抗菌薬の適正使用と流通を進めるリーダーシップの役割を担っていくことを宣言。

2019年6月、2019年3月期有価証券報告書にて、政策保有株式を前期末比2割縮減したことを確認。

#### SMTAMの評価

薬剤耐性菌問題に対するコミットメントとアクションを表明し積極的に取り組む姿勢を示したことは評価する。政策保有株式を縮減したことも評価されるが、さらなる縮減実現に向けて対話を継続する方針。

## エンゲージメント グローバル事例

SMTAMでは、グローバルでのESGエンゲージメント活動にも注力しています。活動の軸は、①PRI等、行動原則・ガイドラインに基づくエンゲージメント活動、②国際規範に基づく不祥事等に対処する活動、③企業経営の効率化や秀でたコーポレート・ガバナンス構築を求めていく独

自の活動、の3点です。例えば、①PRI等、行動原則・ガイドラインに基づくエンゲージメント活動においては、PRIのワーキンググループの推進役（リード・マネージャー）を担うなど、ESG課題を持つ企業のリスク抑制に積極的に取り組んでいます。

### CASE 5

Glencore スイス 資源採掘企業 (CA100+対象企業)

#### 気候変動問題

- 温室効果ガス削減

#### エンゲージメント担当者の視点

鉱山・資源会社のうち、石炭事業にエクスポージャーを持つ企業は何らかの対応策が必要になっており、今後の資本配分や座礁資産化に対するリスク回避など、シナリオに基づいた事業計画の開示が必要と考えた。

#### SMTAMからの意見

グローバルに見て、温室効果ガス排出に大きなインパクトを及ぼす企業と見られており、CA100+の対象企業となっている。  
①パリ合意の水準適合に向けた温室効果ガス排出削減計画の開示とその実施、  
②TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）の提言に基づいた情報開示、  
③気候変動に関するガバナンス構築を進めるべきではないか。

#### 会社の反応

指摘の通り、石炭産業へのエクスポージャーが大きく、石炭の座礁資産化など低炭素社会への移行リスクを抱えていると認識。高品質炭のウェイトアップを進めることで、生産量を増やすことなく収益性を高め同時に温暖化へのインパクトを減らしていく方針としている。

#### 会社のアクション

2019年2月、石炭の生産量を制限することを発表した。

#### SMTAMの評価

会社として石炭事業・資産の最適化を図る方向性を示したことは評価する。今後も、気候変動への対応策に関する対話を継続する方針。

### CASE 6

Copart 米国 低品質中古車のオンラインオークション企業 (30%コアリション対象企業)

#### ガバナンス改革の後押し

- ダイバーシティ

#### エンゲージメント担当者の視点

業容拡大を図るなか、企業の経営判断に取締役会のダイバーシティは有効であり、幅広い人材登用が必要と考えた。

#### SMTAMからの意見

S&P500指数採用企業の中で、取締役会における女性取締役の登用がないのは同社のみ。女性登用を含めた多様性は、企業の経営効率や人材雇用面・経営判断に効果的であると考えている。多様性拡大への取り組みを行うべきではないか。

#### 会社の反応

人材登用については、実力主義で対応中である。具体的な時期は言えないが課題としては認識しており、然るべき時点でダイバーシティの高度化について発表する方針である。

#### 会社のアクション

2019年7月、女性の社外取締役の選任を決定した。

#### SMTAMの評価

本件には一定の評価をするものの、最低限の対応を行ったのみであり、理想とするレベル（30%以上の女性取締役登用）には至っていない。女性登用の拡大など、引き続き取締役会の多様性の改善について求めていく方針。

## CASE 7

Commonwealth Bank of Australia 豪州 銀行

## ガバナンス改革の後押し

- ・不祥事企業への対応

## エンゲージメント担当者の視点

金融業にとってマネーロンダリングなどの不祥事は、オペレーション上最大のリスク。人事の刷新や管理体制構築はビジネス継続に必要と考えた。

## SMTAMからの意見

豪州金融当局調査で、不正口座取引やマネーロンダリングなど広範囲にわたる不祥事が摘発された。会社内の管理体制の不備やマネジメントについて改善すべきではないか。

## 会社の反応

金融当局から罰金を受けるなど、著しく評判を落とす事態に発展している。再発防止策等を実施するとともに、マネジメント層の一新を図る方針である。

## 会社のアクション

2018年の金融当局による調査結果発表以降、マネジメント層の刷新とマネーロンダリング管理体制の強化を実施し、ガバナンス改革に着手した。

## SMTAMの評価

経営陣の責任の所在の明確化や、顧客情報管理システムの強化を図るなど相応の改善努力が認められる。今後も対話を通じ内部管理体制の改善状況についてモニタリングを継続する方針。

## CASE 8

Elbit Systems イスラエル 軍事・防衛関連企業

## ESG情報開示の促進

- ・クラスター爆弾製造に対する懸念に関する情報開示

## エンゲージメント担当者の視点

クラスター爆弾の製造は人道上の観点から風評リスクに晒されているため、同事業からの退出が望ましいと考えた。

## SMTAMからの意見

クラスター爆弾は、オスロ条約など国際条約で非人道的兵器として製造・使用が禁止されている。国防衛企業の買収によって同事業のエクスポージャーを持つ可能性があることに懸念を持っている。会社のレピュテーション・リスクから、クラスター爆弾の製造に手を出すべきではないと考える。少なくとも、同事業に関するリスクや今後の方針を明確化して開示すべきではないか。

## 会社の反応

クラスター爆弾など、国際条約に抵触する事業には関わらないことについて、今後方針を明確に開示していきたい。

## 会社のアクション

2019年1月、同事業へのエクスポージャーを持たない方針について開示を行った。

## SMTAMの評価

方針の決定、開示など迅速な対応を行ったことは評価できる。ESGスクリーニングにおける投資除外対象銘柄としないこととした。

## CASE 9

BAYER ドイツ 農業化学・薬品企業

## 社会問題

- ・訴訟リスクに対する対応

## エンゲージメント担当者の視点

買収先には農業化学製品の訴訟リスクが存在しており、同リスクが顕在化した場合の対応策が必要と考えた。

## SMTAMからの意見

2015年に発表、2018年に完了した農業事業の買収により、除草剤の発がん性をめぐる訴訟を抱えることとなった。このため、賠償金額の上限の想定などを投資家向けに開示し、不透明感を払拭する必要があるのではないか。

## 会社の反応

買収時点では、訴訟リスクは十分管理可能と判断し、経営として問題があったわけではないと考えている。現在、裁判中であり金額を開示するのは不適切。

## 会社のアクション

2019年8月、除草剤に関連する被害者との和解を含め事案の不透明感の払拭に努めることを投資家向け会議にて表明。

## SMTAMの評価

従前の硬直的な対応方針から、和解を含め不透明感の払拭に関しての対応方針を表明したことは、株主の声を反映しているものとして前進と捉えている。本件については裁判状況も含め会社側に投資家の懸念を払拭する施策をとるよう促していく。



## ESGインテグレーションの高度化

SMTAMは2015年以降、伝統的投資手法に独自の非財務情報評価の仕組みであるMBIS®を取り込んだESGインテグレーションを国内株式アクティブ運用や国内事業債運用などで展開してきました。こうした活動が軌道に乗ると同時に成果も上げてきましたので、取り組みをさらに加速するために、手法や対象資産の拡大によるESGインテグレーションの高度化を進めました(下図1~4)。

なお、ESGを考慮した銘柄スクリーニングについても見直しを行っています。従来は、非人道的兵器

(Controversial Weapons)とされるなかでクラスター爆弾、および対人地雷を製造する企業の株式について、企業の事情でエンゲージメントができない場合にはSMTAMアクティブファンドで投資対象から除外してきました。この対象に生物兵器、化学兵器を加え、また従来の株式だけでなく債券も対象とする運営にしています。我が国は、これら4種類の兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約に批准・署名しています。

□ 新たな取り組み □ 見直し(アップデート)



## 1 ESGマテリアリティの特定

SMTAMは「ESGマテリアリティ」を特定しました。従来から「ESGガイドライン」として、国連グローバル・コンパクトを踏まえたESG課題に対する対応方針を定めていたが、この度、改めてSDGs、SASB(米国サステナビリティ会計基準審議会)などを考慮して見直しを行い、ESG投資における評価項目と対応方針からなる「ESGマテリアリティ」として再整理しました。

|     | E(環境)                                   | S(社会)                                   | G(ガバナンス)                            |
|-----|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------|
| リスク | Climate Change<br>(気候変動)                | Human Rights & Community<br>(人権とコミュニティ) | Behavior<br>(企業行動)                  |
|     | Natural Capital<br>(自然資本)               | Human Capital<br>(人的資本)                 | Structure<br>(組織設計)                 |
|     | Pollution & Waste<br>(汚染・廃棄物)           | Security & Liability<br>(安全・責任)         | Stability & Justice<br>(安定性・公正さ)    |
| 機会  | Environmental Opportunities<br>(環境関連機会) | Social Opportunities<br>(社会関連機会)        | Governance Improvement<br>(ガバナンス改善) |

## 2 MBIS®評価の高度化

MBIS®は、非財務情報を評価する当社独自の仕組みで、国内株式、国内債券について2015年から運用しています。アナリストのカバー企業について、提供する商品・サービスの付加価値の高さやその持続性、付加価値の提供を支えるガバナンス体制、持続的成長の基盤となる社会・環境への影響度など、財務情報では表現し切れない「非財務情報」を収集・分析・評価しています。

MBIS®のMは経営(Management)、Bは事業基盤(Business Franchise)、Iは市場動向(Industry)、Sは事業戦略(Strategy)を表しており、ESG課題のリスクの側面

への取り組みに対する評価項目をMに、事業化・収益化といったESG課題の機会(オポチュニティ)の側面への取り組みに対する評価項目をSに取り込んでいます。

今般、ESGマテリアリティの新設に合わせ、これらMBIS®のESG課題評価項目について整理、見直しを実施するとともに、外部ESGデータベンダー等によるESG評価も活用したMBIS®評価の高度化を図っています。従来からSDGsの概念を取り込んだ評価としていますが、それを強化することによって17のゴールをより意識したエンゲージメントや評価を行っています。

|   |                              |                                                          |
|---|------------------------------|----------------------------------------------------------|
| M | Management<br>(経営)           | チェック項目(20項目)<br>●戦略実行力 ●ESGへの取り組み<br>●改善力・改革力 ●資本&投資効率性  |
| B | Business Franchise<br>(事業基盤) | チェック項目(14項目)<br>●顧客価値 ●顧客基盤<br>●参入障壁                     |
| I | Industry<br>(市場動向)           | チェック項目(7項目)<br>●市場前提 ●競争環境<br>●規制・政策                     |
| S | Strategy<br>(事業戦略)           | チェック項目(10項目)<br>●マーケティング ●ESGの収益化<br>●事業ポートフォリオ ●投資・M&A等 |

外部ESGデータ等\*

| ESGマテリアリティ(新設) |                                         |                                         |                                     |
|----------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------|
|                | E(環境)                                   | S(社会)                                   | G(ガバナンス)                            |
| リスク            | Climate Change<br>(気候変動)                | Human Rights & Community<br>(人権とコミュニティ) | Behavior<br>(企業行動)                  |
|                | Natural Capital<br>(自然資本)               | Human Capital<br>(人的資本)                 | Structure<br>(組織設計)                 |
|                | Pollution & Waste<br>(汚染・廃棄物)           | Security & Liability<br>(安全・責任)         | Stability & Justice<br>(安定性・公正さ)    |
| 機会             | Environmental Opportunities<br>(環境関連機会) | Social Opportunities<br>(社会関連機会)        | Governance Improvement<br>(ガバナンス改善) |

SDGsとの関連性を強化



<https://www.un.org/sustainabledevelopment/>

### 3 自社ESGスコア付与と銘柄選択での活用

ESGマテリアリティの制定でESG評価軸を明確化したことにより、海外企業の株式などMBIS®評価の対象外である資産についても、自社ESGスコアの付与が可能となりました。ESGマテリアリティをベースに投資先企業各社のESG課題を特定し、外部ESGデータ等を活用して3段階の自社ESGスコアを付与します。これを、株式であれば業績やバリュエーション、事業債であれば信用力評価やスプレッド評

価に定性評価として加えて銘柄選択に反映しています※。

また、国内株式のうちアナリストのカバレッジに入らない企業のESG評価が可能となりました。国内事業債においても、従来のMBIS®評価に加えて自社ESGスコアも考慮して銘柄選択に活用しています。

※外部ESGデータ等を参照してアナリストが評価

### 4 J-REITファンドにおけるESGインテグレーション高度化

SMTAMは、お客さまの中長期的な投資リターンの最大化のため、投資銘柄の持続的価値向上が重要であると考え、J-REIT運用においては、これまで保有物件の環境配慮等、各投資法人のESGに対する取り組みを独自に評価し、その結果を考慮した投資判断を行ってきています。係るなか、各投資法人のESGに対する取り組みに著しい進展が見られ

ること、またSMTAMのJ-REIT運用の助言者である三井住友トラスト基礎研究所のESG評価体制が整ったことから、同社の付与するESGスコアを活用することで、J-REIT運用におけるESGインテグレーションの高度化を図ることにしました。



#### 三井住友トラスト基礎研究所によるJ-REIT ESG評価

三井住友トラスト基礎研究所は、「都市と不動産」に関する調査研究・提言とコンサルティング業務を行う専門シンクタンクとして1988年に誕生し、当該分野における長年の調査研究を基礎に、不動産投資の評価に関する調査研究を加え、国内外の不動産市場、不動産金融分野およびインフラ・PPP分野に強みを持つコンサルティングを展開しています。

J-REITについての調査分析は、機関投資家に対する投資顧問業務として、J-REITの黎明期である2004年3月からSMTAMを含む投資家に投資助言を提供してきました。

今般、同社では長期にわたって培ってきたJ-REITに関す

る知見を活用し、公表資料を基に各投資法人がESG課題に対して適切に対処しているか評価を行い、J-REITに係るESGスコアを付与して投資家への提供を開始しました。

評価はESG推進体制と、環境、社会、ガバナンスに関する各課題への取り組みの四つの大項目で構成され、それぞれについて独自のチェック項目を設けてスコアリングしています。チェック項目は、各投資法人が開示する各種取り組みを網羅的に捉えた上で整理し、SDGsへの対応も考慮して選定しています。

※2019年12月までに完了予定



## PRI(責任投資原則)への積極的な関与

国連機関が主導して制定されたPRIは、機関投資家の意思決定プロセスにESGを考慮することをうたったものです。発足した2006年4月は100機関が署名し、運用資産総額6.5兆米ドルでしたが、2019年3月時点では署名機関数は2,372、運用資産総額は約86兆米ドルまで増加するなど、その位置付けは重要性を増しています。SMTAMは2006年5月に署名し、6つの原則に則った方針を策定し、最新の動向を踏まえた取り組みを行ってきました。

また、PRIはこれらの6原則に関するコミットメントや進捗状況について署名団体の報告に基づいて評価(最高A+、最低E)しています。SMTAMは、右表の通り総じて良好な評価を得ており、総合評価では5年連続で「A+」を獲得しています。SMTAMは、今後もPRIへの積極的な関与を続けるとともに、評価の維持・向上にも取り組んでいきます。

### SMTAMに対するPRIアセスメント状況2019

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 戦略とガバナンス(総合評価)        | A+ |
| 上場株式における責任投資への統合状況    | A+ |
| 上場株式におけるアクティブ・オーナーシップ | A+ |
| エンゲージメント              | A+ |
| 議決権行使                 | A+ |
| 債券投資(国債等)             | A  |
| 債券投資(社債等)             | A  |

#### 原則1 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます。

当社は、投資先企業の持続的な企業価値の維持・改善を見極める目的から経営の徹底度合い、戦略実行力や改革力など非財務情報を分析・評価、さらにその分析・評価によって得た知見を運用に活用する取り組み(ESGインテグレーション)を推進します。

#### 原則2 私たちは、活動的な所有者となり、所有方針と所有慣習にESG問題を組み入れます。

当社は、ESG課題に配慮したエンゲージメントおよび議決権行使を実施、その活動を通じ投資先企業に対してESG課題への適切な取り組みを促します。

#### 原則3 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます。

当社は、投資先企業に対しESG課題について適切な開示を求めます。

#### 原則4 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ実行に移されるように働きかけを行います。

当社は、資産運用業界において本原則が受け入れられ実行に移されるように、投資先企業とのエンゲージメントや啓発活動を積極的に推進します。

#### 原則5 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために協働します。

当社は、本原則を実行する際の効果を高めるため、本原則が主宰するワーキンググループへの参加やESG課題解決を目的として設立された署名団体に関与し、内外運用機関との連携を行います。

#### 原則6 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

当社は、本原則を実行し、その活動状況や進捗状況に関して本原則で求められる報告書を作成し報告しています。

# 不動産業務における ESG課題への取り組み

建物の建設・運用に関するCO<sub>2</sub>排出量は、間接排出分も含めると日本全体の約4割に及ぶともいわれています。また人間は屋内で過ごす時間が長いことから、その屋内環境は当然、滞在者の健康や生産性にも影響します。このように不動産は環境、社会、経済の三側面に大きな影響を及ぼしていることから、SDGs達成に向けた統合的取り組みはこれら三側面の持続可能性(サステナビリティ)向上に大きな効果をもたらすものと考えられます。

当グループでは、エネルギー効率性、資源効率性の高い都市や建築物、生産効率改善に貢献する建築物といった環境配慮不動産の普及拡大を目指します。高い環境性能などがもたらす収益の向上やリスクの低減によって不動産の価値向上に資する取り組みを推進していきます。

## 実現に向けた課題

- 不動産の環境性能の「見える化」
- 環境不動産の付加価値の「見える化」
- 不動産マーケットにおける環境不動産の付加価値の認知度向上
- 付加価値創出に向けた企業の取り組み拡大

## 課題解決のための取り組み

- CASBEE-不動産、CASBEE-街区等、環境性能認証の取得を支援する。
- 建築コンサルティングや補助金採択支援を通じて環境配慮建築の実現を支援する。
- 各種委員会や講演会を通じて環境不動産に関する普及啓発活動を行う。
- グリーン金融、環境不動産ファンド等、環境不動産普及につながるビジネスを創出する。

## 課題解決に向け設定した目標、KPI



## 環境不動産が求められる背景

2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。世界的な平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑えること等が目標として掲げられました。

国内の政策面では、2015年に建築物省エネ法が公布され、2,000m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物については、新築時に省エネルギー基準に従うことが義務付けられました(2017年施行)。一方、サステナブル建築物等先導事業等、環境性能の高いプロジェクトに対して国が補助金交付等を行う仕組みについても充実しつつあります。

世界の投資・金融セクターにおいては、地球環境問題への対応は不可欠な課題と認識されています。2006年に国連の主導でESG(環境・社会・ガバナンス)に配慮した投資の世界的なプラットフォームである責任投資原則(PRI)が提唱され、欧米の機関投資家など2,000を超える機関が署名しています。また国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)においては国内外で200を超える銀行・保険・証券会社等が、ESGへの配慮を統合した金融システムへの転換を進めています。さらに2019年にはUNEP FIが銀

行業務について提唱した「責任銀行原則(PRB)」が発効しています。(当グループはPRI、UNEP FIとPRBについて、発足当初に署名を行っています。)

さらに2009年には、欧州の主要年金基金を中心にGRESB(グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク、「グレスビー」等と読みます)という、不動産セクターのサステナビリティ(持続可能性)を測るベンチマークが創設され、投資判断に活用されています。2019年には日本からのGRESB評価への参加者が70となり、このうち不動産投資法人(J-REIT)は44社で、J-REIT市場時価総額の約91.5%に達しています。

国内投資・金融セクターにおいても2015年、責任ある投資家の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)について200を超える機関が受け入れを表明するとともに、上場会社のサステナビリティへの対応を原則に含むコーポレートガバナンス・コードが東京証券取引所の有価証券上場規程の別添として適用が開始されています。

今まさに、不動産においても環境への配慮が求められているものといえます。

## 環境不動産に関する三井住友信託銀行の取り組み

三井住友信託銀行は、信託銀行としての幅広い取引基盤を生かし、不動産仲介や証券化、コンサルティング、鑑定評価から投資事業まで、グループの総合力を生かし、専門性の高い事業を幅広く展開しています。

環境不動産に関しては2005年、環境不動産のもたらす付加価値に関する論文の発表を皮切りに、「環境性能」と

それに伴う「付加価値」を分かりやすく示すことを中心に、多くの提言を行ってきました。

2010年には国内金融機関として初めて、環境不動産の専任組織を設置しました。不動産事業の高度なビジネス基盤に加え、環境不動産のパイオニアとしての取り組みを通じ、環境不動産の普及に向けたビジネスを展開しています。

### 環境不動産のパイオニアとしての主な取り組み

|                                                                                                   |                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【スタート】</b><br>東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文『不動産に関する「環境付加価値」の検討』で最優秀賞受賞(2005年、74頁参照)                      | <b>【CASBEEに関する取り組み】</b><br>・CASBEEと不動産評価検討小委員会幹事(2007年～)、CASBEE-不動産による認証の開始(2013年、69頁参照)                                                                                             |
| <b>【研究会主催】</b><br>・サステナブル不動産研究会主催(2007年～)、成果物公表(2009年、2016年)<br>・スマートシティ研究会主催(2013年)、成果物公表(2016年) | <b>【不動産鑑定評価に関する取り組み】</b><br>・日本不動産鑑定協会環境付加価値ワーキンググループ座長(2007年～)<br>・オフィスビル性能等評価・表示マニュアル作成委員会委員、「オフィスビル性能等評価・表示マニュアル」発表(2017年)                                                        |
| <b>【国連環境計画における取り組み】</b><br>・国連環境計画・金融イニシアティブ不動産ワーキンググループメンバー(2007年～)、責任不動産投資(RPI)の事例集や手引き集を順次公表   | <b>【国および自治体との取り組み】</b><br>・国土交通省「環境不動産普及促進検討委員会」等委員(当初委員会2008年～)<br>・東京都「中小テナントビル低炭素パートナーシップ」等委員(当初委員会2012年～)<br>・日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会」委員、CASBEE経済効果調査の成果を発表(2015年、75頁参照) |



## 環境不動産ビジネスラインアップ

### 1. 「CASBEE-不動産」認証申請支援コンサルティング

#### CASBEE-不動産に関する取り組み

CASBEE-不動産は、建物の環境性能評価が不動産マーケットで広く普及することを目的として、2012年に開発されたシステムです。CASBEE-建築(新築・既存等)などそれまでのCASBEE®との整合を保ちながら、評価項目を大幅に絞り、かつ海外の環境性能評価との読み替えも考慮した内容となっています。

CASBEE-不動産は、GRESBの評価にも利用できることから、サステナビリティ(持続可能性)に敏感な不動産投資

法人、不動産会社などを中心に活用が広がっています。

持続可能な開発目標(SDGs)や環境・社会・ガバナンス(ESG)に関する取り組みを示しやすい評価項目の構成となっています。

三井住友信託銀行は、(一財)建築環境・省エネルギー機構が主催する「CASBEEと不動産評価検討小委員会」の幹事としてCASBEE-不動産の開発に参画しています。

#### ご参考 CASBEE-不動産の評価項目(オフィスビルの場合)

|             |                                                                            |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------|
| エネルギー・温暖化ガス | 目標設定とモニタリング／省エネ基準／運用管理体制、使用・排出原単位(計算値)、 <b>使用・排出原単位(実績値)</b> 、自然エネルギー      |
| 水           | 目標設定とモニタリング／運用管理体制、水使用量(計算値)、 <b>水使用量(実績値)</b>                             |
| 資源利用／安全     | 新耐震基準適合等、高耐震・免震等、 <b>再生材利用</b> 、躯体材料の耐用年数、主要設備機能の更新必要間隔／設備(電力等)の自給率向上／維持管理 |
| 生物多様性／敷地    | 特定外来生物等を使用しない、 <b>生物多様性の向上</b> 、土壤環境品質・ブラウンフィールド再生、公共交通機関の接近性、自然災害リスク対策    |
| 屋内環境        | <b>建築物環境衛生管理基準等クリア</b> 、昼光利用、自然換気機能、眺望                                     |

※下線は必須項目(評価のためには必須項目をクリアする必要あり)

※赤色の文字は国連環境計画 持続可能建築と気候変動イニシアティブ(UNEP SBCI)が検討する世界共通指標に関連する項目

#### CASBEE-不動産認証申請支援コンサルティング

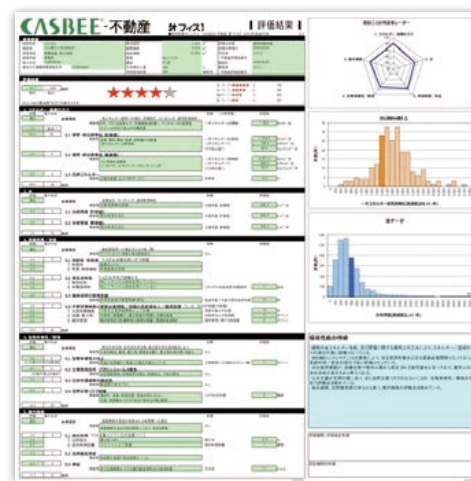
三井住友信託銀行は、CASBEE-不動産の認証申請を支援するコンサルティング業務を展開しています。

認証申請を行う不動産の選定などを支援するとともに、CASBEE-不動産評価員の有資格者が不動産の環境性能評価を実施し、認証機関への認証申請をサポートします。

#### CASBEE-不動産による課題発見と改善に向けた提言

三井住友信託銀行は、CASBEE-不動産の評価とあわせて、環境性能の向上に向けた課題の発見や、その改善に向けた取り組みに関する提言も行っています。

今後も環境不動産普及ビジネスの中で、このシステムを活用したサービスを提供していきます。



CASBEE-不動産評価シート

#### TOPIC

#### 三井住友信託銀行本店ビルもCASBEE-不動産のSランク認証を取得しました

CASBEE-不動産の利用可能範囲を広げるため、これまでオフィスビルから商業施設、物流施設へと対象用途を拡大してきましたが、2016年12月からは区分所有建物も評価対象となりました。その第1号として、三井住友信託銀行本店ビル(地下3階～地上13階部分)がCASBEE-不動産 Sランクの認証を受けました。



## CASBEE-不動産認証申請支援コンサルティングの例

| 所有者等                  | 建物名称                           | ランク | 認証日       |
|-----------------------|--------------------------------|-----|-----------|
| 株式会社三越伊勢丹ホールディングス     | <b>1</b> 伊勢丹新宿本店               | S   | 2016/3/4  |
| マニライフ生命保険株式会社         | <b>2</b> マニライフプレイス堂島           | S   | 2019/5/29 |
| プレミア投資法人              | <b>3</b> NTTクレド岡山ビル            | S   | 2018/3/28 |
| 日本リテールファンド投資法人        | <b>4</b> イトーヨーカドー四街道店          | S   | 2018/2/28 |
| アクティビア・プロパティーズ投資法人    | <b>5</b> 東急プラザ表参道原宿            | S   | 2019/3/29 |
| イオンリート投資法人            | <b>6</b> イオンモール甲府昭和            | S   | 2019/3/29 |
| GLP投資法人               | <b>7</b> GLP厚木II               | S   | 2019/6/30 |
| 産業ファンド投資法人            | <b>8</b> IIF西宮ロジスティクスセンター増築棟   | S   | 2019/3/28 |
| 三菱地所物流リート投資法人         | <b>9</b> ロジクロス厚木               | S   | 2019/3/29 |
| 大和ハウスリート投資法人          | <b>10</b> イーアスつくば              | S   | 2019/9/30 |
| インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 | <b>11</b> 錦糸町プライムタワー           | S   | 2019/9/30 |
| 積水ハウス・リート投資法人         | <b>12</b> ガーデンシティ品川御殿山         | S   | 2019/3/15 |
| オリックス不動産投資法人          | <b>13</b> シーフォートスクエアセンタービルディング | S   | 2019/2/28 |
| 日本プライムリアルティ投資法人       | <b>14</b> ハウジング・デザイン・センター神戸    | S   | 2019/6/21 |





## 2. 「CASBEE-街区」認証申請支援コンサルティング

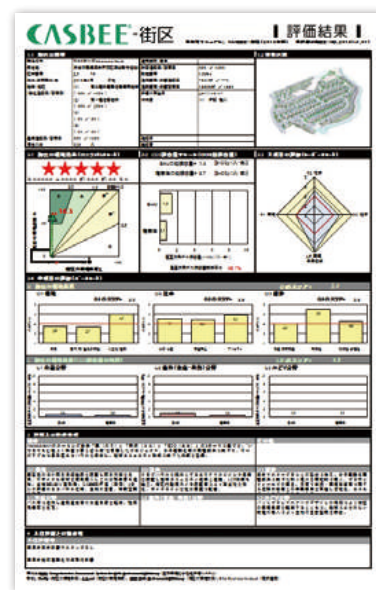
### CASBEE-街区とは

CASBEE®（建築環境総合性能評価システム）とは、国土交通省の主導のもと、日本で開発・普及が進められている、建物や街づくりを対象とした環境性能評価システムです。CASBEE-建築、CASBEE-不動産などのツールがあります。

CASBEE-街区は、CASBEE®のさまざまなツールの中でも、住宅地や商業地などの面的な開発（街づくり）を対象とした環境性能評価です。

環境・社会・経済の三つの側面からみた環境品質とともに、環境負荷の低減が評価されます。

持続可能な開発目標（SDGs）や環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する取り組みを示しやすい評価項目の構成となっています。



三井住友信託銀行は、CASBEE-街区による環境性能の評価や、認証申請手続きに関する助言、審査対応支援等の支援業務を行っています。

### 事例紹介A

#### リストガーデンノコタウン

横浜市戸塚区の大規模エコタウン「リストガーデンノコタウン」が2018年7月、CASBEE-街区としては初めての評価認証を最高ランク（Sランク）で取得しました。

CASBEE-街区の認証結果は公表され、雑誌等での紹介やモデルルームでの展示などを通じて、「良質な住まいの提供」「街の活性化」「積極的な地域社会への貢献」などのアピールに役立っています。



### CASBEE-WO（ウェルネスオフィス）

不動産市場におけるESG投資の普及や健康経営の必要性、知的生産性向上に向けた改革の必要性から、建物の環境性能認証の中でも健康・快適性に特化した新しいオフィスモデル評価体系「CASBEE-WO（ウェルネスオフィス）」が2019年6月に開始となりました。

当グループは、国土交通省「ESG投資の普及促進に向けた勉強会」および「スマートウェルネスオフィス研究委員会」にてCASBEE-WOの開発に関与しており、今後は認証申請支援コンサルティングも展開する予定です。

#### CASBEEウェルネスオフィスの評価要素

| 分類    |         | 評価要素                      |
|-------|---------|---------------------------|
| 基本性能  | 健康性、快適性 | 空間・内装、音、光、空気・空調、リフレッシュ、運動 |
|       | 利便性     | 移動空間・コミュニケーション、情報通信       |
|       | 安全性     | 災害対応、有害物質対策、水質確保、セキュリティ   |
| 運営管理  | 維持管理    | 維持管理                      |
|       | 満足度     | 満足度                       |
| プログラム |         | 運動促進プログラム                 |



### 3. 建築時における環境配慮に向けたお手伝い

三井住友信託銀行は、我が国初の土地信託を1980年代に商品化し、ビルやマンションなど多くの不動産開発や運営に携わっており、それらの経験を生かした建築コンサルティングのサービスを提供しています。

この建築コンサルティングのサービスにおいて、お客さまのご希望に応じてビルなどへの省エネシステム導入、景観や生態系への配慮、建物長寿命化、リサイクルシステムの採用など、環境配慮に関するアドバイスも行っています。

#### 建築時における環境配慮に向けたお手伝いの例

| 会社名              | 所在地  | 用途                           | 階数              | 延床面積                   | 目標ランク   |
|------------------|------|------------------------------|-----------------|------------------------|---------|
| クラリオン            | 埼玉県  | 本社事務所・研究所                    | 地上10階、塔屋1階      | 約19,000m <sup>2</sup>  | A(認証済)  |
| 中央労働金庫           | 東京都  | 本店                           | 地下1階、地上9階、塔屋2階  | 約6,000m <sup>2</sup>   | A(自主評価) |
|                  | 神奈川県 | 事務所                          | 地下1階、地上7階、塔屋1階  | 約10,000m <sup>2</sup>  | B+(届出)  |
| イオンモール           | 東京都  | 商業施設                         | 地上5階            | 約150,000m <sup>2</sup> | A(認証済)  |
| フジ               | 愛媛県  | 商業施設                         | 地上3階            | 約140,000m <sup>2</sup> | B+(認証済) |
| イトーヨーカドー         | 神奈川県 | 商業施設                         | 地上4階            | 約29,000m <sup>2</sup>  | B+(届出)  |
| 東洋製罐グループホールディングス | 東京都  | 事務所 <sup>※1</sup>            | 地下2階、地上21階、塔屋1階 | 約72,400m <sup>2</sup>  | S(認証済)  |
| ダイキン工業           | 大阪府  | 事務所・研究開発施設 <sup>※1</sup>     | 地下1階、地上6階       | 約48,000m <sup>2</sup>  | S(自主評価) |
| 広島マツダ(おりづるタワー)   | 広島県  | 事務所、展望所、物販、飲食店 <sup>※1</sup> | 地下2階、地上14階      | 約11,500m <sup>2</sup>  | A(届出)   |
| アンリツ             | 神奈川県 | 事務所 <sup>※2</sup>            | 地上7階            | 約28,000m <sup>2</sup>  | S(自主評価) |
| 島根銀行             | 島根県  | 本店 <sup>※1</sup>             | 地下1階、地上13階      | 約12,000m <sup>2</sup>  | S(自主評価) |

※1 国土交通省 サステナブル建築物等先導事業に採択

※2 経済産業省 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業に採択

環境問題に対する関心の高まりから、最近では建築環境総合性能評価システム(CASBEE<sup>®</sup>※)の認証や自主評価を目指す案件も多くなってきました。また、国土交通省「サステナブル建築物等先導事業」(旧住宅・建築物省CO<sub>2</sub>先導

事業)や経済産業省「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業」に採択された事業もあります。

※国土交通省の主導のもと、日本で開発・普及が進められている建物の環境性能評価システム



#### 事例紹介B

#### おりづるタワー

原爆ドームに隣接したテナントビルの大規模改修計画です。既存躯体を再利用し、耐震補強を兼ねた増築を行うにあたり、増築部分に大庇やルーバー、スパイラルスロープ「散歩坂」を設け、日射遮蔽や通風の活用などのさまざまな省エネ性能の向上を図る機能を併せ持つことにより省CO<sub>2</sub>を図っています。また多くの観光客に、大庇を設けた屋上の展望所「ひろしまの丘」や「おりづる広場」を開放し、省CO<sub>2</sub>への取り組み等を広く発信しています。

(国土交通省 住宅・建築物省CO<sub>2</sub>先導事業に採択)

## 4. スマートタウン・スマートシティの価値「見える化」と構想策定支援

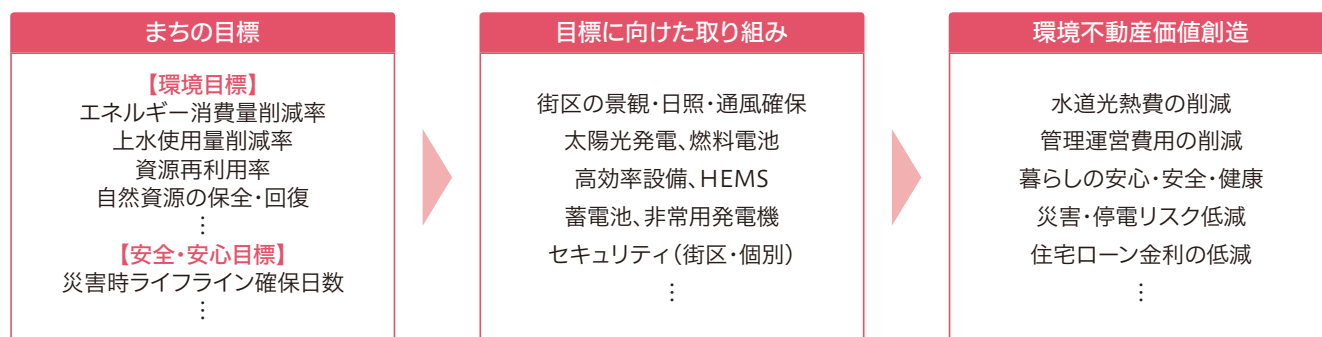
近年、「電気の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの『面的利用』や、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせたエリア単位での次世代の社会システムである『スマートコミュニティ』(以上、経済産業省ホームページより)のシステムを取り入れたスマートタウン・スマートシティの実現が、地域開発にあたっての重要なポイントとなっています。

スマートタウン・スマートシティ実現のためには、基本構

想段階から環境面・社会面・ガバナンス面(ESG)における街の目標を明確に定めるとともに、コストアップに応じた経済的な付加価値を実現させる必要があります。

三井住友信託銀行はスマートタウン・スマートシティのプロジェクトに関して、環境貢献などのさまざまな取り組みを経済的な付加価値に結び付けるフレームワークの構築や、事業構想の策定をお手伝いさせていただくほか、住宅ローンなどの金融機能の提供を通じて事業の実現をサポートしています。

### スマートタウン価値「見える化」のイメージ



### 事例紹介C

#### 藤沢サスティナブル・スマートタウン

「Fujisawaサスティナブル・スマートタウン」は、パナソニック株式会社が同社藤沢工場跡地にて事業進行中のスマートタウンです。

パナソニック株式会社、藤沢市と、三井住友信託銀行を含む11社のパートナー企業が連携して事業を進め、2014年春にまち開きを迎えています。

三井住友信託銀行は、スマートタウン評価指標(環境不動産価値)の設計、専用の環境配慮型住宅ローンの商品企画などの役割を通じて、この事業に参画しています。

本事業におきましても、タウンマネジメントを含めた地域単位での総合的な省CO<sub>2</sub>の取り組みが評価され、平成25年度第1回住宅・建築物省CO<sub>2</sub>先導事業(現:サステナブル建築物等先導事業)に採択されています。



## 提供する価値

### 環境不動産の付加価値 ① —不動産の「収益性」から導かれる付加価値—

不動産の環境配慮を考える場合、よく「コストが余分にかかるから投資がしづらい」といった声が聞かれますが、不動産投資における価格の理論を踏まえると、環境不動産は追加コストに見合った、あるいはそれ以上の付加価値を生み出す可能性があると考えられます。

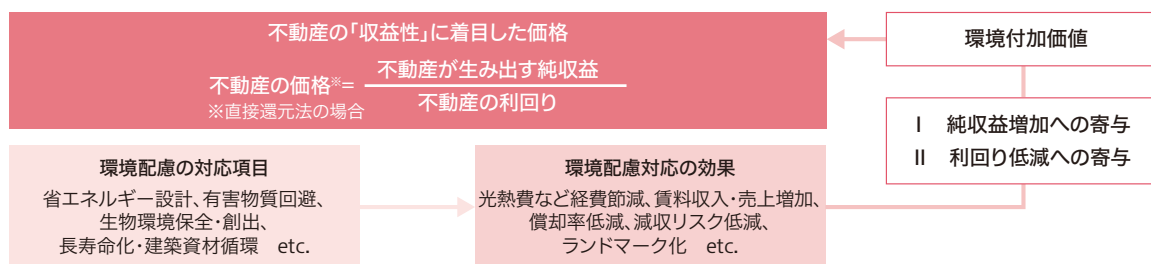
不動産を収益性(どれだけの収益をどれくらい安定的に生み出すか)という観点で見た場合、その価格は、不動産が生み出す純収益(収入－費用)を不動産の利回りで割ることによって求められます。賃料収入などの総収入が多いほど、また水道光熱費や維持管理費などの費用が少ないほど、純収益が増加して不動産価格は高く評価されます。また収益の変動リスクが少なく安定性が高い資産ほど、投資家が要求する利回りは下がるため、不動産価格は高く評価されることとなります。

環境不動産は、省エネルギー効果による水道光熱費の減少や、使用部材の耐久性向上による維持管理費の減少などが純収益の増加につながる可能性があるほか、オフィス環境の向上による生産性の向上や、建物のイメージ向上効果などが賃料アップの要因となるため総収入の増加をもたらす、純収益の向上につながる可能性もあります。

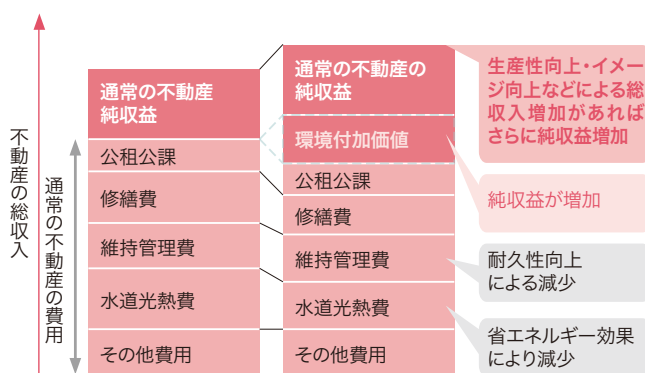
さらに環境不動産は、将来の環境関連の課税強化や規制強化などの影響を受けにくいことから、不動産の利回りに含まれる環境リスクが低減するほか、長寿命化による償却率の低減や環境配慮によるイメージ向上効果が不動産の利回りの低減につながる可能性があります。

以上のような理由から環境不動産が付加価値を持つようになる三井住友信託銀行は考えています。

#### 環境付加価値概念図(1) 不動産の「収益性」に着目した価格

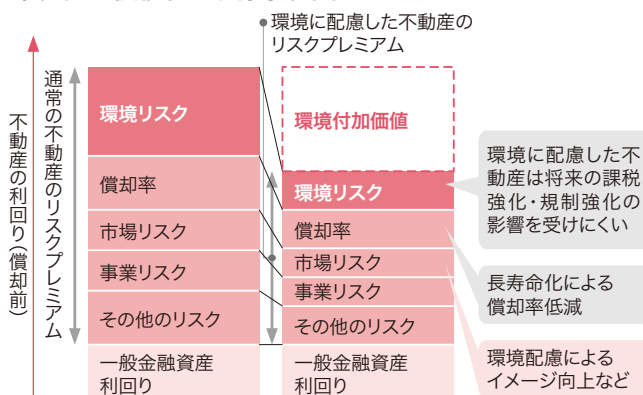


#### 環境付加価値概念図(2) 純収益への反映



出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討  
(東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人)より一部改訂

#### 環境付加価値概念図(3) 利回りへの反映



出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討  
(東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人)より一部改訂



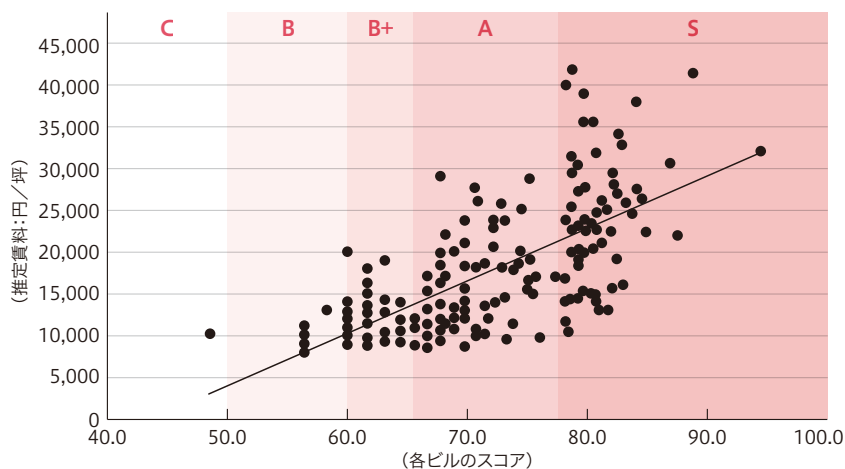
## 環境不動産の付加価値 2 —付加価値の「見える化」に向けて—

### CASBEE経済効果調査

日本において、建物の環境性能とその経済効果との相関性を示した研究成果が少ないことから、三井住友信託銀行は一般社団法人 日本サステナブル建築協会の「スマートウェルネスオフィス研究委員会」経済効果調査ワーキンググループのリーダーとして、CASBEE®(建築環境総合性能評価システム)を用いた経済効果調査を実施しました。この調査では、CASBEE®という、日本で開発・普及が進められている環境性能の総合評価ツールによる認証や評価を受けているビルと、これを受けていないビルを対象に分析を行いました。その結果、「CASBEEの

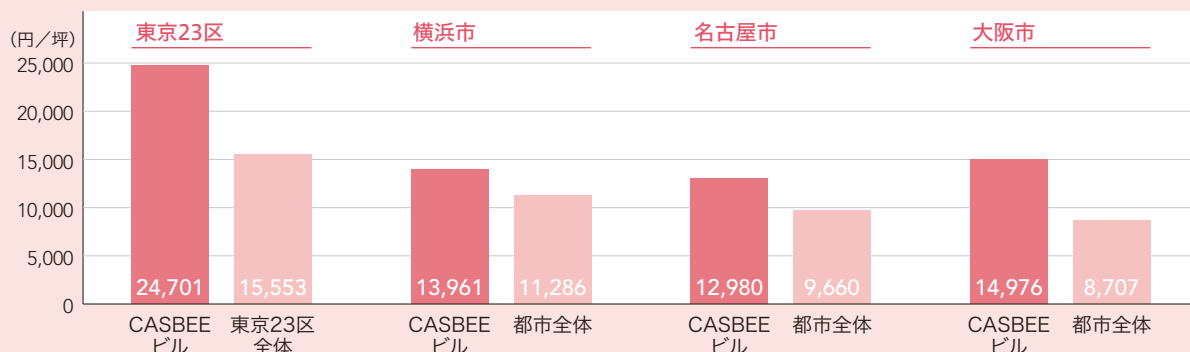
認証や届出を行ったビルは都市全体の平均賃料に比べて賃料が約3.6%高い」「CASBEEスコア(100点満点換算)1点あたり、賃料が約0.5%高い」といった可能性が示唆されました。この成果は各種シンポジウムや日本建築学会大会などで発表されています。

#### CASBEEスコアと賃料の相関関係(単回帰分析)



一般社団法人 日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会報告書(平成26年度)」をもとに作成

#### 平均賃料の比較



一般社団法人 日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会報告書(平成26年度)」をもとに作成

#### CASBEEビルに関する重回帰分析の結果一覧

| CASBEE評価値等              | サンプル数 | 係数       | 平均賃料比  |
|-------------------------|-------|----------|--------|
| CASBEEフラグ(CASBEE評価の有無)  | 517   | 564.160  | +3.64% |
| CASBEEランク(5段階の評価ランク)    | 517   | 263.525  | +1.70% |
| CASBEEスコア(100点満点の評価スコア) | 183   | 78.974   | +0.46% |
| サービス性能(Q2)スコア           | 183   | 1702.667 | +9.9%  |
| 知的生産性評価                 | 180   | 319.318  | +1.86% |

一般社団法人 日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会報告書(平成26年度)」をもとに作成



## 金融包摂についての取り組み

SDGsは「国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険、および金融サービスへのアクセス拡大を促進する」ことを掲げています(8.10)。このような考え方は金融包摂と呼ばれ、貧困や差別などから金融サービスを受けない人々に対し、経済的に不安定な状況を軽減するための基本的な金融サービスへのアクセスに対する支援を意味します。

当グループは、外部パートナーと連携しながら信託銀行のさまざまな機能を生かし、日本独自の問題を踏まえた金融包摂の取り組みを推進します。

### 実現に向けた課題

- 貧困層の拡大や認知症などにより、日本においても金融弱者が増加していることについて社会における認識の浸透(正しい現状認識)
- NPO等の支援組織と金融機関との連携の強化
- 日本の状況を踏まえた金融機関における支援方法の開発

### 課題解決のための取り組み

- NPO等との連携を通じた状況の把握
- 超高齢化が進展する日本の独自課題の整理(特に認知症問題)
- 当グループのリソースを踏まえた支援メニューの拡充
- 金融弱者に対する金融リテラシーの向上支援

### 課題解決に向け設定した目標、KPI

- グループ内で行ってきた取り組みの意義の再整理と推進策の構築
- NPO等との連携プログラムの策定

8 働きがいも  
経済成長も



## 三井住友トラスト・グループの金融包摂の取り組み

### 1. 金融包摂推進体制の構築

当グループでは、これまでもさまざまなグループ会社において金融包摂に関わる取り組みを行ってきました。2019年11月より経営企画部サステナビリティ推進室がグ

ループ全体を統括し、推進戦略を構築し、取り組みの拡充を図ることにしました。具体的な方針は、以下の通りです。

1. オンライン取引の拡充などを通じたアクセサビリティの向上
2. 公益信託などを通じた経済的に余裕のない方々へのファイナンス・スキームの提供
3. 各種ローンにおける金融包摂の取り組み
4. 「高齢化と金融包摂のためのG20福岡・プライオリティ」に基づく取り組み
5. 融資取引のご返済条件等に対する柔軟な対応（金融円滑化への取り組み）

### 2. オンライン取引の拡充などを通じたアクセサビリティの向上

金融インフラが整備された日本においては、オンライン取引基盤を拡充し、金融へのアクセサビリティを高めることが金融包摂の一つと考えられます。

例えば三井住友信託銀行では、「三井住友信託ダイレク

ト」においてインターネット（インターネットバンキング）および電話（テレフォンバンキング）を通じて、さまざまな手続きができるサービスを提供するなど、お客さまの取引の利便性の向上に努めています。

#### 住信SBIネット銀行の取り組み

住信SBIネット銀行は、三井住友信託銀行とSBIホールディングス株式会社の出資により、2007年9月に開業したインターネット専門銀行です。開業以来、「どこよりも使いやすく、魅力のある商品・サービスを24時間・365日提供するインターネットフルバンキング」の実現を目標に、顧客サービスの向上に努めてきました。

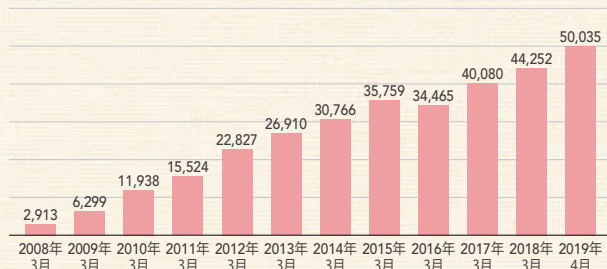
最近では、FinTech企業とのAPI連携によるロボアドバイザーの展開や、住宅ローンにおけるAI審査モデルの導入、法人のお客さま向けのトランザクションレンディング等、最先端のIT（情報技術）を活用した新たなサービスの提供を積極的に進めています。今後もさらなるサービスの高度化、利便性の向上に努めていきます（詳細は85頁参照）。

（住信SBIネット銀行の利便性の高いサービスの例）

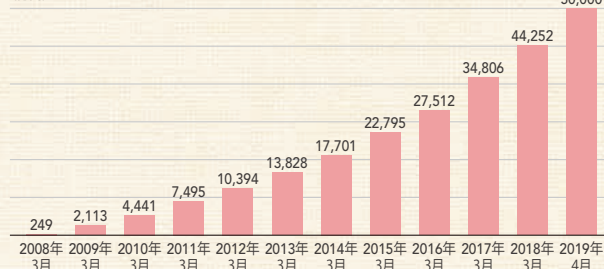
- ・スマートフォンで本人確認が完結するオンライン口座開設サービスを提供。
- ・VISAブランド、Mastercardブランドのコンタクトレス決済機能搭載のデビット付きキャッシュカードを提供。
- ・日本航空株式会社と共同出資で設立したJALペイメント・ポート株式会社で、JALマイレージバンク会員を対象とした15通貨対応の多通貨プリペイドカード「JAL Global Wallet」を提供。

これらの取り組みが評価され、2019年4月に預金総残高、住宅ローンの累計取扱額が、いずれも5兆円を突破しています。

預金総残高  
（億円）



住宅ローン取扱額  
（億円）





### 3. 公益信託などを通じたファイナンス・スキームの提供

三井住友信託銀行では、公益信託などを通じた経済的に余裕のない方々へのファイナンス・スキームをご提供しています。その一環で、経済的に余裕がなく進学が難しい

学生を対象に低利子あるいは無利子で融資する奨学金支給を目的とした公益信託を篤志家のお客さま等にご提供しています（詳細は21頁参照）。

#### 奨学金支給を目的とした公益信託例

| 公益信託名                 | 対象者                    |
|-----------------------|------------------------|
| ミネベアミツミ東日本大震災孤児育英基金   | 東日本大震災によって孤児となった児童・生徒  |
| 松山青年会議所交通遺児等育英基金      | 松山市内に居住する高校生で、交通遺児等    |
| 山下義彦・加壽子記念交通遺児育英奨学金基金 | 佐賀市内にある高校・大学に在籍する交通遺児等 |

#### 奨学金支給を目的とした公益信託の内容（ミネベアミツミ東日本大震災孤児育英基金のケース）

就学援助対象者の資格

##### (1) 東日本大震災によって孤児となった児童・生徒

（死別または離別によってひとり親世帯であった児童・生徒において、同震災によってその保護者である親が死亡または行方不明となった場合を含む）

##### (2) 現在、小学校または中学校（それらに相当する学校等を含む）に在籍する児童・生徒（学年を問わない）

就学援助金の額：毎年10万円

給付期間：受給者が中学校を卒業するまでの間

### 4. 各種ローンにおける金融包摂の取り組み

#### (1) 住宅ローンにおける8大疾病保障特約

ガン・急性心筋梗塞・脳卒中および五つの重度慢性疾患（高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎）を八大疾病とした場合、日本における罹患患者数は年齢を経るにつれて増加しています。三井住友信託銀行は、お客さまが住宅ローンの返済中に八大疾病に罹患し所定の状態に該当したとき、住宅ローン残高等を保障するサービスを取り扱っています。

本サービスには、「八大疾病保障（充実プラン）」「八大疾病保障（ライトプラン）」および「八大疾病保障（ガン診断一時金付）」の三通りがあり、住宅ローンのお借入年齢が20歳以上46歳未満の方、46歳以上56歳未満の方が、それぞれのニーズに合わせて保障内容をお選びいただけます。

保障内容には、ローン残高が0円になる「100%給付型」と、ローン残高が半分になる「50%給付型」があります。また、「八大疾病保障（充実プラン）」をお選びいただいた20歳以上46歳未満のお客さまには、八大疾病以外の病気やケガによって入院した場合も一時金などが保障される「全入院保障」が、「八大疾病保障（ガン診断一時金付）」をお選びいただいた46歳以上56歳未満のお客さまには、生まれ

て初めてガンに罹患した場合に100万円の一時金が保障される「ガン診断一時金」が付いています。

#### (2) カードローン

三井住友信託銀行の二つのカードローン「わが家の味方」「暮らしの味方」は住宅ローンをご利用中の方に限定した資金使途は自由（事業性資金は除く）で、将来のさまざまな資金ニーズにお応えするものです。借入れは、三井住友信託銀行の本・支店のATMのほか、ゆうちょ銀行・セブン銀行・E-net（イーネット）のATMで手数料無料でご利用可能であるほか、「三井住友信託ダイレクト」（インターネットバンキング）で手軽にお借り入れできます。

#### (3) 60歳からの住宅応援ローン

三井住友信託銀行は、60歳以上のお客さまにご利用いただけるノンリコース型の住宅ローンを提供しています。住み替えに伴う住宅の購入資金やご自宅のリフォーム資金などにご利用いただけます。ノンリコース型なので、ご契約者さまご他界による契約終了後、担保不動産の売却代金でお借入金の全額返済ができなかった場合でも、ご相続人への支払請求はありません。

## 5. 「高齢化と金融包摂のためのG20福岡・プライオリティ」に基づく取り組み

世界で急進展する高齢化に対し、従来の金融サービスでは対応できない新たな課題が発生しています。「金融包摂のためのグローバルパートナーシップ(GPFI※)」とOECDは、「高齢化と金融包摂」をテーマに議論を重ね、2019年6月、G20国財務大臣・中央銀行総裁会議において、国際社会が直面する高齢化への課題と対応について、

8つの項目からなる「高齢化と金融包摂のためのG20福岡ポリシー・プライオリティ」が承認されました。

三井住友信託銀行は、本プライオリティに賛同し、8項目にそれぞれ対応した具体的取り組みを以下の通り定め、公表しました。

※全てのG20、関心のある非G20国および関係するステークホルダーが、G20金融包摂行動計画の実施をはじめ、金融包摂の取り組みを進めるためのプラットフォーム。

### 8つの優先項目への具体的取り組み(ダイジェスト)

| G20福岡ポリシー・プライオリティ                  | 当グループの代表的な取り組み                                                                                                          |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カスタマイズしよう<br>—高齢者の多様なニーズへの対応       | 人生100年応援信託(100年パスポート)の取り扱い:資金を「まもる」「つかう」「つなぐ」機能を取り揃えた、認知症にも備えることができる財産管理型信託商品<br>その他:相続・贈与や住み替え、寄付に関する商品、ダイナスクラブカード等    |
| 高齢者を守ろう<br>—高齢者への経済的虐待や詐欺への対応      | 日本応用老年学会「ジェロントロジー検定試験」合格を個人営業店部長等に義務化:医療や介護、社会保障をはじめ、高齢者の心と体、生活、地域に必要な知識を習得<br>その他:詐欺防止のための信託、「認知症にやさしい金融ガイド」執筆参加・全店配備等 |
| 生涯にわたるファイナンシャルプランニングをサポートしよう       | 60歳からの住宅応援ローン・不動産活用ローン(リバースモーゲージ)の取り扱い:高齢期の住み替え・リフォームの資金や生活資金のニーズに対応<br>その他:シミュレーションツール「ライフサイクル・Navi」活用、運用商品・保険等        |
| みんなで連携しよう<br>—分野横断的アプローチ           | 第二東京弁護士会とのホームロイヤー紹介提携:未然予防の見守り段階から任意後見まで、幅広いニーズに対応可能なホームロイヤー(かかりつけ弁護士)を紹介<br>その他:地域包括支援センター、COLTEM、国際長寿センター、東京都との連携等    |
| デジタルと金融リテラシーを強化しよう                 | 資産運用・セカンドライフ・DC・相続・事業承継等のセミナー開催:世代ごとのニーズに応じたセミナーを開催(全国、店舗独自、職域、平日、休日等多様な開催形態)<br>その他:総合学習「シルバーカレッジ」開催、資産形成に関する研究所設立等    |
| イノベーションを進めよう<br>—包摂的なテクノロジーの活用     | 新外訪支援システムの導入:高齢者に根強い自宅での手続きに関する支援システムを導入。タブレット型端末によりお客さまの帳票記入負担等を軽減<br>その他:資産運用分野AI活用、WEBコンサル、店頭隔地間テレビ相談システム等           |
| 特に重要となる対象<br>—脆弱性への対応              | 後見制度支援信託・任意後見制度支援信託の取り扱い:法定後見、任意後見のそれぞれについて、本人(被後見人)の財産を管理・保護する信託商品を取り扱い<br>その他:特定贈与信託、代筆・代読規定類整備、障がい者調査員による対応品質調査等     |
| データとエビデンスを活用しよう<br>(主に政策当局向けの優先項目) | 調査レポートの発行:官公庁等の公表データから家計資産の動向等を分析、推計<br>その他:官公庁調査等回答、お客さまの声の収集・分析、外部調査機関店頭調査実施等                                         |

### COLUMN

#### 認知症のお客さまの財産管理に対する考え方

認知症などの理由で判断能力が不十分になると、預貯金の管理やさまざまな契約を自分で行うことが難しくなります。また、不利益な取引であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまったり、振り込め詐欺や悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。

財産管理において、まず第一に優先すべきは言うまでもなく「守り」です。次に必要なことは、日常生活のお金の管理をサポートする財産管理における「日常生活支援」です。「想いをつなぐ」ためのサポートも重要です。認知症になってもやりたいこと、やってほしいことに変わりはありません。判断能力があるうちに私的な契約で「想いをつなぐ」ための手立てを講じておくことが必要です。

三井住友信託銀行では、このような観点から、さまざまな商品・サービスをご提供しています(詳細は46頁)。



## 6. 融資取引のご返済条件等に対する柔軟な対応(金融円滑化への取り組み)

三井住友信託銀行は、お客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくのは、金融機関の最も重要な役割だと考えており、このような金融仲介機能を積極的に発揮して

いくために、金融円滑化に関する基本指針を定めています(以下、抜粋)。

### 金融円滑化に関する基本指針

- お客さまからお借入のご相談・お申し込み、又はお借入条件の変更等のご相談・お申し込みがあった場合には、これを真摯に受け止め、お客さまのご事情を十分に検討させて頂いたうえで、適切かつ迅速にその解決に努めてまいります。
- お借入条件の変更等を行ったお客さまから所要資金のお借入のご相談・お申し込みがあった場合には、これを真摯に受け止め、お借入条件の変更等を行ったことのみをもって、ご相談・お申し込みをお断りすることはいたしません。
- お借入条件の変更等のお申し込みのあったお客さまにおいて、お客さまが他の金融機関等とお取引がある場合には、お客さまの同意を前提に、守秘義務ならびに個人情報取扱いに十分留意しつつ、お取引金融機関等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- お客さまからのお借入条件の変更等のご相談・お申し込みをやむを得ずお断りする場合には、可能な限り、時間的な余裕をもって行うとともに、これまでのお客さまとお取引の内容に照らして、お客さまのご理解とご納得を得られるよう十分な説明を尽くしてまいります。
- お客さまからのお借入に関するお問い合わせ、ご相談、ご意見・ご要望、苦情については、適切かつ迅速な対応に努めてまいります。
- 中小企業のお客さまから特定認証紛争解決手続(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます))の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者(同条第24項に規定する特定認証紛争解決事業者)より当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼を行うよう努めてまいります。
- 地域経済活性化支援機構または東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申し込み又は事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意の求めがあった場合には、適切に対応するよう努めてまいります。  
また、当該同意にかかる事業再生計画について、お借入条件の変更等に適切に協力するよう努めてまいります。
- お客さまに対する経営相談やお客さまの経営改善に向けたお取り組みに関する支援を積極的に行ってまいります。
- お客さまの事業価値を適切に見極めるための能力の向上に資する研究、職員等への研修・指導等に努めてまいります。
- 「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、お客さまと保証契約を締結する場合などには、誠実かつ柔軟な対応に努めてまいります。

三井住友信託銀行は、本基本方針を踏まえ経済的な事情によりご返済が困難な場合、お客さまからのご返済条件の変更等のご相談に迅速かつ丁寧にお応えしていきます。ご相談は、個人、法人のお客さまともお取引店の窓口で

承っていますが、住宅ローン、事業者ローンをご利用のお客さまには専用ダイヤルもご用意しています。

なお、貸し付け条件等の申し込みを受けた貸付債権の2019年3月末の件数は以下の通りです。

### 貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数

#### ▶ お客さまが中小企業者である場合

|                            | 2019年3月末 |
|----------------------------|----------|
| 貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数 | 4,744    |
| うち、実行に係る貸付債権の数             | 4,381    |
| うち、謝絶に係る貸付債権の数             | 100      |
| うち、審査中の貸付債権の数              | 7        |
| うち、取り下げに係る貸付債権の数           | 256      |

※2019年3月末時点で、信託勘定に係る債権を以下の通り含みます。  
申し込み1件、実行1件、謝絶0件、審査中0件、取り下げ0件。  
なお信託勘定に係る債権とは、他の金融機関等が流動化等を目的として三井住友信託銀行に信託した貸付債権のうち三井住友信託銀行がお客さまから貸付条件の変更等の申し込みを受け付けたものなどを指します。受託者である三井住友信託銀行は、信託契約の定めにより複数の信託関係者の判断に基づき対応しています。

#### ▶ お客さまが住宅資金借入者である場合

|                            | 2019年3月末 |
|----------------------------|----------|
| 貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数 | 6,419    |
| うち、実行に係る貸付債権の数             | 4,987    |
| うち、謝絶に係る貸付債権の数             | 285      |
| うち、審査中の貸付債権の数              | 40       |
| うち、取り下げに係る貸付債権の数           | 1,107    |

※2019年3月末時点で、信託勘定に係る債権を以下の通り含みます。  
申し込み511件、実行429件、謝絶18件、審査中0件、取り下げ64件。  
なお信託勘定に係る債権とは、流動化等を目的として三井住友信託銀行に信託した貸付債権のうち三井住友信託銀行がお客さまから貸付条件の変更等の申し込みを受け付けたものなどを指します。受託者である三井住友信託銀行は、信託契約の定めにより複数の信託関係者の判断に基づき対応しています。



## 信託制度の普及と発展を目指した社会への奉仕 公益財団法人トラスト未来フォーラム

公益財団法人トラスト未来フォーラムは、我が国における信託制度の一層の普及、発展に資する調査、研究を実施し、優れた研究や活動に対して助成を行うことで我が国経済の発展と国民生活の質的向上に貢献することを目的として1987年7月に設立され、2017年で設立30周年を迎えました。

### 調査研究事業による社会貢献

主たる事業の柱の一つは調査研究事業で、主に信託法に関連する研究テーマを設定して研究会形式で実施する「自主研究」と、主に金融・経済等について専門の研究機関に委託する「委託研究」からなっています。

#### 自主研究および委託研究のテーマ一覧 (2019年12月時点)

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 自主研究 | 信託の理論と現代的課題に関する研究                |
|      | 財産の管理、運用および承継と信託に関する研究           |
|      | 現代信託法理に関する研究                     |
|      | 信託の理論と応用<br>—イギリスと日本の比較—に関する研究   |
|      | 金融取引と課税                          |
|      | 信託実務の法的論点に関する研究                  |
|      | デジタル化社会における<br>新しい財産的価値と信託に関する研究 |

### 助成事業、寄付講座などによる社会貢献

同財団は、信託とそれに関連する金融・経済等についての調査、研究、活動に対する支援を行う助成事業を事業の二つ目の柱としています。国内外の研究者、実務家、各種団体から募集を行い、その研究費等に対する助成を行っています。

#### 2019年度助成案件一覧

|                                                             |
|-------------------------------------------------------------|
| 情報化社会における信頼関係の育成とその文化的継承：情報デザインゲームによる理論的分析                  |
| 情報信託に対する消費者の認知・受容および制度的課題に関する研究                             |
| 信託貨幣の確立における政府部門の役割                                          |
| 事業・財産等の承継に関する研究—信託の活用を中心に—                                  |
| リバースモーゲージと信託                                                |
| 募金型公益信託の国際協力における役割と展望<br>—誰もが参加できる国際協力のインフラづくりと提言—          |
| シンポジウム 高齢社会における信託・成年後見・金融の役割<br>—信託と金融機能に関するシンガポールとの国際共同研究— |
| ポスト統一信託法典におけるブルーデント・インベスター・ルールと判例分析                         |
| ファイナンシャル・ジェロントロジーと信託                                        |

す。これらの研究の成果は、書籍の出版、研究叢書の発行などによって広く一般に公開されています。研究叢書は設立以来83本(2019年12月現在)が公開されており、研究者や実務家等に活用されています。

研究にあたっては、民法、商法、英米法を中心とした信託研究に携わる学者を中心に研究を進め、その研究成果は信託制度に関する我が国にとっての知的資本の蓄積となっており、2007年の信託法の改正時においても参考にされるなど、専門機関として国内では比類なき貢献をしています。

信託法改正後10年以上経過した今、社会的課題はさらに深刻さを増しているため、信託の新しい活用、新しい方法、新たな概念による新しい時代を迎えつつあり、今後とも引き続き公益財団法人として、社会貢献や公益性の高い活動を推進していきます。

あわせて、信託の普及、啓発を目的として、大学の学部生等を対象とした信託法の寄付講座を設置しています。信託の担い手が広がりつつある我が国において、若いうちに信託制度に関する知識をきちんと身に付けられる、貴重な教育機会となっています。

#### 寄付講座設置一覧

|        |     |
|--------|-----|
| 関西学院大学 | 法学部 |
| 中央大学   | 法学部 |
| 東北大学   | 法学部 |
| 同志社大学  | 法学部 |



## サステナビリティ方針2

# お客さまへの 誠実な対応

- 私たちは、お客さまに商品・サービスの内容を十分にご理解いただけるよう、丁寧なご説明やご提案に努めるとともに、いただいたお客さまの声を迅速に業務改善や商品・サービス向上につなげます。
- 私たちは、お客さまの情報について、万全の管理に努めます。
- 私たちは、お客さまが主体的かつ合理的に金融商品を選択し健全な資産形成ができるよう、教育機関や行政、NPO等とも連携しながら教育・啓発活動に取り組めます。



# お客さまから信頼を いただくための取り組み

近年、金融機関にはお客さま本位の一層の徹底が求められており、当グループにおいても信託の受託者精神に立脚した金融機関として「顧客満足度の向上／フィデューシャリー・デューティー」を最も高いマテリアリティ項目の一つと位置付けています。ここでは、「お客さまのベストパートナーを目指した取り組み」「フィデューシャリー・デューティーに関する取り組み」「顧客保護等管理」の三つの観点からご説明します。



## お客さまのベストパートナーを目指した取り組み

### 1. お客さまに対する価値提供について

当グループは、個人・法人のお客さまのニーズを的確に把握し、幅広く専門性の高い商品・サービスを最適な解決手段としてご提案するトータルソリューションのご提供を目指しています。変化の激しい時代の中で、個人・法人を問わず、お客さまの資産の形成・運用や見直し、承継のニーズはますます複雑化しており、信頼できる金融機関を求めるニーズは一層高まっています。当グループは、本邦唯一の自主独立の専門信託銀行グループとして、高度な利益相反管理態勢のもと、信託・銀行機能の融合による総合力やグループ内の多彩な信託機能を生かし、お客さまに最大の価値をご提供する「ベストパートナー」でありたいと考えています。常にお客さま満足度の向上、お客さま本位の徹底に取り組むとともに、超高齢社会問題などの社会課題の解決に貢献していくことなどを通じ、お客さまや社会か

ら信頼され、ともに成長し続けることを目指していくため、2019年6月に「消費者志向自主宣言」を策定・公表し、さらに具体的な取り組みを進めていきます。



#### 消費者志向自主宣言とは

消費者庁等が事業者に呼びかける、消費者志向経営（消費者全体の視点に立ち、健全な市場の担い手として、消費者の信頼を獲得するとともに、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、社会的責任を自覚して事業活動を行うこと）への取り組みに関する宣言。

### 2. トータルソリューションを支える商品開発力

当グループでは、信託銀行ならではの多彩な金融機能と信託機能の柔軟性、専門性を発揮し、トータルソリューションのご提供に欠かせないユニークで洗練された商品・サービスを幅広くそろえるため、各事業やグループ会社がそれぞれの強みやノウハウを生かすことにとどまらず、それらの専門性を結合した横断的取り組みの推進に注力しており、各事業・グループ会社の領域にカテゴライズされにくいテーマ等に対して、中期的・継続的に研究活動を行

う商品開発体制を構築しています。

具体的には、三井住友信託銀行では、商品開発組織として、各事業の商品開発部署、信託開発部、商品開発オフサイト・ミーティングを設置しています。各事業の商品開発部署は、業務の中で収集したお客さまのニーズを分析し、既存商品の見直しや新商品の設計など、主に即効性のある商品の改良、開発を行っています。また、主として信託商品開発の専任組織として設置している信託開発部は、商品



開発の推進エンジンの役割を担い、各事業に対する開発支援を行うとともに、事業横断的な中長期の開発案件の企画・開発・推進を行っています。さらに、商品開発オフサイト・ミーティングは、役員級および部長級の協議体として設置しており、現場レベルにとどまらず、より中長期的な視点から経営戦略に沿った商品開発に関する意見交換を定期的に行っています。

また、当グループでは、商品開発力を支える柔軟な思考

力を持つ人材の育成に力を入れています。三井住友信託銀行では、新入社員研修において商品開発を体験するカリキュラムを組み入れているほか、経験の浅い商品開発担当者向けの商品開発人材育成セミナーを半期ごとに開催し、商品開発のブレークスルーポイントの理解・解決方法の会得を目的として、あらかじめ設定したお客さまの想定ニーズを題材に、そのニーズを実現する新商品についてグループ形式で徹底的に議論しています。

### 3. トータルソリューションを支えるテクノロジー

当グループでは急速に進展するデジタル化の流れの中で、デジタル変革への取り組みは最も重要な経営戦略の一つであると考えています。デジタル技術を活用してお客

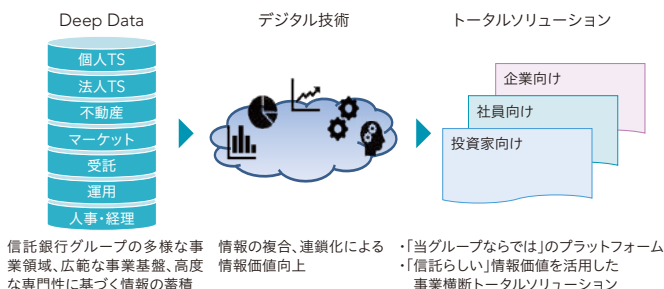
さまの期待を超える顧客体験の実現と、専門信託銀行グループならではの事業領域を超えたトータルソリューションのご提供を目指していきます。

#### トータルソリューションモデルの進化

当グループは多様な事業領域を擁し、幅広い顧客基盤を対象に専門性の高い事業を展開しています。各事業領域においては、専門信託銀行グループならではの専門性の高いノウハウを生かして蓄積してきた多様なデータ「Deep Data」を保有しています。質・量ともに専門信託銀行グループならではの、お客さまの属性、資産、取引、イベントなどに関するデータ、および経済情勢等の外部データが蓄積されています。

これらの情報を分析してお客さまにとって付加価値の高い情報に変換したり、ご提案の最適なタイミングを見計らうために、最適なデジタル技術を活用します。

#### デジタル技術の活用によるトータルソリューションの進化



#### テクノロジー活用によるお客さまの期待を超える顧客体験とイノベーションの追求

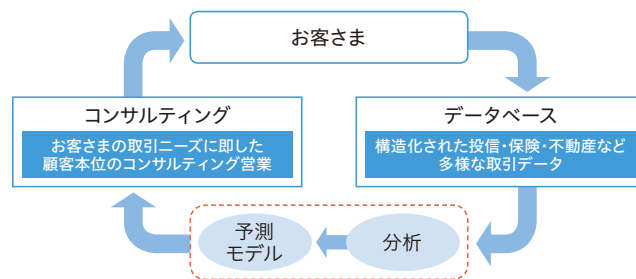
当グループは、2015年にFinTechプロジェクト・チームを立ち上げ、また、2017年11月には、当社と三井住友信託銀行に「デジタル企画部」を設置し、ブロックチェーンやAIなどのテクノロジー活用を目指した実証実験、社外のパートナーとの共同研究などを積み重ねてきました。

##### (1) AI活用による人生100年コンサルティング

AIを活用した自動予測分析により、データ分析に基づいたコンサルティング高度化に取り組んでいます。人生100年時代の到来を踏まえ、お客さまのライフステージにおける取引ニーズの変化をコンサルティングに反映させるなど、顧客本位のよりの確な提案を行います。

##### (2) コンサルティング高度化へのデジタル活用

上記のほか、資産運用分野でのAI活用や、テキスト解析に特化したAI活用によるお客さまの潜在的なニーズにお応えしたコンサルティングなど、顧客体験の向上を目指した実証実験を継続していきます。



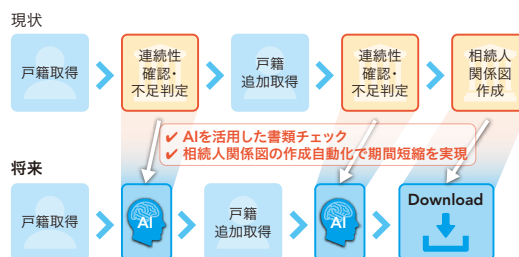
## 信託ビジネスのプラットフォーム構築を目指して～相続関連事務自動化への取り組み(ビジネスモデル特許の出願)～

当グループでは、お客さまに新たな付加価値をご提供できる、信託ビジネスのプラットフォーム構築を目指してさまざまな検討を行っています。

2019年8月、三井住友信託銀行は、新たなサービス開発の一環として、デジタル技術を活用した戸籍情報の整理から相続人関係図の作成までを自動化する取り組みに着手するとともに、ビジネスモデル特許を出願しました。ご相続発生後、金融機関での名義変更などの手続きには、出生から死亡時までの連続した戸籍謄本等を揃え、法定相続人の確定を行う必要があります。現状、この確定作業に相当な時間を要しており、加えて戸籍謄本等が不足している場合は、ご自身で追加取得いただく場合があるなど、お客

さまにとってご負担となっています。

本取り組みでは、AI等のデジタル技術を活用して戸籍謄本の不足チェックを行い、相続人関係図の作成などの自動化を実現することで、お客さまからのご要望が多い相続手続きの負担軽減と期間の短縮化を目指します。



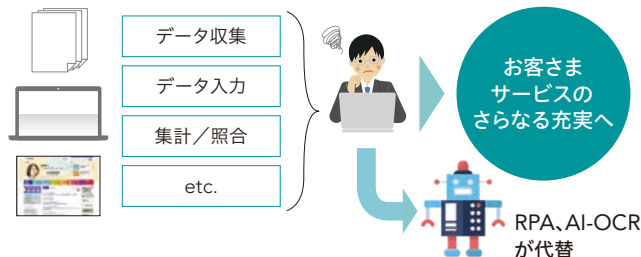
## 生産性向上に向けた取り組み～デジタル技術を活用したBPR活動の推進～

三井住友信託銀行はRPA(Robotic Process Automation)を活用することにより、これまで人間が行ってきたさまざまな業務の自動化を推進し、本格導入から約1年半で約18万時間相当の効率化を実現しました。

定型的な事務作業をRPAに置き換えることで、業務効率化と事務品質向上を実現させるとともに、AI-OCR(AI-Optical Character Reader)を導入して、事務作業のデータ化と業務のペーパーレスを推進しています。

RPAやAI-OCRの導入を契機に、事務作業の自動化、ペーパーレス化だけでなく、これまで人間が行うことを前提に最適化されてきた業務プロセスを、デジタル技術を活用することを前提に再構築する、BPR(Business Process Re-engineering)に取り組んでいます。

こうしたBPR活動は、住宅ローン関係業務などの銀行業務だけでなく、不動産などの信託業務にも幅広く適用しており、グループ全体で生産性を向上させ、本部から営業店へ人員をシフトし、お客さまサービスのさらなる充実を目指していきます。



## 住信SBIネット銀行における取り組み

グループ会社である住信SBIネット銀行は、2007年9月の開業以来、「どこよりも使いやすく、魅力ある商品・サービスを24時間・365日ご提供するインターネットフルバンキング」の実現に努めてきました。今後も、AI等先端技術を積極的に活用することで、お客さまの利便性の向上に資する商品・サービスの開発を進めていきます。

### (1) AI審査サービスのご提供

株式会社日立製作所(以下、日立)と住信SBIネット銀行は、日立の高性能AIと住信SBIネット銀行の与信ノウハウを組み合わせたAI審査サービスをご提供する合併会社「Dayta Consulting」を設立しました。

第一弾として、2019年度中に地域金融機関をはじめとする複数の金融機関に対し、住宅ローンのAI審査サービスのご提供を開始する予定です。資金決済情報などに基

づいて融資を行うトランザクション・レンディングやカードローンなどにも、AI審査サービスの適用範囲を順次拡大していきます。

### (2) キャッシュレス市場への取り組み

住信SBIネット銀行は、クレジットカードやQRコード決済等の決済端末・決済システムのご提供や、金融機関向けのセキュリティソフトの開発を行うネットムーブ株式会社(以下、ネットムーブ)を2019年4月1日付で子会社化しました。銀行によるFinTech関連企業の買収による子会社化は本邦初の事例となります。今後も継続的な拡大が見込まれるキャッシュレス市場の需要を取り込むだけでなく、決済データのレンディング等への活用等、ネットムーブの持つ機能と住信SBIネット銀行の銀行サービスを融合させた、新たなサービスをご提供していきます。

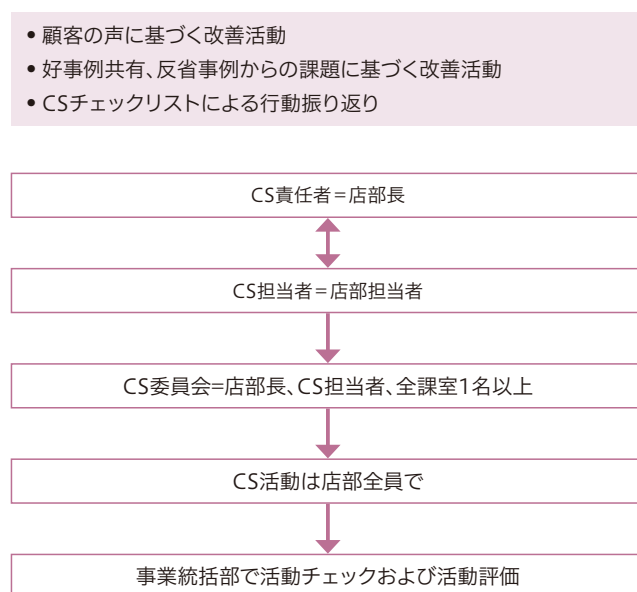
## 4. お客様の「ベストパートナー」を目指す企業風土を形成するために

三井住友信託銀行では、営業店部への「CS委員会」の設置やお客様の声に基づく改善活動、お客様アンケートから判明した課題への改善活動、各種研修やディスカッション等を通じて、社員一人一人がお客様満足向上とお客さま本位のサービス提供に取り組んでいます。

### CS委員会の設置

CS（お客様満足）向上活動を推進するために、各営業店部に「CS委員会」を設置し、各店舗の特性に応じてさまざまなCS向上活動を積極的に展開しています。

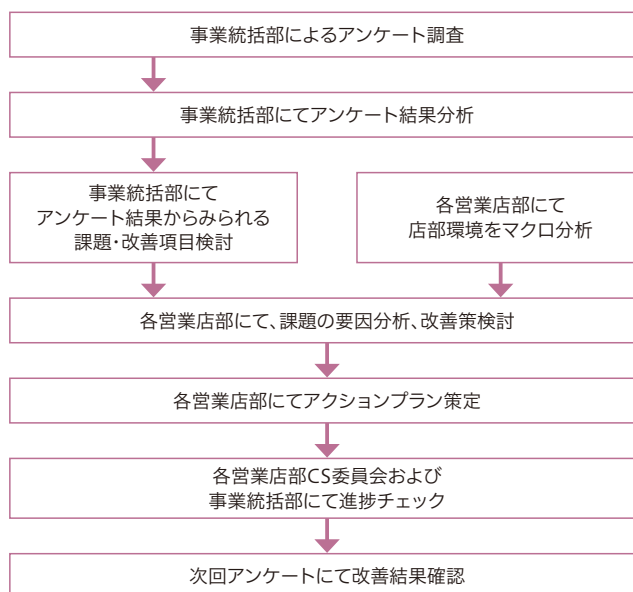
#### CS委員会体制の事例



### お客様アンケートの活用

法人・個人ともに、事業ごとにCSアンケートを実施しています。アンケート結果から各事業の課題を抽出し、課題改善への活動を施策に反映させる取り組みを展開しています。

#### 事業のアンケート活用フローの事例



### CS講演会の開催

お客様へのレベルの高いサービス・接遇を学ぶことを目的に、異業種の方等を講師としてお迎えして、組織・人づくりやコミュニケーション等をテーマにグループ社員向けの講演

会を毎年実施し、サービス・接遇の質の向上に努めています。2019年度は、顧客ロイヤリティと企業戦略について講演いただく予定です（2020年2月開催予定）。

### お客様の「ベストパートナー」を目指す意識の向上のための施策例

| No. | 項目              | 内容                                                                                                                     |
|-----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | CS意識向上のための勉強会   | CS企画推進部が経営管理各部および全事業の本部・営業店部を往訪し、CS委員会への参加や勉強会等を通じたCS・ES意識向上の啓蒙活動を展開。                                                  |
| 2   | 各種研修            | 新任店部長、新入社員、法人営業初任者、各種商品・事務担当者等向けに、CS意識向上・苦情およびVOC（お客様の声）の共有・ビジネスマナー等についての研修を実施。その他、全従業員向けCS意識向上のためのe-ラーニングや、CS講演会等を開催。 |
| 3   | 苦情管理の高度化        | 苦情のモニタリング強化および改善活動の強化。VOCの共有による、苦情に対する意識の醸成と発生の未然防止。                                                                   |
| 4   | 顧客アンケートの高度化     | 各種アンケートの評価項目の共通化・分析の高度化・改善策の共有等を図り、顧客評価を基にした改善のPDCAサイクルを強化。                                                            |
| 5   | 日常の顧客の声の収集と活用強化 | VOCの収集・分析、商品・サービスの改善・開発を推進。「消費者志向自主宣言」の策定・公表（2019年6月）。                                                                 |
| 6   | 働きがいディスカッションの実施 | CS企画推進部とフィデューシャリー・デューティー推進部との協働で、営業店部において「働きがいディスカッション」を実施し、現場の生の声を収集。                                                 |
| 7   | 兼務者会議の開催        | CS企画推進部が各事業のCS兼務者による四半期ごとの会議を開催し、事業横断的な好事例の共有やディスカッションを実施。                                                             |



## 5. お客様の声をお客様満足の向上につなげる仕組み

三井住友信託銀行の個人トータルソリューション事業では、全国の営業店または営業担当窓口にお寄せいただく声のほか、「お客さまサービス室」「お客さまの声アン

ケート」「三井住友信託ダイレクト」などを通じて、多くのお客さまのご意見・ご要望を頂戴し、お客さま満足の向上につなげています。

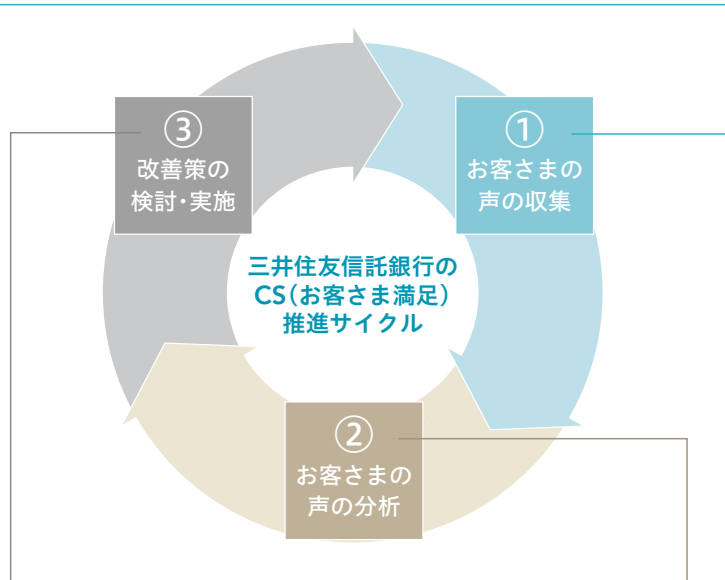
### ①お客さまの声の収集

三井住友信託銀行では、全国の営業店やテレホンセンター、ウェブサイトにお寄せられる「お客さまの声」のほか、各営業店に備えている「お客さまの声アンケート」など多様な媒体を通じ、2018年度は約37万件に及ぶ数多くの貴重なご意見・ご要望を頂戴しました。

また、さらなるお客さま本位の活動推進とお客さま満足の向上を目指して、定期預金や投資信託などをご契約いただいているお客さま約150万人を対象とした「お客さまアンケート」を実施し、三井住友信託銀行に対するお客さまの満足度の評価を調査しています。

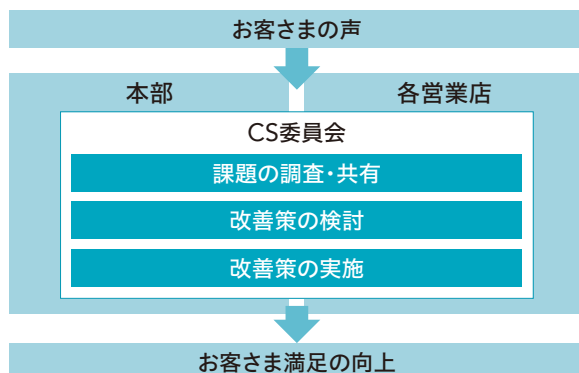
#### 【お客さまの声をいただく主な手法】

- 店頭・電話でお客さまからいただいた声を専用システムに記録
- 電話によるお客さまからのご照会・ご相談・ご意見を関係部と共有
- 「お客さまの声アンケート」による収集
- お手紙、ホームページを通じた収集
- 各種アンケート調査の実施



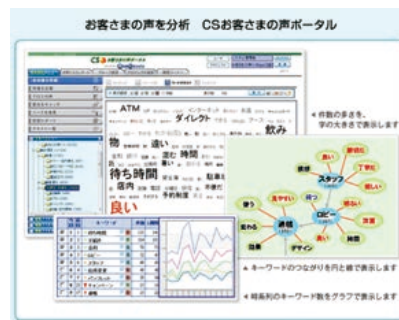
### ③改善策の検討・実施

お客さまからいただいたご意見・ご要望は、営業店および本部が連携して原因の調査・分析と問題点の把握を行います。また、その結果を基に改善策を検討し、より良い商品・サービスのご提供に努めています。



### ②お客さまの声の分析

年間数十万件を超えるお客さまの声をご満足につなげていくために、お客さまの声を分析するシステム「CSお客さまの声ポータル」を活用しています。さまざまなお客さまの声を“見える化”し、“気づき”を得やすくすることで、お客さまのニーズにお応えしていけるよう、努めています。

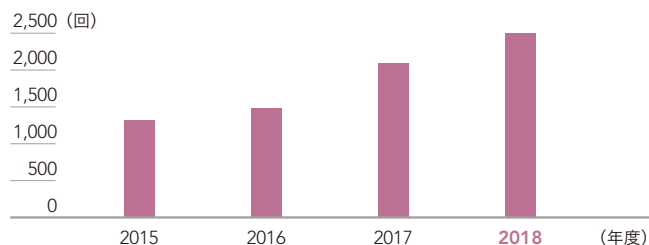


## 6. お客様の「ベストパートナー」を目指すための取り組みに関する成果指標(KPI)

当グループは、お客様の「ベストパートナー」を目指す取り組みの状況をご確認いただくための指標を、定期的に公表するとともに、活動の推進・拡充等にあわせ随時見直しています。

### お客様への金融経済教育やリテラシー向上につながる取り組み

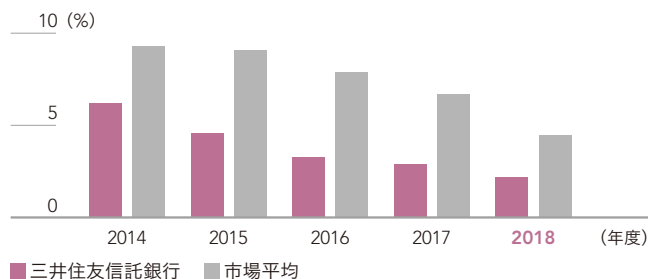
#### 各種セミナーの開催数



お客様のお役に立つ専門的な情報を分かりやすくご提供させていただく機会として、「くらしとお金のライフプランセミナー」や「相続対策セミナー」など、セミナーの開催に取り組んでいます。

### お客様の長期的な資産形成のお手伝い

#### 投資信託残高に対する分配金\*の割合

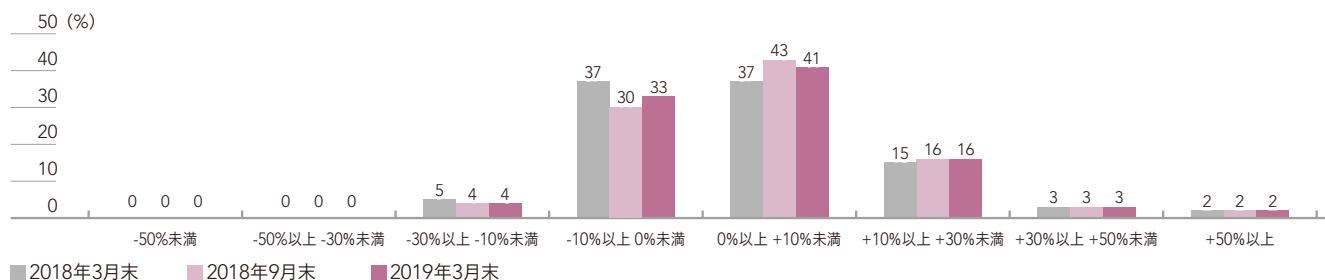


お客様の長期的な資産形成のニーズに対して、分配頻度が少ない商品をご提案しており、投資信託残高に対する分配金の割合は市場平均より低く推移しています。

※分配金とは、三井住友信託銀行が販売会社となる公募投資信託の分配金を指します。また市場平均は、投資信託協会が公表する統計データに基づき算出しています。

### お客様の運用におけるリターンへの向上

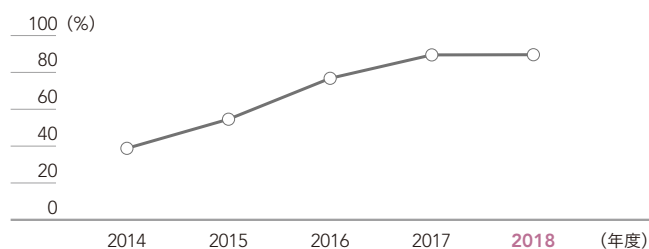
#### 実現損益を含む、投資信託の運用損益別お客さま比率



運用損益は市場の動向等によっても変動しますが、実現損益を含むお客様のリターンへの向上に取り組んでいます。このために、運用商品のご提案において、ライフイベントを踏まえたお客様のご意向や市場環境の変化に応じてきめ細かくフォローアップする取り組みを重要な活動として位置付けて、お客様との継続的な対話に努めています。

### 投資先企業の価値向上

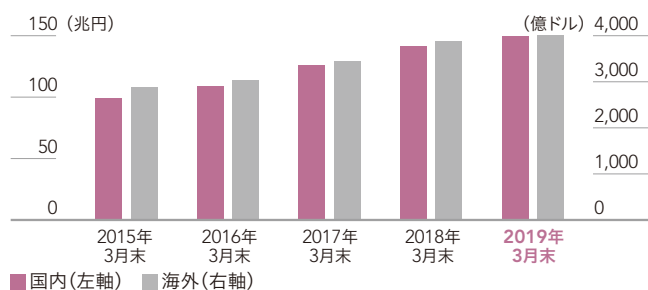
#### エンゲージメント実施企業の時価総額のTOPIX基準時価総額との対比率



エンゲージメント(投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促すために行う、投資先企業との「目的を持った対話」)活動を質・量両面から拡充しています。

### グループ全体での資産運用・資産管理業務の展開

#### グループ資産管理残高



資産管理サービスの堅確性・迅速性の維持・向上や、社会的インフラとしての事務・システム等の高度化を通じ、当グループの資産管理残高は、国内・海外ともに増加する傾向にあります。

## フィデューシャリー・デューティーに関する取り組み

### 1. フィデューシャリー・デューティーの実践

当グループが目指す「お客さまの『ベストパートナー』」の基礎は、お客さま本位の精神です。元来、信託の受託者精神をDNAに持つ当グループは「お客さま本位の徹底」に努めてきましたが、2016年9月、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」（以下、取組方針）を制定・公表して以来、取組方針を必要に応じ改定するとともに、さらなる取り組みの強化を行っています。

フィデューシャリー・デューティーの実践には、お客さまから信頼される「高度な専門性」、お客さま一人一人のニーズに沿った最適な選択肢をご提示する「コンサルティング

の実践」、そして「利益相反管理の徹底」が重要であると考えています。当グループでは、経営レベルから実務レベルまでの充実した組織体制を整備し、不断に取り組みの高度化を図ります（利益相反管理態勢の高度化については、91頁参照）。

これらの取り組みの成果についてお客さまに分かりやすくお伝えするために、「お客さまの『ベストパートナー』を目指すための取組みに関する成果指標（KPI）」を公表し、年度ごとに更新しています。これらの成果指標は、投資信託の販売に関する金融機関に共通の指標である「共通KPI」を含んでいます。

グループの推進・監督体制図

|                                                 | 組織   |              | 取り組み                                                                               |
|-------------------------------------------------|------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 三井住友トラスト・ホールディングス<br><br>三井住友信託銀行<br><br>グループ各社 | 取締役会 | 利益相反管理委員会    | <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ全体の利益相反管理、FD推進の状況を監督</li> </ul>         |
|                                                 | 経営会議 | 利益相反管理高度化委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な個別事案の検討</li> <li>関係部署に対する改善指導</li> </ul> |
|                                                 | 担当部署 | FD※推進部       | <ul style="list-style-type: none"> <li>FDの浸透・徹底を推進</li> </ul>                      |
|                                                 |      | コンプライアンス統括部  | <ul style="list-style-type: none"> <li>利益相反管理の高度化</li> </ul>                       |
|                                                 | 各社横断 | FD協議会        | <ul style="list-style-type: none"> <li>外部有識者と協議、各社での取り組みに反映</li> </ul>             |

※ FD：フィデューシャリー・デューティー

### フィデューシャリー・デューティー高度化の流れ

|       |     |                                                                                            |
|-------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2016年 | 9月  | 「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」を制定                                                |
|       | 10月 | フィデューシャリー・デューティー推進部を設置（三井住友信託銀行にも設置）                                                       |
|       |     | フィデューシャリー・デューティー協議会を設置                                                                     |
| 2017年 | 1月  | 三井住友信託銀行において「運用業務に関する利益相反管理態勢の高度化方針」を制定                                                    |
|       | 4月  | 利益相反管理高度化委員会を設置（執行サイドならびに三井住友信託銀行）                                                         |
|       | 5月  | 利益相反管理方針（概要）を改定                                                                            |
|       | 6月  | 「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」の改定<br>「お客さまの『ベストパートナー』を目指すための取組みに関する成果指標（KPI）」の公表 |
|       | 7月  | 取締役会の諮問機関として利益相反管理委員会を設置                                                                   |
| 2018年 | 9月  | 「投資信託等の共通KPIと三井住友信託銀行の取組みについて」の公表                                                          |
| 2019年 | 6月  | 消費者志向自主宣言を公表                                                                               |



## 2. グループにおけるフィデューシャリー・デューティーの推進体制

当グループでは、当社および子会社等における取組方針に基づくお客さま本位の取り組みの推進を経営上の重要事項の一つとし、2016年10月に新設した「フィデューシャリー・デューティー推進部」を中心に、当社および子会社等のフィデューシャリー・デューティーの実践・徹底を推進する体制を整備しています。

### フィデューシャリー・デューティー推進部

当社および子会社等へのフィデューシャリー・デューティーの浸透・徹底を図るため、子会社等に対する助言・指導・研修等を行うとともに、利益相反管理の高度化に係る企画、立案などを通じた推進、情報収集を行います。子会社等における取組方針を踏まえた具体的な取り組みの状況について定期的に把握・取りまとめをし、取締役会に報告します。

### 子会社等

取組方針の適用範囲となる子会社等は、各社でその業務内容に応じた取り組みを検討・実施します。

子会社等のうち、フィデューシャリー・デューティーの中心となる資産運用、商品開発、販売や資産管理の事業を行う三井住友信託銀行、日興アセットマネジメント、三井住友トラスト・アセットマネジメントは、フィデューシャリー・デューティーに係る「具体的な取り組み」（以下、行動計画）を制定・公表するとともに、その進捗状況について各社の取

締役に定期的に報告、必要に応じて行動計画を見直します。また、日興アセットマネジメント、三井住友トラスト・アセットマネジメントは、運用会社としての成果指標（KPI）をそれぞれ公表しています。

### フィデューシャリー・デューティー協議会

資産運用、商品開発、販売や資産管理の事業を行う子会社等における取り組みのさらなる高度化を図るために、当社および三井住友信託銀行、日興アセットマネジメント、三井住友トラスト・アセットマネジメント、投信・保険ビジネス総合研究所による「フィデューシャリー・デューティー協議会」（以下、協議会）を設置しています。

協議会はフィデューシャリー・デューティー推進部を事務局とし、各社の推進担当部を所管する役員や推進担当部長などから構成されており、主に以下の事項について各社が報告を行うとともに、好事例等の共有、グループ各社への浸透等について協議を行います。

- ・フィデューシャリー・デューティー取組方針の遵守状況
- ・取り組みにおける好事例
- ・専門性向上に係る取り組み
- ・スチュワードシップ活動の高度化施策、事例など
- ・リスク管理等の高度化施策、事例など
- ・各社商品組成、販売に関する適切な連携

### フィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における「行動原則」

#### (1) お客さま本位のコンサルティングの実践

お客さまの真の利益に合う商品・サービスを提供するために、質の高いコンサルティングを通じ、ライフサイクルに応じ変化する資産・負債状況やそれに沿ったニーズをそれぞれのお客さまと共有させていただきよう努めてまいります。

#### (2) わかりやすい情報提供

お客さまの投資判断に役立つよう、商品やサービスの複雑さやご提供する情報の重要性を踏まえ、商品の特性、リスク、手数料等についてわかりやすく説明を行い、お客さまのご理解に合わせた丁寧な対応に努めてまいります。

#### (3) お客さまの多様なニーズに応える商品・サービスの開発・提供

お客さまの多様なニーズにお応えするため、お客さまのさまざまな声や意見を踏まえて、幅広い資産運用会社や保険会社等との連携や商品・サービスの共同開発などを通じ、お客さまのニーズに合致した質の高い商品・サービスを、幅広く取り揃えてまいります。

#### (4) お客さま本位の徹底と専門性の向上

①お客さまの「ベストパートナー」を目指す企業文化・風土の定着  
グループ各社における研修やディスカッション等を通じて、本取組方針に基づく判断・行動の浸透・徹底を図るとともに、お客さま本位の行動の実践や浸透に資する取組みを評価する業績評価・目標体系を構築していくことで、フィデューシャリー・デューティーを実践、徹底し、役職員の一人一人がお客さまの「ベストパートナー」を目指す企業文化・風土の定着を進めてまいります。

②お客さま本位のコンサルティングなどを支える専門性の向上  
役職員の研修や専門資格の取得への支援などを通じて、市場環境、商品・サービスに関する知識や専門能力を高めてまいります。

(5) 信託銀行グループの多様な機能を生かした金融サービスの提供  
信託銀行グループとして、利益相反管理を徹底しつつ、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業などの多様な柔軟な機能を十分に発揮して、個人・法人を問わず、お客さまにとっての最適かつトータルなソリューションを迅速かつ確に提供してまいります。

#### (6) お客さまの安心と満足、経済・社会への貢献

##### ①経済や社会の変化に対応した新しい商品・サービスの提供

お客さまにご安心いただき、かつ満足いただける商品・サービスを提供するとともに、信託の機能などを活用し、経済や社会構造の変化に対応した新しい商品・サービスを生み出すことで、経済・社会に貢献してまいります。

##### ②金融経済教育、投資教育への積極的な取組み

お客さまが主体的かつ合理的に金融商品を選択し健全な資産形成ができるよう、確定拠出年金業務などで培った投資教育などに関するノウハウを活用し、日々のコンサルティングやセミナーなども通じ、ライフプランニングを含めた金融経済教育やリテラシー向上につながる活動に取り組んでまいります。

### 3. 当グループ全体における利益相反管理態勢の高度化について

当グループは、グループ各社およびその関係者による多様なサービスの提供に伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう当社の取締役会の承認を経て「利益相反管理方針(概要)」※1を公表し、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定・類型化の上、適切に管理しています。

また、営業部門から独立したコンプライアンス統括部が、利益相反管理統括部署として、グループ全体の利益相反管理の有効性を定期的に検証し、その結果を利益相反管理高度化委員会、経営会議、取締役会に報告することで、継続的に必要な改善・指導が実施される態勢を整備しています。

さらに、利益相反管理態勢の実効性向上を図るため、外部メンバーを中心とした利益相反管理委員会を取締役会の諮問機関として設置し、当グループの利益相反管理態勢の妥当性の検証を受けています。利益相反管理委員会は、法令等で求められる利益相反管理態勢にとどまらず、お客さまに安心、信頼いただける「ベストパートナー」として、ベストプラクティスとしての利益相反管理態勢、フィデュー

シャリー・デューティーの取り組み状況等も審議対象としており、これまで延べ10回(年4回)開催しています。また、最近では、信託検査マニュアル廃止後の対応や、利益相反管理を中心としたコンダクトの健全性等についても審議を行っており、同委員会の議事概要は継続的に公表しています※2。

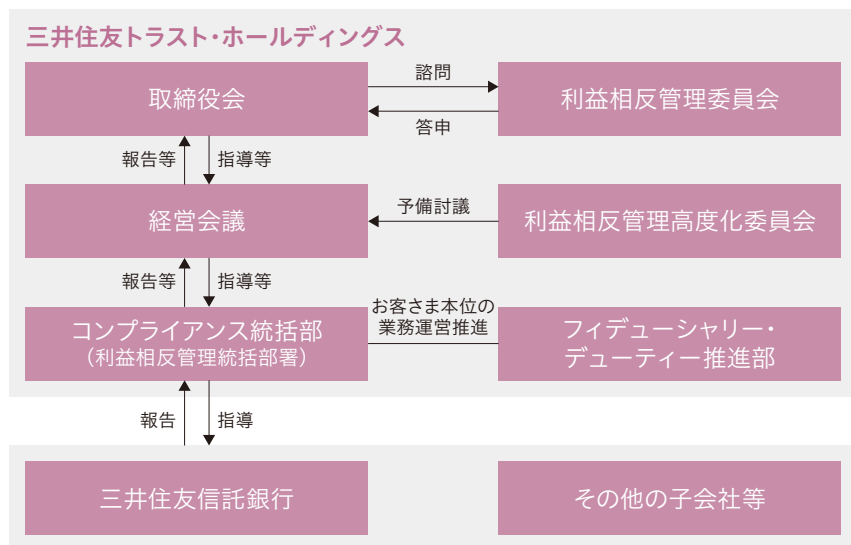
このような態勢の下、当グループの行う資産運用に関し、グループ各社からグループ内の運用会社等に対する影響力行使等を防止し、運用業務の独立性を高める施策※3を実施してきました。また、三井住友信託銀行等が販売する投信・保険商品に関しては、グループ内外を問わず、お客さまのニーズに合致した質の高い商品・サービスを提供するため、投信・保険ビジネス総合研究所を設置し、商品・サービスのクオリティや販売体制等に関する外部評価を実施するなど、不断に取り組みの高度化を図っています。

※1 URL: <https://www.smth.jp/col/index.html>

※2 URL: 議事録の掲載先 [https://www.smth.jp/about\\_us/management/customer/index.html](https://www.smth.jp/about_us/management/customer/index.html)

※3 ※1リンク先の「6. 資産運用に関する利益相反管理態勢の高度化方針」を参照

#### 利益相反管理体制※1



※1 各経営機構および主要部署の役割・責任は89頁参照。

#### 利益相反管理委員会委員

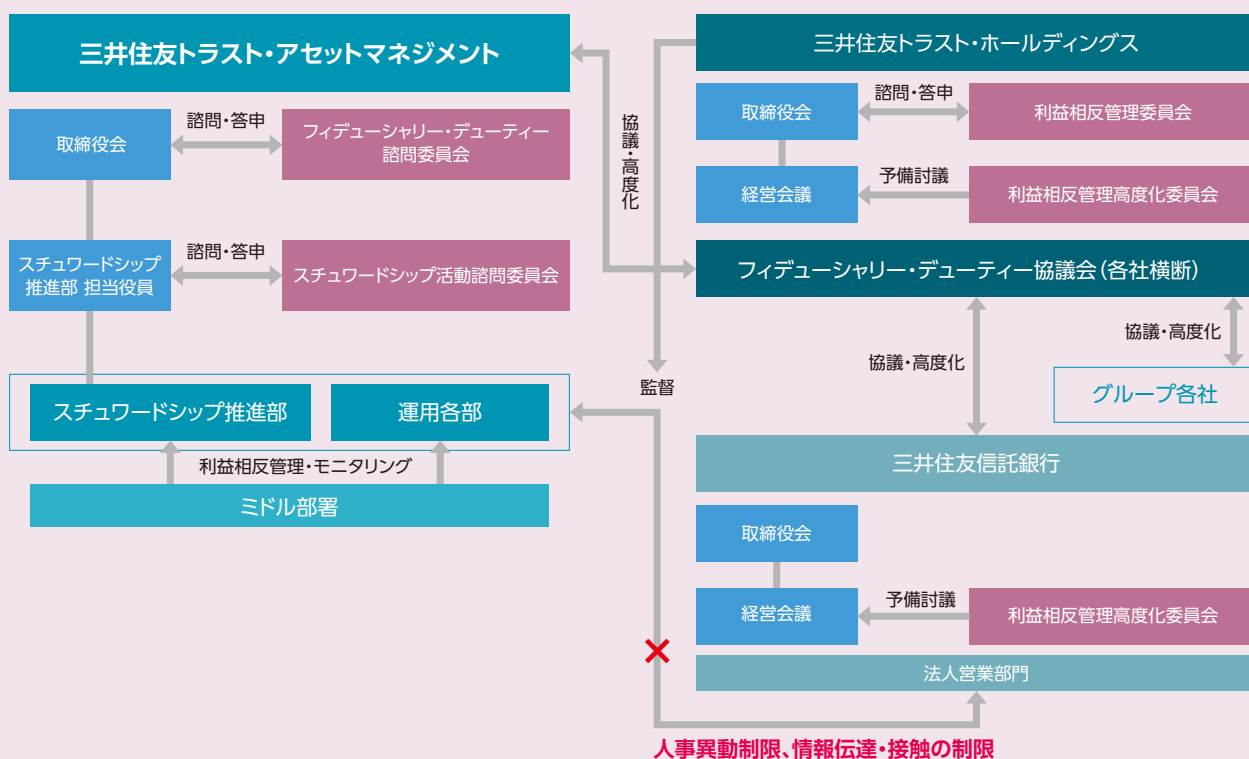
- 委員長** 神田 秀樹※2  
学習院大学大学院  
法務研究科教授  
東京大学名誉教授  
※2 三井住友信託銀行  
社外取締役
- 委員** 鈴木 武  
三井住友トラスト・  
ホールディングス  
社外取締役
- 委員** 細川 昭子  
ペーカー&マッケンジー  
法律事務所弁護士
- 委員** 西田 豊  
三井住友トラスト・  
ホールディングス  
執行役専務

#### 4. スチュワードシップ活動における利益相反管理態勢の高度化について

2018年10月1日に三井住友信託銀行の運用部門を統合した三井住友トラスト・アセットマネジメント(SMTAM)では、独立社外取締役の増員や監査等委員会設置会社への移行、ミドル部署の強化を行いました。またグループとしては、統合によって同じグループ内の融資部署等の法人部門からの独立性や、利益相反管理の面で透明性が高まったと考えています。議決権行使業務において

は特に利益相反管理が重要であるため、SMTAMでは外部有識者が過半を占める「スチュワードシップ活動諮問委員会」を設置しています。議決権行使における責任者であるスチュワードシップ推進部担当役員は、同委員会の答申を最大限尊重した判断を行うことで、透明性の高い議決権行使を実施しています。

##### 利益相反管理体制について





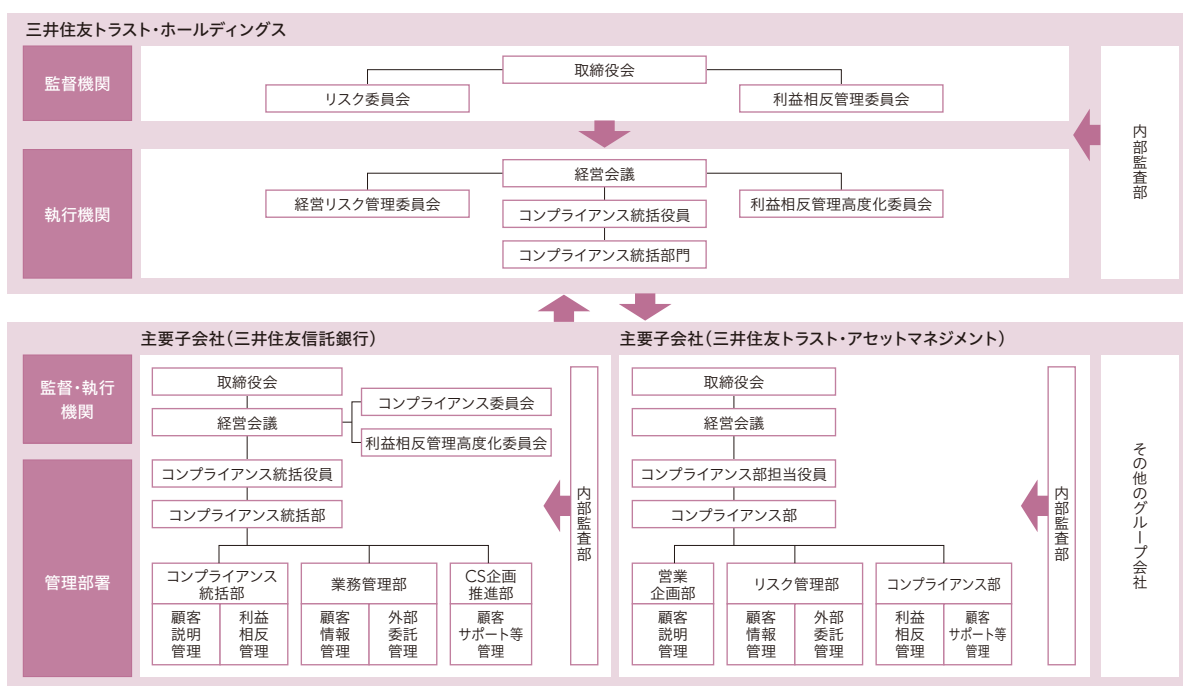
## 顧客保護等管理

### 基本的な取り組み方針

当グループは、顧客保護等を経営上の最重要課題の一つと位置付け、グループ各社の業務特性に応じた適切な顧客保護等管理態勢を整備するため、当社の取締役会の承認を経て「顧客保護等管理規程」に当グループの顧客保護および利便性の向上に向けた基本方針を定めています。

グループ各社においては、グループの基本方針に基づき、顧客保護等管理の統括部署および機能に応じた管理

部署を定めています。統括部署は、顧客保護等に関する年度計画の策定および定期的な取締役会等への報告、社内規程類の整備など、顧客保護等管理全般を統括しています。管理部署は各機能に関する社内規則の整備等の態勢整備を行うほか、関係各部への指導、研修の充実等を通じ、各機能における適切性および十分性の確保を図っています。



### 顧客説明管理

当グループでは、お客さまに対する金融商品・サービスの提供にあたり、お客さまの知識、経験、財産の状況および取引を行う目的を踏まえ、お客さまの理解と納得が得られるよう適切かつ十分な説明、分かりやすい情報提供を行っています。

具体的には、「金融商品・サービスの勧誘や販売に関する方針の公表、適合性原則<sup>※1</sup>の徹底や適切な情報提供などを定めた顧客説明マニュアルの整備、研修態勢の充実などの態勢整備を行っています。これらに加えて、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針<sup>※2</sup>」に掲げる行動原則等に基づき、お客さまの立場に立った適正な金融商品の勧誘・販売を徹底するための取り組みとして、お客さま本位のコンサルティングの実践<sup>※3</sup>、分かりやすい情報提供<sup>※4</sup>、役職員の市場・商品・

サービス等に関する知識・専門能力向上を目的とした研修の拡充などに取り組んでいます。

特に投資信託や生命保険などのリスク性のある金融商品取引については、お客さまの理解が得られる説明が適切に行われているかモニタリングを実施しており、上記の取り組みの効果などを踏まえ、お客さまへのコンサルティングや説明の充実度などを基準に評価する態勢整備や必要に応じて勧誘ルールの見直し等にも取り組んでいます。

※1 お客さまの知識、経験、財産の状況および取引を行う目的に照らして、不適当な勧誘を行ってはならないという規則

※2 [https://www.smth.jp/about\\_us/management/customer/fiduciaryduty/](https://www.smth.jp/about_us/management/customer/fiduciaryduty/)

※3 お客さまのライフイベント等を踏まえたライフプラン例、目的・期間に応じた資産運用方法を分かりやすくまとめた「考えてみよう!これからのマネープラン」やお客さまのご資産やご家族の構成、ライフイベントに合わせたシミュレーションツール「ライフサイクル・Navi」等を用い、お客さまのニーズに沿ったご提案を行っています。

※4 分かりやすい情報提供として、リスクや費用等に関する説明資料の充実、市場動向等を踏まえた丁寧なアフターフォローの実践、各種セミナー等の内容開催頻度拡充等に取り組んでいます。

## 利益相反※管理

当グループは、グループ各社およびその関係者が提供する多様なサービスの提供に伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう当社の取締役会の承認を経て「利益相反管理方針(概要)」を公表し、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定・類型化の上、適切に管理しています。

具体的には、グループ各社が営む業務において発生する可能性がある「利益相反のおそれのある取引等」について事前に特定するとともに、その管理方法を定めており、対象取引を行う場合は、定められた利益相反管理の方法に従って、あるいは業務執行体制を整備することにより、利益相反の弊害防止を図っています。新たに「利益相反のおそれのある取引等」が想定される場合は、その実施前に対象取引として特定するとともに、利益相反管理の方法を定めることで利益相反管理を行っています。

また、当グループでは利益相反を適切に管理するため、コンプライアンス統括部が利益相反管理統括部署として、グループ全体の態勢整備および定期的な有効性の検証を行い、その検証結果を定期的に利益相反高度化委員会、経営会議、取締役会に報告の上、必要な改善に取り組んでいます。

さらに、フィデューシャリー・デューティーの実践の観点から、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」において「ベストプラクティスとしての利益相反管理態勢の整備」を掲げており、継続的に利益相反管理態勢の高度化を図っています。(利益相反管理態勢の高度化については91頁参照)

※利益相反とは、当グループとお客さまとの間で利益が相反する状況、また当グループのお客さま相互間で利益が相反する状況をいう。

## 外部委託管理

当グループでは外部の業者に業務を委託する場合、当グループのお客さまや当グループが不測の損失を被るリスクを適切に管理するための規則を定め、サービスの質や継続の確実性等の問題点を認識し、委託した業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する業者に委託するための措置を講じています。また、反社会的勢力の介入および取引を防止する観点から、外部委託取引においても、新規契約開始前および定期的に外部委託先が反社会的勢力でないことを確認しています。

主要な子会社である三井住友信託銀行においては、業務管理部が外部委託管理部署として、外部委託管理規則に基づき当グループにおける適切な外部委託先の選定やモニタリング、外部委託管理の状況について定期的に取締役会などに報告をします。また、外部委託する業務を所管する部署(外部委託部署)は、委託した業務について定期的にまたは必要に応じ運営状況などを確認することにより、委託契約および規程に従い外部委託先が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じてモニタリングを行います。

### 勧誘方針(三井住友信託銀行)

#### 1. 基本方針についてご説明します

三井住友信託銀行は、三井住友トラスト・グループの行動規範(バリュー)「お客様本位の徹底」および「法令等の厳格な遵守」を実践し、お客様が適切にご判断頂けるよう、この勧誘方針に基づき、金融商品・サービスをお勧めしてまいります。

#### 2. お客様に適した金融商品・サービスをお勧めします

三井住友信託銀行は、お客様の「知識」、「経験」、「財産の状況」、「お取引の目的」などに応じて、お客様に適した金融商品・サービスをお勧めします。

#### 3. 金融商品・サービスの内容をわかりやすく説明します

三井住友信託銀行は、提供いたします金融商品・サービスにつき、その内容やメリットだけでなく、リスク、手数料なども十分ご理解いただけるよう、適切でわかりやすくご説明します。

#### 4. 適切な説明や勧誘を行います

三井住友信託銀行は、事実と異なる情報をお伝えしたり、不確実なことを断定的に説明するなど、お客様の誤解を招くような説明や勧誘はいたしません。

#### 5. ご都合に合わせた勧誘に努めます

三井住友信託銀行は、電話や訪問による勧誘を、お客様のご都合に合わせた時間帯、場所、方法で行うように努めます。

#### 6. 社内体制の整備に努めます

三井住友信託銀行は、お客様に適した金融商品・サービスを提供できるよう、社内体制の整備に努めます。また、正しい知識とわかりやすい説明方法の習得に努めます。

#### 7. ご相談窓口を設置しております

## 顧客情報管理

当グループは、お客さまの個人情報の保護に万全を期するための取組方針として個人情報保護宣言を定め、お客さまの情報を適切に管理し、グループ内でお客さまの情報を共同利用する場合には、個人情報保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他関連法令等に従い、適切に対応するようにしています。

主要な子会社である三井住友信託銀行においては、業務管理部が顧客情報管理部署として、当グループの情報資

産を適切に維持・管理することを目的として策定されている情報セキュリティリスク管理規則に基づき、全般を統括しています。業務管理部は顧客情報管理状況および実効性を定期的に検証し、取締役会などに報告しています。また、営業店部、本部各部において各部長を情報の管理・運営の責任者とするに加え、職務上知り得た個人データを含む重要情報につき守秘義務を負うことを明確に認識するよう社員全員に守秘義務に関する確約書を会社に提出させています。

## 顧客サポート等管理

当グループでは、お客さま等からの問い合わせ、相談、要望、苦情(苦情等)および紛争に適切に対応するため、顧客サポート等管理規則において基本方針を定め、業務改善およびサービス向上に取り組んでいます。

また、お客さま等から寄せられた苦情等については、コンプライアンス統括部と子銀行のCS企画推進部が協働し、可能な限りお客さまの理解や納得を得た解決を目指した誠実かつ迅速な対応を行うとともに、苦情等報告システムによる情報集約・管理および定期的な経営層への報告、「CS

お客さまの声ポータル(87頁参照)」を活用した発生原因の分析など、業務改善に向けた取り組みを行っています。このほか、お客さまの声・評価を当社の商品・サービスに反映させるため、アンケート等においてNPS(Net Promoter Score)※の活用を試行的に検討するなど、業務改善およびサービス向上に向けた取り組みを行っています。

なお、2018年度の三井住友信託銀行における苦情等の件数は7,929件でした。

※顧客ロイヤルティ(企業や商品・サービス等への信頼度・愛着度)を測るマーケティング指標のことです。

### 三井住友トラスト・グループの個人情報保護宣言

わたくしたち、三井住友トラスト・グループは、お客様や株主様の個人情報の保護に万全を期するため下記の取組方針を定め、これを遵守することを宣言いたします。

#### 1. 関係法令等の遵守

当グループ各社は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、主務官庁のガイドラインやその他の規範を遵守いたします。

#### 2. 適正取得

当グループ各社は、お客様の個人情報および特定個人情報等を業務上必要な範囲で適正かつ適法な手段により取得いたします。

#### 3. 利用目的

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の利用目的を通知または公表し、法令に定める場合を除いて利用目的の範囲内において利用し、それ以外の目的には利用いたしません。特定個人情報等については、法令で定められた範囲内でのみ利用いたします。

#### 4. 委託

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の取扱いを委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先(再委託先以降を含む)を適切に監督いたします。

#### 5. 第三者への提供

当グループ各社は、法令で定める場合を除き、お客様からお預かりしている個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

ただし、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合、別途定める特定の者との間で共同利用する場合は、お客様の同意をいただくことなく、お客様よりお預かりしている個人情報を第三者に提供することがあります。

なお、特定個人情報等につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定める場合を除き、ご本人の同意の有無にかかわらず第三者に提供いたしません。

#### 6. お客様からのお問い合わせ等への対応

当グループ各社は、個人情報の開示・訂正等の手続きを定め、個人情報および特定個人情報等の取扱いについてのご質問・ご意見や内容照会・訂正等のお申し出につきまして迅速かつ確実に対応いたします。

#### 7. 安全管理措置

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の管理にあたっては、漏えい等を防止するため組織面、人事面、システム面でそれぞれ適切な安全管理措置を講じ、個人情報保護に必要な責任体制を整備いたします。

#### 8. 継続的な改善

当グループ各社は、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを継続的に見直し、改善に努めます。また、すべての役員・社員が個人情報保護の重要性を理解し、個人情報および特定個人情報等を適切に取扱うよう教育いたします。





### サステナビリティ方針3

# 社会からの 信頼の確立

- 私たちは、あらゆる法令等やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- 私たちは、ステークホルダーとの健全かつ正常な関係を構築するとともに、公正な競争、企業情報の適切な開示等、社会の構成員としての責任を全うします。
- 私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫き、また、組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止に取り組みます。



# コーポレートガバナンス

当グループは、本邦唯一の専門信託銀行グループとして、ビジネスモデルに即したコーポレートガバナンス体制の強化を進めています。

2017年6月、指名委員会等設置会社への移行の際には、会社法により設置が求められる法定委員会に加え、取締役会の任意の諮問機関としてリスク委員会および利益相反管理委員会を設置しました。また、経営の透明性をより一層高めるために、取締役会議長には社外取締役が就任しています。



## 1. 基本的な取り組み方針

当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、以下の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。また、取締役会は、当グループの全ての役員・社員が共有し、あらゆる活動のよりどころとなる経営の基本原則として、グループの経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、および行動規範（パリュー）を制定しています。



### 基本的な考え方

- 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
- 当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、お客さま、社員、事業パートナー、および地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
- 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
- 当社は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
- 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

## 2. コーポレートガバナンス体制に関する考え方

当社は、三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント、日興アセットマネジメント、JTCホールディングス、三井住友トラスト基礎研究所などを傘下に擁する金融持株会社であり、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と創造力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、および不動産事業を融合した「トータルソリューション」

をご提供するお客さまの「ベストパートナー」を目指していきます。また、当社は、理念を実現し、ステークホルダーの期待に応えるため、当グループのビジネスモデルの健全性および信頼性、ならびに経営の透明性を確保し、当グループのコーポレートガバナンスの高度化に取り組んでいきます。

### 3. 取締役会

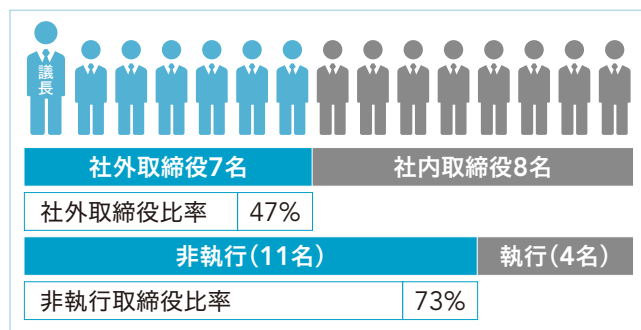
#### (1) 取締役会の役割について

取締役会は、当グループの経営の基本方針を定め、経営全般に対する監督機能を担うことにより、当グループの経営の公正性・透明性を確保することをその中心的役割としています。このため、原則として法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任した上で、執行役等の職務の執行を監督しています。また、社外取締役が、ステークホルダーの視点に立ち、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から取締役会および経営者の業務執行ならびに当社と経営陣等との間の利益相反を適切に監督することができる環境を整備しています。さらに、サステナビリティ（持続可能性）を巡る環境・社会的な課題の重要性に鑑み、グループ各社が果たすべき社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）を定め、役員および社員の意識を高めるとともに、ステークホルダーに配慮しながら課題解決に向け積極的な取り組みを推進することを通じ、社会の持続可能な発展と当グループの企業価値の向上を図っています。そして、お客さまの真の利益に適う商品・サービスのご提供に関する取組方針（フィデューシャリー・デューティーに関する取組方針）を定め、当グループ内で「お客さま本位」の姿勢を共有し、お客さまの安心と満足のために行動するとともに、グループ各社の取組状況を管理することにより、当グループにおけるフィデューシャリー・デューティーの実践を推進しています。

#### (2) 取締役会の構成

当社の取締役会の人数は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要かつ適切な規模で、構成員の多様性および専門性の確保の観点にも十分配慮して、定款で定める員数である20名の範囲内で決定しています。

#### 取締役会の構成



- 社外取締役7名全員を独立役員として金融商品取引所に届け出しています。
- 取締役15名の内訳：男性14名、女性1名
- 2018年12月1日～2019年11月30日までに取締役会を16回開催。欠席は取締役1名1回のみ。



また、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立社外取締役の占める割合を原則3分の1以上とし、独立役員に係る独立性判断基準を制定し、開示しています。

さらに、取締役候補者を決定するに際し、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材などのバランスに配慮し、信託銀行グループとしての当社の幅広い業務領域を適切に監督するのに相応しい、知識、経験、能力のバランスおよび多様性を確保するよう努めています。

#### (3) 社外取締役による取締役会議長就任

指名委員会等設置会社では、重要な業務執行の決定を原則として執行役に委任することができる一方で、取締役会により一層監督機能の発揮を求められます。このような取締役会の役割期待を踏まえ、当社は取締役会の議長に社外取締役の松下功夫氏を選定しています。

併せて、当社では、取締役会議長がその職責を果たしていくことをサポートする組織として取締役会室を設置し、取締役会の議題の選定に向けた情報提供や取締役会の議題の論点整理などについてサポートを行っています。

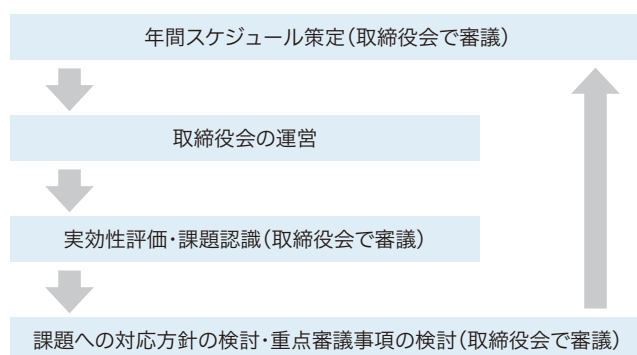




#### (4) 2018年度 取締役会評価の実施結果

当社は、毎年、取締役会の実効性を評価（以下、「取締役会評価」といいます）し、抽出した課題に対する改善策を検討・実施していくことで、PDCAサイクルを機能させ、取締役会の実効性向上に取り組んでいます。2018年度の実効性評価におけるポイントは以下の通りです。

##### PDCAサイクル



##### ■ 2018年度 取締役会評価のポイント

- ①「取締役会の自己評価」および「各委員会の自己評価」に加えて「取締役会から各委員会に対する評価」「執行役から取締役会に対する評価」等、多面的な評価を実施。
- ②社外有識者が取締役に対するアンケート・インタビューに基づいて「第三者評価」を実施。
- ③「第三者評価」を踏まえた自己評価により、一定の実効性を確認するとともに、今後の課題を認識。
- ④社外取締役会議においても取締役会評価について意見交換。

##### 2018年度 取締役会評価の実施スケジュール

| 年月             | 評価プロセス                                           |
|----------------|--------------------------------------------------|
| 2019年<br>1月～2月 | 取締役・執行役・各委員会の委員（取締役以外の社外委員を含む。以下同じ）に対して、アンケートを実施 |
| 2月～3月          | 社外有識者が取締役に対して、インタビューを実施                          |
| 4月             | 取締役会にて、取締役会評価の実施結果を審議<br>社外取締役会議にて、社外取締役による意見交換  |
| 5月             | 取締役会にて、今後審議を深めるべきテーマを審議                          |
| 6月             | 各委員会への追加の諮問事項等を策定<br>取締役会の年間審議スケジュールを策定          |

##### ■ 2017年度の課題への取り組み

2017年度の課題に対する以下の取り組みを踏まえて、2018年度の実効性評価において、各課題の改善状況を確認した結果、いずれの課題についても2017年度よりも改善したことが確認できました。

- ①取締役会の効率的で充実した審議に資する運営インフラの磨き上げ
  - ・取締役会で審議を深めるべきテーマについて、年間の審議スケジュールを策定し、取締役会で議論の上、取締役会や各委員会において、適切な審議機会を設定。
  - ・取締役会資料について、取締役会としてのモニタリングを意識した様式にレベルアップ。
- ②中期経営計画推進にあたっての経営上の重要事項に関するさらなる監督機能の発揮
  - ・監督的な見地から、経営上の重要課題や、中長期的な視点に立ったテーマを「経営テーマ」として選定し、取締役会において重点的に審議。
  - ・信託銀行グループのビジネスモデルを踏まえたリスクアパタイト・フレームワークのあり方の検討の進捗を確認。
- ③取締役会・各委員会の一層の機能発揮に向けた取締役会・各委員会間の連携高度化
  - ・取締役会での審議等を通じて、各委員会に対する2018年度の諮問事項を明確化するプロセスを導入。

##### ■ 2018年度 取締役会評価の実施結果と今後の取り組み

2018年度の実効性評価において、当社は、取締役会および各委員会がそれぞれの目的を意識して運営されることで審議の活性化と客観性・透明性の向上が図られており、一定の実効性が確保されていると評価しています。

一方、取締役会評価を通じ、取締役会および各委員会が改善・向上すべき課題として以下の3点を認識したことから、これらの課題に継続的に取り組むこととしています。

- ①次期中期経営計画の策定も含めた中長期的な経営課題や戦略に関する議論の充実
- ②グループガバナンスの向上に向けたモニタリング強化
- ③取締役会の運営を支えるフレームワークの高度化

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、引き続き取締役会評価を通じたPDCAサイクルを機能させることで、取締役会および各委員会のさらなる実効性の向上に取り組んでいきます。

## 4. 委員会

当社は、コーポレートガバナンスの実効性を確保するとともに、当グループのビジネスモデルの健全性および信頼性、ならびに経営の透明性をより一層高めていくために、会社法により設置が求められる指名委員会、報酬委員会、および監査委員会に加え、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が参画するリスク委員会および利益相反管理委員会を設置しています。

なお、利益相反管理委員会は、専門信託銀行グループとして、ほかの金融グループに例のない監督機能を有する委員会として設置しています。

### (1) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定し、取締役会から執行役社長を含む執行役の選任および解任、ならびに経営陣の後継者人材育成計画に関する諮問を受け、審議の上、答申を行うとともに、三井住友信託銀行および三井住友トラスト・

アセットマネジメントの取締役会から、取締役の選任および解任に関する諮問を受け、審議の上、答申を行います。指名委員会は3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役が占めます。指名委員長は独立社外取締役である委員の中から選定しています。

### (2) 報酬委員会

報酬委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、その方針に従って、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定するとともに、三井住友信託銀行および三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役会から、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する諮問を受け、審議の上、答申を行います。また、報酬委員会は3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役が占めます。報酬委員長は独立社外取締役である委員の中から選定しています。

#### 各委員会の活動状況 2019年6月27日～11月30日

#### 指名委員会

5回開催  
出席率100%

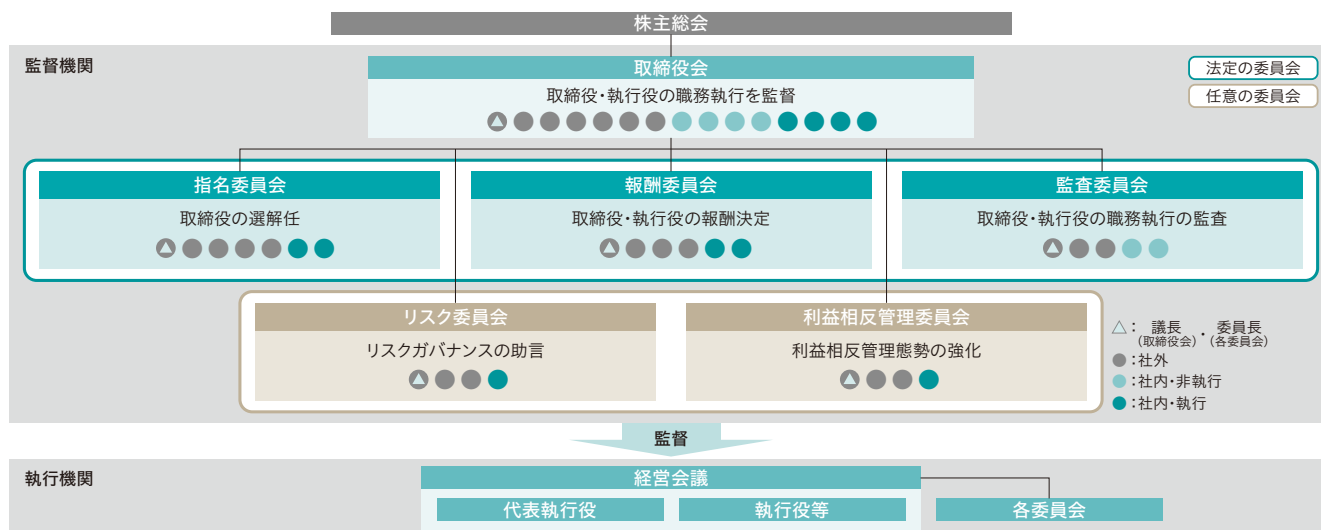
- ・サクセッションプラン(経営者後継人材育成計画)の一部改訂
- ・主要ポスト(部長等)のサクセッションプランを確認
- ・新任執行役員研修について実施状況を確認
- ・委員会の活動について四半期ごとに取締役会に報告

#### 報酬委員会

5回開催  
出席率100%

- ・株式報酬制度の改定(株式報酬型ストックオプションから株式交付信託に改定)
- ・役員報酬制度に関する課題を検討、審議
- ・委員会の活動について四半期ごとに取締役会に報告

## コーポレートガバナンス体制



### (3) 監査委員会

監査委員会は、執行役および取締役の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

また、監査委員会は、その役割と責任を果たすため、当グループに属する会社の業務および財産の状況の調査等を行う権限に基づき、当グループの内部統制システムを活用し、執行役、取締役および会計監査人からの報告聴取およびこれらの者との意思疎通等を通じて、組織的かつ効率的に監査を実施します。監査委員会は、執行役を兼務しない3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役が占めます。監査委員長は独立社外取締役である委員の中から選定しています。

### (4) リスク委員会

リスク委員会は、①当グループの経営を取り巻く環境、トップリスク、およびマテリアリティに関する事項、②当グループのリスクアペタイト・フレームワークの運営、リスク管理、およびコンプライアンス管理に係る内部統制システムの実効性の監視に関する事項などに関して、取締役会から

の諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行います。リスク委員会の委員の過半数は、独立社外取締役および社外有識者とするを原則とし、リスク委員長は、独立社外取締役である委員の中から選定しています。

### (5) 利益相反管理委員会

利益相反管理委員会は、①当グループの利益相反管理態勢の妥当性に関する事項、②当グループの利益相反管理、顧客説明管理、および顧客サポート管理の実効性ならびにこれらの態勢の高度化に関する事項、③当グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針および当グループ各社の行動計画等に関する事項、④当グループの利益相反管理およびフィデューシャリー・デューティーの浸透等に係る特に重要な事項などに関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行います。利益相反管理委員会の委員の過半数は、独立社外取締役および社外有識者とするを原則とし、利益相反管理委員長は独立社外取締役および当該分野に専門的知見を有する社外有識者である委員の中から選定することとしています。

| 監査委員会                                                                                                                                                                          | 8回開催<br>出席率100% | リスク委員会                                                                                                                                                                     | 3回開催<br>出席率100% | 利益相反管理委員会                                                                                                                                  | 2回開催<br>出席率100% |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>組織監査(内部統制システムを活用した監査)を展開。執行役・取締役・内部監査部・会計監査人等との適切な連携により組織的・効率的な監査を実施</li> <li>取締役会からの監査指示を含む重要監査事項を中心に、監査活動について四半期ごとに取締役会に報告</li> </ul> |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ビジネスモデルを踏まえたリスクアペタイト・フレームワークなどを議論</li> <li>中期経営計画の前提とする外部環境想定と重要リスク状況認識につき評価</li> <li>D-SIBsとして策定する再建計画・破綻処理準備態勢につき評価、指導</li> </ul> |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>フィデューシャリー・デューティーの高度化を企図した、社内外に向けたさらなる発信・浸透施策等につき議論</li> <li>国内外の動向を踏まえ、利益相反管理態勢の高度化につき議論</li> </ul> |                 |

### 各委員会の構成員 (▲:委員長、●:委員(社外)、●:委員(社内・非執行)、●:委員(社内・執行))

|    |     | 指名     | 報酬 | 監査 | リスク | 利益相反管理 |
|----|-----|--------|----|----|-----|--------|
| 社外 | 取締役 | 松下 功夫  | ●  |    |     |        |
|    |     | 鈴木 武   | ●  |    | ●   | ●      |
|    |     | 荒木 幹夫  | ●  |    | ▲   |        |
|    |     | 齋藤 進一  | ●  | ▲  |     |        |
|    |     | 吉田 高志  |    | ●  |     |        |
|    |     | 河本 宏子  | ▲  |    |     |        |
|    |     | 麻生 光洋  |    | ●  |     |        |
|    | 有識者 | 神田 秀樹※ |    |    |     | ▲      |
|    |     | 外山 晴之※ |    |    | ●   |        |
|    |     | 細川 昭子※ |    |    |     | ●      |
| 社内 |     | 大久保 哲夫 | ●  | ●  |     |        |
|    |     | 橋本 勝   | ●  | ●  |     |        |
|    |     | 西田 豊   |    |    | ●   | ●      |
|    |     | 首藤 邦之  |    | ●  |     |        |
|    |     | 田中 浩二  |    | ●  |     |        |

※ 神田 秀樹氏は、三井住友信託銀行の社外取締役です。外山 晴之氏および細川 昭子氏は、社外有識者です。



## 5. 役員報酬体系

### (1) 報酬等の内容に係る決定に関する方針等

- 取締役、執行役および執行役員の報酬等については、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを目指します。
- 短期的な収益貢献を重視した単年度業績評価に偏ることなく、中長期的な業績貢献も反映した総合的な評価をベースにした処遇とするべく、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮した報酬体系を構築します。
- 持株会社として、グループ各社に対する監督機能を十分に発揮するために、役員が経営管理面で果たすべき役割やその成果を的確に把握し、透明性の高い、公正かつ客観的な評価に基づいて、個別の報酬を決定します。
- 報酬委員会では、各種委員会との連携を深め、よりアカウンタビリティの高い報酬制度・体系を構築し、公平でメリハリが効いた報酬運営を行うことを目指して審議しています。

- なお、社内委員・社外委員に関わらず、各委員は、自己の報酬等の額に関する決議には参加しない運営としています。

### (2) 報酬体系の概要

2018年度は、原則として、月例報酬(固定報酬と個人業績報酬で構成)、役員賞与、株式報酬型ストック・オプションの組み合わせで支給を行っています。

なお、2019年度は株式交付信託を組み合わせた制度を導入し、ESGに関する活動状況や評価機関のスコア等、およびフィデュシャリー・デューティーやお客さま満足(CS)の活動状況等の評価も含まれる内容となっています。

(詳細は当社ウェブサイトをご確認ください)

[https://www.smth.jp/about\\_us/management/governance/pdf/191108.pdf](https://www.smth.jp/about_us/management/governance/pdf/191108.pdf)

|                  |                 |                                                |                               |                                |
|------------------|-----------------|------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 2018年度<br>報酬割合※1 | 40%程度           | 30%程度                                          | 15%程度                         | 15%程度                          |
| 報酬種類             | 月例報酬のうち<br>固定報酬 | 月例報酬のうち<br>個人業績報酬※2                            | 会社業績<br>連動賞与                  | 株式報酬型<br>ストック・<br>オプション        |
| 支給基準             | ●役位等に応じて支給      | ●前年度の評価<br>●中長期の業績貢献<br>●中長期の活動状況<br>●能力等の定性評価 | ●連結実質業務<br>純益<br>●連結当期<br>純利益 | ●単年度業績<br>●株価<br>●その他経営<br>環境等 |

※1 執行役社長の場合(図表の内容も同様)

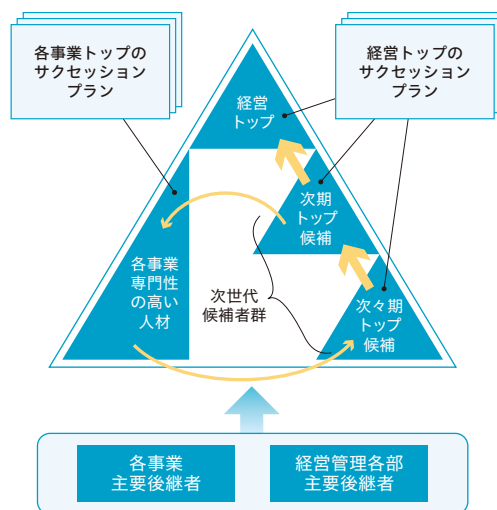
※2 標準額に対して70%から160%のレンジとする

## 6. サクセッションプラン

当社では、グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るべく、当社ならびに主要子会社の三井住友信託銀行および三井住友トラスト・アセットマネジメントの経営トップの後継者計画(サクセッションプラン)を策定するとともに、各事業経営や経営管理などを担う人材の育成計画として経営人材育成計画を策定しています。

当該計画では、役員として求められる人材像や要件を定め、それらに沿った候補者群の管理および育成に役立てています。

サクセッションプランおよび経営人材育成計画の推進状況は、定期的に指名委員会に報告の上、取締役会にも報告されます。



## 7. グループ会社の機関設計変更等

当グループは、コーポレートガバナンス体制の高度化を進めることを目的として、主要なグループ会社である、三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント、日興アセットマネジメントの3社について、監査役(会)設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。

また、日興アセットマネジメントを、三井住友信託銀行の直接出資子会社から、当社の直接出資子会社としたことで、グループの資産運用ビジネスの一層の推進を目指すとともに、グループ内における効率的かつ適切な利益相反管理等のコーポレートガバナンスの高度化を図っています。

### グループ会社の機関設計変更・グループ内における異動

|          |                                        |
|----------|----------------------------------------|
| 2017年 6月 | ・当社が指名委員会等設置会社へ移行                      |
| 2018年10月 | ・三井住友トラスト・アセットマネジメントが監査等委員会設置会社へ移行     |
| 2019年 6月 | ・三井住友信託銀行および日興アセットマネジメントが監査等委員会設置会社へ移行 |
| 2019年 7月 | ・日興アセットマネジメントを当社の直接出資子会社化              |

## 8. 取締役会の審議充実に向けた「経営テーマ」

取締役会は執行役等の職務執行状況を監督するとともに、経営の基本方針を定め、経営計画の策定を通じてビジネスモデルの選択とリスクテイクの判断などを行っています。

当社の取締役会では、このような役割をしっかりと果たすため、法令や規程上の要請事項のほか、経営上の重要な課題や、中長期的な視点に立ったテーマを「経営テーマ」として選定し、取締役会において審議しています。

「経営テーマ」については、当社取締役に加え、三井住友信託銀行の社外取締役もオブザーバーとして参加し、結論を得ることを目的とせず、自由に審議することで、社外取締役の視点や知見を活用しながら、取締役会の審議充実を図っています。

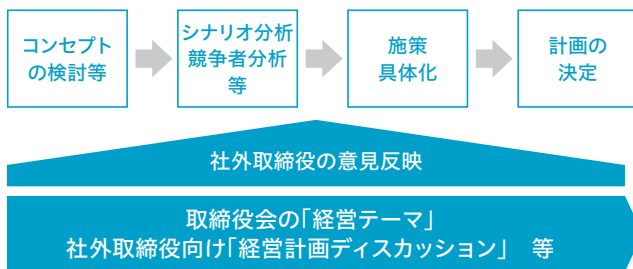
### 「経営テーマ」の実績

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 2018年12月 | 社会的・経済的な問題に対する信託機能の活用    |
| 2019年 5月 | 次期中期経営計画                 |
| 7月       | (次期中期経営計画)               |
| 9月       | マテリアリティ見直し<br>(次期中期経営計画) |
| 11月      | 次期中期経営計画                 |

※( )内は、経営テーマとして掲げてはいないものの経営テーマに準じて時間を拡大して審議した案件

## 9. 中期経営計画の策定プロセスへの早期参画

2019年度は現行の中期経営計画の最終年度となり、2020年度を初年度とする次期中期経営計画の策定に向けて、本格的な議論を進めています。中期経営計画の策定にあたっては、コンセプトの検討等の早期段階から、取締役会における「経営テーマ」のほか、社外取締役を対象として取締役会外に開催する「経営計画ディスカッション」を開催し、社外取締役の知見を活用しています。



## 10. 社外取締役会議

当社では、コーポレートガバナンスの実効性をさらに高めるべく、社外取締役のみが参加する社外取締役会議を定期的に開催しています。

社外取締役同士の忌憚のない活発な議論により、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を行うことで、取締役会の客観性や独立性の強化に役立てています。

## 11. 社外取締役と投資家との対話の取り組み

当社では、2018年12月に「三井住友トラスト IR Day」を開催し、監査委員長を務める社外取締役の齋藤進一氏から、当社のコーポレートガバナンスの取り組みについて説明の上、参加いただいた投資家の皆さまと質疑応答を行いました。



## 12. 株式等の政策保有について

### 株式等の政策保有に関する方針

当グループは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合を除き、原則として取引先等の株式等（以下、「政策保有株式」といいます。）を保有しません。

個別の政策保有株式については、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から踏まえつつ、取締役会において保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査し、保有適否等について検証を行います。

当グループは、政策保有株式について、保有する意義や合理性が認められない場合には、市場への影響を含め各種考慮すべき事情に配慮した上で、原則売却します。

### 政策保有株式に係る議決権行使基準

当社および当社の中核子会社たる三井住友信託銀行は、政策保有株式の発行会社（以下、「政策保有先」といいます。）の経営状況等を勘案し、政策保有先および当グループの中長期的な企業価値の向上の観点から、議案ごとに賛否を総合的に判断し、議決権を行使します。

政策保有先の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情により、議決権の行使にあたり特別な注意を要する場合には、政策保有先との対話を含むさまざまな方法により、十分な情報を収集の上、特に次に記載する議案については留意しつつ議案に対する賛否を判断します。（剰余金処分議案、取締役・監査役選任議案、監査役等への退職金贈呈議案、組織再編議案、MBO議案等）

政策保有株式に係る議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、当社が別途定める利益相反管理方針に従い、適切な対応を実施します。

## 13. ステークホルダーの利益保護に関する対応

### 関係当事者間取引の管理体制

当グループがその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当グループおよび株主共同の利益等を害することがないように、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

### 当グループの業務における お客さまの利益相反取引の管理体制

当グループは、当グループ各社およびその関係者が提供する多様なサービスに伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう、法令等に従い利益相反管理方針を別途

定め、当該方針に則り利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、適正に業務を遂行します。

### コンプライアンス・ホットライン制度

当グループでは、法令諸規則や社内規程類の重大な違反行為、その可能性が高い行為、またはその他不適切と考えられる行為が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、全ての役員・社員等（アルバイト、派遣社員、退職者、取引事業者等の役職員等を含む）がコンプライアンス統括部や外部の弁護士事務所へ直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設けています。同制度では、通報者保護のため、情報管理



や通報者のプライバシー保護を徹底し、制度を適正に利用した通報者や調査協力者に対する不利益な取り扱いは厳禁としています。また、グループ統一の運営を確保するため、当社は、子会社等に対し（必要に応じて）同制度に準じた制度を整備させるとともに、通報情報を当社に集約することで今後のコンプライアンス態勢の整備に役立てています。

さらに、適正な制度利用の促進のため、主要な子会社である三井住友信託銀行が中心となって、社員等に向けたQ&Aや研修ツールを策定・提供するとともに、主要な子会社等において実施されているコンプライアンス意識調査において制度の周知状況を確認しています。2019年度から

は、より利用しやすいホットライン制度とすることを目的に、外部の弁護士事務所への電話での通報や、三井住友信託銀行においては匿名でも安全にメッセージ交換ができるWEBシステムによる通報を採用するなど、通報手段の拡充を致しました。

なお、当グループの不適切な会計処理等の通報先として整備している会計ホットライン制度についても、コンプライアンス・ホットライン制度と同様の態勢を整備しており、子会社等に対する周知のほか、通報窓口を当社HPにて公表しています。

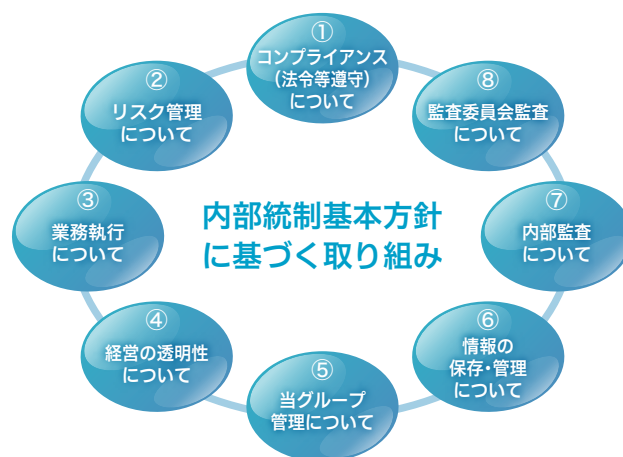
（詳細は当社ウェブサイトをご確認ください：

[https://www.smth.jp/about\\_us/management/compliance/index.html](https://www.smth.jp/about_us/management/compliance/index.html)）

## 14. 内部統制

内部統制とは、企業グループにおいて健全な経営を行うための体制やルールを構築し、不祥事の発生を未然に防止しようとするものです。基本的に、①業務の有効性および効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、という四つの目的があり、企業は内部統制システムを整備・運用することにより、これらの目的を達成しています。

当社は、前記の目的を達成するため、①コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備、②リスク管理体制の整備、③業務執行体制の整備、④経営の透明性確保、⑤当グループ管理体制の整備、⑥情報の保存・管理体制の整備、⑦内部監査体制の整備、⑧監査委員会監査に関する体制の整備、について、取締役会が「内部統制基本方針」を定めています。



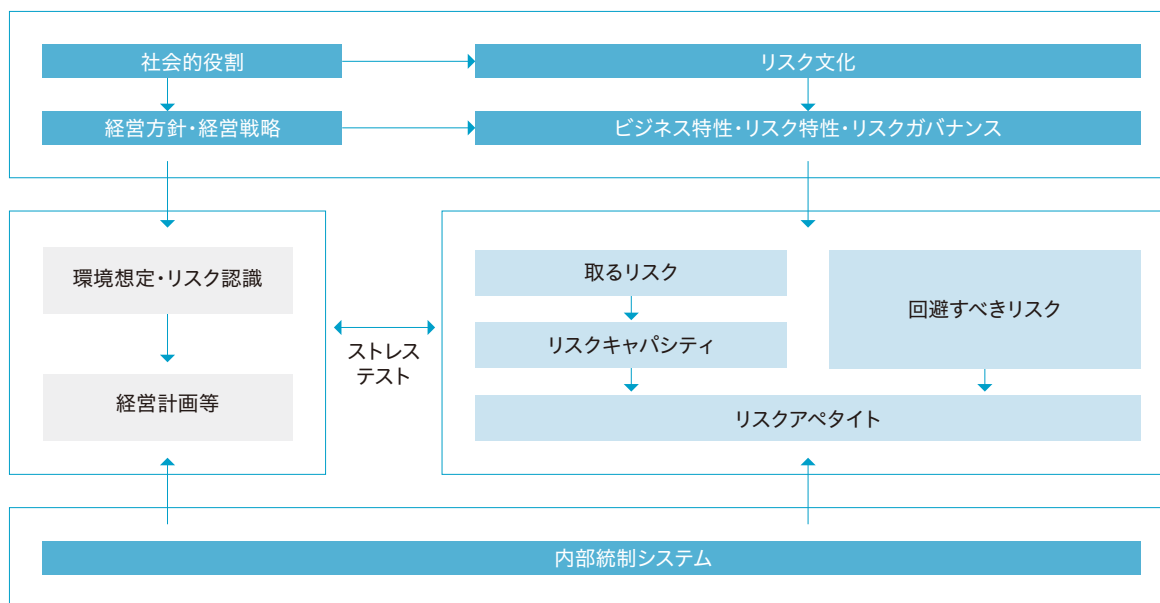
## 15. リスクアペタイト・フレームワーク

### (1) リスクアペタイト・フレームワークの位置付け

リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)とは、当グループの社会的役割および経営理念に基づき、経営が策定した経営戦略の実現のため、リスクキャパシティの範囲内で、リスクアペタイト（経営計画達成のために進んで受け入れるべきリスクの種類と総量）を決定するプロセス、およびそれを支える内部統制システムから構成される全社的な経営管理の枠組みをいいます。

当グループのリスクアペタイト・フレームワークは、収益力強化とリスク管理高度化の両立を主な目的とし、リスクアペタイトの設定・伝達・監視を通じた、資本配分や収益最大化を含むリスクテイク方針全般に関する検討・決定プロセスの透明性の向上、ならびに当グループ内の共通言語として用いることによる経営資源配分の最適化・迅速化およびモニタリング態勢強化の両立を進めるものです。

## リスクアペタイト・フレームワークの概要



## (2) リスクアペタイトの運営

### リスクアペタイトの決定

当グループでは、リスクを、取るリスク（リターンを生み出す活動に付随して発生するリスク）と、回避すべきリスク（コンダクトリスク等、当グループとして許容しないリスク）の二つに分類しています。

当グループのリスクアペタイト・フレームワークでは、ミッション・ビジョン・バリューを踏まえ、経営の大方針となるリスクテイク方針を定めるとともに、リスクアペタイト指標を設定し、取締役会で決議します。また、取締役会で定めた方針の範囲内で、ビジネスごとにより詳細なリスクテイク方針とリスクアペタイト指標を設定し、経営会議で決議します。

リスクテイク方針とリスクアペタイト指標は、経営計画と整合的に決定しており、年1回以上もしくは必要に応じて随時見直しを実施しています。

### リスクアペタイトのモニタリング

リスクアペタイト指標は、当グループのビジネスモデルを踏まえた適切なリスクテイクが行われていることを検証するため、リターン・リスク・コストの三つの観点からそれぞれ指標を設定し、定期的にモニタリングを実施します。また、リスクアペタイト指標が設定した水準から乖離した場合には、要因を分析の上、対応策の実行または設定水準の見直しなどを実施します。

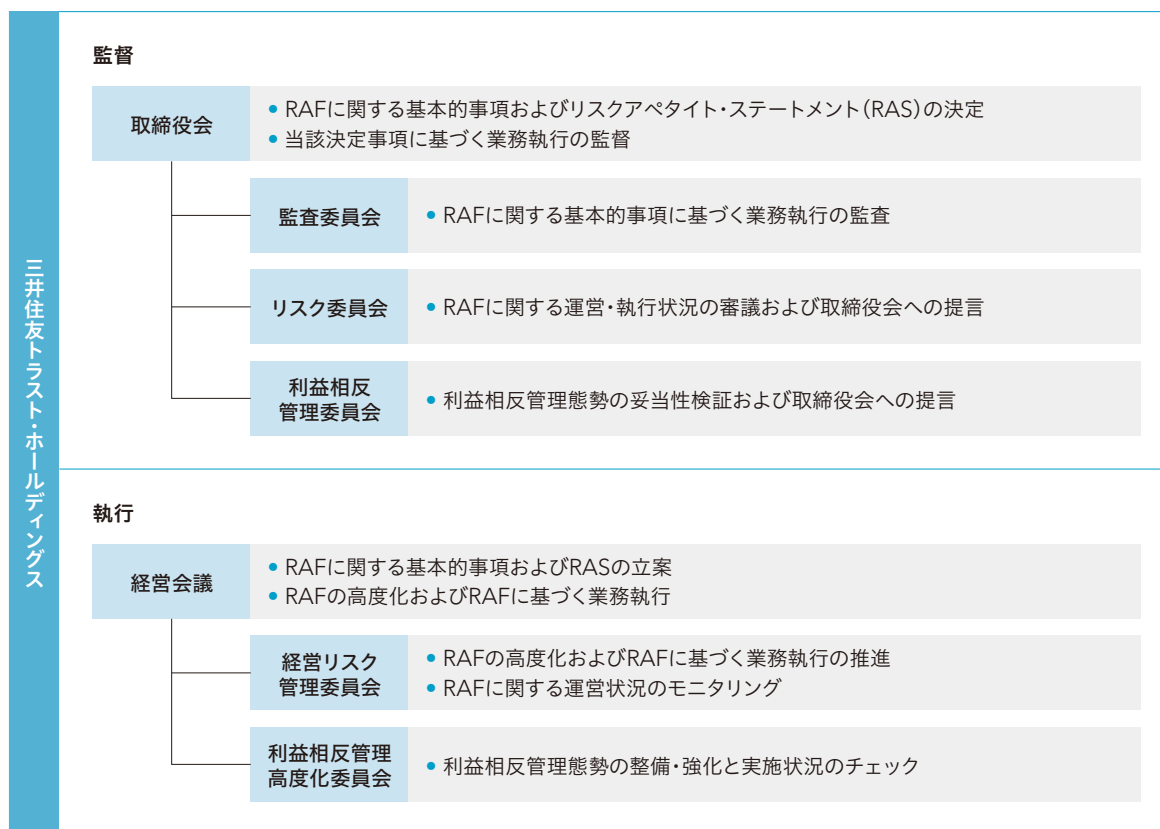
### リスクガバナンス

リスクガバナンスは、コーポレートガバナンスの一部を構成し、リスクアペタイトの明確化およびこれらのモニタリングを通じ、適切なリスクテイクや、リスクを特定・計測・管理・コントロールする枠組みをいいます。

当グループは、健全な発展を目的として、リスクガバナンスの高度化を推進します。

当社は、コーポレートガバナンス高度化の取り組みとして、リスク委員会や利益相反管理委員会などにおける議論を通じ、リスクアペタイトの運営の高度化に取り組んでいます。

## リスクアペタイト・フレームワークの運営体制



### (3) リスク文化の醸成と浸透

当グループでは、リスク文化を「信託の受託者精神に基づく高い自己規律のもと、リスクの適切な評価を踏まえたリスクテイク、リスク管理、リスクコントロールを機動的に実行する当グループの組織および役員・社員の規範・態度・行動を規定する基本的な考え方」と定義しています。

当グループでは、リスク文化の醸成・浸透のため、ビジネスごとのリスクテイク方針を策定し、経営戦略を明確にす

るとともに、社員全員が、適切なリスクテイクを通じて健全性を確保し、持続可能なビジネスモデルを構築していくことを目指しています。また、リスクアペタイト・フレームワークを明文化したリスクアペタイト・ステートメントを策定し、当グループの共通言語として、グループ内のリスクアペタイトに関する活発な議論に活用しています。



## 16. 内部監査

### (1) 基本的な取り組み方針

当グループでは、経営目標の達成、適切な法令等遵守、金融円滑化、顧客保護等やリスク管理のため、業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容およびリスクの種類に応じた効率かつ実効性のある内部監査態勢を整備することが、必要不可欠かつ重要であると考えています。

この認識のもと、業務執行態勢や内部管理態勢の改善・

強化により経営の健全性を確保することを目的として、業務執行に係る部署から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を当社および主要グループ各社に設置し、業務執行態勢や内部管理態勢の適切性・有効性を検証して問題点の是正に向けた指摘・提言等および改善状況のフォローアップ等を行っています。

### (2) 内部監査の実施体制

#### (1) 三井住友トラスト・ホールディングス

##### ①組織

当社では、業務執行に係る部署から独立した内部監査部を取締役会の下に設置するとともに、内部監査部を監査委員会との直接の指示・報告関係に置くことで、経営および業務執行部門への監督・牽制力(ガバナンス)を強化しています。

##### ②機能・役割

内部監査部は、当グループの内部監査態勢整備の方向性を定めた内部監査基本方針、およびグループ各社にまたがる重要リスク項目を踏まえた内部監査計画を策定し、監査委員会の同意を得た上で、取締役会の承認を受けています。内部監査結果は、遅滞なく監査委員会および執行役社長に報告するとともに、グループ各社も含めた内部監査結果等の分析を行い、定期的に取締役会に報告しています。

また、内部監査部は、当グループの内部監査機能の統括

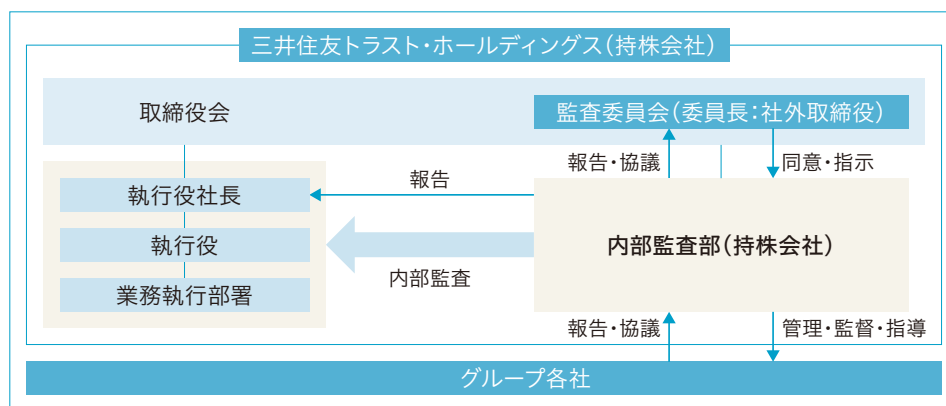
部署として、グループ各社の内部監査計画について協議を受け、基本方針との整合性を確認しています。グループ各社の内部監査部門と連携して内部監査を実施するとともに、グループ各社からの内部監査結果の報告等を受け、グループ各社の内部監査態勢および実施状況を把握・検証し、必要に応じて指導等を行う役割を果たしています。

#### (2) グループ各社

三井住友信託銀行等の主要グループ会社においても、業務執行に係る部署から独立した内部監査部門を設置して、内部監査を実施しています。各社では、持株会社の定めた内部監査基本方針に沿って内部監査計画を策定し、持株会社への協議を経て、取締役会にて決定しています。

内部監査の結果は、遅滞なく社長および持株会社等に報告するとともに、定期的に取締役会に報告しています。

#### 三井住友トラスト・グループ



## 17. 株主・投資家とのコミュニケーション

### (1) 基本的な考え方

当社は、会社情報の適時適切な開示に努めるとともに、国内外の株主・投資家の皆さまに対する積極的なIR活動、建設的な対話を通じて、透明性の高い企業経営を目指しています。

具体的には、会社情報を適時、公正かつ正確に開示することに加えて、説明会等の実施を通じて、当社業績や業況、事業戦略などについて、株主や投資家の皆さまにより深くご理解をいただけるよう努めています。

### (2) 活動実績

#### (1) 個人投資家向け活動

個人投資家の皆さまに、当グループについてご理解を深めていただけるよう、個人株主・投資家を対象とした説明会の開催や個人投資家専用のウェブサイトの開設、株主向け通信（とらすと通信～営業のご報告）の発信など、情報提供に努めています。

2019年3月に開催した説明会では、ボストンコンサルティンググループ 御立 尚資氏を迎え、銀行業界を取り巻く経営課題について、具体的な取り組みなどを交えた対談を行いました。



詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。  
[https://www.smth.jp/investors/individual\\_meeting/index.html](https://www.smth.jp/investors/individual_meeting/index.html)

#### (2) 機関投資家向け活動

アナリスト・機関投資家を主な対象として、本決算・中間決算に合わせて年2回、決算説明会を開催しています。加えて、証券会社が主催するカンファレンスへの参加や、国内・海外IRにて個別の面談を実施し、経営戦略や財務状況などについて説明を行っています。2018年12月に開催した三井住友トラストIR Dayでは、当グループのデジタル戦略

や不動産事業の特色や強み、戦略の方向性について現場の長から説明したことに加え、監査委員会の委員長である齊藤社外取締役より、ガバナンスについて説明しました。

#### (3) 日本IR協議会「IR優良企業特別賞」を受賞

三井住友トラスト・ホールディングスは、2018年11月、一般社団法人日本IR協議会が選定するIR優良企業賞2018において、「継続的にIRのレベルを高めている」「業界のリーダーとしてIRに積極的である」「個人投資家向けIRの評価が高い」など、活動内容に特徴が見られるとの評価をいただき、2010年度に続き2度目の「IR優良企業特別賞」を受賞しました。



#### IR活動(2018年度実績)

|                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| アナリスト・機関投資家向け決算説明会 | 2回                            |
| 海外IR               | 9回                            |
| 国内外機関投資家との個別面談     | 個別面談社数:391社<br>(うち海外投資家 199社) |
| 個人投資家向け説明会         | 参加者数:858名                     |

### (3) 株主総会

毎年6月に開催する定時株主総会については、招集通知を早期に発送するとともに、さらに発送の1週間前に、証券取引所や当社のウェブサイトへの掲載を行っています。また、インターネットや携帯電話（スマートフォンを含む）による議決権行使を可能としているほか、議決権行使プラットフォームに参加することにより、議決権行使環境の向上

に努めています。また、招集通知の英訳版を、和文と同じタイミングで、招集通知発送に先駆けて当社のウェブサイトに掲載し、海外の株主の利便性向上にも努めています。

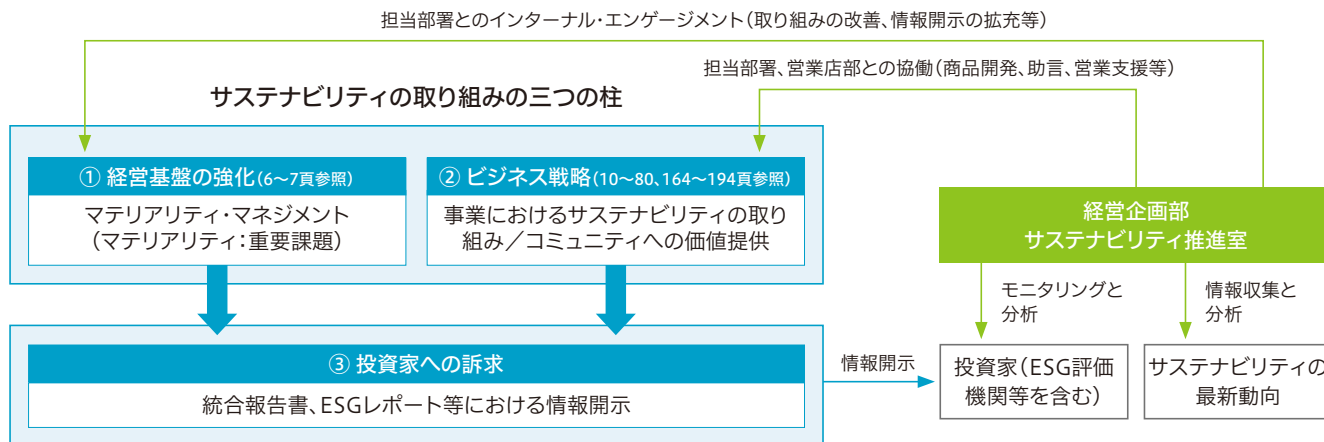
なお、株主総会終了後には、当社のウェブサイトにて、決議通知および議決権行使結果を速やかに掲載しています。

## 18. 三井住友トラスト・グループにおけるサステナビリティに関する取り組み

### (1) 基本的な考え方

当グループのコーポレートガバナンス基本方針は、取締役会の役割として、ステークホルダーに配慮しながらサステナビリティ(持続可能性)を巡る環境・社会的な課題の解決に向け積極的な取り組みを推進することを通じ社会の持続可能な発展と当グループの企業価値の向上を図ることを明記しています。当グループのサステナ

ビリティ(持続可能性)の取り組みは、経営基盤の強化として「マテリアリティ・マネジメント」、ビジネス戦略として「事業におけるサステナビリティの取り組み/コミュニティへの価値提供」およびこれらの「投資家への訴求」を三つの柱と位置付けています。

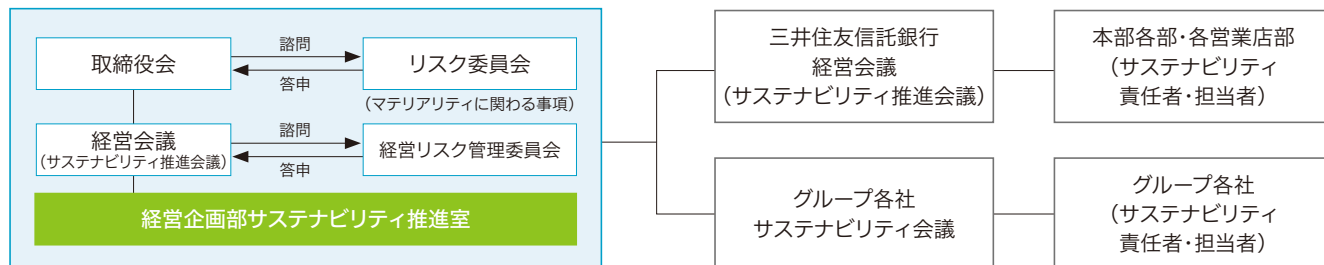


### (2) サステナビリティ推進体制

- 1) 取締役会は、サステナビリティ方針を策定し、グループの役員・社員の意識向上を図るためサステナビリティ業務全般を統括します。また、社外取締役の知見や視点を活用すべく、経営テーマとして自由に審議することもあります。
- 2) 経営会議の一環で開催される「サステナビリティ推進会議」は、サステナビリティの中期方針と単年度方針を策定し、PDCAサイクルを踏まえ、当グループのサステナビリティ業務を管理します。
- 3) マテリアリティに関わる事項については、リスク委員会、経営リスク管理委員会がそれぞれ取締役会、経営会議の諮問組織としての機能を果たします。
- 4) チーフサステナビリティオフィサーは、担当役員の指示に基づき、グループのサステナビリティに関わる日常業務全般を統括します。実務は経営企画部サステナビリティ推進室が主体的な役割を担います。

- 5) グループ各社、三井住友信託銀行の全ての店部においてサステナビリティ責任者、サステナビリティ担当者を設置し、サステナビリティ業務の推進役となります。
- 6) グループ関係会社は、それぞれの業務特性を踏まえ方針を策定し、サステナビリティ業務を推進しています。また、情報連絡会としてグループサステナビリティ会議を定期的開催します。

|                  |              |
|------------------|--------------|
| サステナビリティ業務担当役員   | 大山 一也(執行役常務) |
| チーフサステナビリティオフィサー | 金井 司(フェロー役員) |





### (3) サステナビリティ推進室の業務における四つの柱

#### 共通価値の創造を目指したESGマネジメント

- サステナビリティ業務の統括(経営計画の策定とPDCAサイクルを踏まえたサステナビリティ業務の推進)
- マテリアリティ・マネジメントの推進  
取締役会／経営会議における事務局機能  
インターナル・エンゲージメントの実施
- ESG調査機関対応、投資家との対話
- 統合報告書・ESGレポート等を通じたESG情報開示の戦略的な展開

#### サステナビリティのグループ内浸透、With You活動の推進

- 各種会議の主催  
グループサステナビリティ会議、グローバルESG会議、ESGリスク対応プロジェクト・チーム、人権デューデリジェンス連絡会、LGBT情報連絡会
- 営業店部におけるWith You活動のプロモーション、予算付与、ポイント管理、ブログ管理
- 超高齢社会問題に関する個人のお客さまへの情報提供、地域連携の推進、認知症問題への対応  
(With You活動については178頁参照)



#### 革新的な商品・サービスの開発とCSV型ビジネスの展開

- 環境※や社会の問題の解決に資する革新的な金融商品・サービスの開発

※環境問題(エコ)に関し信託(トラスト)の機能を活用し、解決(ソリューション)を提供する業務を、エコ・トラステーションと呼び、積極的に展開しています。



- 気候変動、自然資本、人権などに関わる投資家が重視する投融資のESGリスクに関する情報収集、社内展開

#### ステークホルダーとの健全な関係構築

- 国内外のNPO・NGO、行政、大学等との情報交換とステークホルダーのニーズの把握
- 国際的なイニシアティブへの積極的な参画(UNEP FI、国連グローバル・コンパクト、ビジネスと生物多様性イニシアティブ、自然資本ファイナンス・アライアンス(旧:自然資本宣言)等)
- 国内の金融連携プロジェクトへの積極的な参画と主体的な役割の発揮(21世紀金融行動原則、COLTEM金融サテライト等)

(詳細は135頁参照)

### (4) サステナビリティ中期方針／2019年度方針

#### (1) サステナビリティ中期方針(2017-2019年度)

| テーマ                        | 中期方針                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企業価値向上に直結したESGマネジメント推進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>マテリアリティ・マネジメントのさらなる高度化</li> <li>投融資のESGリスク管理の強化</li> <li>ESGレポート、統合報告書におけるESG情報開示の高度化・投資家への発信力の強化</li> </ul>                                    |
| CSVビジネスを積極展開し業績向上に実質的に貢献する | <ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動問題、自然資本(生物多様性問題)、環境不動産、サステナブル投資(ESG)、超高齢社会問題の5大サステナビリティテーマに関連した課題解決型ビジネスの積極推進</li> </ul>                                                    |
| 社会的リターンの追求                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>CSVビジネス、With You活動をSDGsの17テーマに紐付け、経済的リターンだけでなく社会的リターンも追求するコンセプトの導入と具体的な取り組みのフレームワークを構築する</li> <li>認知症問題に関する研究を進め、特に財産管理面の取り組みに積極的に貢献</li> </ul> |

#### (2) 2019年度方針

| テーマ                        | 2019年度方針                                                                                                                                                   |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企業価値向上に直結したESGマネジメント推進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>ESG経営・金融機関No.1のポジションを確固たるものにすること</li> <li>マテリアリティ・マネジメントの継続的な強化(新中期経営計画の策定に合わせたマテリアリティの全面的な見直し等)</li> </ul>         |
| CSVビジネスを積極展開し業績向上に実質的に貢献する | <ul style="list-style-type: none"> <li>国際基準(責任銀行原則の署名)を踏まえたビジネス・フレームワークの整備</li> <li>5大テーマの取り組みのさらなる強化、トータル・ソリューション・サービスの展開</li> <li>セクターポリシーの制定</li> </ul> |
| 社会的リターンの追求                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ポジティブ・インパクト・ファイナンスを通じた社会的リターンの追求</li> <li>認知症問題への対応の強化</li> </ul>                                                   |

## コンプライアンス・公正な事業遂行

### 1. 基本的な取り組み方針

当グループでは、コンプライアンスを、「法令・市場ルール・社内規程類等のルールはもとより広く社会規範を遵守し、経営理念（ミッション）に掲げるステークホルダー（お客さま、（地域）社会、株主、社員）の期待に応え信頼を確立すること」と捉え、当グループの目指す「The Trust Bank（ビジョン）」実現に必要な経営上の最重要課題の一つとして位置付けています。

当社では「The Trust Bank」にふさわしいコンプライアンス態勢を実現するため、「行動規範（バリュー）」において、「法令等の厳格な遵守」を宣言し、取締役会が定める「コ

ンプライアンス規程」等において役員・社員等が遵守しなければならない行動基準を定めています。

また、行動規範に関する具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」において、①業務に関わらず遵守すべき行動規範の解説、②違法行為を発見した場合の対処方法を明確化するとともに、各種業務に応じて個別に理解・留意が必要な事項について「コンプライアンス・ハンドブック」や「社内規程類」等において具体化することで、的確に行動規範を遵守し、コンプライアンスを実現しています。

### 役員・社員等の遵守基準

|                         |                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 社会からの信頼の確立           | 当社の社会的責任と公共的使命を自覚し、高い自己規律に基づく健全な業務運営を通じて、社会からの信頼を確立していかなければならない。                                                                                                                                       |
| 2. 質の高い金融商品・サービスの提供     | 信託銀行グループとしての全機能を発揮して、利用者に対し質の高い金融商品・サービスの提供に努めなければならない。                                                                                                                                                |
| 3. 反社会的勢力への毅然とした対応      | 反社会的勢力に対して、毅然とした対応を行わなければならない。                                                                                                                                                                         |
| 4. 組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止 | 「マネー・ロンダリング等防止に関する法令等遵守方針」に則り、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守し、当社等の金融サービスが不正に利用されないよう防止に取り組まなければならない。                                                                                          |
| 5. 経営の透明性の確保            | 当社の経営内容、企業情報の適正かつ公正な開示に努め、経営の透明性を確保しなければならない。                                                                                                                                                          |
| 6. 利害関係先等との健全かつ正常な関係の構築 | 「贈収賄・汚職防止に関する法令等遵守方針」に則り、不正を行ってまで利益追求を行わず、適用される収賄・汚職防止の関連法令等を厳守しなければならない。また、公務員・みなし公務員等あるいは株主・業務上の利害関係先等に対し、社会通念上の社交儀礼の範囲を超える接待や便宜等を供与してはならず、また、利害関係先その他の第三者からの接待や便宜供与を受けてはならない（法令・社内規程類等で許容される場合を除く）。 |
| 7. 公正な活動の徹底             | 常に公私の区別を明らかにし、業務の運営にあたって、当社の利益と相反する立場に立たず、また職務上の地位を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならない。                                                                                                                          |
| 8. 情報管理の徹底              | 業務上知り得た情報や当社の機密事項をほかに漏らしてはならない。<br>また、名義のいかんを問わず、未公表の重要情報や当社の業務上の機密事項等を、不正の利益を得る目的で、あるいは当社や他人に損害を加える目的等、不正な目的で利用してはならない。                                                                               |
| 9. 受託者としての責務の認識         | 当グループが提供する信託について、受託者として委託者および受益者に負っている責務を認識し、受託者として、善良なる管理者の注意をもって、忠実に信託事務を遂行しなければならない。                                                                                                                |
| 10. 損失補てんの禁止            | 当グループが提供する金融商品・サービスに起因して顧客等が損失を受けた場合において、合理的根拠なく、損失の補てんを行ってはならない。                                                                                                                                      |
| 11. 職場秩序の向上             | 個々人の人格・個性を尊重し、いかなる場合においても差別行為を行わず、職場秩序を重視し、常にその維持・向上を図るよう努め、働きやすい環境を確保しなければならない。                                                                                                                       |
| 12. フィデューシャリー・デューティーの実践 | 「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」に則り、フィデューシャリー・デューティーの実践に努めなければならない。                                                                                                                            |

### コンプライアンス意識の浸透への取り組み

当グループでは、取締役会の承認を受け、遵守すべき法令・諸規則等に関する行動規範およびルールの背景・趣旨等に関する解説、違法行為を発見した場合の対処方法な

どを示した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、グループ全体に周知徹底しています。

また、当グループでは、コンプライアンス意識の浸透を

促進するため、グループ全体でコンプライアンス研修を強化しています。具体的には、当社がグループ全体にまたがるテーマについて、研修資料の提供・講師派遣、ディスカッション型勉強会の企画・運営を行うなど、グループ各社のコンプライアンスに関する統括部署が中心となって実施する研修等のサポートを行っています。

グループ各社においては、上記のほか、各社の業務・商品の特性やお客さまの属性に応じた研修・勉強会の実施、個別テーマに関するeラーニング研修の実施、日常の指導等を

通じて、コンプライアンス意識の向上・徹底を図っています。

さらに、当グループでは、コンプライアンス意識の浸透状況を的確に把握するため、主要な子会社等について、毎年度コンプライアンスに関する意識調査を実施し、実態把握と課題の改善に取り組んでいます。当該意識調査では、グループ共通の課題の把握や実効的な施策を実施するため、統一的な質問項目の設定するなど、グループ全体の状況把握に取り組んでいます。

## 2. 取り組みの概要

### グループのコンプライアンス体制

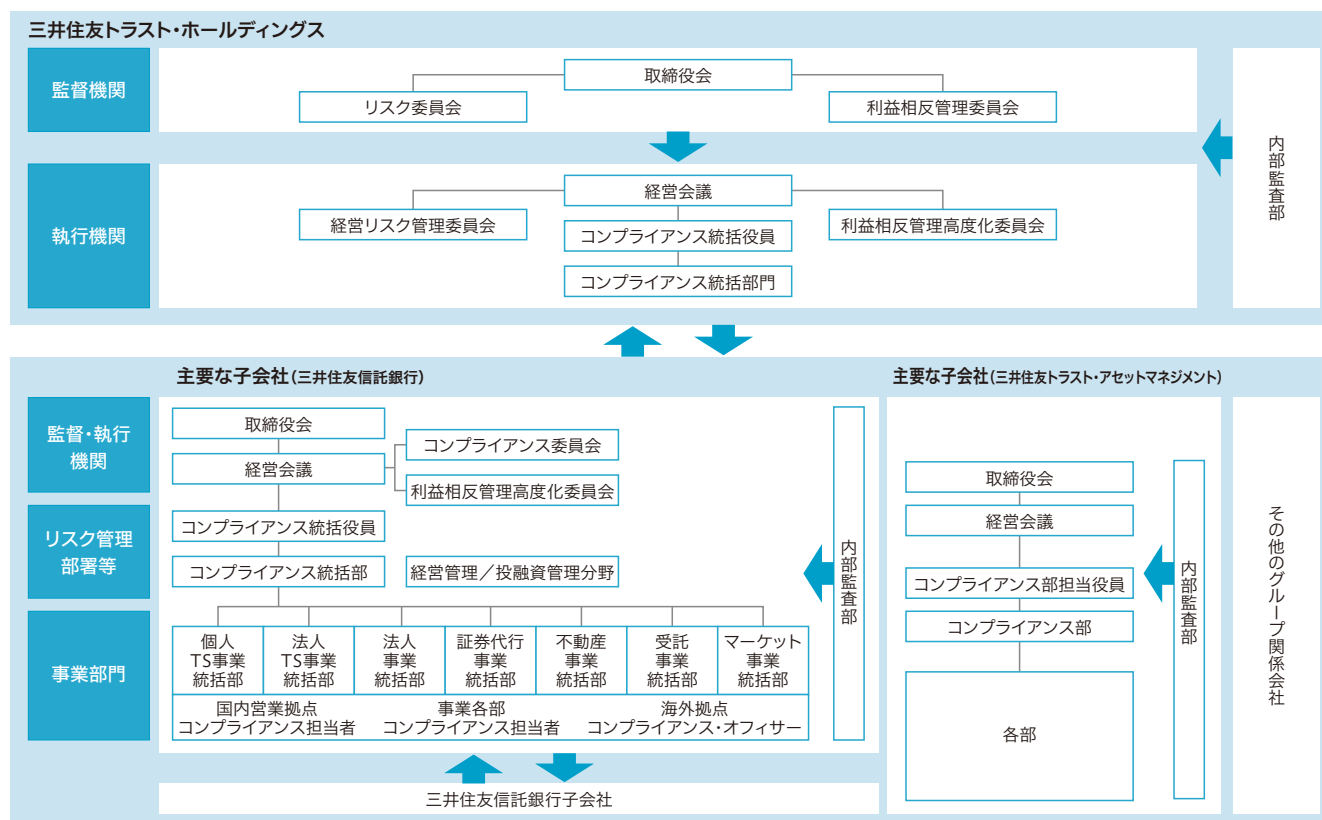
当グループでは、毎年度コンプライアンスに係る具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を取締役会の承認を受け、策定するとともに、定期的を取締役会がその進捗状況の把握・評価を行っています。

また、当社は、グループ各社の業務特性に応じた適切なコンプライアンス態勢を整備するため、各社のコンプライアンス・プログラムの策定、進捗・達成状況の監督・指導を行うなど、グループ全体のコンプライアンス態勢を管理しています。

グループ各社においては、当社が定めたコンプライアンス

の方針等に基づき、それぞれの業務特性に応じた適切なコンプライアンス体制を整備しています。

例えば、主要な子会社である三井住友信託銀行においては、統括部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、当社が定めたコンプライアンス方針に基づき、コンプライアンス方針や「コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、管理・運営状況のモニタリングを行っています。モニタリングによって把握した管理・運営状況等は、コンプライアンス統括役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」の検証を経て、経営会議、取締役会に報告されます。





## 取締役会、経営会議、コンプライアンス統括部統括役員の役割

|                 |                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会            | <ul style="list-style-type: none"> <li>当グループにおけるコンプライアンス態勢の整備、実施状況の監督</li> <li>コンプライアンスに係る方針・組織体制の整備</li> <li>コンプライアンス・マニュアルの整備、コンプライアンス・プログラムの整備・進捗等の評価等</li> </ul>                                                                    |
| 経営会議            | <ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会決議・報告事項の事前検討（コンプライアンスに関する事項の決定および統括部署の態勢整備に関する事項等）</li> <li>規程・規則の承認・周知に関する事項</li> <li>コンプライアンス態勢の状況分析、問題点の検証等</li> </ul>                                                                    |
| 取締役執行役員         | <ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンスの重要性および担当業務に関する法令等の留意すべき点に留意した、コンプライアンスを重視した経営の実施</li> </ul>                                                                                                                             |
| コンプライアンス統括部統括役員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>当グループのコンプライアンスの状況について、的確な認識に基づく、適正なコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた方針および具体的な方策を検討</li> </ul>                                                                                                                 |
| コンプライアンス統括部     | <ul style="list-style-type: none"> <li>当グループにおけるコンプライアンス全般の統括</li> <li>コンプライアンス態勢に必要な規程類の整備、施策・指導等の実施および課題等への対処ならびに研修体制の充実等</li> <li>コンプライアンス・プログラムの企画立案・進捗等の管理、運営状況のモニタリングを通じた指導等</li> <li>コンプライアンスに関する事項の取締役会・経営会議等への付議・報告</li> </ul> |

## コンプライアンス違反発生時の対応

当グループでは、役員・職員等がコンプライアンス違反を発生した場合に適切な対応を行うため、行動規範の具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」において「違法行為を発見した場合の対処方法」を明確化し、上席者を通じたコンプライアンス統括部への報告を役員・職員等に義務付けています。違反部署からの報告を受け

たコンプライアンス統括部は、発生部署とともに事態の調査、解決に向けた顧客対応、社内・当局宛報告など解決に必要な対応の指導・助言、違反部署および事業統括部が行う再発（未然）防止策等の適切性の検証を行うとともに、事故の発生抑止・削減および事務品質等の向上を目的とした報告・管理態勢の整備を行います。

## 3. 主要なコンプライアンス・リスクへの対応

### 主要なコンプライアンス・リスク

- 顧客情報の漏えい
- 個人情報情報の不適切な取得・利用
- 提供する商品・サービスの信頼性欠如
- 適合性の原則の違反
- お客さまへの不十分な説明
- お客さまからの相談や苦情等への不誠実な対応
- お客さまとの節度を越えた交際
- 利益相反取引
- 不適切な会計処理
- 情報開示の軽視
- 違法な利益供与
- 自由・公正な競争の阻害
- インサイダー取引等の不公正取引
- 外為法違反
- 知的財産権の侵害
- 行政との不透明な関係
- 反社会的勢力との取引
- マネー・ローンダリング
- テロ資金供与

## マネー・ローンダリング※1等防止態勢

当グループでは、取締役会の承認を経て「マネー・ローンダリング等防止に関する法令等遵守方針」を公表し、マネー・ローンダリング等に毅然とした態度で臨む意思を明確にしています。

当社は、海外拠点を含むグループ全体で金融サービスの不正利用を防止するため、防止態勢構築に係るグループ共通指針として「AML/CFT※2グローバル・ガイドライン」を制定し、グループ各社における定期的なマネー・ローンダリング等防止態勢に関するリスク評価、リスクに応じた低減措置の実施状況等の確認を通じて、グループのマネー・ローンダリング等防止態勢の監督、課題に対する高度化の指導を行っています。

グループ各社においては、特定されたリスクに対してリスクに応じた低減措置を実施しており、具体的には、口座開設時や送金受付時等の法令（犯罪による収益の移転防止に関する法律、外国為替および外国貿易法等）に基づく確認に加え、お客さまの属性や取引目的、取引内容等に関するヒアリングを実施しており、マネー・ローンダリング等に係るリスクの度合いに応じてさらなるヒアリングを実施するなど、厳格な審査を実施しています。

また、取引開始後も不正な口座異動等がないかシステムによるモニタリングを実施しており、マネー・ローンダリングやテロ資金等への関連が疑われる取引に遭遇した場合は、直ちに責任者に報告の上、当局に対し適切に「疑わしい取引の届出」を行っています。不正な目的での金融サービス等の利用が判明した場合は、必要に応じて速やかに取引の制限等の措置を実施することで、金融サービスの不正利用の拡大を防止しています。

さらに、当グループでは、上記態勢をより確実なものとするため、グループ各社の実施する業務特性に応じたマネー・ローンダリング等防止に関する社内研修や専門資格の取得等に対する研修資料の提供や助言といった支援を実施しており、グループ全体でのマネー・ローンダリング等防止態勢の高度化に取り組んでいます。

※1 マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、麻薬密売などの犯罪で得た収益をあたかも正当な取引で得た資金とみせかけるために、金融機関の口座や金融商品間で転々とさせ、不正な資金の出所を隠すことを指します。また、テロ資金供与とは、爆弾テロやハイジャックといったテロ行為の実行を目的として、そのために必要な資金をテロリストに提供することをいいます。当社では、提供する金融サービス等がマネー・ローンダリングやテロ資金供与等をはじめとした金融犯罪活動に利用されることを防止することをマネー・ローンダリング等防止対策と称しています。

※2 AML: Anti-Money Laundering, CFT: Combating the Financing of Terrorism

### マネー・ローンダリング等防止に関する法令等遵守方針

#### 1. マネー・ローンダリング等防止態勢の整備

当グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するための体制とコンプライアンス・プログラムを整備し、強化を図ります。

#### 2. 経営の関与

経営陣は、責任をもってマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策に取り組みます。

#### 3. マネー・ローンダリング等に係るリスク評価

当グループは、定期的にマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に係るリスク評価を行い、その結果に基づきコンプライアンス・プログラムを実施・強化します。

#### 4. 顧客デュー・デリジェンス

当グループは、リスクベースで、顧客デュー・デリジェンスや本人確認等の手続きを行います。

#### 5. 制裁対象者スクリーニング

当グループは、その活動する国の経済制裁関連法令等を遵守して、適切に制裁対象者スクリーニングを行います。

#### 6. 疑わしい取引のモニタリングと報告

当グループは、疑わしい取引を検知するため、取引モニタリングを実施します。疑わしい取引を検知したときは、適切に監督当局に報告します。

#### 7. 研修

全ての役員および社員は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に関する適切な研修を定期的に受講します。

#### 8. 書類の保存

当グループは、法令等で定められた期間を遵守して、マネー・ローンダリング等に関する書類・記録等を適切に保存します。

#### 9. 懲戒手続き

全ての役員および社員は、法令・社内規則に違反した場合は、解雇も含め、懲戒処分を受ける可能性があります。

#### 10. モニタリングおよびテスト

当グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策について、リスクベースで定期的にモニタリングおよびテスト（内部監査を含む）を実施します。

## 反社会的勢力※への対応

当グループでは、経営理念、目指す姿である「The Trust Bank」の実現のため、「行動規範(バリュー)」において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くことを宣言し、反社会的勢力との取引防止に取り組んでいます。

具体的には、反社会的勢力への牽制や取引開始後に反社会的勢力と判明した場合に取引を解消させる契約上の根拠付けとして、各種商品・サービス等において暴力団排除条項を導入しているほか、新規の個人向け融資等を対象に預金保険機構を介した警察庁データベースへの照会

を実施するなどの取引防止態勢を構築しています。取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力と判明した場合は、警察等外部専門機関と緊密に連携し、取引解消等に向けた対応を行う態勢を構築しています。

また、反社会的勢力との取引防止意識をより強固なものとするため、役員・職員等を対象に反社会的勢力との取引防止研修(1回/年)を毎年度実施しています。

※反社会的勢力とは暴力団や暴力団員のみでなく、これらに係る個人や企業等、市民生活の秩序や安全に脅威を与える者・集団を指します。

## インサイダー取引防止

当グループでは、インサイダー取引等を防止するため、「インサイダー情報管理規程」において、業務遂行にあたり取得したインサイダー情報の報告義務、伝達・管理方法を定め、厳正に管理しています。

2018年にグループの成長事業と位置付ける資産運用ビジネスの強化を目的に三井住友信託銀行の資産運用機能を三井住友トラスト・アセットマネジメントに統合し、他のグループ各社との厳格な情報遮断体制を構築しています。

三井住友トラスト・アセットマネジメントにおいてはインサイダー情報が投資(運用)を行う部署に伝達されないよう特に厳格な管理・情報遮断を行っているほか、「証券会社等との接触等に関するガイドライン」を定め、運用担当者や証券会社営業担当者との不適切な接触を禁止しています。

また、当グループでは各社の態様に応じたインサイダー防止に係る研修態勢を整備しています。例えば、主要な子会社である三井住友信託銀行では、2018年度に全社員を対象とした研修を年2回(受託事業では年4回)実施するとともに、全役員・社員等から、インサイダー取引未然防止に係る社内規程類の遵守を約する内容を含む誓約書の提出を年2回(受託事業では年4回)受けています。

### インサイダー取引再発防止策の進捗状況について

当グループが2012年3月および6月に公表したインサイダー取引の再発防止策については、全て対応済みです。

また、2018年10月1日に三井住友信託銀行の運用部門を三井住友トラスト・アセットマネジメントに統合しましたが、引き続き、当社が中心となり防止策の実施状況・定着状況について、定期的なモニタリングを継続し、再発防止に取り組んでいきます。

※2012年に発生したインサイダー取引規制違反についての詳細は、2012年CSRレポートに記載しています。

URL: <https://www.smth.jp/csr/report/2012/04.pdf>



## 贈収賄防止に向けた取り組み

当グループでは、取締役会の承認を経て「贈収賄・汚職防止に関する法令等遵守方針」を公表し、経営陣による監督のもと、贈収賄・汚職防止プログラムに取り組んでいます。当該プログラムは、定期的な贈収賄・汚職に係るリスク評価を通じ、見直し・強化を行っており、贈収賄・汚職リスクが特に高い海外拠点等では、迅速かつ適切な対応がとれるよう現地弁護士事務所との緊密な連携を構築するなど、贈収

賄・汚職防止に係る態勢の高度化に努めています。

また、当グループでは贈収賄防止に関する取り組みの遵守を確実なものとするため、定期的にモニタリングを通じて履行状況を確認するとともに、毎年度、役員・社員等に対する研修を実施しています。さらに贈収賄リスクに直面する可能性の高い部署においては、追加的な専門研修および遵守に係る誓約書の提出を受けています。

## 贈収賄・汚職防止プログラムにおける取り組み事例

|                                            |                                                                                                |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 接待・贈答などに対する事前承認制度                          | 接待・贈答はもちろんのこと、経費負担、寄付・助成に至るまで贈収賄・汚職につながる可能性のある企業行動を対象とし、関係法令等によって許容される場合であっても事前承認を得る必要がある運営を実施 |
| 採用やトレーニングの受け入れの一元管理                        | 採用・トレーニングの受け入れを通じて、不正な利益供与が行われることを防止するため、人事部による一元管理の仕組みを構築                                     |
| 一定の契約類型に関する締結前のデュー・デリジェンス義務化<br>役員・職員等への研修 | コンサルタント等の第三者を通じた資金提供リスクに対応するため、一定の契約類型については契約締結前に、当該第三者に対するデュー・デリジェンスの実施を義務付け                  |
| モニタリング・テスト（内部監査含む）                         | 履行状況を個別に確認するため、定期的にモニタリングおよびテストを実施                                                             |

## 贈収賄・汚職防止に関する法令等遵守方針

### 1. 経営の関与

経営陣は、責任をもって贈収賄・汚職防止プログラムの監督に取り組みます。

### 2. 贈収賄・汚職に係るリスク評価

当グループは、定期的に贈収賄・汚職に係るリスク評価を行い、その結果に基づき贈収賄・汚職防止プログラムを実施・強化します。

### 3. 接待・贈答の実施に先立つ事前承認

全ての役員および社員は、公務員等に対していかなる接待、贈答、または寄付等の便益供与を実施するにも、関連法令等によって明示的に許容されている場合であっても、事前承認を得ることが必要となります。

### 4. 適切な贈収賄・汚職リスクのデュー・デリジェンス

代理人またはコンサルタント等の第三者、もしくは合併・買収先との関係を新たに構築するにあたり、当グループはリスクベースで贈収賄・汚職リスクに関するデュー・デリジェンスを実施します。

### 5. 採用やトレーニングの受け入れの管理

当グループは、公務員等に対して違法な利益供与を実施しているとの疑念を払拭するべく、採用やトレーニング受け入れ手続きの適切性を検証します。

### 6. 研修

全ての役員および社員は、贈収賄・汚職防止に関する適切な研修を定期的に受講します。

### 7. 内部通報制度

贈収賄・汚職に関する違反を発見した場合、全ての役員および社員は内部通報制度を利用することができます。同制度では、善意の通報者について不利益処分を行うことが禁止されています。

### 8. 懲戒手続き

全ての役員および社員は、法令・社内規則に違反した場合には、解雇も含め、懲戒処分を受ける可能性があります。

### 9. モニタリングおよびテスト

当グループは、接待および贈答に関して贈収賄・汚職防止プログラムに準拠して、リスクベースで定期的にモニタリングおよびテスト（内部監査を含む）を実施します。

## 談合・カルテル防止

当グループでは、独占禁止法を遵守するため、コンプライアンス・マニュアルにおいて「独占禁止法に関する当社の行動指針」を制定しています。行動指針では、当グループの業務に照らして問題となり得る具体的事案を例示するなど役員・職員等が理解しやすい身近な内容とすることで

周知徹底をしています。

さらにグループ各社においては、共同行為や優越的地位の濫用、虚偽・誇大な広告表示の禁止等につきチェックルールを設け、厳格に運営することで独占禁止法を遵守しています。

## 知的財産権の保護

当グループでは、コンプライアンス・マニュアルにおいて知的財産権を尊重する方針を掲げ、役員・社員等に対し他人の著作物等の無断複製・利用の禁止を徹底しています。

また、当グループ各社における知的財産権についても、適切に用いるための社内ルールの整備も行っており、適切に知的財産権を保護しています。

## 法令改正への適合管理

当グループでは、法令改正等に適切に対応するため、主要な子会社である三井住友信託銀行の経営管理各部が中心となって法令改正に関する情報等を収集し、コンプライアンス統括部が一元的に管理、関係部署における対応への

指導等を行う態勢を構築しています。三井住友信託銀行以外のグループ各社に対しては、三井住友信託銀行が収集した法令改正等の情報を共有することで、各社の法令対応に活用し、グループ全体で法改正に適切に対応しています。

## 三井住友トラスト・グループの税務コンプライアンスに関する基本方針

移転価格税制やタックスヘイブン対策税制などグローバル企業が直面する税務課題がクローズアップされるなか、当グループでは、これまでも税務コンプライアンスに関する基本方針を定めて適正な納税に取り組んできましたが、2016年8月に移転価格に係る文書化対応を追加するなどこの方針を改定し、グローバル企業の一員として国際

的な税務にもきちんと取り組むことを明確にしました。

当グループでは役員および社員の税に対する意識を一層高め、税法等を遵守し適正に納税することを通じてお客さま、投資家、政府、地域社会など、さまざまなステークホルダー全体のバランスの中で社会規範にもとめることのない企業活動を推進していきます。

### 税務コンプライアンス方針

#### 税法等の遵守

当グループは、各国の税法、通達ならびに租税条約等税に関するルールを遵守し、適正に納税していきます。

#### 税に関するリスクへの対応

当グループは、税に関するリスクが経営上の重要な課題の一つと認識し、お客さま、投資家、政府、地域社会など、さまざまなステークホルダー全体のバランスの中で、税について適正な管理を行い、企業活動を推進していきます。

#### 税務当局との関係

当グループは、情報開示等透明性を高めることで税務当局との信頼関係を築いていきます。

当グループは、グループ内の国をまたぐ取引が独立企業間原則を遵守した取引であることを文書化し、各国の税務当局に対し説明可能な体制を整備していきます。

# 国際金融規制への対応

## 1. 「バーゼルⅢ最終化」への対応

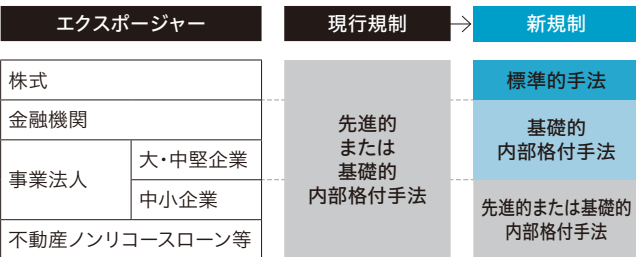
2008年のリーマン・ショックを機に、自己資本比率の規制水準引き上げ、レバレッジ比率および流動性規制の導入を骨子とした「バーゼルⅢ」が合意され、本邦では2013年3月より順次適用されています。

その後、自己資本比率算出におけるリスクアセット計測手法について、銀行による内部モデル利用の一部制限や標準的手法による資本フロアの導入を骨子とした

「バーゼルⅢ最終化」が2017年12月に国際合意されました。

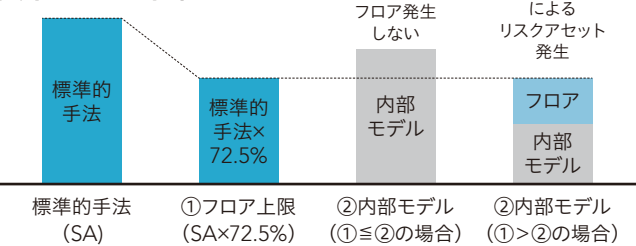
「バーゼルⅢ最終化」は2022年からの導入が求められていますが、当グループでは資本蓄積等により目標水準を確保するとともに、適切な採算管理やポートフォリオ運営を推進するなど今後規制導入に向けた態勢整備を進めていきます。

### 信用リスクに係る計測手法の概念図



標準的手法：外部格付等に応じた当局指定のリスクウェイト  
 基礎的内部格付手法：自行推計のデフォルト率(PD)に基づき算出されたリスクウェイト  
 先進的内部格付手法：PDに加えてデフォルト時損失率(LGD)も自行推計の上算出

### 資本フロアの仕組み



● 標準的手法×72.5%※>内部モデルとなる場合、内部モデルを上回る部分をフロアとしてリスクアセットに加算  
 ※ 2022年の50%から毎年5%ずつ段階的に引き上げ、2027年に72.5%

## 2. 非財務リスク分野の規制強化

財務リスクについては、上述の通り「バーゼルⅢ」が合意され、各種の流動性リスク規制、大口信用供与規制(SCCL)も大枠が固まりつつあり、細部の調整・修正は残るものの、峠は越えつつあります。

こうしたなか、国際機関・各国金融当局は非財務リスク分野に係る規制強化・高度化に着目しつつあります。具体的な分野として、

- コンダクトリスク管理
  - AML/CFT(マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策)
  - サイバーセキュリティ
  - 外部委託先(第三者)管理
  - 金融機関の重要機能維持/業務継続体制の強化
- 等が挙げられます。また、これらの分野は相互に関連しており、例えば自社のコンダクトリスクやサイバーセキュリティの管理強化にとどまらず、外部委託先についてもその管理状況を確認し、一定水準の管理態勢整備を求めるなど、分野横断的に高度化することが求められつつあります。

なお、こうした非財務リスク分野の強化について、金融当局・金融業界ともに確立した手法があるわけではなく、さまざまな提案がなされつつある段階です。また、サイバーセキュリティのように絶えざる高度化を求められる分野もあります。

当グループは、お客さまの資産運用・管理を担う信託銀行グループとして、これらのグローバルな規制の潮流を注視しつつ、一層の資産運用・管理態勢の強化・高度化に取り組んでいく所存です。

### 国際金融規制対応体制

|                    |                                     |
|--------------------|-------------------------------------|
| 全体統括               | 経営企画部(海外業務統括室)                      |
| 自己資本比率・流動性規制       | リスク統括部、財務企画部                        |
| 域外適用法令<br>コンダクトリスク | コンプライアンス統括部<br>(グローバルコンプライアンス室)     |
| 海外拠点規制サポート         | 海外業務部※、マーケット企画部※、<br>受託資産企画部※、運用企画部 |
| サイバーセキュリティ         | リスク統括部、業務管理部                        |
| 海外拠点再建・<br>破綻処理計画  | 経営企画部(経営情報室)、<br>リスク統括部             |

※三井住友信託銀行



## リスク管理

### 1. リスク管理の基本方針

三井住友トラスト・グループ(以下、「当グループ」といいます)は、経営健全性の確保、経営戦略に基づくリスクテイクを通じた収益確保、持続的成長のため、グループ経営方針、内部統制基本方針に基づき、リスクの特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減、高度化検証・見直し等の一連のリスク管理活動を通して、リスクの状況を的確に

把握し、リスクに対して必要な措置を講じることを基本方針としています。

当グループのリスク管理のフレームワークは、リスクアペタイト・フレームワークを取り込み、一体化してグループ内で有機的に機能しています。

### 2. 当グループのリスク特性

当グループは、專業信託銀行グループとして、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業等を融合したトータル・ソリューション型ビジネスモデルで独自の価値を創出することを目指しています。

当グループの事業は、個人トータルソリューション(TS)事業、法人トータルソリューション(TS)事業、法人アセットマネジメント(AM)事業、証券代行業業、不動産事業、マーケット事業および受託事業等で構成されています。

当グループの各事業はそのビジネス特性に応じ、信用

#### 当グループの事業と主なリスク特性

| リスクカテゴリー     | 事業 | 個人TS | 法人TS | 法人AM | 証券代行 | 不動産 | マーケット | 受託 | 運用 | 経営管理※ |
|--------------|----|------|------|------|------|-----|-------|----|----|-------|
| 信用リスク        |    | ○    | ○    | ○    |      |     | ○     |    |    |       |
| 市場リスク        |    |      | ○    |      |      |     | ○     |    |    | ○     |
| 資金繰りリスク      |    |      |      |      |      |     | ○     |    |    |       |
| オペレーショナル・リスク |    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○   | ○     | ○  | ○  | ○     |

※政策保有株式の管理等

#### リスクの定義

| リスクカテゴリー                                            | 定義                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信用リスク                                               | 信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、当グループが損失を被るリスクをいいます。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により当グループが損失を被るリスクをカントリーリスクといいます。                                                                   |
| 市場リスク                                               | 金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッド等のさまざまな市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスクをいいます。このうち、特に、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクを、市場流動性リスクといいます。 |
| 資金繰りリスク                                             | 必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクをいいます。                                                                                                                                |
| オペレーショナル・リスク(略称「オペリスク」)<br>(下記はオペリスク内の「リスクサブカテゴリー」) | 業務の過程、役員・社員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により当グループが損失を被るリスクをいいます。                                                                                                                                                 |
| 事務リスク                                               | 役員・社員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすなど、事務が不適切であることにより当グループが損失を被るリスクをいいます。                                                                                                                                               |
| システムリスク                                             | コンピュータシステムのダウン、または誤作動、システムの不備に伴い当グループが損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより、当グループが損失を被るリスクをいいます。                                                                                                                      |
| 情報セキュリティリスク                                         | 情報の漏えい、情報が正確でないこと、情報システムが利用できないこと、情報の不正使用等、情報資産が適切に維持・管理されないことにより、当グループが損失を被るリスクをいいます。                                                                                                                           |
| 法務・コンプライアンスリスク                                      | 取引の法律関係が確定的でないことにより当グループが損失を被るリスク、および法令等の遵守状況が十分でないことにより当グループが損失を被るリスクをいいます。                                                                                                                                     |
| 人的リスク                                               | 人事運営上の不公平・不公正、ハラスメント等、人事・労務管理上の問題により当グループが損失を被るリスクをいいます。                                                                                                                                                         |
| イベントリスク                                             | 自然災害、テロ等の犯罪、社会インフラの機能障害、感染症の流行等、事業の妨げとなる外生的事象、または有形資産の使用・管理が不適切であることにより当グループが損失を被るリスクをいいます。                                                                                                                      |
| 風評リスク                                               | マスコミ報道、風評・風説等によって当社または子会社等の評判が悪化することにより当グループが損失を被るリスクをいいます。                                                                                                                                                      |

各事業のリスク量を合算した当グループ全体のリスク量が、取締役会が決定したリスクキャパシティ(健全性・流動性)の範囲内におさまっているかどうか等を、定期的に報告しています。

テイクを行うとともに、リスクが顕在化した際には現場レベルでのリスクコントロールを迅速に実行します。

各事業は定められたリスクアペタイトの範囲内でリスク

リスク統括部およびリスク管理各部は、ファーストライ

**株主総会**

**取締役会**

**監督機関**

法定の委員会

指名委員会

報酬委員会

監査委員会

任意の委員会

リスク委員会

利益相反管理委員会

**監督**

**執行機関**

**経営会議**

経営リスク管理委員会

IT委員会

利益相反管理高度化委員会

**各事業**  
(三井住友信託銀行・グループ関係会社)

個人TS

法人TS

法人AM

証券代行

不動産

マーケット

受託

運用

協議・報告

監督・指導

**リスク管理の統括部署**

**リスク統括部**

業務管理部

人事部

総務部

法務部  
コンプライアンス  
統括部

**リスクカテゴリー**

信用リスク

市場リスク

資金繰りリスク

オペレーショナル・リスク

事務リスク

システムリスク

情報セキュリティリスク

人的リスク

イベントリスク

風評リスク

法務・コンプライアンスリスク

**リスク管理部署**

**内部監査部**

**内部監査部署**

**セカンドライン・ディフェンス**

**サードライン・ディフェンス**

ンのリスクテイクへの牽制機能を発揮し、リスクガバナンス体制の監督・指導を行います。

リスク統括部は、リスク管理の状況を経営会議、取締役会へ報告します。

### サードライン・ディフェンス

内部監査部は、グループのリスクガバナンス体制およびプロセスの有効性や適切性を独立した立場から検証します。

### 経営会議

経営会議は、代表執行役ならびに執行役社長が指定する執行役をもって構成され、リスク管理に関する事項の決定および取締役会決議・報告事項の予備討議を行います。

### 取締役会

取締役会は、取締役全員をもって組織され、当グループの経営方針およびリスクテイクの戦略目標を決定し、リスクの所在と性質を十分認識した上で、戦略目標を踏まえ

たリスク管理方針等を策定し、適切なリスクガバナンス体制を整備し、実施状況を監督します。また、取締役会は、当グループのビジネス戦略やリスクの特性を踏まえ、任意の諮問機関として「リスク委員会」および「利益相反管理委員会」を設置しています。

### リスク委員会

リスク委員会は、当グループの経営を取り巻く環境認識に関する事項、リスク管理の実効性に関する事項等に関し、取締役会からの諮問を受けてその適切性等を検討し、答申を行います。

### 利益相反管理委員会

利益相反管理委員会は、信託の受託者精神に基づき当グループが目指す、お客さまの「ベストパートナー」の基盤となる、フィデューシャリー・デューティーおよび利益相反管理に関する事項に関し、取締役会から諮問を受けてその適切性等を検討し、答申を行います。

## 4. リスク管理のプロセス

当グループでは、リスク統括部およびリスク管理各部がセカンドラインとして、以下の手順でリスク管理を行います。また、このリスク管理プロセスについては、関連するシステムを含め、サードラインの内部監査部により定期的に監査されます。

### リスクの特定

当グループの業務範囲の網羅性も確保した上で、直面するリスクを網羅的に洗い出し、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、管理対象とするリスクを特定します。

### リスクの評価

管理対象として特定したリスクについて、事業の規模・特性およびリスクプロファイルに見合った適切なリスクの分析・評価・計測を行います。

リスクを定量化できない場合は、可能な範囲で影響度を評価し、リスクの性質に応じて予防的措置を講じる等により管理を行います。

### リスクのモニタリング

当グループの内部環境（リスクプロファイル、配分資本の使用状況等）や外部環境（経済、市場等）の状況に照らし、リスクの状況を適切な頻度で監視し、状況に応じ、グループ各事業に対して勧告・指導または助言を行います。

モニタリングした内容は、定期的にまたは必要に応じて取締役会、経営会議等へ報告・提言します。

### リスクのコントロールおよび削減

リスク量がリスク限度枠を超過したとき、もしくは超過が懸念される等、経営の健全性に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合には、取締役会、経営会議等に対して適切に報告を行い、必要な対応策を講じます。

#### トップリスクなどの予兆管理

当グループのビジネスモデルの特徴とリスク特性を踏まえ、内生要因リスクについては「リスクアペタイト指標」を設定し、管理指標をモニタリングしています。また、外生要因リスクについては、トップリスク（発生する蓋然性が高く、当グループに重大な影響を与える可能性があるリスク）等を選定した上で、予兆指標をモニタリングしています。いずれのリスクも、モニタリング結果を踏まえて対応策等を講じています。

トップリスクについて、現状、信用リスクは「大口与信先の信用悪化」、市場リスクは「政策保有株式等の価格下落」、オペレーショナル・リスクは「サイバー攻撃」「マネー・ローダリングおよびテロ資金供与防止対策不備リスク」などを選定しています。



## 5. 統合的リスク管理

### (1) 統合的リスク管理体制

当グループでは直面するリスクに関して、それぞれのリスクカテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、経営体力と比較・対照することによって、リスク管理を行っています（統合的リスク管理）。

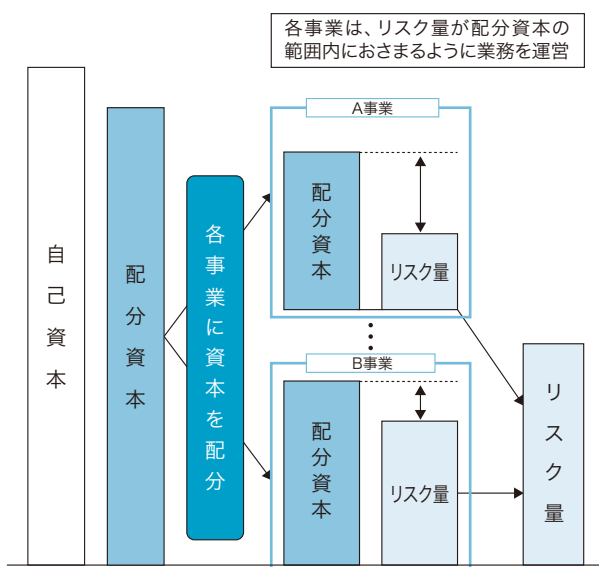
また、当グループでは統合的リスク管理における管理対象リスクのうち、VaR等の統一的尺度で計量可能なリスク値を合算して、経営体力（自己資本）と対比することにより管理しています（統合リスク管理）。

### (2) 資本配分運営

当グループでは、三井住友トラスト・ホールディングス（以下、「当社」といいます）が外部環境、リスク・リターン の状況、シナリオ分析および自己資本充実度評価の結果を踏まえ、各リスクカテゴリー（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）を対象に、グループ各社を含めた各事業へ資本を配分する運営を行っています。資本配分の計画は、取締役会で決議しています。配分する資本の水準は、当グループのリスクアペタイトに基づいて決定されます。

各事業は、リスク量が配分された資本の範囲内、かつリスクアペタイトの範囲内となるように業務を運営します。また、リスク統括部は、月次でリスク量を計測し、配分された資本およびリスクアペタイトに対するリスクの状況を、定期的に取り締役会等に報告しています。

#### 資本配分の仕組み



### (3) ストレステストと自己資本充実度評価

リスク統括部は、資本配分の計画の策定および見直しの都度、預金者保護の視点による自己資本充実度の確保のため、仮想シナリオ、ヒストリカルシナリオおよび発生確率検証の3種類のストレステストを実施し、その結果に基づき自己資本充実度を評価の上、取締役会等に報告しています。

#### 仮想シナリオによるストレステスト

十分に強く、かつ現実的に発生可能性のあるストレスシナリオを策定し、ストレス時の自己資本比率等を推計することによって、自己資本充実度を評価します。

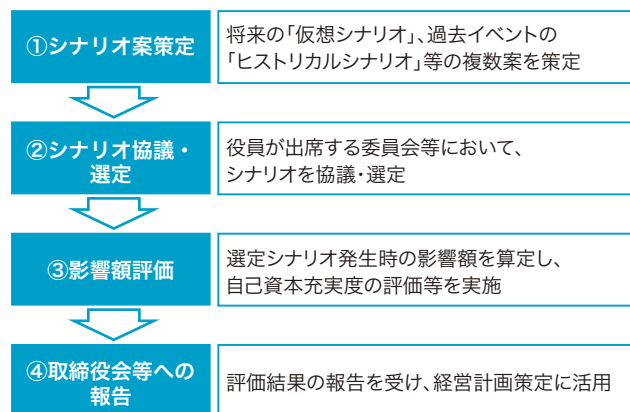
#### ヒストリカルシナリオによるストレステスト

過去に発生したストレス期におけるパラメータ等を用い、ストレス時の自己資本比率等を推計することによって、自己資本充実度を評価します。

#### 発生確率検証

信頼区間99.9%のリスク量を算出し、その値を自己資本比率規制上の総自己資本と比較することによって、自己資本充実度を評価します。

#### ストレステストの枠組み



## 6. 各リスクカテゴリーのリスク管理

### (1) 信用リスク管理

#### ① 信用リスクの定義

信用リスクとは、「信用供与先の財務状況の悪化等によって資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失して損失を被るリスク」をいいます。このうち、「海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により損失を被るリスク」をカントリーリスクといいます。

#### ② 信用リスクの特性

信用リスクは、金融の基本的機能である「信用創造機能」に関わる最も基本的なリスクであり、銀行業務を営む当グループが保有する重要なリスクの一つといえます。

当グループの信用リスクにおける主要なリスクは、大口与信先のデフォルトや信用悪化により多額の貸倒れ（または引当金繰入）が発生するリスクです。特定企業または企業グループへの与信集中の結果発生する「与信集中リスク」、地域・業種等への与信集中の結果発生する「連鎖デフォルトリスク」を制御するため、債務者格付や国別格付に応じた与信ガイドライン金額の設定や、業種別の与信残高・リスク量のモニタリング等、リスクの適切なコントロールに努めています。

#### ③ 信用リスク管理方針

当グループの信用リスク管理の基本方針は、「個別与信管理の厳正化」と「与信ポートフォリオの分散化」です。前者については、案件審査や調査、自己査定、社内付与する信用格付等の運用を通じて個別の与信管理をより精緻なものとしています。後者については、与信ポートフォリオ全体の分散を業種別、国別に大口先を含めて管理することで集中リスクの低減を図っています。また、ポートフォリオの損失可能性を定量的に把握するため、信用リスク量の計測を行っています。

また、信用格付ごとの予想損失率や経費率等を勘案した収益水準を設定し、個別案件の取引条件に反映させる

ことでリスクに見合った利益幅（スプレッド）の確保に努め、「リスク・リターン」の適正化も図っています。

#### ④ 信用リスク管理体制

当社は、グループ全体の信用リスク管理を統括するとともに、グループ各社の体制整備に努めています。三井住友信託銀行は、連結およびグローバルベースのリスク管理体制を整備し、信用リスクを管理しています。

#### ⑤ 信用リスク管理方法

当グループでは、信用リスクを適切に管理するために、入口の与信審査、期中の途上管理を通じ、個別案件ごとに管理する「個別与信管理」と、統計的な手法により特定の業種、地域、企業グループ等へのリスク集中状況等を分析・評価し、与信全体をひとかたまりのポートフォリオとして捉え、マクロ的な視点で管理する「与信ポートフォリオ管理」、二つの相互に補完するアプローチにより、健全なポートフォリオの構築と維持に努めています。

### (2) 市場リスク管理

#### ① 市場リスクの定義

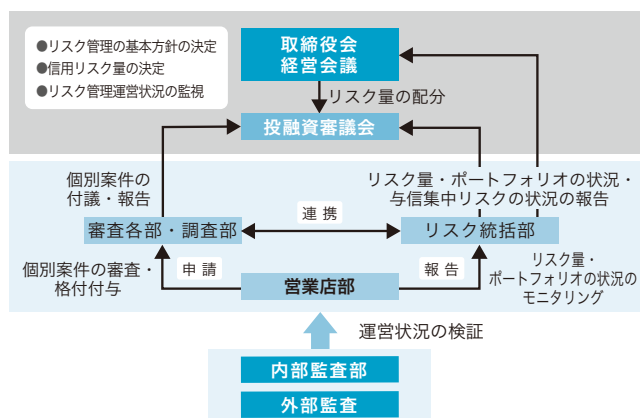
市場リスクとは、「金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッド等のさまざまな市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスク」をいいます。このうち、特に、「市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク」を市場流動性リスクといいます。また、銀行勘定の金利リスク（以下、「IRRBB」といいます）とは、金利水準の不利な変動が銀行勘定ポジションに影響を与えることによって、現在ないし将来において、銀行の資本および損益が毀損するリスクをいいます。

#### ② 市場リスクの特性

三井住友信託銀行では、資産・負債の金利リスクコントロール等を通じた収益確保を目的とする業務（バンキング）と、金利や為替の短期売買等の取引による収益確保を目的とする業務（トレーディング）を行っており、これらの業務においてはVaR等を用い、同様の体制で市場リスク管理を行っています。トレーディングにおいては、為替・デリバティブ等のマーケットメイク業務による安定収益の確保を目指しています。

当グループの市場リスクにおける主要なリスクは、保有している政策保有株式等の価格下落により損失を被るリ

#### 信用リスク管理体制



スクです。三井住友信託銀行において保有する政策保有株式については、残高削減を基本方針とするとともに、ヘッジを行うなど、リスクの適切なコントロールに努めています。

また、IRRBBは、銀行勘定ポジションにおける、満期のミスマッチ（ギャップ・リスク）、金利のミスマッチ（ベース・リスク）、金利変化に伴うオプション性（オプション性リスク）等により生じます。当社および三井住友信託銀行における金利リスクは低水準となっています。

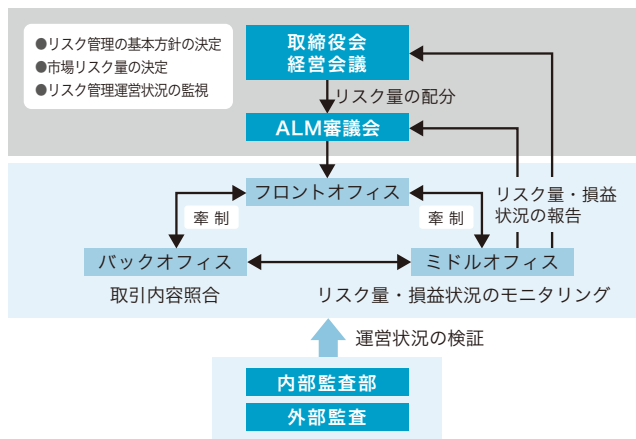
### ③市場リスク管理方針

市場リスク管理にあたっては、リスクの適切なコントロールにより業務の健全性の確保を求めるとともに、管理体制の高度化に取り組むことにより、当グループの戦略目標、業務の規模・特性に見合った適正な収益の確保を目指しています。また、金利リスクのコントロールにあたっては、金利スワップ等をヘッジ手段とし、ヘッジ会計の適用要件を充足する取引については、ヘッジ会計を適用しています。

### ④市場リスク管理体制

当社は、グループ全体の市場・資金繰りリスク管理を統括するとともに、グループ各社の体制整備に努めています。三井住友信託銀行は、連結およびグローバルベースのリスク管理体制を整備し、市場・資金繰りリスクを管理しています。

#### 市場リスク・資金繰りリスク管理体制



### ⑤市場リスク管理方法

当社は、自己資本の範囲内において、資本の配分計画を策定し、グループ各社へ資本を配分しています。三井住友信託銀行では、配分された資本に基づき、限度枠を設定するとともに、損失限度枠も設定することにより、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるよう運営しています。

また、金利リスクについては、ポジションの経済価値増減額に対しアラームポイントを設定し、モニタリングを行っています。

## (3)資金繰りリスク管理

### ①資金繰りリスクの定義

資金繰りリスクとは、「必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより、当グループが損失を被るリスク」をいいます。

### ②資金繰りリスクの特性

当グループの資金繰りリスクにおける主要なリスクは、本邦および本邦金融機関の格下げ発生等を想定した場合における外貨調達の悪化リスクです。三井住友信託銀行においては、資産・負債の状況や市場流動性等、通貨別の特性に応じた中長期調達方針を策定し、過去に発生した市場混乱や資金流出に耐え得る安定的な外貨資金繰り運営に努めています。

### ③資金繰りリスク管理方針

資金繰りリスク管理にあたっては、リスクの顕在化が、当グループの経営破綻に直結するおそれがあることを十分に認識した上で、多様な調達手段による「調達コストと安定性のバランス追求」と、ストレス環境下における調達力検証と対応策の事前検討による「有事の備え」を柱に、適正な資金繰りリスク管理運営の実施を基本方針としています。

銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準（バーゼルIII等）への対応を踏まえ、資金繰りリスク管理体制の継続的な高度化を推進していきます。

### ④資金繰りリスク管理体制

資金繰りリスク管理体制は、「市場リスク管理体制」と同様の枠組みで運営しています。

### ⑤資金繰りリスク管理方法

資金繰りリスク管理の指標として、全社および拠点ごと、通貨ごとの資金繰りミスマッチ額に対する限度枠と、限度枠抵触時の対応をあらかじめ定め、遵守状況を日次でモニタリングしています。また、市場環境の急激な変化や当グループ固有の調達環境変化等の複数のシナリオによるストレステストを実施し、資金繰りリスクが顕在化した際に必要となる資金調達額を把握しています。

## (4)オペレーショナル・リスク管理

### ①オペレーショナル・リスクの定義

オペレーショナル・リスクとは、「業務の過程、役員・社員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により、当グループが損失を被るリスク」をいいます。当グループでは、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティ



リスク、法務・コンプライアンスリスク、人的リスク、イベントリスクおよび風評リスクに区分して管理しています。

## ②オペレーショナル・リスクの特性

当グループのオペレーショナル・リスクに係る主要なリスクの一つは、サイバー攻撃(ランサムウェアやDDoS攻撃※)を受けることにより業務運営上の悪影響を被るとともに、当グループが保有する顧客情報等が侵入者に窃取されることにより外部に漏洩するリスクです。当グループでは、情報システムの安全性を確保することにより、サイバー攻撃による不正な侵入・使用等を防ぐための対策を講じています。

※DDoS攻撃:分散型サービス妨害攻撃。標的となるコンピュータに対して複数のマシンから大量の処理負荷を与えることでサービスを機能停止状態へ追い込む手法のこと。

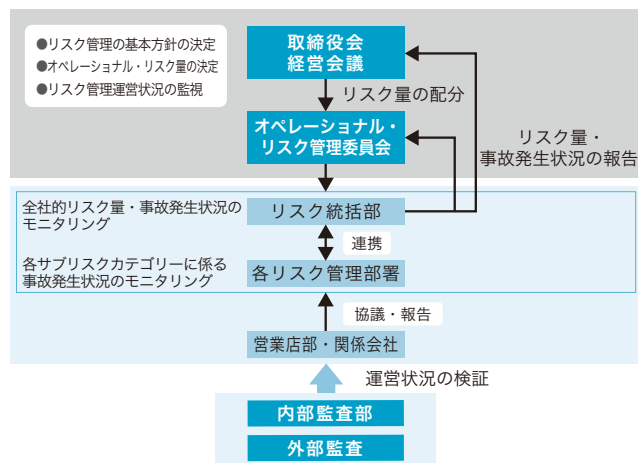
また、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止対策の不備に起因して、業務停止命令等の行政処分、巨額な罰金等の支払いおよびレピュテーションの悪化等のリスクがあります。当グループでは、規制(海外規制を含む)等とのギャップ分析と課題の洗い出しに基づき、マネー・ロンダリングの排除等に向けた対策の高度化を進めており、リスクベース・アプローチでリスクの削減・抑制を図っています。

## ③オペレーショナル・リスク管理方針

当グループでは、オペレーショナル・リスク管理体制の整備にあたって、オペレーショナル・リスクを業務遂行に伴い発生する不可避なリスクと認識し、業務やリスクの規模・特性に応じた適切なリスク管理を行い、業務の健全性および適切性の確保を図ることを基本としています。

当グループの業務や提供する商品・サービスの拡充や、情報技術の発達・ニーズの多様化等の社会・経済環境の変化に伴う新たなリスクの発現等に備え、オペレーショナル・リスク管理体制の一層の高度化を推進していきます。

## オペレーショナル・リスク管理体制



## ④オペレーショナル・リスク管理体制

当グループは、グループ全体のオペレーショナル・リスクの管理に関する基本方針に基づき、グループ各社のオペレーショナル・リスク管理に係る体制整備に努めています。

三井住友信託銀行では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部署およびオペレーショナル・リスクのサブカテゴリーごとにリスク管理部署を設置しています。総合的な管理部署であるリスク統括部は、各オペレーショナル・リスク管理部署等と連携し、オペレーショナル・リスク管理体制の整備・高度化に取り組んでいます。

## ⑤オペレーショナル・リスク管理方法

当グループにおいて、外部委託業務を含めた全ての業務に所在するオペレーショナル・リスクを管理対象とし、リスクを定性・定量の両面から適切に評価・把握するとともに、その顕在化防止のための予防的措置、顕在化した場合の対応・発生原因分析および再発防止策の策定により、オペレーショナル・リスクの削減を図っています。

## 7. 災害時における危機管理・業務継続(BCP)

### (1)当グループの取り組み

当社と三井住友信託銀行では、自然災害やシステム障害、新感染症の流行などの危機発生時において、緊急時対応を迅速に実行するため、コンティンジェンシープランを整備しています。

さらに、資金決済などの重要な業務については、BCP(業務継続計画)やバックアップオフィスなど、業務継続体制を整備し、その実効性を確保するため、定期的な訓練、BCP見直しの実施など、業務継続のための体制を整備しています。

発生した危機が重大で影響が広範囲に及ぶなど、三井住友信託銀行や当グループの正常な業務活動に重大な支障を及ぼし、その対応に緊急に総合的かつ高度な経営判断を要する場合には、全社的な対応組織として緊急対策本部を設置して、緊急時対応を迅速に実行していきます。

特に、全国に店舗を持つ三井住友信託銀行では、大規模な地震が発生した場合に備え、お客さま、社員の安全や業務の継続などに配慮した対応を行うとともに、その実効性を確保するため、定期的に訓練を実施しています。

## 役員・社員の行動基準

1. 役員・社員は危機管理の重要性を十分に認識・理解し、緊急事態の発生に備えるとともに、緊急事態が発生した場合には、迅速かつ的確に対応できるよう、平素より知識の涵養等に努めなければならない。
2. 緊急事態が発生した場合には、役員・社員の判断・行動にあたっては、以下の原則に基づき対応しなければならない。

## (1) 生命の安全確保

緊急事態が発生した場合は、お客さま、役員・社員とその家族の安全を最優先で確保する。また、各種緊急時対応においては、常に人道面での配慮を優先させる。

## (2) 三井住友信託銀行の企業資産の保全

緊急事態が発生する場合に備え予防と減災措置をとり、緊急事態が発生した場合には三井住友信託銀行の企業資産を保全する。また、業務活動に支障となる悪影響に対して、可能な限りリスク軽減措置を講じる。

## (3) 業務継続と早期復旧

緊急事態が発生した場合、優先する業務の早期復旧と継続を図る。

## (4) 地域社会との連携

緊急事態が発生した場合、地域における救命活動等、地域との連携を図る。

全社的な対応においては、緊急対策本部機能の実効性を高めるため、定期的な訓練のほか、情報収集・情報連携の体制強化とともに、東京地区での発災を想定して大阪地区の体制強化も推進しています。

また、支店においては、定期的な訓練を通じ対応力の強化を図るとともに、立地条件や主要設備の状況等、店舗固有事情を踏まえた災害対策への取り組みを推進し、また、支店間での支援体制も整備しています。

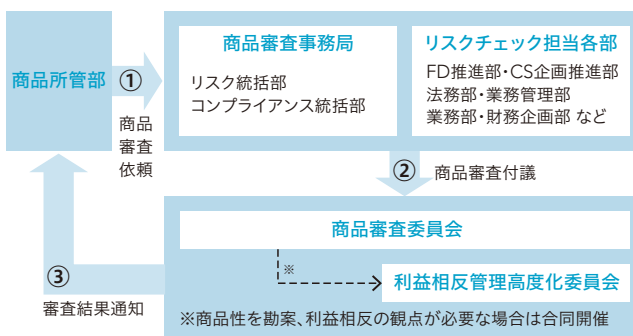
## (2) サイバー攻撃の脅威への対応

国内外で被害が拡大しているサイバー攻撃の脅威からお客さまの大事な財産を守るため、当社では各種の対応を実施しています(詳細は128頁参照)。

## 8. 新商品・新規業務導入時の審査体制

新商品や新規業務を導入する際には、あらかじめ内在するリスクの有無、種類の特定・評価・管理、お客さまへの説明資料・手法など、商品や業務を継続するためにさまざまな体制整備を行う必要があります。この目的達成のため、当グループでは新商品や新規業務の導入時に審査を実施する体制としています。この商品審査のプロセスにおいては、お客さまから信頼していただける商品や業務の導入を重視し、複数の部署がさまざまな角度から検証を行います。また、新商品や新規業務の導入後も定期的なモニタリングによる検証を行っています。

## 商品審査のプロセス(三井住友信託銀行)



## 情報セキュリティリスク管理

情報資産は最も重要な経営資源の一つであり、経営の根幹を揺るがしかねないリスクを内包していることから、当グループでは、保有する全ての情報資産を適切に維持・管理しています。

### 情報セキュリティに関する責任

当社は、取締役を改定決裁権限とする「リスク管理規程」の下位規則である「情報セキュリティ管理規則」において、情報セキュリティリスク管理全般の統括役員を業務管理部統括役員とし、情報セキュリティリスク管理全般の統括部署を業務管理部とする旨を明記しています。

### セキュリティ監査

当社システム全般については、金融情報システムセンター（FISC）の安全対策基準に準拠した「システムリスク管理要領」の「システムリスク判定表」による自己評価を毎年実施し、担当役員に報告しています。また、サイバーセキュリティについては、海外も含めデロイト トーマツ グループによる第三者評価を定期的に受けています。

### 顧客情報管理

当グループは顧客保護等を経営上の最重要課題の一つと位置付け、グループ各社の業務特性に応じた適切な顧客保護等管理態勢を整備しています。特に、顧客情報管理においては、お客さまや株主の皆さまの個人情報および特定個人情報等の保護に万全を期するための取組方針である「個人情報保護宣言」を公表しています（詳細は95頁参照）。

### サイバー攻撃の脅威への対応

国内外でサイバー攻撃による被害が拡大、脅威も増大しています。係るなか、当社ではお客さまの大事な財産をサイバー攻撃の脅威から守るため、次のような活動に取り組んでいます。

※サイバーセキュリティを含む国際金融規制対応体制については、119頁参照

### サイバー攻撃に備えた社内態勢の整備

当グループは、サイバー攻撃に対して「サイバーセキュリティ経営宣言」を策定し、経営主導によるセキュリティ対策強化を推進しています。

※サイバーセキュリティ経営宣言の内容については  
[https://www.smth.jp/about\\_us/management/risk/pdf/CSMD.pdf](https://www.smth.jp/about_us/management/risk/pdf/CSMD.pdf) 参照

サイバー攻撃に対応するため、三井住友信託銀行のシステムを24時間監視するとともに、サイバー攻撃に係る情報収集・分析・対策等を進める社内組織としてSuMiTRUST-CSIRTを設立し、外部の専門機関との連携をとりながら、管理態勢の強化に取り組んでいます。

### インターネットバンキング取引のセキュリティ強化

インターネットバンキングについては、お客さまの大切なご預金等を不正取引被害から守るための対策として、インターネットバンキング専用セキュリティ対策ソフト「Rapport（ラポート）」を無料でご提供しています。

また、「電話認証サービス※」を導入しており、不正払出防止の観点から「インターネットバンキングをご利用される全てのお客さま」に電話認証のご登録を強くお勧めしています。

今後も引き続き、他社の動向や新規技術の情報収集に努め、不正送金の未然検知・防止など、お客さまが安全に取引を行っていただけるように、万全のセキュリティ対策を講じていきます。

※電話認証サービス：お振り込みをする口座が初めての場合に、三井住友信託ダイレクトご利用カードの確認番号に加えて、お手持ちの携帯電話、スマートフォン、ご自宅の電話機等の電話番号を使って認証を行うサービス

### 従業員トレーニングの実施

当グループは、情報セキュリティリスク管理を全社に周知するための教育および啓発活動として、毎年以下のトレーニングを実施しています。

|        |                                                        |
|--------|--------------------------------------------------------|
| eラーニング | 情報セキュリティ研修（半期に1回）<br>電子メールを使ったサイバー攻撃（標的型攻撃）への対策研修（年2回） |
| 訓練     | 対象者をランダムに抽出し標的型メール攻撃を模擬した不審メールへの対応（毎月）                 |

※受講対象は、社員のみならず一部の外部委託先社員も対象としています。



# 投融資先の環境・社会への影響に対する配慮

## 環境・社会配慮に関する基本方針

当グループでは「投融資先の環境・社会への影響に対する配慮」を、当グループの企業価値に与える影響と当グループが社会に与える影響の双方の観点で、最も重要性が高い課題(マテリアリティ)の一つとして捉えています。

### 社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)



上記各方針の詳細等については、当社ホームページをご参照ください。

当グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針」の下、事業を通じて環境問題の解決に資する商品・サービスを提供し、また、当グループの事業活動に起因する環境負荷を低減することを目的として「環境方針」を制定しています。また、グローバルに重要な二大環境問題への取組推進のために「気候変動対応行動指針」「生物多様性保全行動指針」を制定し、さまざまなステークホルダーと対話・協働して対応に努めています。社会的な課題に関しては、個人の人権や多様な価値観を尊重し、不当な差別行為を排除することを目的として、「人権方針」を制定し投融資先が人権に与える負の影響について情報収集し、法規範等に反する場合等には必要な対策を講じることを定めています。

三井住友トラスト・アセットマネジメントは「責任ある機関投資家」として、「ESGガイドライン」を制定しています。本ガイドラインは、国際的な企業行動規範である「国連グローバルコンパクト」を踏まえた内容としており、投資先企業には環境への影響の最小化や国際的な労働権利の遵守、雇用における差別の禁止、児童労働の禁止や強制労働の根絶、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止などを期待することなどを明記しています。

### 資産運用における環境・社会配慮

同社ではESGガイドラインに則り、投資先企業とESG課題に対するさまざまなエンゲージメント(対話)を行っています。エンゲージメントはアナリストやスチュワードシップ推進部の専任担当者が行うほか、パーム油や森林資源などの特定のテーマについては国内外の組織と協働エンゲージメントを行っています(詳細は59頁参照)。

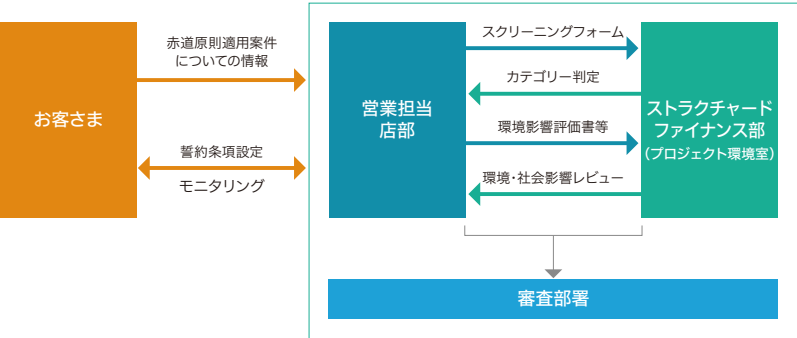
同社ではESGガイドラインに則り、投資先企業とESG課題に対するさまざまなエンゲージメント(対話)を行っています。エンゲージメントはアナリストやスチュワードシップ推進部の専任担当者が行うほか、パーム油や森林資源などの特定のテーマについては国内外の組織と協働エンゲージメントを行っています(詳細は59頁参照)。

## 赤道原則への署名と取り組み

三井住友信託銀行は、プロジェクトファイナンス等の融資にあたり、プロジェクト実施者に対して自然環境や地域社会に及ぼす影響に十分配慮することを求める民間金融機関の国際的ガイドラインである「赤道原則」に署名しています。

融資の意思決定に際しては、プロジェクトの環境・社会リスク、プロジェクトの所在国、業種に応じた環境社会への影響をレビューし、総合的なリスク判断を行います。

### 環境・社会配慮評価の体制とプロセス



【適用プロセス】環境・社会配慮の評価手順を定めた社内運営ルールに従い、赤道原則所管部署が個別のプロジェクトに関する環境・社会影響の評価を実施しています。

【環境・社会影響レビューの実施】プロジェクトの所在国や業種に応じて、事業者によるプロジェクトの環境・社会に配慮する対応が、赤道原則が求める水準を満たしているか否かをレビューした上で、総合的なリスク判断をします。

【モニタリング】重要な項目を遵守する旨を融資契約書に反映させており、それらの重要項目の遵守状況を報告書などによって定期的に確認しています。

【社内研修】営業、評価、審査等に携わる関係部門を対象に定期的な研修を実施し、社内運営の理解や環境・社会配慮の意識向上に努めています。

## 赤道原則

赤道原則とは、民間金融機関が大規模なプロジェクトに融資を実施する際に、そのプロジェクトが自然環境や地域社会に与える影響に十分配慮されていることを確認するための基準です。具体的には、プロジェクトファイナンスと特定プロジェクト向けのコーポレートファイナンス、および将来的にこれらに借り換えられる予定のつなぎ融資が対象となっており、プロジェクトの所在国や業種を問わず適用されます。

赤道原則は、世界銀行グループの国際金融公社（IFC）が制定する環境社会配慮に関する基準・ガイドラインに基づいており、この基準・ガイドラインは、環境社会影響評価の実施プロセスや、公害防止、地域コミュニティへの配慮、自然環境への配慮など多岐にわたります。

2019年11月の赤道原則協会総会で赤道原則の第四次

改訂が採択されました。先進国における先住民族に対する配慮の強化、リファイナンスなどへの適用対象取引の一部拡大のほか、相当程度以上の影響が考えられる場合に物理的リスク分析を実施すること、年間温室効果ガス排出量が10万t-CO<sub>2</sub>超のプロジェクトの場合に、代替案の検討に加えTCFDにおける移行リスク分析を実施することがデュー・デリジェンス項目に追加され、気候変動への取り組みが強化されました。

赤道原則には2019年12月現在、世界101行（輸出信用機関を含む）が署名しています。署名金融機関は赤道原則に基づいた対策等をプロジェクト実施者に求め、特に発展途上国における大規模案件においては十分な配慮を要する場合が多く、赤道原則において求められる水準を満たさない場合は融資を見送ることもあります。

## 赤道原則が適用される金融商品の種類と規模等の要件

| 種類                                                           | 規模等の適用要件                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| プロジェクトファイナンス                                                 | プロジェクト総額が10百万米ドル相当以上の全ての案件                                                                                                                                                      |
| FA業務※1                                                       | 同上                                                                                                                                                                              |
| プロジェクト紐付きコーポレートローン※2<br>PRCL:Project-Related Corporate Loans | 以下、4条件を全て満たす場合<br>1. 借入額の過半が、借り手が当該プロジェクトの実質的な支配権を（直接的にまたは間接的に）有する単一のプロジェクト関連向けである。<br>2. 総借入額100百万米ドル相当以上<br>3. 個別採択銀行のコミット額（シンジケーション組成もしくはセルダウン前）が50百万米ドル相当以上<br>4. 貸出期間が2年以上 |
| ブリッジローン                                                      | 貸出期間2年未満で、上記条件を満たすプロジェクトファイナンス、もしくはPRCLによってリファイナンスされることを意図したもの                                                                                                                  |

※1 プロジェクトファイナンス・アドバイザー・サービス

※2 バイヤーズクレジット型の輸出金融は含み、サプライヤーズクレジット型の輸出金融は含みません。さらに、アセットファイナンス、買収ファイナンス、ヘッジ取引、リース、信用状取引、一般資金、会社の操業維持を目的とした一般運転資金も除かれます。

## 環境・社会影響レビューの実施

プロジェクトファイナンスの検討のプロセスにおいて、赤道原則の適用対象となる案件について、事業者によるプロジェクトの環境・社会に配慮する対応が、赤道原則が求める水準を満たしているか否かを確認する環境・社会影響レビューを実施します。

環境・社会影響レビューにおいては、対象プロジェクトはスクリーニングフォームに基づき環境・社会リスクに応じて以下のA、B、Cの三つのカテゴリーに分類されます。カテゴリーとプロジェクトの所在国（指定国※、非指定国）や業種に応じた環境影響評価書等を基に詳細なレビューを実施します。環境・社会影響レビューの結果は審査部署へ送付され、審査部署は当該レビュー結果も踏まえた上で、

総合的なリスク判断を行います。

※指定国とは、市民と自然環境を守るために構築された強固な環境・社会に関するガバナンス、法体系、組織を有すると考えられる国のことです。具体的には、赤道原則協会のホームページに掲載されています。

<http://www.equator-principles.com/index.php/ep3/designated-countries>

## 社内研修体制

赤道原則の概念および環境・社会影響レビューの実施フローに対する理解を醸成するため、営業担当部門、評価部門、審査部門、その他関連部署を主な対象として複数回にわたり社内研修を実施しました。今後も定期的な社内研修の実施を通じて、赤道原則の理念と環境・社会影響評価のプロセスに対する理解を深め、社員の環境・社会配慮に対する意識の向上に一層努めていきます。

## 赤道原則遵守状況のモニタリング

環境・社会関連法規制、許認可に関する重要項目を遵守する旨を融資契約書に反映し、借入人から提出される定期報告書等により、赤道原則適用案件が環境・社会関連の諸規則を遵守して行われているか定期的に確認しています。

## 赤道原則の適用件数

2018年度に赤道原則を適用した案件は22件です。  
 ✓マークのある実績については、PwCサステナビリティ合同会社による第三者保証を取得しています。

### プロジェクトファイナンス案件

|             | 2018年度 |      |     |      |
|-------------|--------|------|-----|------|
|             | A      | B    | C   | 計    |
|             | 4 ✓    | 17 ✓ | 0 ✓ | 21 ✓ |
| セクター別       | A      | B    | C   | 計    |
| 鉱業          | 0 ✓    | 0 ✓  | 0 ✓ | 0 ✓  |
| インフラ        | 0 ✓    | 3 ✓  | 0 ✓ | 3 ✓  |
| 石油・ガス       | 0 ✓    | 0 ✓  | 0 ✓ | 0 ✓  |
| 電力          | 4 ✓    | 14 ✓ | 0 ✓ | 18 ✓ |
| 石油化学        | 0 ✓    | 0 ✓  | 0 ✓ | 0 ✓  |
| その他         | 0 ✓    | 0 ✓  | 0 ✓ | 0 ✓  |
| 地域別         | A      | B    | C   | 計    |
| 米州          | 0 ✓    | 2 ✓  | 0 ✓ | 2 ✓  |
| 欧州中東アフリカ    | 0 ✓    | 4 ✓  | 0 ✓ | 4 ✓  |
| アジア太平洋      | 4 ✓    | 11 ✓ | 0 ✓ | 15 ✓ |
| 指定国・指定国以外の国 | A      | B    | C   | 計    |
| 指定国         | 3      | 16   | 0   | 19   |
| 指定国以外の国     | 1      | 1    | 0   | 2    |
| 独立したレビューの有無 | A      | B    | C   | 計    |
| 有り          | 4      | 16   | 0   | 20   |
| 無し          | 0      | 1    | 0   | 1    |

### プロジェクト紐付きコーポレートローン案件

|             | 2018年度 |     |     |     |
|-------------|--------|-----|-----|-----|
|             | A      | B   | C   | 計   |
|             | 0 ✓    | 0 ✓ | 1 ✓ | 1 ✓ |
| セクター別       | A      | B   | C   | 計   |
| 鉱業          | 0 ✓    | 0 ✓ | 0 ✓ | 0 ✓ |
| インフラ        | 0 ✓    | 0 ✓ | 1 ✓ | 1 ✓ |
| 石油・ガス       | 0 ✓    | 0 ✓ | 0 ✓ | 0 ✓ |
| 電力          | 0 ✓    | 0 ✓ | 0 ✓ | 0 ✓ |
| 石油化学        | 0 ✓    | 0 ✓ | 0 ✓ | 0 ✓ |
| その他         | 0 ✓    | 0 ✓ | 0 ✓ | 0 ✓ |
| 地域別         | A      | B   | C   | 計   |
| 米州          | 0 ✓    | 0 ✓ | 0 ✓ | 0 ✓ |
| 欧州中東アフリカ    | 0 ✓    | 0 ✓ | 0 ✓ | 0 ✓ |
| アジア太平洋      | 0 ✓    | 0 ✓ | 1 ✓ | 1 ✓ |
| 指定国・指定国以外の国 | A      | B   | C   | 計   |
| 指定国         | 0      | 0   | 1   | 1   |
| 指定国以外の国     | 0      | 0   | 0   | 0   |
| 独立したレビューの有無 | A      | B   | C   | 計   |
| 有り          | 0      | 0   | 0   | 0   |
| 無し          | 0      | 0   | 1   | 1   |



## 石炭火力発電に対するプロジェクトファイナンス

三井住友信託銀行は、国際社会の重要な課題である気候変動問題において相対的にCO<sub>2</sub>の排出量が多い石炭火力発電プロジェクト案件に関しては、従来から発電効率や環境負荷等へ一定の社内基準を定め、慎重に取組判断を行ってきました。先進国における低炭素社会の実現に向けた取り組みは金融機関にとっても重要な経営課題であることから、今般、今後新たに建設が検討される石炭火力発電プロジェクトについては原則的に取り組まない方針としました。ただし、例外的に取り組みを検討していく場合は、OECDガイドラインやプロジェクトの発電効率性能など、より環境負荷を考慮した厳格な取組基準の下、個別案件ごとの背景や特性等も総合的に勘案し、慎重な対応を行います。

## セクターポリシーの制定

当グループは、環境・社会への影響が大きい事業活動を推進するセクターに関するセクターポリシーを定め、負の影響を及ぼす企業やプロジェクトへの投融資を抑制しています。

具体的には、クラスター爆弾を製造する企業に対しては国内外を問わず融資を行わず、資産運用においてもアクティブ運用では投資を禁止するとともにパッシブ運用においても製造停止を求めるエンゲージメントを積極的に行い、それを公表しています。

パーム油や熱帯雨林の違法伐採が懸念されるセクターについても、2019年度中にセクターポリシーを策定する方針です。

## CSR調達(調達における環境・社会配慮)

SDGsの目標12「つくる責任、つかう責任」は持続可能な製造消費形態を確保することを目標とするもので、消費者に対しても、天然資源の持続可能な管理および効率的な利用、土壌・大気・水の汚染防止、廃棄物の削減につながる活動を求めています。

三井住友トラスト・グループは、「三井住友トラスト・グ

ループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」に基づき、環境・社会に配慮した物品・サービスを優先的に購入することに努めています。また、CSR調達の普及を促進し、環境・社会に配慮するサプライヤーと協働することにより、社会から信頼される企業グループとして、社会の持続的発展に貢献します。

## CSR調達方針

事業で使用する紙や文房具、什器備品等は、資源の採掘から加工・製造、販売にわたる長いサプライチェーンを経て調達しています。その過程で環境汚染や人権問題などがお

こらないように配慮された製品・サービスを調達することは消費者としての責務です。当グループでは「CSR調達方針」を制定し、調達における環境・社会配慮を推進しています。

### 1. 公正な取引

私たちは、経済合理性、適正な品質、納期の厳守、社会規範の遵守、社会的課題への配慮、環境配慮などを総合的に勘案し、公正、透明な方法でサプライヤーを選定します。

正当な理由なく、特定の取引先に利益を供与したり、不当な不利益を課すようなことはしません。

### 2. 法令等遵守

私たちは、調達にあたって法律及び社会規範を尊重し、いかなる場合もこれらに違反しません。反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求は拒絶します。

### 3. 社会的課題への配慮

私たちは、基本的人権を尊重し、労働安全衛生に配慮し、不当な差別や強制労働や児童労働などの人権侵害を行わない、サプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めます。

### 4. 環境への配慮

私たちは、環境負荷低減の取り組みを推進し、気候変動、生物多様性などの環境問題の抑制や緩和に資する、サプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めます。

### 5. サプライヤーとの協働

私たちは、調達にあたって社会的課題や環境への配慮をサプライチェーンにわたって実践するため、サプライヤーに協力を求め、協働して取り組みを推進します。

## 海洋プラスチックごみ問題

河川などから流れ込んだ「海洋プラスチックごみ」が引き起こす海洋汚染が、海洋生態系や漁業、観光産業等に多大な影響を及ぼし、世界的な問題となっています。経済成長や生活の利便性追求によって廃棄物は増加の一途をたどっています。

当グループではこの世界的な海洋汚染問題への具体的なアクションとして「三井住友トラスト・グループ プラごみゼロ宣言」を策定しました(173頁参照)。三井住友信託銀行では、大型拠点ビルに設置している社員向けのコンビニエンスストアの店舗で品物を購入する際は、レジ袋やストローなどを使用しない運営としています。また、各拠点ビルではごみ分別に向けてのポスター掲示を行うなど、ごみ分別強化に向けた注意喚起に注力しています(192頁参照)。

また、グループ全体で、業務やお客さまへの送付時等に使用する窓空き封筒の窓部分の素材を、分別せずに廃棄



可能なパルプ素材「グラファン」に切り替えていくことにしました。このほかの用度品や頒布品についても実態を把握した上で、プラスチック製品を削減し環境にやさしい品への切り替えを進めていきます。

## 持続可能な紙利用

三井住友信託銀行は、紙の原料調達のために熱帯雨林の伐採や生態系の破壊が進むことに問題意識を持っています。同様の認識を共有する紙のユーザー企業やWWFジャパン((公財)世界自然保護基金ジャパン)とともに「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」を設立し、各企業の取り組み状況を共有するとともに、サプライヤーに対してより環境・社会に配慮した紙の供給を要請することで、持続可能な紙利用の社会全体への浸透を目指しています。2013年に当社を含め5社で発足したコンソーシアムは、2019年10月には10社に拡大しています。



### 持続可能な紙利用のためのコンソーシアム

本コンソーシアムは、紙を生産もしくは販売する企業ではなく、製品パッケージや販促資材用の印刷物、コピー用紙や封筒類などの紙製品を自らで利用するために購入する企業や団体をメンバーとしています。参画する企業は、責任ある調達方針を策定し、運用することが求められます。より消費者に近い立場にある企業が責任ある紙調達を運用することで、サプライチェーンの下流にいる消費者・消費企業はもちろん、上流の事業者に対しても持続可能な紙利用を広めることを目指しています。

#### 「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」の紙利用に関する基本的な考え方

- 信頼できる認証制度や再生紙を優先的に利用すること
- 保護価値の高い地域を破壊していないこと
- 伐採にあたって原木生産地の法令を守り、適切な手続きで生産されたものであること
- 重大な環境・社会的問題に関わる事業者の製品ではないこと



当グループは、グループ全体でCSR調達を推進するなかで、業務において大量に使用・廃棄する紙の調達における環境・社会配慮を行っており、コピー用紙を中心に、以下の取り組みを行っています。

- サプライヤーに対してコピー用紙、文房具など紙製品における環境・社会配慮を調査する。
- 熱帯雨林の違法伐採等、環境・社会配慮に問題のあるコピー用紙は、グループ会社全体で購入を禁止する。
- コピー用紙は原則として古紙配合率100%の用紙を調達する。
- 商品の環境・社会配慮については、Rainforest Action Networkなど国内外のNGOの意見を参考とする。

## 電気自動車、燃料電池車の導入

三井住友信託銀行は、社用車として電気自動車を導入しています。2019年度はリース契約の更改時期を迎え電気自動車を継続して使用することとしました。また、2019年11月には当社としては初めて燃料電池車を導入致しました。燃料電池車は、水素で発電しその電気で走行するため、走行中にCO<sub>2</sub>や有害な排出ガスを一切出さず、水のみ

を排出するクリーン性能を有しています。また、特殊な機器を接続することで、医療機器にも電源供給できる高品質な電力を生み出すことが可能で、社用車としてのみならず災害時の電力供給という一面も兼ね備えています。これらの車両を先行して導入することにより、電力の低炭素化への備えを充実させていきます。

## 再生可能エネルギー電力の導入

国内でもRE100、SBT (Science Based Target) に取り組む企業が増加しています。三井住友信託銀行は、単独店舗の屋上に太陽光パネルを設置する取り組みを行っています。今後は、各拠点で購入している電力を再生可能エネ

ルギー電力に切り替える検討を進め、電力のCSR調達を推進する予定です。当面は当社所有ビルや当社単独店舗での導入検討を進め、グリーン電力の購入やグリーン電力証書の活用など幅広い対応を検討していきます。

## 人権方針における規定

当グループの制定する人権方針において、「海外を含む投融資先や調達・委託先(サプライチェーン)の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規制等に

反する場合等には、都度必要に応じた対策を講じていく」と規定しています。当該対策として、違反状態の解消の要請や解消されない場合の取引停止・不買があります。



## マルチステークホルダー・パートナーシップ

SDGsの目標17はさまざまなパートナーシップの推進です。当グループは、金融が持続可能な社会形成に重要な役割を果たすことから、他の金融機関を含むさまざまなステークホルダーと連携し、困難な課題の解決にチャレンジする取り組みを非常に重視しており、国内外のパートナーシップに積極的に参画しています。

17 パートナーシップで  
目標を達成しよう



### 21世紀金融行動原則

#### (持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則)

当社、三井住友トラスト・アセットマネジメント(SMTAM)、日興アセットマネジメント(NAM)、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、持続可能な社会の形成に向け280社以上のさまざまな業態の金融機関が参加する21世紀金融行動原則の趣旨に賛同し、2011年の起草時より中心的な役割を果たしてきました。また、2013年からは運営委員に加え、地域のサステナブル金融を普及啓発する「持続可能な地域支援ワーキンググループ(WG)」の座長にも就任しています。本WGは、2019年度、全国各地で開催した「事例から学ぶESG地域金融のあり方」セミナーを共催したほか、従来からの超高齢社会問題に加え、地域循環共生圏を主要なテーマに取り上げました。

21世紀金融行動原則は、2019年に2つの提言を行いました。ESG金融戦略タスクフォース(事務局:環境省)での議論を経て「ESG金融大国となるために取るべき戦略」が3月の定時総会で承認されました。また、10月には、運営委員会において、台風15、19、21号の大きな被害を受け、「脱炭素社会実現に向けた金融行動に関する緊急提言」をまとめました。こうした取り組みにおいても、当社は中心的な役割を担っています。



21世紀金融行動原則

### UNEP FI

#### (国連環境計画 金融イニシアティブ)

UNEP FIは、金融機関にサステナビリティに配慮した行動を促すための国際的ネットワークで、当社は、2003年に日本の信託銀行として初めて署名しました。また、傘下の不動産ワーキンググループ、自然資本ファイナンス・アライアンス(旧自然資本宣言)にも参画し、国内だけでなくグローバルな金融業界の取り組みの強化にも貢献してきました。また2019年9月に発効した責任銀行原則に署名し、SDGsおよびパリ協定と整合性を持って事業を行うことを表明しました(12頁参照)。

また2019年1月より、責任銀行原則の理論的なバックボーンとなったポジティブ・インパクト金融原則に賛同するとともに、ポジティブ・インパクト・イニシアティブに参画し、海外の銀行とともに手法の高度化に向けた活動を行っています。



### PRI

#### (責任投資原則)

当社、SMTAM、NAMは、2006年5月に国連グローバル・コンパクトと国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が共同事務局となり策定したPRIに署名しています。この原則は、年金基金や運用機関など機関投資家に対し、投資の意思決定に際してESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮するよう求めるものです。SMTAMは水リスクワーキンググループ、パーム油ワーキンググループ、森林保全ワーキンググループの全てに参加し投資先企業とのエンゲージメントを行っています。



## 国連グローバル・コンパクト(国連GC)への署名

国連GCは、アナン前国連事務総長により提唱された人権、労働、環境、腐敗防止に関する行動原則で、署名企業はその実践に向けた取り組みが求められます。当グループは、2005年7月に日本の銀行として初めて署名し、その支持・促進を通じて社会の良き一員として行動することを宣言しました。なお、当グループは国連GCの署名企業が参加するグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ)のメンバーにもなっています。



## UNEP FI 不動産ワーキンググループ(UNEP FI PWG)への参加

UNEP FI PWGは、持続可能な開発を促進する不動産金融—「責任ある不動産投資; RPI (Responsible Property Investment)」を促進するためにUNEP FIの署名機関が組成したワーキンググループの一つです。当グループは2007年6月に参加し、RPI普及促進のためのメディアチームの一員となるなど中心メンバーとして活動しています。

## 「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」リーダーシップ宣言に署名

当グループは、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議において、ドイツ政府の主導による「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」に賛同し、世界の33社とともにリーダーシップ宣言に署名しました。以来、世界のリーダー企業の一員として、生物多様性問題に積極的に取り組んでいます。



## 赤道原則への署名

赤道原則は、プロジェクトファイナンスなどの融資の実施にあたって、そのプロジェクトが自然環境や地域社会に及ぼす影響に十分な配慮をすることを確認するための民間金融機関の国際的ガイドラインです。三井住友信託銀行は2016年2月に赤道原則に署名しました。



## 責任銀行原則(PRB)への署名

「責任銀行原則」は、銀行業務を、SDGsや気候変動に関するパリ協定に示されている人権問題や温暖化対策などの社会的な目標に則したものにすることを目的に策定されたものです。2019年9月、三井住友トラスト・ホールディングスは、SDGsおよびパリ協定との整合性をもって戦略的に事業を行うため最大限に努力することを表明し、責任銀行原則の発足署名機関となりました(12頁参照)。



## 自然資本ファイナンス・アライアンス(旧:自然資本宣言)

当グループは、2012年6月に国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「自然資本宣言(The Natural Capital Declaration)」に署名しました。なお、自然資本宣言は「自然資本ファイナンス・アライアンス(Natural Capital Finance Alliance)」と組織を発展的に改組して取り組みを拡大していきます(41頁参照)。



## TCFD

FSB(金融安定理事会)は、気候変動を金融に対するリスクとして認識し、2017年6月に気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言を公表し、より一層透明性の高い気候変動関連の情報開示を要請しています。三井住友トラスト・ホールディングスは、このTCFD提言を支持し提言に基づいた情報開示に取り組んでいます(27頁参照)。



## COLTEMへの参画

三井住友信託銀行は、文部科学省傘下の科学技術振興機構が助成するCOLTEM(高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなくサポートする法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点)に参画し、認知症の方の意思決定を支援し、金融取引や財産管理を円滑に行う仕組み作りに貢献しています。



## Climate Action 100+への署名

「Climate Action 100+」は、2017年12月から5年間にわたって実施される、温暖化に与える影響が大きいと考えられる企業に対する協働エンゲージメントです。この活動は、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures)を基に行われ、温室効果ガス排出量の多い100社超を世界中からリストアップし、PRIやCeresなどの署名機関と協働でエンゲージメントを行って情報開示を求めるものです。当社は、アジア・太平洋地域を担当してエンゲージメントを実施します。



## AIGCCへの署名

AIGCC (Asia Investor Group on Climate Change) は、気候変動に関するアジアの投資家団体であり、アジアのアセットオーナーと金融機関に気候変動と低炭素投資に関するリスクと機会についての認知を創出するためのイニシアティブです。SMTAMはAIGCCを通じたエンゲージメントに積極的に参加しています。



## FAIRRへの署名

SMTAMは主に水産・畜産業に取り組むエンゲージメント団体であるFAIRR (Farm Animal Investment Risk & Return) に加入し、同団体が現在展開している協働エンゲージメントプログラムである“Sustainable protein supply chains” (持続可能な蛋白質サプライチェーン) に参加しています。対象企業に対し水産・畜産物からなる製品の重大なESGリスクおよび機会への意識を高めさせ、企業活動の改善につなげることで、SMTAMのエンゲージメント活動のグローバル化、およびそれによる知見獲得とプレゼンス確保を目指しています。



## 30%コアリション(米国)・30%Club(英国)・30%Club Japanへの署名

企業の取締役会のダイバーシティを高めるよう活動する投資家ネットワークです。SMTAMは米国(30%コアリション)と英国(30%Clubインベスターグループ)にそれぞれに署名して、活動してきました。加えて2019年5月、30%Club Japanインベスターグループの創設と同時に署名し、国内での活動を開始しました。



## CDPへの署名

CDPは、気候変動などの環境問題に取り組む国際NGOで2000年に設立された「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト」が前身です。このプロジェクトは主要国の時価総額の上位企業に対して、毎年質問票を送付しており、企業側からの回答率も年々高まっています。質問票への回答は基本的には公開され、取り組み内容に応じたスコアリングが世界に公表されており企業価値を測る一つの重要指標となりつつあります。



## Ceresへの署名

セリーズ(Ceres: Coalition for Environmentally Responsible Economies)は、地球温暖化などの環境問題に関する企業の取り組みを推進するNGOです。組織名称は「環境に責任を持つ経済のための連合」です。主に北米を中心に150の機関投資家が参加する投資家ネットワークでエンゲージメントに積極的に取り組んでいます。



## Access to Medicineへの署名

Access to Medicineは、欧米の主要な運用機関・アセットオーナーが署名する協働団体です。グローバル大手製薬会社に対し、発展途上国における医療サービスに関する認識を高め、医薬品アクセス向上を求める活動を行います。SMTAMは、グローバル製薬会社に対するエンゲージメント強化を図っています。



## Investor Agendaへの署名

Investor Agendaは、PRI、CDP、Ceresに署名する運用機関(約480団体・機関)が2018年2月に設立した、気候変動に関して行動する低炭素推進機関投資家イニシアティブです。投資、企業エンゲージメント、投資家の情報開示、政策提言について協働・連携することを目的としています。SMTAMは2019年6月、大阪で開催されたG20における「主要国政府に気候変動への迅速な対応を求める政策提言」を契機に署名しました。この枠組みを通じ、パリ協定で合意した内容の実行を各国政府に提言していきます。







#### サステナビリティ方針4

# 環境問題への 取り組み

- 私たちは、SDGsとパリ協定の目標達成に向けた取り組みを加速させます。
- 脱炭素社会や生物多様性を育む自然共生社会、循環型社会の構築を目指し、さまざまなステークホルダーとの連携を図り、本業を通じてこれらを阻害する問題の解決に取り組みます。
- 私たちは、省エネルギー・省資源等、自らの企業活動によって生じる直接的な環境負荷の低減に取り組みます。



# 環境負荷低減に向けた取り組み

当グループは、環境マネジメントシステムの運用を通じ、SDGsの関連テーマに関し事業活動に伴う負の影響を抑制しています。



当グループは、事業活動に伴うエネルギー、紙などの使用による資源の消費とCO<sub>2</sub>や廃棄物の排出を通じて自然資本・環境に対して影響を及ぼしており、当グループの事業活動から発生する環境負荷の削減に努め、社会に対するマイナスの影響を低減させることが重要課題と認識しています。また、当グループは投融資先の環境・社会への配慮を投融資の意思決定に組み込んでいます。事業活動に直接起因する環境負荷を削減する取り組みと投融資先から間接的に発生する環境負荷を削減する取り組みの双方を推進し、社会全体での環境負荷の低減を実現することを目指しています。

SDGsでは多数の環境問題に関する目標、ターゲットが設定されています。SDGsの17の目標と関連して当グ

ループの事業活動に起因する環境問題への対応として取り組んでいる活動は、紙ごみをはじめとする一般廃棄物やPCBなど化学物質を含む廃棄物の削減と適正な管理・リサイクル・処分（目標3）、効率的な水の利用（目標6）、2013年以降に新規開設した4店舗における太陽光発電による再生可能エネルギーの利用（目標7）、本店ビルにおける建築物環境性能表示制度CASBEE-不動産の認証取得（目標11）、原材料となる熱帯雨林の伐採における環境・人権に配慮した紙のCSR調達（目標12および目標15）、電力使用量の削減を主とする省エネルギー活動（目標13）などです。なお、三井住友信託銀行では、毎年環境マネジメントをテーマとしたeラーニングを全社員向けに実施し、理解の向上を図っています。

## 三井住友トラスト・ホールディングス環境方針

### 1. 商品・サービスの提供

私たちは、「地球環境の保全」、「持続可能な社会の実現」に貢献する商品・サービスのお客様への提供を通じ、社会全体の環境リスクの低減・環境価値の向上に取り組めます。

### 2. 環境負荷の低減

私たちは、事業活動に伴う資源の消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源、資源循環の取り組みを通じ、環境保全・持続可能な社会の実現に努めます。

### 3. 汚染の予防

私たちは、環境に関する対応の継続的な検証と改善に努め、汚染の予防に取り組めます。

### 4. 法令等遵守

私たちは、環境保全に関連する諸法令・規則及び各種協定を遵守します。

### 5. モニタリング

私たちは、環境に関する短期、中長期の目標を設定し、定期的に見直しを行い、取り組みの継続的な改善に努めます。

### 6. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本方針の徹底と環境教育に努めます。

### 7. 情報公開

私たちは、本方針を一般に公開し、社外とのコミュニケーションを通じた環境保全活動の推進に努めます。

※気候変動対応行動指針（25頁参照）、生物多様性保全行動指針（41頁参照）は、本環境方針を踏まえた具体的な行動指針として定めています。

## 1. 事業活動に起因する環境負荷削減の取り組み

### 業務効率化の枠組みと一体化した環境マネジメントシステムの運用



当グループは、業務活動から生じる環境負荷削減の取り組みを業務効率化推進の枠組みのもとで展開する環境マネジメントシステムを運用しています。時間(労働生産性)、物品(資源生産性)、経費(資金効率性)に関して、共通の活動を通じて「業務効率化」「環境負荷削減」「経費削減」を同時達成することを目的としています。主たる活動を業務フローの見直しや残業時間削減のシフト変更などの業務効率化を目指す活動におき、それに付随する形で、紙の使用量の削減、残業時間帯の照明や空調の使用に伴う電力使用量の

削減といった効果が得られる運用を目指しています。

環境負荷削減の対象項目は①電力使用量(CO<sub>2</sub>排出量)削減、②紙使用量の削減、③廃棄物発生量の削減、④グリーン購入(CSR調達)の4項目としています。業務効率化の推進は全店部で実施しており、全店部で環境負荷削減の意識付けを図っています。当社単独の取り組みでは解決が難しい問題では、サプライヤーに素材の変更を依頼するなどCSR調達におけるサプライチェーンマネジメントでの対応を推進しています。

### 業務効率化、環境負荷削減、経費削減の同時達成の取り組み事例

| 取り組み事例                             | 業務効率化の効果                            | 経費削減の効果                         | 環境負荷削減の効果                     |
|------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 会議のペーパーレス化                         | コピー作成、資料差し替え等の業務負担軽減および時間削減。情報漏洩防止。 | 紙購入代金の削減、廃棄物処理費用の削減。            | 紙使用量削減による森林資源保全、廃棄物削減による環境保全。 |
| 時間外削減のための業務平準化、時間管理(定時退社励行、早帰り日設定) | 時間外削減を通じ捻出したオフ時間での自発的活動。            | 時間外人件費の削減。時間外照明・空調使用等による電気代の削減。 | 電力使用量削減による地球温暖化防止効果。          |

### 大規模拠点ビルにおける環境負荷削減の状況(2018年度実績)

|      | 紙使用量   |      | 電力使用量  |      | 廃棄物発生量 |      | グリーン購入比率 |
|------|--------|------|--------|------|--------|------|----------|
|      | 千枚     | 前年度比 | 千kWh   | 前年度比 | t      | 前年度比 |          |
| 本店ビル | 59,237 | ▲6%  | 6,123  | ▲1%  | 551    | 4%   | 86%      |
| 府中ビル | 13,667 | 3%   | 20,135 | ▲1%  | 91     | ▲6%  |          |
| 千里ビル | 7,458  | 6%   | 7,248  | ±0%  | 158    | 1%   |          |
| 芝ビル  | 18,401 | ▲5%  | 5,074  | ▲1%  | 188    | ▲2%  |          |

### 事業活動に伴うエネルギー使用量およびCO<sub>2</sub>排出量削減の取り組み



当グループでは、事業活動に投入する電力、ガスなどのインプットと、事業活動から排出されるCO<sub>2</sub>のアウトプットの双方の環境負荷削減に努めています。三井住友信託銀行は省エネ法の適用を受けており、全国の全ての拠点におけるエネルギー使用量、CO<sub>2</sub>排出量を共通のシステムを活用して集計しています。2018年度における国内全拠点での電力使用量は56百万kWhと前年度の60百万kWhから7.3%削減しました。都市ガス使用量は1.8百万m<sup>3</sup>と前年度比6.4%削減しました。2014年度以降の直近の5年間を通して、事業に投入する総エネルギー使用量は毎年着実に減少し、5年間で24.5%の削減となっています。これらは、大規模拠点による省エネの促進や店舗の統廃合による効果によるものです。当グループの施設で最も電力使用量の多い時間外の空調使用を社員の退出に厳格に合わせるなどの運用の徹底を推進し、各部署に対して運用上の集計データをフィードバックすることで意識付けと実践の周知徹底を図り大きな成果を得ています。

地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>の排出に関しては、2018年度の年間排出量を33,504t-CO<sub>2</sub>とし、ピークであった2013年度の50,605t-CO<sub>2</sub>と比較して33.8%削減しています。scope1排出量、scope2排出量ともに2014年度比21.8%、32.8%と大幅に削減しています。大規模拠点ビルの廃止や店舗の統廃合によって総床面積が大きく減少していますが、2018年度における床面積当たりの排出量原単位は0.090t-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>と2014年度比18.9%の削減を達成しています。

また、三井住友信託銀行の東京都内の大規模拠点は、東京都環境確保条例によるCO<sub>2</sub>排出量削減義務を負っており、単年度単位で着実に排出量を削減しています。第一計画期間(2010年度から2014年度)の5年間における削減義務以上の超過削減量として獲得した47,540t-CO<sub>2</sub>の排出権は、第二計画期間に繰り越しています。第二計画期間(2015年度から2019年度)についても、排出権を使用せずに目標を達成できる見込みです。



## エネルギー使用量とCO<sub>2</sub>排出量の推移(国内拠点)

| エネルギー使用            |                                   | 2014年度  | 2015年度  | 2016年度  | 2017年度  | 2018年度  |
|--------------------|-----------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総エネルギー使用量(熱量)      | GJ                                | 913,437 | 846,829 | 801,370 | 736,011 | 688,949 |
| 総エネルギー使用量(原油換算)    | kℓ                                | 23,566  | 21,848  | 20,675  | 18,989  | 17,774  |
| エネルギー使用原単位         | kℓ/m <sup>2</sup>                 | 0.053   | 0.051   | 0.049   | 0.047   | 0.048   |
| 電力                 | 千kWh                              | 76,768  | 71,206  | 66,742  | 60,444  | 56,003  |
| 都市ガス               | 千m <sup>3</sup>                   | 2,398   | 2,153   | 2,107   | 1,996   | 1,869   |
| CO <sub>2</sub> 排出 |                                   | 2014年度  | 2015年度  | 2016年度  | 2017年度  | 2018年度  |
| 温室効果ガス排出量          | t-CO <sub>2</sub>                 | 48,918  | 43,816  | 40,833  | 37,068  | 33,504  |
| 調整後温室効果ガス排出量       | t-CO <sub>2</sub>                 | 48,426  | 43,470  | 40,393  | 36,240  | 32,864  |
| 排出量原単位             | t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> | 0.111   | 0.103   | 0.098   | 0.093   | 0.090   |
| 排出量原単位(調整後)        | t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> | 0.110   | 0.102   | 0.097   | 0.091   | 0.088   |
| scope1排出量          | t-CO <sub>2</sub>                 | 5,577   | 5,002   | 4,907   | 4,575   | 4,362   |
| scope2排出量          | t-CO <sub>2</sub>                 | 43,340  | 38,813  | 35,925  | 32,493  | 29,142  |

算定範囲:省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)の対象となる三井住友信託銀行の国内の施設。一部の施設には三井住友トラスト・アセットマネジメントを含むグループ会社も入居。  
算定方法:省エネ法の算定方法に準拠して算定。  
(四捨五入の関係で合計値が一致しない場合があります)

## 東京都環境確保条例の対象拠点のCO<sub>2</sub>排出量の推移

|                     |                   | 第二計画期間 |        |        |        |
|---------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|
|                     |                   | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
| 基準排出量               | t-CO <sub>2</sub> | 51,733 | 52,511 | 41,123 | 41,123 |
| 排出上限量               | t-CO <sub>2</sub> | 44,402 | 45,048 | 35,595 | 35,595 |
| 削減義務量               | t-CO <sub>2</sub> | 7,331  | 7,463  | 5,528  | 5,528  |
| CO <sub>2</sub> 排出量 | t-CO <sub>2</sub> | 31,735 | 30,550 | 24,926 | 24,806 |
| 排出削減量               | t-CO <sub>2</sub> | 19,998 | 21,961 | 16,197 | 16,317 |
| 超過削減量               | t-CO <sub>2</sub> | 12,667 | 14,498 | 10,669 | 10,789 |

東京都環境確保条例の「温室効果ガス排出量削減義務と排出量取引制度」による排出量削減義務を負う三井住友信託銀行の4拠点(府中ビル、芝ビル、調布ビル、目黒ビル)及び本店ビルの削減状況。調布ビル、目黒ビルは2017年度より廃止に伴い算定対象外となっています。削減義務率は本店ビルが6%、その他の拠点は17%。本店ビルは共同ビルで、区分所有者ごとの義務率は定めていません。第一計画期間(2010年度から2014年度)において獲得した超過削減量47,540t-CO<sub>2</sub>はすべて第二計画期間に繰り越しています。排出量は第三者検証機関による検証を受けています。

## その他の環境負荷削減の取り組み

紙の使用量については、2018年度は706tと前年度比32t(4.3%)減少しました。今後も業務効率化活動を推進し、紙使用量の削減に努めます。アウトプット項目では、紙ごみの排出量は前年度並み、リサイクル率は100%を維持しています。紙ごみ以外のその他の廃棄物は289tと前年度比微増に抑えることができ、リサイクル率も47%と直近5年

間で最も高い値となりました。今後も総廃棄物発生量の削減やリサイクルによる有効利用に努めていきます。また、引き続きPCB特別措置法やフロン排出抑制法などによって事業者課せられる機器や化学物質の適正な管理・処分に努めます。

## 紙、水の使用、廃棄物排出、リサイクルに関するパフォーマンス

|           |                 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|-----------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 紙投入量      | t               | 861    | 726    | 712    | 738    | 706    |
| うち再生紙     | t               | 508    | 526    | 596    | 566    | 568    |
| 水使用量      | 千m <sup>3</sup> | 178    | 166    | 166    | 139    | 127    |
| 廃棄物等総排出量  | t               | 1,646  | 1,347  | 1,756  | 1,332  | 1,304  |
| 紙排出量      | t               | 1,057  | 946    | 1,280  | 1,050  | 1,025  |
| うち再生利用量   | t               | 1,018  | 930    | 1,280  | 1,050  | 1,025  |
| リサイクル率    | %               | 96     | 98     | 100    | 100    | 100    |
| その他廃棄物排出量 | t               | 589    | 401    | 477    | 282    | 289    |
| うち再利用量    | t               | 142    | 124    | 132    | 115    | 137    |
| リサイクル率    | %               | 24     | 31     | 28     | 41     | 47     |

集計範囲:拠点ビル(水使用量は一部支店を除く)





## 2. グループ会社での環境負荷削減の取り組み

日興アセットマネジメントは、1999年に日本で初めてとなるエコファンドのご提供を開始して以来、環境配慮型の投資信託をお客さまにご提供すると同時に、企業としても環境に配慮した活動や社員による社会貢献活動に積極的に取り組んできました。環境負荷の削減に関しては、コピー用紙の使用量削減、省電力、CO<sub>2</sub>排出量削減、グリーン調達に努めています。

日興アセットマネジメントは、2018年度におけるCO<sub>2</sub>排出量に関して「カーボン・ニュートラル」を達成しました。日本、シンガポール、シドニー、メルボルン、オークランド、ニューヨークおよびロンドンのグローバルの各拠点におけるCO<sub>2</sub>排出量を財務・出張（渡航）データをもとに算定し、カーボン・オフセット・プログラムに参加することで排出量同等の削減に貢献することによって実現しました。プロジェクトの資金は、インドにおけるエネルギー源の多様化と持続可能な成長を目指す太陽光発電関連事業に活用され、国連のSDGs（持続可能な開発目標）の一つである「13 気候変動に具体的な対策を」へのコミットメントを果たします。また、当地における持続可能な雇用や医療・衛

生の改善、地域社会における教育に貢献し、SDGsのさまざまな目標に貢献することができます。

2018年度は、主に夏季の時期における残業時等の個別空調稼働時間が増加したことにより電力使用量が35 kWh増加しました。社内の働き方改革への取り組みを強化すべく、2018年9月に社内横断的に運営するワーキンググループを立ち上げ、取り組みの一環で各会議室にモニターを設置し、資料を印刷せず画面に投影する等会議の進行を変更したことにより、一人当たりのコピー用紙購入量が前年度比▲9.5%と大きく減少させることができました。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、電力使用量の削減、コピー用紙使用量の削減、ガソリン使用量の削減に取り組んでいます。フリーアドレスの導入、パソコンやプロジェクターのネットワーク化でオフィスのコンパクト化を実現し、ペーパーレス会議、ワークフローによる電子決裁化、残業時間の削減により、電力使用量とコピー用紙使用量の削減に取り組んでいます。2018年度における電力使用量およびコピー用紙使用量は、前年度比それぞれ、0.2%、0.3%とわずかながら増加しており、今後はさらに削減の取り組みを継続します。

また、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、営業活動における社用車利用から公共交通機関利用への切り替えを推進し、営業活動におけるCO<sub>2</sub>排出量削減に努めてきました。2018年4月に社員の健康管理と安全確保および営業活動の効率化を目的として「業務用車両利用に関するガイドライン」を制定しました。長距離運転を削減することによる運転者の疲労軽減と交通事故抑止、移動時間の有効活用と合わせて、営業車両からのCO<sub>2</sub>排出量削減といった社会（健康、安全）と環境の目的を同時に達成しようとするものです。レール&レンタカーの活用を励行することによって、自社の営業車両のガソリン使用量を前年度比▲27.7 kℓ（23.7%）と大幅に削減することができました。この削減量はCO<sub>2</sub>排出量に換算すると約64.2t-CO<sub>2</sub>に相当します。



### 日興アセットマネジメントの三つの環境方針

#### グリーンインバスターの拡大

社会的責任投資（SRI）ファンドによる資金の流れは、環境保全に大きな意義を持つことから、これらの投資家（グリーンインバスター）の拡大に取り組みます。

#### 省エネルギー・省資源等のオフィス活動の推進

オフィスの省エネルギー・省資源、廃棄物のリサイクルの促進やグリーン購入の拡大に取り組めます。また、環境に関する法規制その他の要求事項を遵守し、環境汚染の予防を図ります。

#### 情報開示（ディスクロージャー）の充実

環境に関する情報開示（ディスクロージャー）の社会的システムとしての定着と充実環境保全の観点から極めて重要との認識のもとに、環境方針をはじめとする日興アセットマネジメントの環境への取り組みについて、積極的に公開し、情報開示の充実に努めます。

### 日興アセットマネジメントの環境パフォーマンス

|                     |                   | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 前年度比  |
|---------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 電力使用量               | 千kWh              | 1,026  | 1,071  | 1,029  | 1,057  | 1,092  | 3.3%  |
| 総エネルギー使用量           | GJ                | 13,317 | 14,022 | 13,441 | 13,807 | 15,191 | 10.0% |
| CO <sub>2</sub> 排出量 | t-CO <sub>2</sub> | 508    | 510    | 537    | 530    | 517    | ▲2.5% |
| 一人当たりコピー用紙購買量       | 枚                 | 627    | 672    | 614    | 548    | 496    | ▲9.5% |
| 文房具グリーン購入比率         | %                 | 59.6   | 50.6   | 65.0   | 58.8   | 54.5   | ▲7.3% |

対象範囲：本社ビル（ミッドタウン）

CO<sub>2</sub>排出量：東京都環境確保条例の特定温室効果ガス排出量の計算式による（排出係数は2014年度と同一）

## 三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの環境パフォーマンス

|          |      | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 前年度比   |
|----------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 電力使用量    | 千kWh | 1,219  | 1,007  | 1,008  | 982    | 984    | 0.2%   |
| ガソリン使用量  | kl   | 140    | 127    | 118    | 117    | 89     | ▲23.7% |
| コピー用紙使用量 | 千枚   | 16,788 | 16,590 | 17,464 | 17,508 | 17,567 | 0.3%   |

## 3. 中長期目標



当グループ全体での取り組みを強化することを目的として、CO<sub>2</sub>排出量削減と循環型社会形成に関して環境マネジメントの中長期目標を設定しています。電力使用量の削減に関しては、全国銀行協会が設定した延べ床面積当たりの電力使用量の削減目標に関して、2018年度時点で2009年度比▲29.1%と大幅に削減していますが、引き続き削減

に努めていきます。三井住友信託銀行では、2030年度以降の長期目標に関しては、国のエネルギー基本計画を考慮しつつも、パリ協定の目標達成に向けた独自の目標を設定する予定です。循環型社会の形成の推進のため、コピー用紙に関しては引き続き古紙100%の再生紙の購入に努めます。

## 三井住友信託銀行環境中長期目標

|                                |                                                                 |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| CO <sub>2</sub> 削減<br>(電力使用削減) | 2020年度における電力使用原単位(電力使用量/延べ床面積)を2009年度比で10.5%減とする。<br>(三井住友信託銀行) |
| 循環型社会形成<br>(廃棄物)               | 2020年度における再生紙および環境配慮型用紙購入率を75%以上とする。<br>(本店、芝、府中、千里の各拠点)        |

## 電力使用原単位に関する環境中長期目標の達成状況

|                              |                                   | 2009年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|------------------------------|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 電力使用原単位                      | kWh/m <sup>2</sup>                | 213.31 | 168.14 | 161.06 | 152.60 | 151.32 |
|                              | 2009年度比                           | —      | ▲21.2% | ▲24.5% | ▲28.5% | ▲29.1% |
| 電力使用起源CO <sub>2</sub> 排出量原単位 | t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> | 0.087  | 0.086  | 0.081  | 0.076  | 0.072  |
|                              | 2009年度比                           | —      | ▲1.1%  | ▲6.9%  | ▲12.7% | ▲17.1% |

2009年度は経営統合前の各行の合計より算出

## 4. サプライチェーンでの取り組みの強化と金融エコシステム



三井住友トラスト・グループでは、環境・社会に配慮した物品・サービスを優先的に購入することを定めたCSR調達方針を制定し、グループ会社も含めたCSR調達を推進しています。サプライヤーにも協力を求めながら、CSR調達の対象とする品目の拡大を推進しています(CSR調達方針については132頁参照)。三井住友信託銀行では、社内で使用する文房具、備品などの購入にあたっては、グリーン購入対象商品をはじめ、省エネ型商品等環境に配慮した商品を優先して購入することとしています。また、資源枯渇対策、熱帯雨林の違法伐採の防止、海洋等の汚染防止の観点からの取り組みを推進していきます。

CSR調達を社会で大きく発展させるためには、単に製品やサービスを購入するだけでなく、環境・社会に配慮した製品、サービスを提供するサプライヤーに対する金融のサポートを充実させる必要があります。当グループにて使用する電力を再生可能エネルギーに切り替えるため、発電事業者、電力小売事業者に対するファイナンスと共同事業を推進していきます。また、サプライチェーン全体を金融機関が共同して支援する「金融エコシステム」の構築を目指しています。地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫その他金融機関との連携を目指した意見交換を進めています。





## サステナビリティ方針5

# 個人の尊重

- 私たちは、あらゆる企業活動において、個人の人権、多様な価値観を尊重し、不当な差別行為を排除します。
- 私たちは、安全で快適な職場環境を実現するとともに、社員それぞれの多様な働き方を尊重し、ワークライフバランスの実現に努めます。
- 私たちは、社員の能力開発に取り組むとともに、心とからだの健康づくりに努めます。



## 企業価値向上のための人的資本の高度化

### 人材戦略

当グループは行動規範(バリュー)において、「信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮」することを謳っています。企業価値の向上とステークホルダーへ提供する価値の最大化を図る上で人的資本の高度化は不

可欠です。

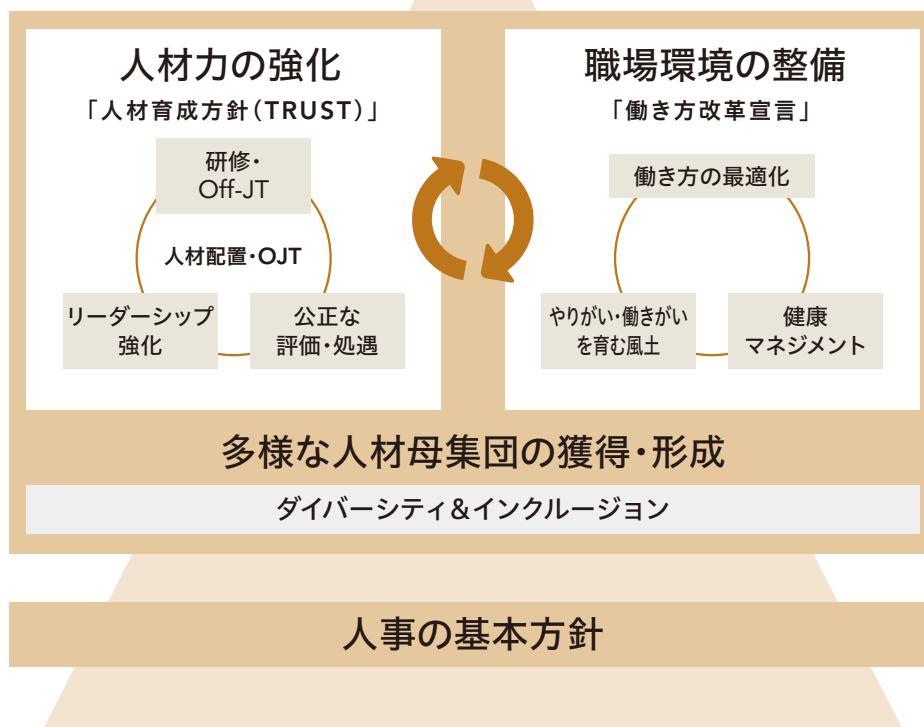
当グループは、個別の人事施策を機能別に分類し、各機能が相互にシナジーを働かせながら人的資本の高度化につながるプロセスを長期投資家の視点を交えながら整理し、情報開示の拡充にもつなげています。

#### 人事制度 運営理念

1. 幅広い分野における創造性発揮、付加価値の創出に向けて、個々人の多様性を尊重し、主体的な取り組みを促していく。
2. 信託銀行としての専門性と総合力を高めるために、社員の切磋琢磨と自律的成長を促していく。
3. 個々人の持てる力を最大限に生かすために、能力に応じた適材適所の配置を進めていく。
4. 個々人が自己実現と会社貢献に意欲とやりがいを持てるように、能力・役割・成果に応じた公平・公正な評価・処遇を行っていく。

### 企業価値向上

### 人的資本の高度化



#### 人事の基本方針

個々人の多様性と創造性が組織の付加価値として存分に生かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供するとともに、高度な専門性と総合力を駆使してトータルなソリューションをご提供できる人材集団を形成し、その活躍を推進します。

D&amp;I:ダイバーシティ&amp;インクルージョン



## 2. 女性活躍推進の取り組み

当グループは、「個々人の持てる力を最大限に生かすために、能力に応じた適材適所の配置を進めていく企業」として、性別にかかわらず能力本位で管理職に登用しています。

三井住友信託銀行では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画として、2020年3月末までに課長級以上を300名※とする目標を策定、「人材育成No.1」を目指し、女性のマネジメント登用を見据えたさまざまな研修や配置を幅広く行い、成長の機会を提供しています。

※2019年10月1日に課長級以上(役員含む)357名と前倒しで達成。同日現在、三井住友トラスト・ホールディングスに女性の取締役が1名いるほか、三井住友信託銀行には女性の取締役が2名、執行役員が2名います。

### 女性の管理職登用を意識した人材育成

#### 女性の着実なキャリア形成を支援

三井住友信託銀行では、女性社員のキャリア形成にとってターニングポイントとなるタイミングにあわせ、主体的なキャリア形成を考える機会提供とネットワーク構築を目的とした研修を、係長級登用前、係長級登用時、課長級登用前にきめ細やかに実施しています。2019年度は、転居を伴う勤務地変更のないAコース社員のキャリア支援を拡充させるべく、係長級の一步手前の研修内容について大幅な見直しを行い、外部講師や先輩社員の講話を参考に、自らの中長期的なキャリアを自律的に考えるカリキュラムとしました。ライフイベントによる影響を受けやすい女性社員の悩みに寄り添い、人生設計の一環としてキャリアをデザインする機会を早期に提供する取り組みを行っています(コース体系については149頁参照)。

### 役員・マネジメント層への研修

女性が活躍する職場環境を整えるため、三井住友信託銀行では全国の次長クラスが集まる会議においてアンコンシャス・バイアスの講演会を実施し、女性社員が活躍する上で鍵となるマネジメント側の意識変革を推進しています。経営企画部、人事部、業務管理部の統括役員が参加するダイバーシティ&インクルージョン推進委員会では、

### 三井住友信託銀行の女性管理職人数

|      | 2017年<br>3月末 | 2018年<br>3月末      | 2019年<br>3月末      | 2019年<br>9月末      |
|------|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 取締役  | 1人           | 0人<br>(0%)        | 0人<br>(0%)        | 2人<br>(10.0%)     |
| 執行役員 | 0人           | 2人<br>(4.3%)      | 2人<br>(4.2%)      | 2人<br>(3.8%)      |
| 部長級  | 14人          | 16人<br>(2.6%)     | 21人<br>(3.3%)     | 21人<br>(3.3%)     |
| 課長級  | 232人         | 245人<br>(11.9%)   | 261人<br>(13.2%)   | 264人<br>(13.5%)   |
| 係長級  | 1,069人       | 1,108人<br>(32.7%) | 1,141人<br>(34.1%) | 1,138人<br>(34.5%) |

※カッコ内は女性比率です。

※2019年9月末現在、三井住友トラスト・ホールディングスには、女性の社外取締役が1名います。

### 社外ネットワークの活用と役員との対話

異業種交流による視野の拡大や自分のキャリアを客観的に見つめ直す機会として、他社との共同イベントへの派遣を行っています。女性社員の育成には役員も積極的に関わり、役員と直接対話し経営の視点や女性社員への期待事項を伝える役員ゼミを実施しています。役員ゼミの中には、育児中の女性社員も参加しやすいランチタイムに行うなどの工夫をしているものもあり、女性社員の成長に資するようさまざまな機会を提供しています。



若手社員やグループ会社の女性マネージャー、他社でダイバーシティ推進経験のある社外有識者などから、女性活躍についてそれぞれの立場から提言を行う場を設けるなど、役員のダイバーシティ&インクルージョンへの理解を深める取り組みも行っています。

### 3. 両立支援への取り組み

#### ライフイベントに左右されないキャリア形成の支援

##### 勤務地変更と海外転勤帯同休職制度

三井住友信託銀行では、転居を伴う勤務地変更のないAコース社員が配偶者の転勤などの際に勤務地を変更できる制度を2016年度に導入しました。さらに、2017年7月から、配偶者（社内、社外問わず）の海外転勤に帯同する社員について、休職を認めることとしました。性別を問わず、申請可能です。家庭環境に大きな負荷がかかる配偶者の海外転勤の際に、「仕事」か「家庭」か、の2択以外の選択肢を会社として提供し、自律的なキャリア形成を支援したいという思いか

##### 利用者実績

2019年3月末現在の  
国内の勤務地変更

102名

2019年3月末現在の  
海外転勤帯同休職制度

12名

らこの制度が生まれました。国内の勤務地変更、海外転勤帯同休職制度、いずれも活用され、ライフイベントに左右されないキャリア継続の取り組みが進んでいます。

#### ワークとライフの調和

働き方改革宣言（154頁参照）の中のテーマの一つ、「多様な働き方とワークライフバランスの実現」の取り組みとして、三井住友信託銀行では、男性社員の育児休業取得率100%を目標としました。男性社員が家庭機能の一部を担うことを当然と考える風土の醸成や、会社以外の場所での新たな気付き、社会の変化を感じるきっかけづくりとして、全社で推進し、2017年度に100%を達成しました。

目標達成後も、引き続き、風土として定着を図るため推進活動を継続しています。

また、今後増加が見込まれる介護と仕事の両立について、社員の理解を深めるため、従業員組合と共催で、全国の社員が参加しやすいオンラインの介護ウェブセミナーを実施、そこではチャット機能を利用した介護社員同士の情報交換なども行われました。そのほか、マネジメント向けに、介護をする部下との円滑なコミュニケーションなどを学ぶセミナーを開催しました。

### 4. グローバル社員の活躍推進

三井住友信託銀行では、海外支店または海外現地法人に勤務するナショナル・スタッフを対象に、研修を毎年開催しています。研修は、三井住友トラスト・グループおよび業務理解の深化、参加者同士およびビジネスラインとのネットワーク強化等を目的に、経営戦略講義とディスカッション、日本のビジネス文化や歴史、各事業概要などに関する講義を行っています。

また、日本に配属された海外採用新入社員との円滑なコ

ミュニケーション促進を図るため、新入社員が配属された部署の上司などを対象とした、異文化コミュニケーション研修を実施しました。日本と他国の文化・習慣の違いを比較し、多様な文化（価値観・習慣など）があることを知り、仕事上で起こりやすい異文化間の誤解やトラブルを回避するためのコミュニケーションスタイルを浸透させる取り組みを行っています。

### 5. 障がい者の活躍推進

三井住友トラスト・グループでは、障がいのある人も、職場の一員としてやりがいを持って輝きながら働けることを目指しています。三井住友信託銀行では、お客さまと接する営業店や本部の事務業務など、障がいのある人が仲間として働く場所が増えています。また、働き出した後の悩みや要望などに応えるため、入社後の本人との面談にも力を入れています。面談から得た気付きを、ハード・ソフト両面から、より

働きやすい職場環境の整備などにつなげています。2019年9月1日時点の障がい者雇用率は2.24%となっています。

##### 障がい者雇用率

2019年9月末時点

2.24%

##### 障がい者在籍店部

2019年9月末時点

103店部

## 多様な人材母集団の獲得・形成

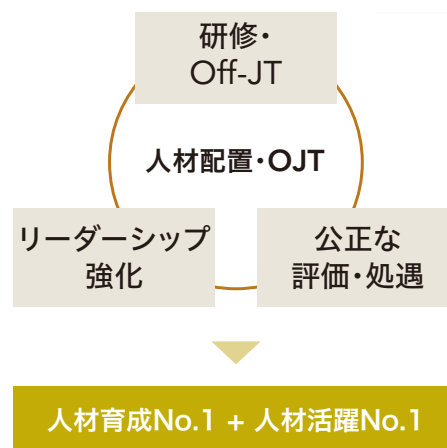
### 人材力の強化

#### 三井住友トラスト・グループ人材育成方針

当グループは、未来を創る社員の成長とキャリア形成に対して、「TRUST」で構成する育成精神に基づき、職場の環境整備と人材力の強化を推進します。

- Talent** ……才能(個性)が開花できる  
**Respect** ……一人一人を尊重する  
**Uniqueness** ……真のプロフェッショナルが育つ  
**Support** ……教え合い、支え合いをモットーとする  
**Try** ……日々の小さな挑戦を称える

当グループは、「信託(TRUST)の受託者精神」に基づき、成長した社員を通じて、お客さまに貢献し、ひいては持続的な社会の形成へ貢献していくことで、共通価値創造の最大化を図り、社会から選ばれる企業グループを目指します。



トータルなソリューションをご提供する人材集団をレベルアップする両輪(145頁参照)の一つである「人材力の強化」に向けて、「人材育成No.1金融グループ」を掲げて施策を進めてきましたが、デジタル化などによるビジネスモデルの変革スピードがますます高まる現在においては、グループ内でより具体的な指針を共有し推進を加速する必

要があります。そこで、2018年4月に当グループ共通の人材育成スローガンとなる「人材育成方針」を制定しました。

さらに、2019年度からは、この人材育成方針を通じて、若手からシニアまで、性別やコースにかかわらずあらゆる人材が活躍できる「人材活躍No.1金融グループ」を目指して各種施策に取り組んでいきます。

#### 自らのキャリアを主体的に選択するコース体系

三井住友信託銀行では、社員のキャリア形成を推進する「コース制」を導入しています。コースは、転居・転勤の有無や、対象とする業務などによってGコース・Rコース・Aコースの三つがあります。また、各コース社員を業務能力レ

ベルに応じて四つの職群にランクする全コース共通の枠組みを設け、年齢や性別に左右されない人事運営を推進しています。キャリア形成状況については、全社員が定期的に上司と面談し、評定とフィードバックを受けています。

| コース名称                                          | 転居転勤         | 対象業務   | 主に期待する役割                                                |
|------------------------------------------------|--------------|--------|---------------------------------------------------------|
| <b>Gコース</b><br>(General & Global)<br>全国転勤型     | あり           | 全業務    | ・部・営業店レベルの組織のリーダー<br>または<br>・各業務の高度なプロフェッショナル           |
| <b>Rコース</b><br>(Retail & Region)<br>対象業務・地域限定型 | 対象地域内※<br>あり | リテール業務 | ・リテール業務の部・営業店レベルの組織のリーダー<br>または<br>・リテール業務の高度なプロフェッショナル |
| <b>Aコース</b><br>(Area)<br>地域限定型                 | なし           | 全業務    | ・部・営業店のマネージャー<br>または<br>・各業務のプロフェッショナル                  |

※ 全国型、地域型(首都圏・近畿圏・中京圏)



## 鍛える人材配置とOJT※

当グループの人材育成はOJTを基本としています。併せて成長意欲を喚起し本人の持つ能力を最大限発揮できる配置も重視しています。三井住友信託銀行では、社員本人が、業務経験を通じて自身の業務適性を見極められるよう、入社後の一定期間内に複数業務領域を経験する人事異動を実施しています。また、「信託業務に関する高い専門知識」と「受託者精神への深い理解」を有する人材を養成する目的で、一定期間信託業務・商品・サービスに係る企

画・開発を担うセクションにて業務を習得する信託研修生制度などを推進しています。

※On-the-Job-Trainingの略：職場内での上司・先輩が、部下に日常の仕事を通じて、必要な知識・技能・仕事への取り組みなどを教育すること。



新入社員と育成担当者、店部長席とのコミュニケーションツール

## 優秀な人材の採用

優秀な人材の採用が、強靱な企業体質を構築する出発点であることはいうまでもありません。三井住友信託銀行の採用ホームページでは、人事制度の特徴をはじめ、「信託」の仕組みや意義、各事業の業務内容を分かりやすく説明しているほか、社員のインタビューを掲載するなど、当グループで働く人たちの等身大の姿に多く触れられるように工夫を凝らしています。また、法務などの専門人材の採用枠の設定や、デジタル関連業務・資産運用業務への初期配属などにより、信託銀行員としての専門性の発揮が期待できる人材の戦略的な獲得を実施しています。

2020年4月入社の新卒採用活動では、Webを活用してエントリーした人数が29,000人を超えており、厳選を重ねて採用者を決定します。

## 新卒採用者数

|        | 合計(男女計) | うち男性 | うち女性 |
|--------|---------|------|------|
| 2016年度 | 412人    | 168人 | 244人 |
| 2017年度 | 433人    | 179人 | 254人 |
| 2018年度 | 402人    | 178人 | 224人 |
| 2019年度 | 396人    | 153人 | 243人 |

## 公募制度

三井住友信託銀行では、社員の配置においては、社員自身による主体的・自律的なキャリア形成を推進するために、業務公募制度を設けています。これは、さまざまな部署が設定する公募枠にエントリーした希望者が人事部の選考を通過すれば、実際にその業務・事業の部署に異動できる制度です。

### 業務公募制度利用者数

2017年度 2018年度  
445人 → 494人

## グループ間の人材交流

三井住友トラスト・グループでは、連結経営強化、グループ全体での人材力強化の観点から、相互の人材の出向を推進しています。また、こうした円滑な人材交流ができるように、三井住友トラスト・キャリアパートナーズではグループ各社向けに研修を実施しています。



インターンシップの様子

## 配属における主体性の尊重

三井住友信託銀行では、新入社員の配属は、入社前に内定者一人ずつと面談し本人の適性を見極めて行います。他方、各自の主体性・意欲も重視しており、内定者が自ら希望する資格取得（年金アクチュアリー、不動産鑑定士）、当初配属業務（グローバルビジネスやデジタルトランスフォーメーション、資産運用・管理業務、マーケット業務等）にチャレンジする機会を提供し、信託銀行員としての早期の専門性の習得と専門人材の継続的な輩出に向けた取り組みを実施しています。

## 研修をはじめとしたOff-JT※の充実

当グループの人材育成・能力開発は、OJTを基本としていますが、併せて業務スキルやマネジメント能力などの向上を目的とした集合研修や、自己研さんを促すための自己啓発についても数多くの選択肢を整備しています。

その一つとして、当グループはSuMi-TRUSTユニバーシティを運営しています。これは、「信託らしい」「三井住友トラスト・グループならではの」独自の付加価値を発揮し、お客さまにトータルソリューションを迅速に提供する人材を育成することを目的とする、全社横断的なプログラムです。「学びの風土構築と自助自立する人材育成」を運営理念として、社員の能力伸長を支援する体制を整えています。

SuMiTRUSTユニバーシティは、社長が学長に、人事部統括役員と社外有識者が副学長に就任しており、運営に関するアドバイス等を一橋大学大学院からいただいています。

また、自ら学ぶ風土醸成の観点から、積極的にチャレンジングな環境で学ぶ意思のある社員を支援することを目的に、各種研修を提供する制度としてSuMiTRUSTアカデ

ミーを開催し、会社や雇用形態にかかわらずグループ全社員の学びの機会として提供しています。

### 各種研修

- 新入社員研修・階層別研修・業務別研修・語学研修（英語・中国語）経験や習熟度に応じて段階を分け、きめ細やかに対応

### Web Campus

- eラーニングをはじめとしたWebを活用した学習システム
- 遵守すべきルールや業務知識、ビジネススキルなどを全社員が学習

### 自己啓発支援

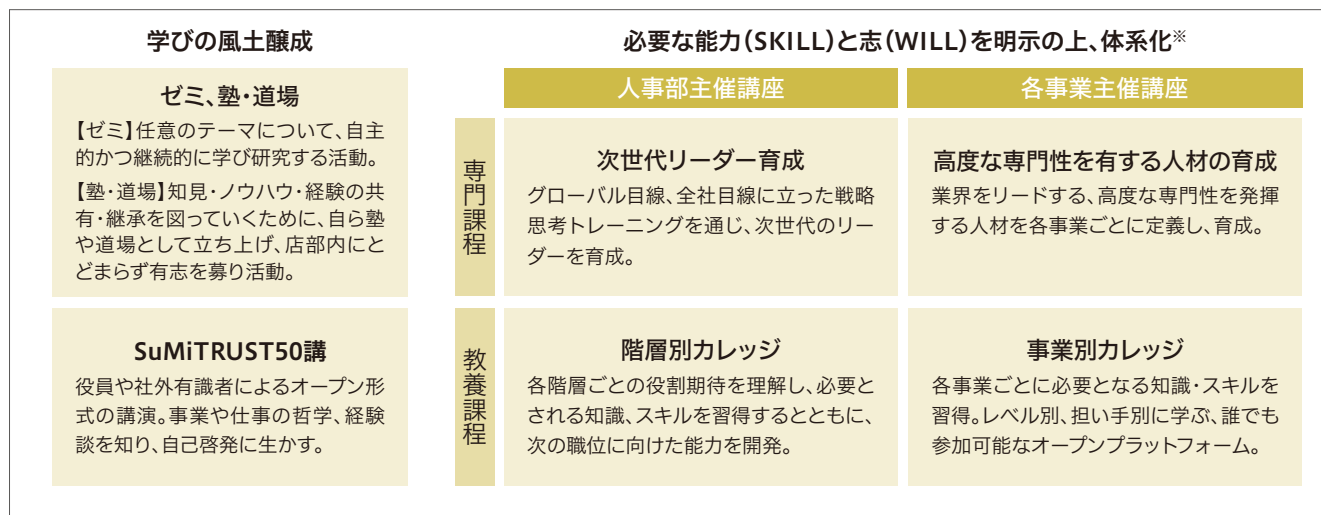
- 各種資格・検定試験の受験料援助、取得支援金交付、および特定図書支給

### 各種トレーニー制度

- 資格取得、語学トレーニー制度などの能力開発研修を実施
- 海外派遣研修、語学トレーニー制度（英語・中国語・タイ語）、業務トレーニー制度（ニューヨーク、ロンドン、上海、シンガポールなど）

※Off-the-Job-Trainingの略：講習会や研修などにより、OJTでは習得できない知識やスキルを教育すること

## SuMiTRUSTユニバーシティ概念図



※人事部が中心に運営する「階層別カレッジ」と、各事業が中心に運営する「事業別カレッジ」の2本柱とし、さらにこれらを、全員が受講する「教養課程」と、高度なスキル、専門知識を身に付けるための「専門課程」に整理、体系化することにより、カリキュラムを充実。

## リーダーシップの強化

### 次世代リーダーの養成

三井住友信託銀行は、一橋大学大学院との共同プログラム開発・運営により、次世代経営者候補の育成としてGL研修(Global Leader、次長・審議役層)、次世代リーダー候補育成としてSL研修(Strategic Leader、課長・主担当層)を実施しています。経営を担っていく上で必要と

なる価値観や一般教養(リベラルアーツ)、MBAの各要素を学び、各セッションや講義を通じて、最終的に経営への提言を行うというプログラムを実施しています。また、女性社員のリーダー育成については、役割が大きく変わる三段階で研修を実施し、マネジメントへのステップアップに備えています(147頁参照)。

これらの研修受講後には、登用や配置転換などで、研修での学びをさまざまな環境で実践する機会を与えるなどの運営も併せて実施しています。

また、三井と住友の歴史探訪、社外講師陣・留学生との交流などを通じて、三井住友トラスト・グループの起源および事業精神の再確認、視野の拡大、グローバル意識の醸成、社内外ネットワークの構築を目指しています。

## グローバル人材戦略

三井住友トラスト・グループでは、グローバルな視野を身につけ、国内外の各業務分野において活躍できる人材を継続的に輩出するために、日本からの海外への派遣社員を115人(2012年3月末)から231人(2019年3月末)に増員するとともに、日本で働く外国籍社員についても22人(2012年3月末)から49人(2019年3月末)に増員しました。また、海外拠点で採用したスタッフの海外拠点間の異動、トレイニー目的での本店での受入も検討しています。

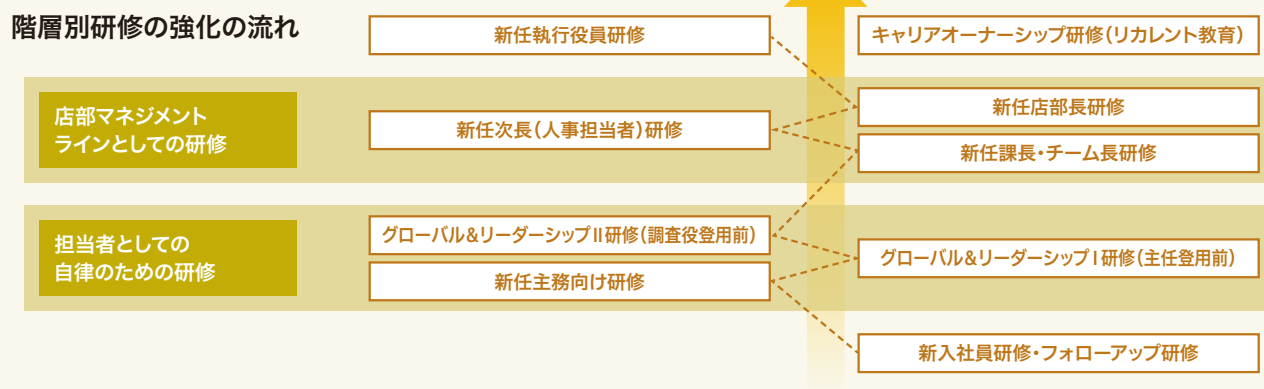


## 階層別研修の強化

三井住友信託銀行は、戦略的な攻めのビジネス展開のための次世代リーダー養成としての研修のほか、社会インフラとしての信託業務をより強固なものとするための人材パイプラインを想定した階層別研修を実施しています。若手社員に対しては、まずは担当者としての自主自律を促すためのマインドセットほかビジネススキル習得を目的とした各種研修を実施しています。また、課長・チーム長以上に対しては、経営陣からの要請に応えつつ店舗運営を守るためのチームビルディングほかマネジメントとしての気付きを得るための研修を実施しており、これらは一環したリーダー養成を目的として外部教育機関が提供するプログラム(7つの習慣)に基づき、共同で企画・実施をしています。人材育成にあたっては、学びだけでなく実践による経験学習が重要であることから、研修の場でのグループディスカッション等を通じた気付きのほか、研修後の事後課題等によりサポートすることで、より安定的な人材パイプラインの構築を目指しています。また、人生100年時代を見据えたりカレント教育のほか、2019年度より、外部講師(元経営者や大学教授等)を招き新任の執行役員に対しても研修を行うなどして積極的な人材開発に取り組んでいます。

なお、これら研修については、多様な働き方に応じた柔軟性のある運営を基本とし、人材成長を促す態勢としています。

### 階層別研修の強化の流れ



### 人材育成のための研修関連データ(2018年度)

| のべ受講者数  | うち選抜・指名研修受講者数 | 総研修実施時間 | 研修コスト |
|---------|---------------|---------|-------|
| 10,631人 | 91人           | 5,670時間 | 5.4億円 |



## デジタル人材強化

三井住友信託銀行では、テクノロジーを生かしたビジネス変革によりお客さまや社員に価値提供ができるデジタル人材の強化を推進し、多種多様な学びの方法や機会をご提供しています。外部のデジタル分野の専門家や著名人を招いて社内で講義や講演会を実施する「デジタル

アカデミア」や、AI・ブロックチェーン等の先進技術や確率・統計等を生かした分析手法を学ぶ大学講座を受講できる仕組みを導入しています。また、IT関連企業とのビジネスモデル検討の共同研修を導入するなど、デジタル人材強化を通じたイノベーション創出に挑戦しています。

## 公正な評価・処遇

多様な人材を公正に評価し処遇していくためには、評価制度の目的を全社員が共有し実践することが必要ですが、実践に際しては客観性が欠かせません。そこで三井住友信託銀行では、人事部のメンバーが3年程度の間隔で各店舗に往訪し、社員と面談を実施しています。また、多

面的に人物を捉える方法として、店部マネジメント層のライン長（店部長、次長、課長など）の日頃のマネジメント行動について部下などが匿名で回答する調査（サーベイ）を導入し、マネジメント行動の改革促進や双方向コミュニケーションの風土醸成を促進しています。

### 人事評価制度の目的

- 会社と個人のベクトルを同じ方向に合わせ、組織としてのパフォーマンスを最大化する
- 目標・課題の設定、日々のコミュニケーション、振り返り面談等を通じて、行動変革・能力開発につなげる
- 一人一人が生み出したさまざまな成果と、発揮した多様な能力を適正に評価し、適材適所の配置、公正な処遇につなげる

## 本人参加型の人材評価制度

三井住友信託銀行における人事評価制度は、「本人参加型」です。社員は、年度初めに上司と入念にすり合わせて具体性を持った業務遂行課題を決定します。当年度末、上司は本人と面談し、設定された課題に対する成果の達成レベルと成果に至るまでのプロセスについて振り返り、納得感の高い業績の評定と、成果に至るまでの過程において発揮された能力の評定を行います。発揮された能力として、倫理やコンプライアンスの遵守状況、人材育成への関与度合

いなども評価の対象となります。

三井住友信託銀行は、2019年度から、短期的な取組みのみでなく、中長期的な課題へも取り組みやすくするよう、業績評価のサイクルを従来の半年間から1年間へ変更しました。評価期間は長くなりますが、少なくとも四半期に1度は面談を実施することとし、日々の課題のタイムリーな共有・解消や、期中のプロセスチェックを行うことを目指しています。

## 会社業績を反映した賞与制度

三井住友信託銀行では、社員一人一人の最大限の能力発揮を促していく観点から、「当グループ全体の収益の積み上げと所属する事業・店部へ貢献することへのインセンティブ」「業績反映プロセスの明確化を通じた公正で透明性の高い制度運営」を狙いとして、グループ全体の業績から個人の業績・成果までを適切に賞与金額に反映させる体系を導入しています。

当グループは適切な人材評価と業績を反映した賞与の支払いを通じ、優れた人材が最大の力を発揮する環境を整えています。

また、三井住友トラスト・ホールディングスの株式を定

期的に買い付ける従業員持株会を提供し、社員の財産形成を支援しています。

### 評価対象となる社員

コース社員9,868人(2019年3月末)

### 業績賞与を決定する際の会社業績指標

連結実質業務純益の達成率、  
連結当期純利益の達成率

### 個人業績を測定する際の評価方法

人事評価制度に定める業績評定結果をベースに、  
所属社員間の相対配分により決定

## 職場環境の整備

### 働き方改革宣言

三井住友トラスト・グループは、「個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に生かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場の提供」を、トップコミットメントとして宣言し、以下のテーマについて、グループを挙げて取り組みます。

1. 多様な働き方とワークライフバランスの実現
2. 健康意識の発揚と適切な労働時間管理等を通じた健康増進の支援
3. 全社員がやりがいを持って活躍し成長できる機会の提供

社員一人一人のいきいきとした働きを通じて、お客さまの利益に貢献し、社会に役立つ企業グループであり続けます。

### 働き方の最適化

やりがい・働きがい  
を育む風土

健康  
マネジメント

当グループの人材集団をレベルアップする施策の両輪（145頁参照）のもう一方である「職場環境の整備」においては、2017年5月に三井住友トラスト・ホールディングスと三井住友信託銀行の両社長をトップとする「働き方改革本部」を立ち上げるとともに、トップコミットメントとして「働き方改革宣言」を制定しました。

この宣言に基づく取り組みにより、三井住友信託銀行で

は、毎年実施している社員意識調査において人事戦略関係の項目が全般的に向上しています。

### 労働に関する国際原則への支持

当グループは国連グローバル・コンパクトへの署名を通じ「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」を支持しています。

## 働き方の最適化

### 労働環境の改善に向けて

当グループでは、労働環境の改善に向けたさまざまな取り組みを行っています。具体的には、業務効率化と時間管理の徹底による時間外労働の削減を進めています。業務プロセス改革や店舗戦略の推進により、5年程度で店舗事務の70%を削減することを目指しています。また、定型業務の自動化など本部業務での効率化も着実に進めています。

これらにより創出した戦力は、現場の営業戦力やIT業務など専門分野へのシフトにより顧客対応を強化し、サービスの向上につなげていきます。

また、休暇の取得促進、早帰り月間・定時退社週間などを実施し、総労働時間の縮減に努めています。

### 具体的な取り組み

- 勤務時間インターバル（終業時刻と翌日の始業時刻との間）9時間取得ルールの設定・遵守
- 関係会社を含めたグループ全社員の勤務時間の把握と過重労働の未然防止措置の徹底
- グループ全体の時間外勤務状況、健康推進体制の運営状況について、年4回取締役会に付議、社外役員を含め意見を聴取し、施策立案・遂行に活用
- 効率的業務運営を実践しているマネジメントの好事例をイントラネットに展開
- 全館禁煙化の実施
- ビジネスカジュアルの通年化

### 三井住友信託銀行コース社員の 有給休暇取得状況（2018年度実績）

|            |       |
|------------|-------|
| 有給休暇取得平均日数 | 14.9日 |
| 有給休暇取得率    | 55%   |

### 三井住友信託銀行コース社員の 残業の状況（2018年度実績）

|                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| 1カ月当たりの平均残業時間（法定時間外）                | 20時間 |
| 1カ月当たりの残業時間（法定時間外）が60時間を超えるコース社員の割合 | 0%   |

※コース社員については149頁をご参照ください。

## ワークライフバランス実現のための取り組み

当グループでは、社員が安心して働き、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。その一環として、父親支援・男性のワークライフバランス等の事業を展開する特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパンが設立した「イクボス企業同盟」に加盟しています。本同盟での活動を通じて、社員の「多様な働き方とワークライフバランスの実現」への取り組みが、当グループの持続的な成長のためには不可欠であるというメッセージをあらためてグループ内に浸透させ、マネジメント層の意識改革と育成を推進していきます。

出産・育児については、三井住友信託銀行では、子ども

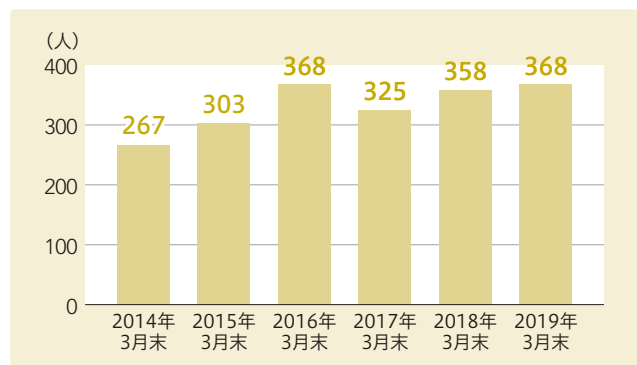
が2歳になるまで取得可能な育児休業に加え、男性の育児休業取得の推進、年間10日まで（対象となる子が二人以上の場合）の子どもの看護休暇制度、妊娠中および小学校3年生を修了するまでの子と同居し養育する場合に適用される短時間勤務制度、時間外勤務・深夜勤務の免除など、安心して子育てができる環境を整えています。2019年3月末時点で368人の社員が、本制度を利用して育児休業を取得しています。また、今後出産を予定する社員と管理者それぞれに向けて、制度概要、手続き、留意事項を案内する育児ハンドブックを制定したほか、育児休業中においてもアクセス可能な社員向けウェブサイトや、育児休業



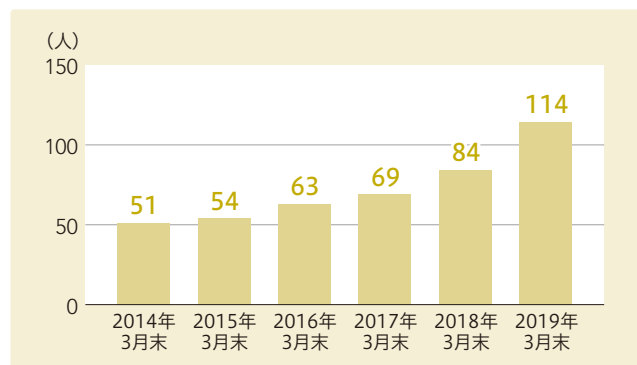
## 柔軟な勤務制度の利用状況(2018年度実績)

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 育児・介護に関わる短時間勤務制度利用者数      | 573人 |
| 育児・介護に関わる時差出勤・時間外免除制度利用者数 | 202人 |
| 在宅勤務制度利用者数                | 250人 |

## 育児休業者数推移



## 介護休暇取得者数推移



## 三井住友信託銀行の出産・育児に関する制度(2019年3月末現在)

| 項目                          | 妊娠 | 産前 | 産後 | 1歳未満まで | 2歳に達する日まで | 小学校入学前まで | 小学校3年まで |
|-----------------------------|----|----|----|--------|-----------|----------|---------|
| 時差出勤                        | ○  | ○  | ○  | ○      | ○         | ○        | ○       |
| 通院時間の確保・通勤緩和等               | ○  | ○  | ○  | ○      |           |          |         |
| 産前・産後休暇(産前・産後8週間/有給)        |    | ○  | ○  |        |           |          |         |
| 出産・育児休業(最初の1週間は有給)          | ○  | ○  | ○  | ○      | ○         |          |         |
| 育児時間(1日1回1時間または1日2回各30分/有給) |    |    |    | ○      |           |          |         |
| 時間外勤務の免除                    | ○  | ○  | ○  | ○      | ○         | ○        | ○       |
| 深夜勤務の免除                     | ○  | ○  | ○  | ○      | ○         | ○        | ○       |
| 短時間勤務制度(1日2時間を超えない範囲で勤務を短縮) | ○  | ○  | ○  | ○      | ○         | ○        | ○       |
| 看護休暇                        |    |    |    | ○      | ○         | ○        |         |



者向けメールマガジンの定期発信を通じて、両立支援制度の申請書類や会社情報の提供を行っています。また、外部講師による復職者向けのセミナーなどを行い、両立に不安を持つ女性社員同士のネットワーク作りや、円滑な職場復帰を支援しています。

介護については、介護についての基本的な知識が分かる介護ハンドブックの制定や介護セミナーの定期開催のほか、年間10日まで(対象家族が二人以上の場合)の介護休暇制度、最長1年間の介護休業制度や最長3年間(対象家族一人当たり)の短時間勤務制度を設けています。

このほか、在宅勤務の推進や、家族の絆・コミュニケーションを深め、「社会で働く」ということについて家族で考えるきっかけとすることなどを目的として、社員の家族を対象とした職場参観などを実施しています。

## 健康マネジメント

「健康意識の発揚と適切な労働時間管理等を通じた健康増進の支援」については、グループ社員全員の心身両面での健康推進を目指して、前述の働き方の最適化を推進するとともに、各事業所に産業医・衛生管理者(衛生推進者)を設置してきめ細かい健康管理指導を行うとともに、eラーニングによる健康の重要性についての啓発活動を

## がん治療との両立支援

三井住友信託銀行では、2019年度よりがん治療と仕事の両立を目的に時間単位で取得可能な休暇制度などの柔軟な勤務制度を導入しました。また、厚生労働省が推進する「がん対策推進企業アクション」にも参画しています。

## 柔軟な働き方の推進

三井住友信託銀行では、2018年度より生産性向上や両立支援を目的に、自宅等でのテレワーク勤務を開始しました。2019年度からは、支店の有効利用や通勤負担軽減等の観点からサテライトオフィス勤務を試行開始しています。今後は対象店舗の拡大や設備の拡充等の利便性向上を図り、利用者の増加を目指していきます。

また、2019年度より、ビジネスカジュアルを通年化しました。これにより、時々の業務内容や顧客属性にふさわしい服装を自ら選択する社員の「自律性」を高め、「寒暖に対応しやすく・働きやすい職場づくり」を推進していきます。

実施しています。また、ラインマネジメントに対しては、研修などを通じて自身と部下の心身の健康管理の重要性についての認識を高める活動を行っています。

これらの取り組みが評価され、当グループは2018年と2019年に経済産業省より、優良な健康経営を実践している法人として「健康経営優良法人～ホワイト500～」に認定されました。

## 体の健康

全社員に年1回の定期健康診断を義務付けるとともに、医療機関での対応が必要な社員は漏れなく受診するよう、人事部等から個別に受診勧奨を行っています。また、その家族に対しても健康保険組合を通じて人間ドックなどの受診補助を実施しています。

## 心の健康

全社員を対象に年1回ストレスチェックを実施し、個々人にフィードバックすることに加えて、ラインマネジメントによるケアを実施するための産業医による教育や、企業内の健康推進センターなどにおけるメンタルカウンセリングタイムの設定のほか、健康保険組合では電話による無料健康相談を実施するなど、社員が利用しやすい相談体制を整備しています。年1回実施のストレスチェックに際しては、集団結果を従業員組合に提示し「職場環境の改善」について協議して向上に努めています。

### 具体的な取り組み事項

- 健康管理強化の観点から、社員の自己保健義務の周知徹底を図り、自律的・自発的な健康管理を促進
- 長時間労働となる場合の半日休暇の取得勧奨、出社時間を遅らせるなどの柔軟な運営の定着化
- 定期健康診断・再検査・要治療の未受診者について、店部と連携して受診を徹底させる運営開始
- 定期健康診断以外にも、店部における日々のコミュニケーション、人事面談、職務状況申告書(年1回)を通じて、各社員の健康状態を把握できる態勢の整備
- インフルエンザ予防接種の実施(本店ビル、芝ビル、一部支店)、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染防止に向けた注意喚起
- 始業時におけるラジオ体操励行
- 時間外勤務状況、健康推進体制の運営状況について、年4回取締役会に報告。社外役員を含め幅広く意見を聴取し、施策立案・遂行に活用

## やりがい・働きがいを育む風土

「全社員がやりがいを持って活躍し成長できる機会の提供」に向け、チャレンジと学びを後押しする風土構築と双方向コミュニケーションの活性化に取り組んでいます。

上司が部下の日頃の悩みや課題を知ることでタイムリーに成長・活躍を手助けし、キャリアプランを一緒に考える時間を確保できるよう、上司と部下間の面談を少なくとも四半期に1度は実施する運営としています。

また、当グループでは前述の通り、ゼミ、塾・道場など店舗内にとどまらず有志を募って学びの機会をつくる活動の推奨や、外部講師による講演の定期的な開催などを展開してきました。また、三井住友信託銀行では、地域限定型から全国転勤型への転換や、希望する業務・事業への異動にチャレンジする業務公募制度など、社員自身による主体的・自律的なキャリア形成を推進しています。

## 社員との対話

また、風土が浸透し持続するためには、役員と社員および社員同士の双方向コミュニケーションが良好であることも不可欠です。三井住友信託銀行では、階層別研修など社員が集まる機会を捉えて、社長以下役員が経営方針や自身のリーダーシップなどについて語り質疑する場を持っています。

現場においては、受託者精神に則った意識の醸成やチームワークの向上などを目的に、「ディスカッション“The Trust Bank”」と銘打った議論の場を設けています。具体的な題材をベースに役職やチームにかかわらない社員同士の自由な議論を通じて「モチベーションの高い職場づくり」を実践しています。



当グループのミッションなどを議論する次世代リーダー養成の研修

併せて、グループ社員の前向きな意欲を新商品やイノベーションという形にして新たなソリューションにつなげるために、新事業・業務の創出に向けた社員による未来づくり活動を推進し、社員のやりがいにつなげています。



業務公募に先駆けて開催される事業説明会

三井住友信託銀行では、結社の自由を認め、労働者の団結権、団体交渉の権利を尊重し、社員が経営層へオープンにコミュニケーションできる権利を保証しています。従業員組合の加入者数は11,424人で社員の77.6%を占めており（2019年9月末）、これは2018年7月に新たにアソシエイト社員が組合加入したことにより2017年3月基準の8,537人に対して全社員における組織化率は大幅に向上しています。社長以下の経営幹部と組合代表者が出席する経営協議会や各支部ごとに労使が出席する店部内協議会を定期的に開催し、組合員の労働条件や労働環境の維持等について協議して、社員の声を経営に反映させる取り組みを行っています。

なお、グループ会社においても、会社と組合や社員代表との対話を通じて、会社の円滑な業務運営と職場環境の維持改善に取り組んでいます。

## シニア社員の活躍推進

三井住友信託銀行では、一定の基準を満たす定年退職者について、希望に応じ65歳までの雇用機会を提供する継続雇用制度（エルダーパートナー制度）を整備しています。最近では定年に達した社員の約9割が本制度を利用しています。また、高度な専門性を発揮する社員については、「フェロー」として認定を行い、処遇にも反映させる仕組みを導入しています。

## 海外勤務者・渡航者のための異文化理解ハンドブック作成

三井住友信託銀行は、全ての海外拠点の勤務者や出張者が留意すべき社会・慣習上のリスクを記載した「海外アプリケーションハンドブック」を作成しました。本ハンドブックの作成にあたっては、米国のCSR推進団体BSRが制作したレポートと、東京人権啓発企業連絡会が発表した研究資料等を参考にしています。



各国の特色や国民性、それぞれの文化・宗教に基づく慣習やタブーを知っておくことで、相手の行動や心情をより深く理解し、円滑なコミュニケーションや信頼関係を構築することが可能となります。ハンドブックは、トランスペアレンシー・インターナショナル※による汚職認知度ランクなどの各国の概要データ、ビジネスや食事などのシーン別マナー、一般常識とタブー、日本の文化・生活習慣との違い、各国の女性の人権、宗教に起因する慣習・ルールを拠点別にまとめ、勤務者が渡航前に閲覧できるよう、海外業務部と人事部が中心となって社内に周知しています。

※腐敗、特に汚職に対して取り組む国際的非政府組織。本ハンドブックの各国の汚職認知度ランクは、同組織による世界180カ国を対象とした汚職認知度を掲載。

## ハラスメント防止ハンドブックの制定・配布

当グループでは、相談窓口への相談事例や社会的注目度の高まりを受けて、ハラスメント事案の未然防止と事態の深刻化を防ぐため、ならびにハラスメントを正しく理解し、当グループ社員が組織人として正しい行動がとれるよう、今般、グループ共通のものとして制定しました。本冊子はグループ全社員に配布し、本ハンドブックによる正しい理解を通じて、ハラスメントの撲滅と、互いを尊重し、働きやすく、働きがいのある職場環境の醸成を目指します。

## 労働慣行等に関する苦情に対する対応態勢

三井住友信託銀行は、適切な労務管理を推進する観点から、人事運営上の不公平・不公正、ハラスメントなど、人事・労務管理上の問題発生時等において、職制とは別に、全社員（コース社員、専門社員、アソシエイト社員、アルバイト、派遣社員を含む）が相談できる窓口として、人事部内に「人事相談窓口（LGBT相談窓口）」を設置しています。労務トラブルに対するセーフティネットとして、匿名でも受け付けており、相談事項については関係者と速やかに連携を図り、適切な対応を行うよう努めています。

アソシエイト社員については、職場における人事管理とは別に、関係会社（三井住友トラスト・ビジネスサービス）を通じて巡回面談等を行う「人事サポート業務」を実施しています。

個々人のコンディションの把握に努めるとともに、職場では伝えにくい意見・声を吸い上げることで、労務トラブルの未然防止・予防につなげています（157頁参照）。

## 三井住友信託銀行の労働慣行等に関する相談件数

|        |     |
|--------|-----|
| 2013年度 | 39件 |
| 2014年度 | 46件 |
| 2015年度 | 42件 |
| 2016年度 | 78件 |
| 2017年度 | 65件 |
| 2018年度 | 76件 |

## 社員満足度調査の結果

三井住友信託銀行は、会社施策の浸透度、人事制度・運営や、職場環境・エンゲージメントなどについて、社員の認識状況を客観的に把握するため、全社員を対象として「意識調査」を実施しています。なお、実施時期の見直しに伴い、2018年度は実施していません。

|     | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2019年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 活性度 | 62.1   | 61.5   | 60.9   | 62.1   | 59.1   |
| 満足度 | 61.4   | 61.1   | 60.8   | 59.8   | 60.4   |

活性度…将来への期待感、前向きな思考傾向、組織への貢献意識、仕事へのモチベーションの高さなどを示す指標。

満足度…業務内容や職場環境、人間関係からどれだけ満足度を得ているかを示す指標。



## 社員の状況(三井住友信託銀行)

|            | 2018年3月末                         | 2019年3月末                        |
|------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 社員数        | 13,659人<br>(男性6,145人)(女性7,514人)  | 13,469人<br>(男性5,956人)(女性7,513人) |
| 香港         | 59人                              | 62人                             |
| 日本         | 12,961人                          | 12,744人                         |
| 中国         | 141人                             | 131人                            |
| 韓国         | 3人                               | 4人                              |
| シンガポール     | 140人                             | 144人                            |
| インドネシア     | 6人                               | 8人                              |
| イギリス       | 157人                             | 176人                            |
| アメリカ       | 192人                             | 200人                            |
| 平均年齢       | 42.7歳<br>(男性43.5歳)(女性42.0歳)      | 42.4歳<br>(男性43.5歳)(女性41.4歳)     |
| 平均勤続年数     | 13.2年<br>(男性16.0年)(女性10.8年)      | 13.4年<br>(男性16.0年)(女性11.0年)     |
| 平均年間給与     | 6,960千円                          | 7,198千円                         |
| 派遣社員数      | 467人                             | 402人                            |
| アルバイト数     | 62人                              | 45人                             |
| 障がい者雇用数    | 276人<br>(障がい者雇用率 2.09%)          | 289人<br>(障がい者雇用率 2.21%)         |
| 継続雇用制度利用者数 | 395人                             | 424人                            |
| 離職者数(年間)   | 282人<br>(男性131人)(女性151人)         | 301人<br>(男性134人)(女性167人)        |
| 労働災害件数(年間) | 110件<br>(うち業務上災害:59件、通勤途上災害:51件) | 93件<br>(うち業務上災害:45件、通勤途上災害:48件) |

## 人権に関する取り組み

### 1. 人権マネジメント

#### 人権方針の制定

当グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」において個人の尊重を掲げ、あらゆる企業活動において、個人の

人権、多様な価値観を尊重し不当な差別行為の排除をうたっています。また、この方針を徹底するために2013年12

#### 人権方針

私たち三井住友トラスト・グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」に基づき、お客さまをはじめ、すべてのステークホルダーの基本的な人権が尊重される企業風土・職場環境の醸成に取り組み、企業活動のあらゆる局面において、常に高い倫理観と社会的良識を持って行動し、社会から信頼される企業グループとして、その持続的発展を目指します。

##### 1. 国際規範の尊重

私たちは、世界人権宣言や国連グローバル・コンパクトによる企業行動規範など、人権に関する国際規範を尊重します。

築することで、働きやすい職場環境を確立していきます。

私たちは、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を人間の尊厳を傷つける行為として認識し、これを行いません。

##### 2. 差別の禁止

私たちは、あらゆる企業活動において、人種や国籍、性別、性的指向、性自認、出身、社会的身分、信条、宗教、障がい、身体的特徴などを理由とした差別や人権侵害を行いません。

##### 5. 公正採用の実施

私たちは、社員等の採用に当たって、本人の能力と適性のみを基準とした、厳正かつ公平な選考を行います。

##### 3. 人権を尊重する企業風土の醸成

私たちは、あらゆる人権問題を自らの問題としてとらえ、相手の立場に立って物事を考えることを励行し、人権を尊重する企業風土を醸成します。

##### 6. 人権啓発研修の実施

私たちは、人権に関する実際または潜在的なあらゆる課題の解決に向け、全ての役員・社員一人ひとりが人権に関する正しい知識と理解を深めるため、毎年の職場内人権啓発研修を中心として、あらゆる機会を通じ、同和問題をはじめとする幅広い人権啓発に取り組んでいます。

##### 4. 働きやすい職場環境の確立

私たちは、全ての役員・社員一人ひとりが互いをビジネスパートナーとして認め合い、自由に意見を言い合える対等な関係を構

当グループは、本方針を海外の拠点に対しても適用するとともに、海外を含む投融資先や調達・委託先(サプライチェーン)の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規範等に反する場合等には、都度必要に応じた対策を講じていきます。

### 基本的な考え方

当グループの人権マネジメントは2011年6月、国際連合人権理事会において採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて構築されています。

#### ビジネスと人権に関する指導原則に準拠した人権マネジメント体制

|                  |                                                                  |
|------------------|------------------------------------------------------------------|
| コミットメント          | 「人権方針」の制定。                                                       |
| 人権デューデリジェンス※1の実施 | 1年に1度、海外を含む全店部・全関連会社に、人権対応状況をチェックするための「人権デューデリジェンス自己チェック表※2」を配信。 |
| 救済へのアクセス         | 人事部「人事相談窓口(LGBT相談窓口)」が担当。                                        |

※1 人権デューデリジェンスとは、当グループの活動および当グループと関係を有する他者の活動から生じる、人権への実際または潜在的な負の影響を特定するとともに、防止・軽減等の措置を講じて、その効果を継続的に検証・開示する一連の取り組みを指します。

※2 人権デューデリジェンスが実施されているか、「人権方針」が遵守されているか、また、人権侵害が発生していないかなど、人権マネジメント体制関係各部の取り組み状況を確認するチェック表を指します。

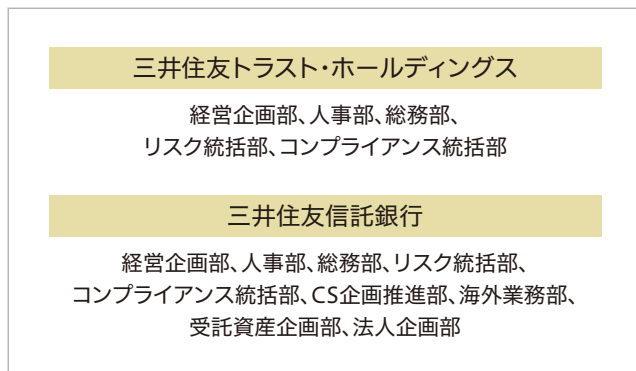
## 人権マネジメント体制概要

三井住友トラスト・ホールディングスと三井住友信託銀行の合同組織として、経営企画部サステナビリティ推進室長を議長とした「人権デューデリジェンス連絡会」を2013年12月に設置しています。関係各部の役割は以下の通りです。

### 人権デューデリジェンス連絡会

- 経営企画部サステナビリティ推進室長を議長とし、海外を含む当グループ全社の人権対応状況を調査し、必要な課題の抽出、改善策を協議します。
- 人権デューデリジェンス自己チェック表を用いて、人権対応状況の調査を1年に一度実施します。

### 人権デューデリジェンス連絡会構成部



### 経営企画部

人権デューデリジェンス連絡会での協議に基づき、当グループの人権への取り組み体制の整備・強化に向けた目標・計画を策定します。

### 人事部・人権啓発推進委員会

人権デューデリジェンス連絡会での協議に基づき、人権啓発研修等の計画を策定し、実施します。具体的には、人事部統括役員を委員長とする「人権啓発推進委員会」を中心に、人権問題に関する各種研修や啓発活動を実施しています。

### 人権啓発推進委員会「組織体制」



### 海外含む全店部・全関連会社

人権デューデリジェンス自己チェック表に基づき、各々が「人権方針」遵守状況等を確認します。

### 人権デューデリジェンス自己チェック表(主な項目)

- ☒ 経営における人権問題への配慮
- ☒ 人権啓発推進体制  
(運営状況、人権問題発生時の対応等)
- ☒ 人権教育  
(人権啓発研修の実施状況等)
- ☒ 人権課題分野別対応状況
  - ☒ 同和問題への理解と啓発
  - ☒ 公正な採用選考を行っているか
  - ☒ 企業と社会(差別表現の排除、ユニバーサルデザインへの理解等)
  - ☒ 職場の人権(ハラスメント防止、高齢者への配慮、身障者への配慮、HIV等感染症への理解、LGBTへの理解等)
  - ☒ 仕事と家庭の両立(多様な就労体制への配慮、旧姓使用への配慮、出産・育児支援、介護休暇等への理解等)
  - ☒ 働き甲斐の追求(公正な人事評価・処遇、機会の均等、個性の尊重、障がい者や妊婦等に配慮した安全管理・危機管理等)
  - ☒ さまざまな人権問題についての啓発活動(民族差別、高齢者、児童労働、ハンセン病、LGBT、出所受刑者等)
  - ☒ 投融資・サプライチェーンで配慮すべき人権問題(人種差別、児童労働、人の健康、生活等に影響を及ぼす環境破壊、人道に反する兵器・武器製造、適正な採用活動、就労者の人権配慮等)
- ☒ 人事部人権啓発担当者の活動状況

### 人事相談窓口(LGBT相談窓口)

人権に関する各種相談に応じるとともに、人権への負の影響が顕在化した場合には、関係各部と連携し、速やかに必要な対策を講じます。当窓口へは匿名での相談も可能であり、被害者のプライバシーを保護します。

2018年度人事相談窓口受付件数76件、うち人権侵害の懸念ある事態はハラスメントを含め35件でした。

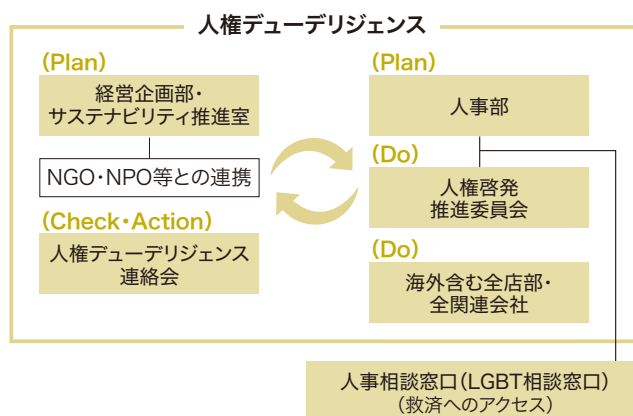
相談者の要望に応じて、職場へ働きかけ、行為の当事者および周囲の第三者へのヒアリングを重ねて事実を認定します。その上で、当事者の異動等による相談者の職場環境改善を図るとともに、規定に則り、行為者に対して懲戒処分を下す場合もあります。なお、2018年度の受付案件は5件を除き対応解決済みです。



## PDCAサイクルによる人権マネジメント

当グループでは、個人の人権、多様な価値観を尊重し不当な差別行為を排除して、全てのステークホルダーの基本的な人権が尊重される企業風土・職場環境の醸成のため、PDCAサイクルで人権マネジメントの質的向上を図っています。

## PDCAサイクルを踏まえた人権マネジメント体制



## 2. 人権尊重についての教育

人権啓発推進委員会では、毎月一回、人権尊重の好事例等を紹介する「人権啓発ツール」を全社員にメールで発信しているほか、当グループ全社・全店部において、一人当たり年平均0.5時間程度の職場内人権啓発研修を開催しています。2018年度は、267部署24,854人の対象者に対して、合計約401時間を費やして23,000人が研修を受講しました(受講率92.5%)。

年1回実施する職場内人権啓発研修では、人権デューデリジェンスの結果、さらなる教育が必要と認められた課題があればテーマとして取り上げています。

また、階層別研修などの集合研修や事業別会議などにおいても、人権に関するテーマを取り上げるなど、社員の人権意識の向上を図っています。2018年度は各階層別研修を24回開催し、合計約12時間を費やして延べ1,099人が受講しました。

### 2018年度 人権関連研修

|           | 受講人数    | 受講時間  |
|-----------|---------|-------|
| 職場内人権啓発研修 | 23,000人 | 401時間 |
| 各階層別研修    | 1,099人  | 12時間  |

## 3. 多様な人権を守るために

### ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組み

グループ全体の「ダイバーシティ&インクルージョン」の理念と目的を共有し、着実に推進するべく、社員に情報発信しています。

### 同和問題、在日外国人問題への取り組み

当グループは、同和問題への対応を、人権啓発推進にあたっての特に重要なテーマとして捉えています。同和問題は当グループが人権啓発をより積極的に取り組むようになった原点です。東京人権啓発企業連絡会等の社外の知見を踏まえながら、新人研修をはじめとした各種研修や啓発活動を通じ、偏見や差別意識の徹底した排除に取り組んでいます。

また、在日外国人問題に関しては、2012年7月9日から新たに施行された在留管理制度を採り上げ、各階層別研修において窓口での本人確認の場面などを想定し、本人確認書類の取り扱いやプライバシーの尊重など、外国人の人権への配慮を周知しています。

### セクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止活動

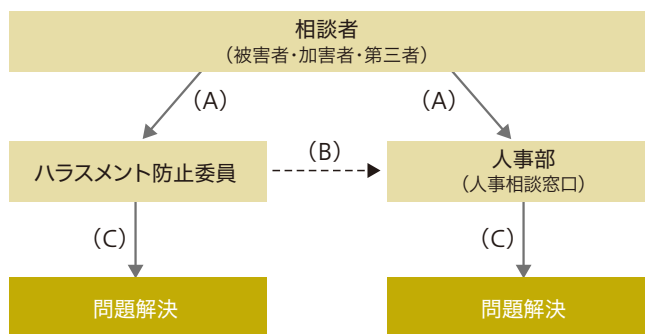
セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントといった行為は、個人の人格および人権を傷付ける行為であり、当グループでは厳禁としています。特にセクシュアルハラスメントについては、厳格に禁じています。また、パワーハラスメントについては、上司から部下に対して行われるものだけではなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してのものまで、職場の優位性に基づく行為全てをなくしていくことに努めています。万一、ハラスメントが発生した場合の相談・苦情については、各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「人事相談窓口」が申し入れ窓口となっています。被害者から相談があった場合には、担当者が行為の具体的態様、当事者同士の関係、被害者の対応などについて、関係者へのヒアリングなどを通じて総合的に調査し、ハラスメントの加害者には懲戒など厳正な処分を行います。

なお、職場内人権啓発研修をはじめ、新人研修や各種階層別研修においても取り上げて啓発活動を継続的に実施しています。

また、相談窓口への相談事例や世間の動向を踏まえ、2018年度には「ハラスメント防止ハンドブック」を制定、全社員に配布し、さらなる啓発に努めています。

当窓口へは匿名での相談も可能であり、被害者のプライバシーを保護します。

#### ハラスメントに関する相談・苦情受付、事後処理体制



- (A) 相談・苦情申し出は各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「人事相談窓口」等で行う。
- (B) ハラスメント防止委員は必要に応じて人事部「人事相談窓口」へ相談し、アドバイスや対応を依頼する。
- (C) ハラスメント防止委員・人事部「人事相談窓口」は相談者の相談内容などを理解し、必要に応じて加害者とされる者や関係者へのヒアリングなどにより事態を的確に把握し、アドバイスなどにより事態の解消を図る。

#### LGBTへの取り組み

当グループでは、前述の通り2016年11月の人権方針改定の際に、LGBTに対する差別の禁止文言を追加しました。LGBTなどの性的マイノリティの社員が自分らしく能力発揮をしていける職場環境の整備として、三井住友信託銀行では、相談窓口の設置や福利厚生制度の改定、研修を通じた啓発活動などに継続して取り組んでいます。また、三井住友信託銀行では同性パートナーを配偶者とみなしてご利用いただける住宅ローンの取り扱いを開始、三井住友トラスト・グループとして「東京レインボープライド2019」への協賛を行うなど、LGBT支援の姿勢を社外、社内に表明しています。これらの取り組みが評価され、LGBTに関するダイバーシティ・マネジメントの促進と定着を支援する任意団体wwP(work with Pride)による、LGBTなどの性的マイノリティに関する取り組みの評価「PRIDE指標」において、昨年度までは三井住友信託銀行が2年連続で「ゴールド」を受賞、2019年度は三井住友トラスト・ホールディングスおよびグループ2社※の取り組みに対して、グループとして「ゴールド」を受賞しました。



※三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント。なお、日興アセットマネジメントは単体でゴールドを受賞。

## 4. 投融資における人権問題への対応

### 人権方針

当グループは、人権方針において、海外を含む投融資先の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規規範等に反する場合等には、都度必要に応じた対策を講じることをうたっています。

### 人権問題に関わるエンゲージメント活動

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、責任ある機関投資家として、グローバルに投資先企業に対して積極的な働きかけ(エンゲージメント・議決権行使)を行い、課題解決を促しています。

人権問題に関する事例として、クラスター爆弾製造に関する懸念のあったイスラエルの軍事・防衛関連企業へのエンゲージメントが挙げられます。クラスター爆弾の製造は、オスロ条約など国際条約で非人道的兵器として製造・使用が禁止されており、人道上の観点から風評リスクに晒されています。三井住友トラスト・アセットマネジメントは当該企業に対し、クラスター爆弾の製造に手を出すべきではないこと、少なくともクラスター爆弾の製造に関するリスクや今後の方針を明確化して開示すべきであることを意見しました。その結果、当該企業は迅速に対応し、国際条約に抵触する事業には関わらないことについて方針を開示しました。

## 5. 調達における人権配慮

当グループではCSR調達方針を定め、基本的人権を尊重し、労働安全衛生に配慮し、不当な差別や強制労働、児童労働

などの人権侵害を行わないサプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めることとしています(132頁参照)。



## サステナビリティ方針6

# 地域社会への 参画・貢献

- 私たちは、企業活動を行うあらゆる地域において、さまざまなパートナーと協力し合い、事業活動や教育・文化事業等の社会貢献活動を通じて、地域社会の活性化や豊かな生活環境づくりを目指します。







# コミュニティへの価値提供の意義

三井住友トラスト・グループでは、グループおよび三井住友信託銀行を含むグループ各社の営業拠点が所属するコミュニティに対し、SDGsの視点も取り入れながらさまざまな社会貢献・地域貢献の取り組みを行っています。こうした価値提供は事業基盤を健全に維持することにつながることから、事業を行う上で必要な社会的ライセンスであるという見方もできます。



三井住友トラスト・グループの取り組み 01

次世代を担う子どもたちへの教育支援



## チェンジメーカー<sup>※1</sup>を育成する UWC ISAKを支援しています

当グループは「チェンジメーカーを育てよう」という「ユナイテッド・ワールド・カレッジISAKジャパン（略称UWC ISAK）」の教育理念に賛同し、2013年より、中学生を対象に同校の教育を2週間にわたって体験することができる「サマースクール」をサポートしています。このサマースクールには開発途上国や経済的に困難な生徒たちも多く参加しており、当グループはインドなどの開発途上国から奨学生として参加する生徒1名の授業料



などを支援してきました。

2019年のサマースクールは7/21～8/3に開校され、世界34カ国から81名の中学生が集まりました。

※1 次世代の社会を変革する担い手

### ギャップイヤー<sup>※2</sup>／日本・世界各国の大学へ進学など

国際バカロレア資格・  
日本の高等学校卒業資格を取得

### ユナイテッド・ワールド・カレッジISAKジャパン (UWC ISAK)



選考

選考

### サマースクール

#### 主な支援

三井住友トラスト・グループは  
毎年1名の奨学生の授業料をサ  
ポート

選考

### 世界各国から中学生が応募

※2 ギャップイヤー：大学入学許可証を持っている高校卒業  
者が、すぐに進学せずにさまざまな人生経験を積む期間。  
期間中は、ボランティア活動やインターンなどの社会的  
経験、海外留学や旅行などに、個々が自由に取り組む。

#### TOPIC 01

### 当グループが支援するUWC ISAK

軽井沢の大自然の中にキャンパスを構えるUWC ISAKは国際社会で活躍できるチェンジメーカーを育成する全寮制の高校です。世界約83カ国から生徒を受け入れており、全校生徒約200名のうち7割が海外からの留学生です。経済的に恵まれない子供たちも多く、全生徒の7割が返済不要の奨学金を受給しています。UWC ISAKの最大の魅力は、世界中から集まった仲間との寮での共同生活です。国籍だけでなく社会的、経済的にもさまざまなバックグラウンドをもつ生徒たちが、お互いの立場や文化などを強く自覚し、共有し合っています。生徒たちはこうした環境下で異なる価値観や信条を、否定したり排除するのではなく、理解して尊重する大人へと育っていきます。



軽井沢にあるキャンパス





## 三井住友トラスト・グループがこれまでに支援してきた学生

2013年



ベトナム  
Hong Lien  
Ngyuenさん

2014年



インド  
Thulasi Priya  
Rameshさん

2015年



インド  
Thanuja  
Rameshさん

2016年



メキシコ  
Eduardo  
Bautistaくん

2017年



インド  
Prashanth  
Babuくん

2018年



インド  
Prathana  
Himalachiさん

2019年



インド  
Hemant  
Sharmaくん

### Hemantくんのお礼の手紙

僕の趣味はサッカーと映画や音楽鑑賞、そして、いろいろな人と仲良くなることです。

支援していただいたことで、僕の人生はたくさんの可能性に溢れたものになりました。

今ここにいて、御社からの支援に改めて、心から感謝します。ありがとうございました。

Hemantくんは「シャンティ・バーバン」からサマースクールに参加した13才の男の子です。当グループが過去に支援した生徒とは全員知り合いで「今年は自分が参加することになって本当に嬉しい、継続支援に感謝します」と話していました。

私が見学した「Finding Purpose(問題解決)」のグループディスカッションでは随所で皆を牽引するリーダーシップを発揮していました。

「経済の仕組みが分かれば、自分も家族も国をもサポートできるはず」と、公認会計士になりたいというビジョンを力強く語ってくれました。近い将来、Hemantくんの夢が実現するように心から願っています。



サマースクールでサステナビリティ推進室担当者と記念撮影

◎トヨサキジュン



代表理事 小林 りん さん

### 全国の支店でロビー展を開催

2017年度よりISAK巡回ロビー展を全国の支店で開催しています。パネル展開催にあたっては、小林りん代表理事より「これまで御社にご支援いただいた生徒らの中で特にシャンティ・バーバン出身の生徒3名が、本校の高校へと進学致しました。まさに彼らの人生を変える第一歩を作り出すタイミングに深く関わっていただけましたこと、重ねて御礼を申し上げます。彼らが近い将来母国に戻った時に、不利な立場に屈することなく社会に変革を起こし、社会に大きく貢献できる存在に成長してもらいたいと心から願っています。」とのコメントをいただきました。



川崎支店でのロビー展の様子

## TOPIC 02

### シャンティ・バーバンの子どもたちへの支援

「シャンティ・バーバン」は、インドで2000年にわたって続いてきたカーストによって、社会的、経済的に最も不利な立場に置かれた子どもたちへの教育を目的に設立された学校です。当グループが支援しているインド出身の生徒は、いずれも「シャンティ・バーバン」から奨学生としてサマースクールに参加した生徒です。差別や貧困、女性の人権などに強い関心を持ち、母国をより良くしたいと強く望む彼らが、将来チェンジメーカーとなってカースト制度を根絶する活動にも携わることができるよう、今後も見守っていきます。



スラム街に暮らす子どもたち  
十分な教育の機会が与えられないことが負の連鎖を生む



## 三井住友トラスト・グループの取り組み 02

## ESDプロジェクト



国連が推進するESD(Education for Sustainable Development)は持続可能な社会の担い手を育む教育です。持続可能な社会の実現のためには、私たち一人一人がかけがえのない環境の中で生きていることを認識して、日々の行動を変えていく必要があります。

しかし、現在直面している「危機に瀕する土地を守る」だけでは真の持続可能な社会の実現は困難であると言わざるを得ません。そこで、三井住友信託銀行では、未来

思考で「自然の価値が分かる人を育てる」ことでこの目標が達成され则认为、2012年に次世代を担う子どもたちへの環境教育を目的としたESDプロジェクトを立ち上げました。

SDGsの第4の目標は「教育」です。三井住友信託銀行ではESDプロジェクトを通じて、次世代を担う子どもたちに「持続可能な社会には何が求められるのか」を学んでもらいたいと願っています。

## 三井住友信託銀行のESDプロジェクト

2012年からスタートした本プロジェクトは、三井住友トラスト・グループが環境専門のインターネット放送局グリーンTVジャパンと協働して、次世代を担う子どもたちを対象にオリジナルの出前授業を提供しています。

授業では、オリジナルの映像教材を制作し、使用しています。視聴覚に訴える映像教材は短時間で大量の情報を伝えることができ、関心を学びの対象に引き寄せ、実社会への興味や課題を高める効果が期待されています。

授業の実施にあたっては、自然資本をはじめ「環境」をテーマとした事業を展開する三井住友トラスト・グループのネットワークを活用して講師を選定しています。また、本プロジェクトは授業のテーマとなるフィールドの近隣に支店があることを開催地選定の一要件としています。各行政機関と連携した広報活動など、各支店が独自の地域ブランド構築を展開しています。

## 先生のためのSDGs講習会(2019年8月 鎌倉みらいラボ)

神奈川県立高校・中学校の教職員22人を対象に、「持続可能な社会の担い手づくり」のためのSDGsを取り入れた授業の実践について考える講習会を実施しました。教職員対象のESDプロジェクトは初の試みです。

ワークショップでは、各班が「社会・経済・環境の統合解決」をテーマに、達成したいビジョンを決め、それに必要な具体的なSDGsアクションと、社会・経済・環境へのインパクト(プラス/マイナスの影響)は何かについて考え、その成果を発表しました。



ディスカッションの発表の様子

## ESGプロジェクトのテーマの変遷



## これまでの ESDプロジェクト

2012年  
11月

和歌山県

天神崎の自然と  
生物多様性2013年  
9月

神奈川県

アカテガニの  
暮らす小網代の森2014年  
9月

岡山県

岡山の水源地を  
考える2015年  
1月

神奈川県

ナショナル・  
トラスト発祥の地  
御谷の森に学ぶ2015年  
6月

大阪府

ニッポンバラタナゴの  
暮らす八尾市の自然2016年  
1月

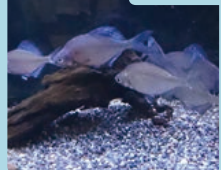
福井県



中池見湿地に学ぶ

2016年  
7月

愛知県

絶滅危惧種イタセンバラから  
考える地域の暮らしと未来2017年  
2月

千葉県

芝山湿地から考える  
“いのちのつながり”2017年  
7月

新潟県

ラムサール条約登録湿地  
佐潟から考える  
自然と共生する地域づくり2018年  
2月

滋賀県

水源の森 琵琶湖と  
SDGsの視点から  
考える地域と暮らし2018年  
8月

茨城県

日本の森林から持続可能な  
社会/SDGsを考える2019年  
3月

北海道

SDGsと観光から考える  
持続可能なまち札幌2019年  
8月

神奈川県



先生のためのSDGs講習会

こちらの  
QRコードから  
詳しい事例を  
ご覧いただけます





三井住友トラスト・グループの取り組み 03

ナショナル・トラスト支援活動



19世紀に英国で発祥したナショナル・トラストは、国民から託された寄付金をもとに貴重な自然や歴史的建造物を買取り、民間の保護区（トラスト地）として守る活動で、自然資本を確実に守ることができる有効な手段です。日本では60年代にナショナル・トラストが始まり、現在は全国50以上の地域に活動の輪が広がっています。

三井住友トラスト・グループは、国内のトラスト地を増やすことは私たちの生活基盤を支えるための投資であるという考えのもと、土地の取得や環境教育、信託の仕組みを利用した商品などを通じて、それぞれの土地に根差した活動を支援しています。



**ツシマヤマネコのすむ森**  
長崎県の対馬にのみ生息するツシマヤマネコは、現在わずか100頭ほどにまで減少し、絶滅の危機に瀕しています。当グループは、黒松内町・奄美大島とともに、社会貢献寄付信託を通じて、トラスト地の取得資金の寄付プログラムを提供しています。



**中池見湿地**  
中池見湿地（福井県敦賀市）は、三方を山に囲まれた約25haの自然豊かな湿地で、ラムサール湿地に指定されています。当グループは、市街地に近接しながら3,000種の動植物がすむこの湿地をテーマに映像教材を作成し、福井市の小学校で環境教育の授業を実施しました。



**アマミクロウサギのすむ森**  
鹿児島県の奄美大島と徳之島にのみ生息する希少なアマミクロウサギを守るため、日本ナショナル・トラスト協会が実施したトラスト・キャンペーンに参加し、三井住友信託銀行鹿児島支店から8,066m<sup>2</sup>相当の森の買い取り資金を寄付しました。



**天神崎**  
天神崎は和歌山県田辺市にある岬で、市街地に近接しているにもかかわらず、豊かな自然が残されています。当グループは、近隣小学校の生徒たちが実施した聞き書き活動の様子を、映像教材として作成し、環境教育の授業に利用しました。



**みまさか 美作・水源の森トラスト**  
岡山県美作市にある水源の森は、吉井川源流域にある62haの森で、現在も自然のまま守られています。当グループは、水源の森を題材とした映像教材を作成し、岡山市の小学校の子どもたちを対象に環境教育の授業を行い、水の大切さについて考えました。



**こめしろ 小網代の森**  
三浦半島の先端近くに位置する森で、神奈川県のアナトラスト活動によって守られてきました。当グループはグリーンTVジャパンとの協働で、専門家へのインタビューと映像教材の作成を行い、三浦市の小学校の環境教育の授業に利用しました。



宮古島・サシノの森トラスト



## 北海道最古の 歌才湿原

2万4000年の歴史が詰まった道内で最古の高層湿原を守るため、日本ナショナル・トラスト協会が実施したキャンペーンに参加し、三井住友信託銀行札幌・札幌中央支店から1,500m<sup>2</sup>相当の湿原の買い取り資金を寄付しました。

## 北限のブナ林

黒松内町に広がるブナ林はブナが自生する北限の地であり、地球温暖化による環境変化を知ることができる貴重な地域です。札幌・札幌中央支店の社員はこのトラスト地にブナの幼木を植樹し、ブナ林の保全・再生活動を行っています。

## おやつ 御谷の森

御谷の森は、鶴岡八幡宮の奥に広がる森です。1964年、鎌倉風致保存会が設立され、この森を守るため日本最初のナショナル・トラスト活動が展開されました。当グループは同会設立50周年の節目を記念し、鎌倉市の小学校で環境教育の授業を実施しました。

## 全国の支店ロビーにおけるパネル展

英国発祥の自然保護活動「ナショナル・トラスト」をテーマとしたロビー展を全国の支店で開催しています(2018年度は49カ店で開催)。

「森の墓苑」は公益財団法人 日本生態系協会が2016年2月千葉県長南町にオープンした墓苑です。土砂採掘により森が失われた土地の自然を再生するため、ナショナル・トラストの手法を用いて墓地とし、地元由来の苗木を墓標として植えて育てます。墓石などの人工物は設置しないため、将来は墓苑全体が本物の自然の森になる新しい墓地事業として注目されています。2017年度より、墓苑のある千葉県内の6支店を皮切りに、巡回ロビー展を開催しています(2018年度は37カ店で開催)。



千葉支店・千葉駅前支店のロビー展の様子

## 土地購入資金の寄付を通じた ナショナル・トラスト活動支援

陸域における自然資本の基盤は土地ですが、開発による自然破壊だけでなく、近年は人口減少により相続未登記や権利が放棄される土地が急増しています。所有者不明の山林や農地の拡大を防ぎ、管理された自然を維持拡大することが日本型の自然資本の劣化を抑止する上で有効と考えられます。

三井住友信託銀行は、市民や企業の寄付などにより自然豊かな土地を所有して守る活動を推進する公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会等を支援し、絶滅危惧種が生息する土地や学術的に貴重な土地の購入資金を寄付してきました。2014年には鹿児島県奄美大島に生息する絶滅危惧種アマミノクロウサギを守るため約8,000m<sup>2</sup>相当の森の買い取り資金を、2015年には北海道黒松内町の道内最古の高層湿原である歌才湿原を守るため約1,500m<sup>2</sup>相当の買い取り資金を寄付しました。

また、中野支店、所沢・所沢駅前支店、大森支店では売上の一部を公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会に寄付する「社会貢献型自動販売機」を設置し、2019年10月までに首都圏の水源である秩父の森約2,850m<sup>2</sup>相当の土地の購入に充当する資金を寄付しました。



中野支店に設置した「社会貢献型自動販売機」



# Challenge for SDGs!

どの企業も、そして、私たち個人も、SDGsの達成に貢献できることがあります。当グループは、各事業やWith You活動を通じてSDGs17の目標達成を目指します！



金融機関である私たちは、国連の発信するSDGs(持続可能な開発のための目標)の達成のために具体的な取り組みを推進することに加え、地域コミュニティに向けてSDGsを普及啓発することも、大きな役割として担っています。

当グループでは、社員一人一人がSDGs普及啓発の担い手となることを企図し、全社員がSDGsを理解し実践できるよう理解度促進の施策を展開しています。2018年10月にSDGs特集を掲載した社内報(冊子)にて当グループがSDGsに取り組む意義や各事業とSDGsとの関連を解説しました。また、2018年12月、2019年12月には全役員・全社員を対象としたeラーニングを実施し、さらなる理解度促進に努めています。このeラーニングの受講は海外拠点にも展開し、さらなる取り組みを促しています。

2019年5月には三井住友信託銀行全社員のSDGsバッジ着用がスタートしました。

本取り組みは2019年度よりグループ関係会社にも広がっています。



SDGsバッジ  
配布数  
約21,000個  
(2019年3月～12月)

SDGs社内勉強会  
参加人数  
3,112名  
(2018年11月～2019年3月)



2018年10月発行 冊子社内報「Future Bloom」



2019年12月実施 eラーニング



2018年5月発行 社員版統合報告書

三井住友信託銀行個人トータルソリューション事業の全国の営業店部では、SDGsの目標達成につながるWith You活動を実践できるよう「SDGs社内勉強会」を実施し、全店部にて社員計3,112名が参加しました。

さらに、SDGsの目標達成につながる取り組みを実践で

きるよう、SDGsに関係する好事例を共有し、全店部の活動レベルの底上げを図っています。

全国の支店のSDGsに関する活動は、With You支店ブログにて随時発信していますのでぜひご覧ください。



With You活動好事例紹介



大森支店でのSDGs勉強会の様子



小金井支店でのSDGs勉強会の様子



# プラごみゼロ宣言

challenge for SDGs!

私たちは2030年までにリサイクルされずに  
廃棄されるプラごみゼロを目指します!



河川などから流れ込んだ「海洋プラスチックごみ」は長期にわたって海に残存するため、地球規模での海洋汚染が懸念されています。世界中で大量発生する海洋プラスチックごみによって、海の生きものたちは危機に瀕しています。私たちには今、「プラスチックと賢くつきあっていくこと」が求められています。

当グループでは、この世界的な海洋汚染問題への具体的なアクションとして、社員一人一人がプラスチック製品の利用削減とリサイクルできないプラスチックごみの排出削減に取り組もうと、この「プラごみゼロ宣言」を策定しました。

本宣言に基づき、「社員がプラごみを出さない」「お客さまにプラごみを出させない」ための具体的な取り組みを進めています。



## 社員がプラごみを出さないための取り組み

各拠点ビル・各支店でポスターを掲示し、本宣言に基づいた具体的な取り組みを展開しています。吉祥寺支店では、独自に8月を「プラごみ削減活動月間」と定め、社員一人一人が「プラごみゼロ」を意識できるような活動を行いました。支店全員の名前が掲載された表を作成し、「マイボトルを持参した」「レジ袋をもらわなかった」等、1日1回以上プラごみの削減につながる行動をした場合は該当の日付にシールを貼るルールを周知、全日達成した社員は支店内で表彰しました。



## お客さまにプラごみを出させないための取り組み

当グループでは、お客さまへお渡しする物に極力プラスチックを使わず、環境にやさしい素材を使うよう努めています。2019年より、お客さまへお送りする郵便物(窓あき封筒)の窓部分の素材を、分別せずに廃棄可能なパルプ素材「グラファン」に切り替えていくことにしました。また、お客さまへお渡しする粗品も、エコバッグをはじめとした環境にやさしい商品に切り替えられるよう準備中です。





# 私たちのSDGs宣言 challenge for SDGs!

三井住友信託銀行では、組織としての取り組みだけでなく、社員一人一人が「私たちにできることは何か」を考え、SDGs目標の達成を目指しています。

2019年8月、各地域コミュニティへSDGsを浸透させ地域活性化につなげることを目的に、全国にある134支店全店が「私たちのSDGs宣言」を策定しました。

## 「私たちのSDGs宣言」

SDGsを共通言語に、全国の営業店部が最注力するWith You活動を「見える化」する施策です。SDGsの目標17と各店部が達成したいと考える目標1つの計2つの目標を達成するためのアクションを、各支店が自ら策定し、具体的な活動を展開しています。



## 北海道・東北

### 札幌支店・札幌中央支店

- 北海道の自然環境の保全活動および情報発信

### 仙台支店・仙台あおば支店

- 東北地方の皆さまが金融サービスにアクセスできるよう、イベントを企画開催します

## 関東

### 大宮支店・大宮駅前支店

- 地域包括支援センターに向けた情報提供・勉強会・ロビー展の実施

### 浦和支店

- お客さま向けセミナーの開催や支店内意識醸成

### 越谷支店

- 地域コミュニティと連携した活動を通じて、豊かな街『越谷』に貢献

### 所沢支店・所沢駅前支店

- お客さま向けに「人生100年時代」を見据えた老後の備えについての情報提供を目的としたセミナー開催

### 杉戸支店

- 地元警察と連携し、勉強会・セミナー・ロビー展の開催

### 船橋支店

- お客さま向けのシルバー・セカンドライフ等の情報提供を目的としたセミナー開催

### 松戸支店

- 地域包括支援センターと連携した勉強会・ロビー展の開催

### 千葉支店・千葉駅前支店

- 地域包括支援センターとのリレーション構築・認知症サポーター養成講座受講

### 市川支店

- 「本で寄付するプロジェクト」を通して、本の回収・寄付等により地域貢献に取り組む

### 津田沼支店

- 振り込み詐欺被害を減らすべく、防犯対策の情報提供を各種セミナーで実施

### 柏支店

- シニア世代を含む地域コミュニティへの企画提供および情報発信

### 八千代支店

- 地域包括支援センター等と連携した社員向け勉強会、お客さま向けセミナーの実施

### 横浜支店・横浜駅西口支店

- 地域SDGs機関との協働態勢構築
- 神奈川エリア僚店との協働、連携の強化

### 二俣川支店

- シニア世代の皆さまへの情報提供を通じての地域貢献

## 港南台支店



- ・港南区のシニア世代のお客さまに向けた情報提供・セミナーを開催

## 川崎支店



- ・警察の協力を仰ぎつつ、お客さま向けに詐欺被害に遭わないよう啓蒙活動を実施

## 横須賀支店



- ・地元町内会と連携した交通安全誘導の実施

## 新百合ヶ丘支店



- ・新百合ヶ丘に根ざした支店として地域と連携して幸福度の高い街づくりに取り組む

## たまプラーザ支店



- ・地元企業や団体との連携を推進し、地域の一員としてコミュニティの発展に貢献します

## 青葉台支店



- ・特殊詐欺防止に努めます！

## 小田原支店



- ・地域の社会福祉大会に参加し、特殊詐欺等被害の未然防止を訴えるべく情報を提供

## 藤沢支店・藤沢中央支店



- ・海洋汚染を減らし湘南の海を守る活動を推進する

## 相模大野支店



- ・詐欺被害撲滅のため、相模原南警察署と連携してセミナー・勉強会・ロビー展での啓蒙活動を実施

## 前橋支店



- ・健康・介護・医療関係のセミナー・ロビー展の開催

## 宇都宮支店



栃木の環境(ミヤコグサ管理地除草活動など)・文化保全活動に参加する

## 上大岡支店



- ・港南区の花『ひまわり』の活動を通して地域の皆さまとの連携を強化する

## 東京

## 日本橋営業部・東京中央支店



- ・日本橋地域のコミュニティと連携した活動(協賛イベント・清掃活動など)に積極的に参加し、街づくり活動を推進していきます。加えて、高齢者が安心して過ごせる環境作りの一環として、警察署と連携し、特殊詐欺被害が発生しないよう、お客さまに積極的に注意喚起・情報発信を行います。

## 本店営業部



- ・シニア世代のお客さまへ健康・福祉に資するセミナー・イベント等を開催する

## 上野支店・上野中央支店



- ・シニア世代のお客さま向けのセカンドライフ等の情報発信を目的としたセミナー開催

## 渋谷支店・渋谷中央支店



- ・渋谷地域の企業・団体と協力し、渋谷の街づくりと変遷を発信

## 中野支店



- ・地域の障がい者支援センターと連携したロビー展の定期開催

## 石神井支店



- ・シニア世代のお客さまへ健康・福祉に資するセミナー・イベント等を開催する

## 吉祥寺支店・吉祥寺中央支店



- ・武蔵野エリアの自然・環境保全のため、地域の皆さまと共同活動を行う

## 立川支店・立川北口支店



- ・シニア世代の皆さまへ人生100年時代を豊かに暮らすための情報提供

## 八王子支店・八王子駅前支店



- ・お客さまへの医療・セカンドライフ等の情報提供を目的としたセミナー開催

## 町田支店



- ・シニア世代のお客さまへ人生100年時代に向けた情報提供をします

## 厚木支店



- ・厚木警察署と連携し、防犯チラシ配布で詐欺被害からお客さまを守る

## 多摩桜ヶ丘支店



- ・多摩市地域包括支援センターとの情報共有・勉強会の実施

## 三軒茶屋支店



- ・次世代を担う子供たちに向けて私たちができることを着実に

## 荻窪支店



- ・地域の皆さまへ心の豊かさや役立つ情報を提供するセミナー・イベントを開催

## 新宿支店・新宿西口支店



- ・シニア世代の「備え」に特化した学びの場を目的としたセミナー開催

## 芝営業部



- ・お客さまのベストパートナーとなれるように毎日を健康で楽しく過ごすためのセミナーを開催します

## 目黒支店



- ・高齢化が進む社会の中で、より多くの方にお選びいただける支店となるために、認知症の理解を深める勉強会を実施します

## 大森支店



- ・お客さま向けのシルバー・セカンドライフ等の情報を目的としたセミナー開催

## 池袋支店・池袋東口支店



- ・地域包括支援センターとの連携、シルバーカレッジの開催、認知症問題を考えるロビー展の開催

## 虎ノ門コンサルティングオフィス



- ・他企業の社員の皆さまに対するライフプランの情報提供を目的としたセミナー・個別相談会等の開催

## 自由が丘支店



- ・「街の清掃活動」や「盆踊り大会」など地元主催のイベントに積極的に参加して、地域の皆さまとの交流を深め、より良い街づくりに貢献する
- ・「認知症予防講座」セミナーの開催

## 二子玉川支店



- ・社員一人一人の「MY SDGs」づくりと共に、お客さまに役立つセミナー・勉強会を開催します

## 小金井支店



- ・セミナーやロビー展の開催を通じた情報発信及び社員参加型活動の継続

## 甲信越・北陸

### 甲府支店



- ・プラごみゼロ宣言に基づき、プラスチック製品の利用削減とプラスチックごみの排出削減を社内に周知・推進

### 新潟支店・新潟中央支店



- ・外部機関と連携し地域活性化活動に継続して取り組む

### 金沢支店・金沢中央支店



- ・金沢市をはじめとした各種機関と連携して地域の活性化を図る

### 富山支店



- ・地域の自然が育む生物多様性の大切さを地域に発信していく

### 福井支店



- ・県内の海岸の魅力をPRし、美しい海岸を次世代へつなげていく活動を推進する

## 東海

### 静岡支店・静岡中央支店



- ・幅広いお客さまにシルバー・セカンドライフ等の情報を提供するイベントを開催します

## 沼津支店



- ・地域包括支援センター等と連携して地域の福祉に貢献できるようにイベントを開催

## 名古屋営業部・名古屋栄支店



- ・ロビー展やセミナーを通じ、セカンドライフに役立つ情報を提供する

## 金山橋支店



- ・地域の皆さまの健康と福祉に貢献できるよう情報提供を定期的に行います

## 名古屋駅前支店・名駅南支店



- ・警察署と連携した特殊詐欺防止の推進

## 岡崎支店



- ・岡崎市社会福祉協議会と連携し、出張講座の定期開催等の地域貢献活動の実施

## 豊橋支店



- ・近隣小中学校への金融教育活動実施

## 一宮支店



- ・絶滅危惧種イタセンバラの飼育と地域への発信

## 岐阜支店



- ・地域の各世代（資産形成層・女性・子供）に対する投資教育セミナーの開催

## 星ヶ丘支店



- ・地域包括支援センターと連携したロビー展や社内勉強会の実施、星ヶ丘地域と連携したセミナー開催・情報発信

## 四日市支店



- ・特殊詐欺未然防止啓発活動・地域清掃活動等に定期参加

## 近畿

### 大阪本店営業部・大阪中央支店



- ・シニア世代のお客さまを対象としたセミナーの開催・情報提供

### あべの支店・阿倍野橋支店



- ・障がい者センター等の地域機関と連携して地元の健康と福祉に貢献するイベントを企画開催する

### 梅田支店・阪急梅田支店



- ・地公体・地域包括支援センター等と連携した活動と情報提供

### 池田支店



- ・地域包括支援センターに向けた情報提供・セミナー・合同勉強会を開催

### 枚方支店・京阪枚方支店



- ・地域包括支援センター等外部機関との連携での啓発勉強会開催

### 難波支店・難波中央支店



- ・世界から飢餓や貧困をなくし子供たちを支援する活動を推進します



## 豊中支店

- ・シニア世代の安心の実現に向けたイベントを企画開催

## 千里中央支店

- ・お客さま向けのシルバー・セカンドライフ等の情報発信を目的とした店部独自のミニセミナーを開催

## 茨木支店

- ・防災口ピー展や特殊詐欺防止の取り組みを実施します

## 高槻支店

- ・地域機関と連携して「住み続けられるまちづくり」に向けてイベントの開催参加

## 堺支店

- ・お客さま向けのシルバー・セカンドライフ等の情報提供を目的としたセミナー開催

## 八尾支店

- ・絶滅危惧種のニッポンバラタナゴを守り、当社の取り組みを知ってもらう

## 京都支店・京都四条支店

- ・地域連携の活動を通じて京都の伝統と歴史を京都で働く人間として守っていく

## 神戸支店・神戸三宮支店

- ・お客さま向けのシルバー・セカンドライフ等の情報提供を目的としたセミナー開催

## 塚口支店

- ・人生100年時代を地域機関と連携し、イベント開催等で応援します

## 大津支店

- ・地域活動に積極的に参画し、地域の活性化、環境活動に貢献する

## 明石支店

- ・お客さまのお役に立つ情報提供を目的としたイベントを地域機関と連携して企画開催し『生涯教育』に貢献します

## 川西支店

- ・働き方や生活の不平等をなくし、多様な人と共存するために勉強会・交流会を開催

## 姫路支店

- ・夏休み1日職場体験会等の社外発信イベントを通じて、地域の教育活動に貢献していく

## 芦屋支店

- ・シニア住宅の理解を深まるよう、地域機関と連携してイベントを企画開催します

## 西宮支店

- ・地域イベント参加により環境・健康等セカンドライフの情報提供

## 奈良西大寺支店

- ・人生100年時代に向けた各世代のお客さまに地域機関と連携して情報提供

## 和歌山支店

- ・シニア世代向けのイベントを地域機関と連携して企画開催する

## 中国・四国

## 広島支店・広島中央支店

- ・認知症問題に対し、地域機関と連携し、社内外のイベントを企画開催します

## 福山支店

- ・地域包括センター及び警察と連携し、認知症の方への理解を深める

## 岡山支店・岡山中央支店

- ・シニア世代向け豊かなセカンドライフ実現のためのセミナーを開催します
- ・育休等取得推進を通じ多様な人が活躍できる職場にします

## 鳥取支店

- ・行政・福祉団体と連携したイベントを企画開催

## 山口防府支店

- ・セミナーを通して、健康・介護に関する情報を定期的に発信する

## 高松支店

- ・シニア世代の安心の実現に向けたイベントを企画開催する

## 松山支店

- ・人生100年時代を安心して過ごすためのお手伝いを推進する

## 九州

## 福岡支店・福岡天神支店

- ・お客さま向けのシルバー・セカンドライフ等の情報提供を目的としたセミナー開催

## 北九州支店

- ・当店は「学びの場」。お客さま向け、地域の文化・歴史等の情報提供を目的としたセミナーを開催します。私たちも勉強会を通じ学んでいきます。

## 佐賀支店

- ・シルバーカレッジや他業種交流会等の定期開催、学校等の地域との連携強化

## 大分支店

- ・地域包括支援センターと連携した合同勉強会の開催
- ・セカンドライフに向けた各種セミナーの開催

## 熊本支店・熊本中央支店

- ・外部機関と連携し地域活性化活動に継続して取り組む
- ・地域のクリーン活動や地域イベントへ積極的に参加する

## 鹿児島支店

- ・地域イベントへの参加やボランティア活動を通じて地域の活性化に貢献する



## 三井住友信託銀行

# With You活動推進の取り組み

SDGsはビジネスの現場でも注目されており、世界中のさまざまな業界・企業がSDGsを意識した事業に取り組み、新しい資金需要が金融ビジネスの機会を生み出しています。

## 三井住友信託銀行は、With You活動を通じてSDGsの17の目標達成を目指します！



## 全国の支店における共通の取り組み

三井住友信託銀行は、地域の皆さまと強固な信頼関係を築くため、地域に根差した社会貢献活動“With You活動”を展開しています。With You活動では、①シニア世代応援活動、②環境・生きもの応援活動、③地域・社会貢献活動の三つを特に重視し、推進しています。

三井住友信託銀行では、このWith You活動の内容を類型化し、難易度や効果を計り、活動の目安を設定するガイドラインとして、2012年度からポイント制度を導入し、組織的な活動の推進を図っています。ポイント制度では、毎年獲得の目安となる基準ポイントを設定し、「営業成果獲得」

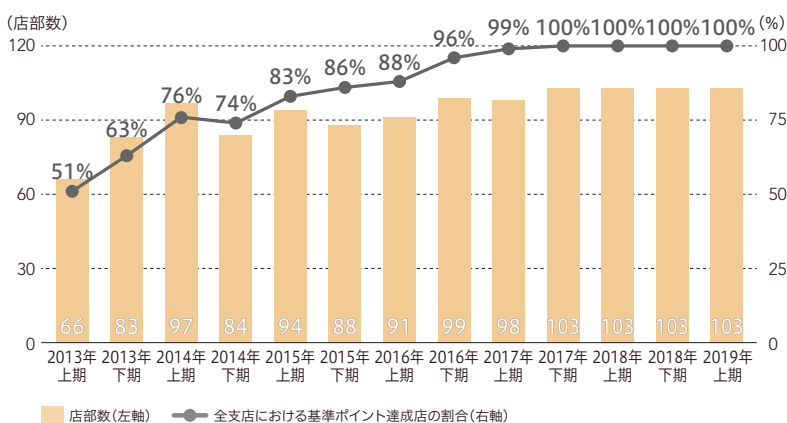
「環境負荷低減」「ブランドイメージの向上」「情報発信」の観点における評価とともに、営業成果・活動周知に関する工夫や、With You支店ブログへの投稿を合わせて、各支店を評価しています。支店の基準ポイント達成率は制度導入時から順調に増えており、現在With You活動は営業活動の手法の一つとして支店に浸透しています。

また、With You活動において顕著な成果を上げた支店を「With You優秀賞」「With You特別賞」「With Youきらり活動賞」「SDGs特別賞(新設)」として表彰し、その活動内容を全国支店で共有することで、活動の積極的な展開を図っています。

### With You活動の狙い



### 基準ポイント達成店部数



※各年度における総店部数は、2013年上期130カ店、下期133カ店、2014年上期128カ店、下期114カ店、2015年上期113カ店、下期102カ店、2016年上期103カ店、2016年下期・2017年上期99カ店、2017年下期以降103カ店

## コミュニケーション

三井住友信託銀行は、地域の皆さまと強固な信頼関係を築くため、全国各地の営業拠点を中心に、地域に根差した社会貢献活動を展開しています。

全国の皆さまに各拠点の活動を広くお伝えするために、さまざまな媒体を使った情報発信に注力しています。

### With You支店ブログ

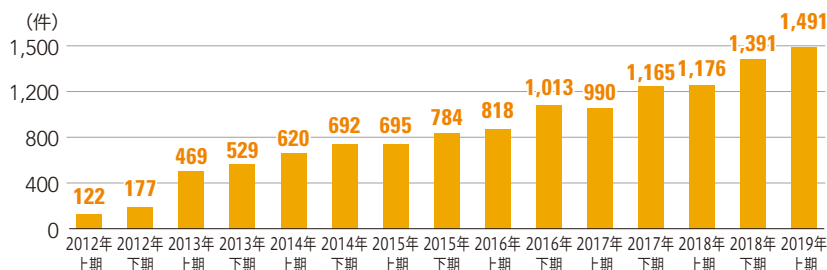
三井住友信託銀行は2012年に「With You支店ブログ」を立ち上げ、全国の支店におけるサステナビリティ活動(With You活動)の様子を随時紹介しています。さらに、サステナビリティセミナーやパネル展の開催をタイムリーにご案内するなど、地域のお客さまとのコミュニケーション手段としても活用しています。各支店によるブログの更新件数は年々増加傾向にあり、支店ブログは地域の皆さま

との関係を深める重要な情報発信ツールとなっています。

2018年11月より、自店部のWith You活動をSDGs17の目標と結び付けて発信する取り組みを進めています。また、2019年8月、各地域コミュニティへSDGsを浸透させ地域活性化につなげることを目的に、全国にある134支店全店が「私たちのSDGs宣言」を策定しました。

ウェブサイトURL: <https://branchblog.smtb.jp/>

### 支店ブログ更新件数の推移



ブログ総投稿件数

12,966件  
(2019年12月20日時点)



## 社会貢献活動レポートSuMi TRUST With You

全国のお客さまに向けて、社会貢献活動レポートSuMi TRUST With Youを年4回発行しています。このレポートは、高齢者の興味・関心が高い話題や旬の話題を届ける情報発信ツールとしての役割も果たしています。2019年度は「人生100年時代」を応援するテーマでスペシャルトピックを連載しました。新しい「健康」への備え、これからの「人生後半」への備えなどについて紹介したところ、全国から大きな反響がありました。



## 支店版With You冊子

With You支店ブログを用いた情報発信、社会貢献活動レポートの発行に加え、各支店がオリジナル小冊子「支店版With You」を発行しています。この冊子は、地域の皆さまに地域の支店をより深く知っていただくことと企画・制作しているもので、社員紹介や店内紹介、注力しているWith You活動やサステナビリティ企画の特集コラムのほか、県庁や市役所と連携して地域の特色や見どころなどのPRコラムを作成するなど、支店独自色あふれた内容となっています。



## エコプロ2019へのブース出展

三井住友信託銀行は2019年12月5〜7日、東京ビッグサイトで開催された日本最大の環境関連イベント「エコプロ2019 持続可能な社会の実現に向けて」にブースを出展しました。

三井住友信託銀行は(公財)日本生態系協会、(公社)日本ナショナル・トラスト協会と共同で、2007年から「生物多様性」をテーマにブースを出展しています。2012年からは「自然資本」をテーマに掲げ、投融資商品や不動産の取り組み、ESDプロジェクト、ナショナル・トラスト支援活動等の紹介を通じて、自然資本の経済的な意味を解説しています。

10年目の出展となった今年は、責任銀行原則への署名やSDGsへの取り組み、森林信託、環境不動産などのパネルを展示し、ご来場いただいたお客さまと直接お話をしながら三井住友信託銀行や同社の取り組みについて知っていただきました。



来場者へのレクチャー風景



2019年のブースの様子



ブースコンセプトを伝えるバナー

## Fujisawaサスティナブル・スマートタウン※文化祭への参加

2019年11月に開催されたFujisawa SST文化祭にて、当社は神奈川県SDGs推進課ご協力のもと、ミニワークショップ「Fujisawa SSTツリーをみんなで作ろう!」を出展し、約70組約200名のお客さまにご参加いただきました。

皆さまには興味のあるSDGsの目標を一つ選んでいただき、その達成のために自分ができることについて考え、記入した用紙はオーナメントとしてツリーに飾り付けました。記念撮影した写真はその場で現像し、文化祭の思い出としてお持ち帰りいただきました。湘南の海が近いこともあってSDGs目標14「海の豊かさを守ろう」を選ばれた方が多く、イベント終了後にツリーを見てみると、小さなお子さまからご高齢の方までのさまざまな思いでカラフルに彩られた素敵なFujisawa SSTツリーが出来上がりました。

※三井住友信託銀行では、パナソニックグループの工場跡地(藤沢市)を活用した「まちづくり事業」に、日本を代表する各社との共同事業として金融機関として唯一、参画しています。日本初の実稼働スマートシティFujisawa SSTは今年でグランドオープンから5年経過し、100年続くまちをコンセプトに国内外から注目されています(詳細は73頁参照)。



会場の様子



ミニワークショップの様子

## With You活動の事例紹介

## シルバーカレッジの開催

シルバーカレッジとは、シルバー世代のお客さまが安心・豊かなセカンドライフを送るための学びの場です。安全で充実したセカンドライフのために必要な万全な「備え」とは何か、各界の第一人者の方々にお話しいただいています。人生100年時代を迎えた私たちの抱える課題は山積しています。参加者固定で、四つの基本テーマ（健康と安全・安心、



岡山シルバーカレッジの様子

高齢期の住まい、認知症問題、充実した老後の過ごし方）について学ぶ連続セミナーに加え、各支店が特色あるシルバーカレッジを企画・開催しています。

岡山支店・岡山中央支店では大原美術館本館を貸し切り、「大原300年の足跡」をテーマに、大原家と岡山の関係や美術館設立の背景、会場内の実物を題材にしながら美術作品鑑賞の仕方などについて学ぶシルバーカレッジを開催しました。また、福岡支店・福岡天神支店では、プラタモリの案内人も務められた近代史研究家の方を講師にお招きし、地元・福岡天神の歴史について貴重なお話をいただきました。このほかにも、各支店が硬軟織り交ぜ、豊かなシルバーライフを送るためのさまざまな情報を提供しており、いずれも参加いただいたお客さまから好評をいただいています。

## シニア世代応援レポート2.0

昨今、メディア等をととして「人生100年時代」への関心が高まっています。三井住友トラスト・グループは「Your ラストバンク」としてシニア世代の皆さまがより豊かなシニアライフをお過ごしただけのよう、さまざまな情報提供に注力しています。

## シニア世代の住まいを考える

三井住友トラスト・グループは、皆さまの大切なご資産の管理・承継に加え、お住まいについても最期まで安心して任せていただける銀行でありたいと考えています。2018年8月に発行した「シニア世代応援レポート～シニア世代の住まいを考える～2.0」は、シニア世代の住まいを考える上で大切な三つの選択肢（①現在の住居に住み続ける、②暮らしやすい住居に住み替える、③高齢者の住まいに住み替える）について具体的に紹介する冊子です。全国の支店では、シニア世代の最適な住まいについてゆっくり考えていただく、このレポートを紹介するロビー展を開催し、皆さまがより良いシニアライフを過ごすためのお手伝いやご相談を承っています（48頁参照）。



ロビー展の様子

## 認知症問題を考える

超高齢社会となった日本では、65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症またはその予備群であるといわれています。2019年8月に発行した「シニア世代応援レポート～認知症問題を考える～2.0」は、認知症とはどのような病気か、認知症になった場合どのようなサポートが必要になるのか、当社でどのようなお手伝いができるのかなどについて具体的に紹介する冊子です。三井住友信託銀行では、認知症に対応した財産管理ラインアップを整備し、お客さまの立場に立ったコンサルティングを行っています（51頁参照）。全国の支店では、ご自身の健康や将来のことについてゆっくり考えていただく、このレポートを紹介するロビー展を開催しています。



ロビー展の様子



2019年9月よりスタートした4回目の飼育活動は、関係者の皆さまのアドバイスのもと、11匹のイタセンパラを大切に育てています。



## SuMi TRUST おさかなプロジェクト一覧

ニッポンバラタナゴ

メダカ (名取川河口域)  
仙台・仙台あおば

大池メダカ  
青葉台

産卵前のメダカ

メダカ (酒匂川水系)  
小田原

メダカ  
鳥取

イタセンバラ  
一宮

メダカ  
八尾

ニッポンバラタナゴ

4 質の高い教育を  
みんなに

11 住み続けられる  
まちづくりを

また、これまでの応募作品に「ふるさと」をテーマとする作品が多く見られたことから、第6回より「心のふるさと賞」を創設し、わが町・わが村の素晴らしい「心のふるさと」も募集しています。第7回の受賞作品の発表は2020年3月を予定しています。





## 地域コミュニティとの連携強化

金融機関である私たちは、国連の発信するSDGs（持続可能な開発のための目標）の達成のために具体的な取り組みを推進することに加え、地域コミュニティに向けてSDGsを普及啓発することも、大きな役割として担っています。全国の支店では、地域コミュニティと連携した活動やイベント等を通じて、地域の皆さまへのSDGs普及啓発に注力しています。

北九州支店では、SDGs未来都市である北九州市やSDGs推進に注力する支店近隣の商店会（魚町銀天街）等と連携した地域密着型の活動を複数展開しています。同商店会では年2回、商店街の店主等が講師となり専門的な知識や情報などを一般のお客さまに対して無料でお伝えする「まちゼミ」を開催しており、2019年11月には当店財務コンサルタントを講師とする講座を設けていただきました。このほかにも、商店会主催のSDGsセミナーへの定期参加、商店会関係者を講師とする社員向け勉強会やお客さまを招いたシルバーカレッジ開催、市役所や商店会と連携した常設SDGsパネル展の開催など、支店全体で地域のネットワークづくりに注力しています。

日本橋営業部・東京中央支店では、日本橋エリアの企業や外部団体と幅広く連携し、セミナー開催、地域活性化イベントへの参画、外部講師派遣などの幅広い活動を展開しています。2019年秋に参加した日本橋エリアの地域活

性イベント「のれん展」では、入居する重要文化財「三井本館」のシンボルでもある大金庫をモチーフにデザインされたのれんを会場に飾りました。三井本館は今年90周年を迎える節目の年であり、毎年行っているクリスマスコンサートや大金庫内の見学会に加え、国際交流の一環として海外の学生を招いた館内見学ツアーを実施するなど、より一層のPRに努めています。また、社内向けの「マンスリーSDGs通信」を発信し、SDGs宣言に加えて月ごとにどのSDGs目標の達成に向けた活動に取り組んでいるのかを「見える化」し、社員全員が地域と連携した活動に取り組めるよう工夫しています。



北九州支店 魚町銀天街との連携



日本橋営業部・東京中央支店 のれん展

## 食品ロス削減への取り組み

開発途上国への世界の食糧支援量は390トンである一方、日本の食品廃棄量は643万トンで、その数は約1.6倍にもなります。本来まだ食べられる食品が一日あたり大型トラック1,760台分も廃棄されており、「食品ロス」は日本が抱える大きな社会問題です。三井住友トラスト・グループでは、SDGs推進の取り組みの一環として、この食品ロス削減のための具体的な活動を推進しています。

難波支店・難波中央支店では、「食いだおれの街・大阪」で何か具体的な取り組みを進めたいと「フードドライブ（家庭で余った食べ物を職場等に持ち寄り地域の福祉団体や施設等に寄付する活動）」に注目しました。食品ロスの現状やフードドライブの詳細を伝えるロビー展を開催し、お客さまにも参加を呼び掛けて社員が定期的な寄付活動を実施しています。寄付した品物はフードドライブを行っている「パルコープ子ども食堂フードバンク」や「フードバンク関西」を通じて、それを必要としている地域の子ども食堂や福祉団体・施設に届けられています。

佐賀支店では、環境省や佐賀市役所が推進する「3010（さんまるいちまる）運動」の普及啓発と実践に注力して

います。3010運動とは宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう」「お開き10分前になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう」と呼び掛けて食品ロスの削減につなげています。職場や知人との会合や宴席などでこの取り組みを周知し、一人一人が「もったいない」を心掛けることで活動の輪が徐々に広がっています。

こうした取り組みは今後、プラごみ削減とあわせてグループ全体に広げていく予定です。



難波支店  
フードドライブロビー展



難波支店  
フードドライブ回収活動



佐賀支店 3010運動

# 海外支店・グループ関係会社における取り組み

## GROUP COMPANY 01

### ニューヨーク支店

#### 取り組み 01 責任銀行原則の署名式および

#### Climate Week (国連気候サミット関連イベント)への参加



2019年9月22日にUNEP FI(国連環境計画金融イニシアティブ)の責任銀行原則の署名式がニューヨークで開催され、当日は当社チーフ・サステナビリティ・オフィサーの金井をはじめとした社員が参加しました。9月23～29日に開催されたClimate Weekでは昨年の150を大きく上回るパネルディスカッション、コンサート、展示会、セミナーなど関連イベントが行われ、世界40カ国以上から約1万人もの参加者が集まり、気候変動に関する世間の関心の高さがうかがえました。同支店では、期間中、金井を講師として招いて勉強会を開催し、金融の一大潮流となっているサステナビリティの最新動向について把握するとともに、気候変動が生活にもたらす影響について理解を深めました。



#### 取り組み 02 ボランティアや寄付活動への参加



ボランティア休暇制度を利用し、2019年7月にはNY支店社員5名が“Special Populations Tennis Carnival with NYJTL”に参加して、障がいを抱えサポートを要する子供たちとテニスを楽しみました。8月には社員4名が“Food First”の活動に参加し、食べるものに困る人々に食料を配給しました。さらに、同支店人事班の呼び掛けによる“School Supply Drive”の活動では100点以上の文房具をニューアーク(ニュージャージー州)の公立学校に寄付したほか、“Coat Drive”の活動では40着以上のコートをニューヨークの厳しい冬で必要とする人々に寄付しました。

同支店では今後もこうした活動を通じ、積極的に地域の皆さまへの支援を実施します。



“Coat Drive”のために集められたコート



## GROUP COMPANY 02

# ロンドン支店

## 取り組み 01 グレート・オーモンド・ストリート病院への寄付



2011年以来、ロンドン支店ではクリスマスカードを送る代わりにグレート・オーモンド・ストリート病院に毎年寄付をしてきました。グレート・オーモンド・ストリート病院は1852年に開院したロンドンで一番有名な子供病院であり、チャリティ団体でもあります。世界初の骨髄移植を成功させるなど、小児科専門で数多くの“世界初”を果たしてきた先駆者的な病院です。ロンドン支店からなどの寄付により受け取った寄付金は、人命を救助するための数々の治療に関するリサーチおよび病院自体の運営に利用されています。



グレート・オーモンド・ストリート病院

## 取り組み 02 セーブ・ザ・チルドレンへの寄付



今年初の試みとして、セーブ・ザ・チルドレンというチャリティの一環である“クリスマスセーターデー”にロンドン支店、三井住友トラストUKと三井住友トラスト・インターナショナルのスタッフも含めて皆に参加を呼びかけています。

これは、2019年12月13日にクリスマス特有の柄がついたセーターを着て出社し、少なくとも2ポンドをセーブ・ザ・チルドレンに寄付するというものです。当日のオフィス内の様子を写真に収めたり実際の募金額を公表することが可能です。



クリスマスセーターデー参加者

## 取り組み 03 ロンドン支店クレジットフロント一体でのESG(環境)関連取組の推進



環境関連規制整備の進む欧州において、当該規制を意識したファイナンス機会の創出・発掘は、支店クレジットフロント(コーポレートファイナンス、プロジェクトファイナンス、航空機ファイナンス、船舶ファイナンス、不動産ファイナンス)共通のチャレンジ課題です。先進的な取り組みを当地で率先して取り組むことにより、本邦取組機会創出への貢献も狙うものであり、具体的な活動事例は以下の通りです。

### <取組事例>

① コーポレート:コモディティトレーダー向けのベース取引となるファシリティに関し、ESG関連の指標(CO<sub>2</sub>、使用電力、安全・健康対策等)を設定しました。年間を通じた達成度に応じてローンのマージンにディスカウントまたはプレミアムが加わる仕組みのあるローンに参加しました。資源を扱うコモディティトレーダーが環境面に配慮をする社会的要請があるなか、調達の面からも取組改善にインセンティブを与えるものです。

- ② 船舶:当社がファイナンスする非日系オイルメジャーが長期に利用するタンカーについて、船舶の環境規制から設置が必要となる脱硫装置(スクラバー)設置コストの追加ファイナンスを実施しました。スクラバーファイナンスは担保権利関係の整理が難しいことから資金需要が比較的厚く、当社のマーケットにおけるESGの観点でのプレゼンスを引き上げる取り組みです。
- ③ プロジェクトファイナンス:再エネプロジェクトへのファイナンス(複数)。近時、日本でも本格的な普及を目指し動き出している「洋上風力発電」プロジェクトへの貸出業務を2014年から開始しました。現状、英国、オランダ、ベルギー、ドイツにて展開、2019年9月末現在、計12案件に貸出中です。

### <検討中事例>

- ① 不動産:環境不動産が持つ優位性の検証、本邦市場でのビジネス機会創出を狙い、環境不動産に特化した欧州不動産オフィスファンドへの出資を検討中です。



## GROUP COMPANY 03

## 日興アセットマネジメント

日興アセットマネジメントは、本業を通じてサステナビリティ活動への取り組みへのさらなる努力をするという理念から、2018年9月にコーポレート・サステナビリティ部を新設しました。

ダイバーシティのワーキンググループやチャリティ・ボランティア活動を運営するほか、各部門と協働し、さまざまな角度からのサステナビリティに取り組むためのハブとしての役割も果たし、積極的にサステナビリティに取り組んでいます。

### 取り組み 01 カンボジア 水・衛生プロジェクト

日興アセットマネジメントの社員11名が、春・秋の二度に分かれてカンボジアのシェムリアップで「Water for Life(水・衛生プロジェクト)」の活動に参加しました。

「Singapore International Foundation」とカンボジアのNGO「Water for Cambodia」のパートナーシップによって行われている同活動の目的は、バイオサンドと皮膜フィルターの設置により、農村にきれいな水を届けることです。価格が安く、比較的設置も容易なバイオサンド・フィルターには、カンボジア国内で調達できる材料が使われています。メンテナンスも簡単で、一度設置すれば最長15年間は使えます。

安全な水が容易に使えるようになり、基本的な衛生教育が行われるようになれば、農村で暮らす何万人もの人々の生活が向上し、地域社会全体の活性化にもつながります。



現地に赴き笑顔で作業に取り組む社員

### 取り組み 02 UNHCR-シリア難民の留学生インターンの受け入れ

日興アセットマネジメントは、シリア人の大学院生3名をインターンとして初めて受け入れ、日本企業での就業体験とともに、ビジネススキルを学ぶ機会を提供しました。参加したインターン生は、JICA(独立行政法人国際協力機構)の企画で、NPO法人難民支援協会が実施する、「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム(Japanese Initiative for the future of Syrian Refugees: JISR)」の留学生で、このインターンシップは同社とUNHCR※(国連難民高等弁務官事務所)とのパートナーシップにより実現しました。インターンシップの最終日には、祖国の紹介や来日前の暮らしに加え、難民としての自らの体験の詳細について、同社社員に向けてプレゼンテーションを行いました。

※ 国連UNHCR協会は、国連の難民支援機構であるUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の活動を支える特定非営利活動法人であり、日本の公式窓口です。同協会は、1950年の設立以来、紛争や迫害により難民や避難民となった人々を国際的に保護・支援し、難民問題の解決へ向けた活動を行っています。



JISR可部様による社内勉強会の様子



### 取り組み 03 親子向けお金研究室の開催

日興アセットマネジメントは、小学5年生～6年生のお子様とその保護者をお招きし、8回目となる「夏休み親子お金研究室」を開催し、お金が社会や私たちの生活とどのように関わっているのかについて学んでいただきました。206組の応募があり、23組(46名)の親子に参加いただきました。まず、子供たちは座学で経済とお金の仕組みについて学びました。そしてお金を「増やす」ということに関して、投資信託を一つの手段として例に挙げ、長期的な視点でお金を増やしていく方法についても触れました。授業の最後には、増やしたお金をどのように使うのか、お金の使い方についても参加者全員で考えました。

また、2019年には初めての「夏休み! わくわくイノベーション教室」を開催しました。取り上げたイノベーションは、「宇宙

ビジネス」。子供に身近な「イノベーション」を知ってもらい、知的好奇心を育む場を提供すること、資産運用ビジネスを通じて、世の中のさまざまなイノベーションに着目する同社が“世の中を変える「イノベーション」”のすごさを子供から大人までたくさんの人に知ってもらうことを目指しました。



毎年大人気のお金研究室の様子



宇宙ビジネスをテーマにした親子向けセミナーの様子

### 取り組み 04 女性活躍の推進

日興アセットマネジメントは、2018年1月にウィメンズ・グループを発足し、定期的な社外イベントへの参加や、社内勉強会を通じ、社員一人一人が多様性をより深く理解し、尊重することで誰もが働きやすい職場づくりを目指しています。2018年6月には、国連グローバル・コンパクト※1とUN Womenが女性の活躍推進に積極的に取り組むための行動原則を示した「女性のエンパワメント原則(WEPs)※2」に賛同し、ステートメントに署名しました。

※1 国連グローバル・コンパクト(UNGC):各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することにより、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みづくりに参加する自発的な取り組み。

※2 女性のエンパワメント原則、WEPs(Women's Empowerment Principles):国連、企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクト、国連婦人開発基金(UNIFEM)(現UN Women)が2010年3月に共同で作成した原則。



同取り組みのイベントにて

### 取り組み 05 LGBTへの理解と取り組み

日興アセットマネジメントは、2017年からダイバーシティ推進の一環として、LGBT※に対する取り組みを推進しています。同社では、社内でLGBTワーキンググループを発足し、LGBTについての理解醸成を図る啓発活動を行っています。2019年には、企業などの団体におけるLGBTなどの性的マイノリティ(以下、「LGBT」)に関する取り組みを評価する「PRIDE指標2019」において、初めて最高評価の「ゴールド」を受賞しました。これからも多様性を尊重し、社員がより自分らしく働ける職場環境づくりを目指しています。

※ LGBT: レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字をとった総称。



社員が東京レインボープライド2019に参加

### 取り組み 06 子ども用車椅子の整備例会への参加

日興アセットマネジメントは、日興AM従業員チャリティプログラムの寄付先団体「NPO法人海外に子ども用車椅子を送る会」が毎月行なう、子ども用車椅子の整備会に参加しています。このNPOは、中古の車椅子を集めて修理し、海外で車椅子を必要としている子どもたちに無償で送り届けています。



同団体整備会に参加したメンバー



社員が子ども用車椅子を清掃している様子



## GROUP COMPANY 04

## 三井住友トラスト・アセットマネジメント

## 取り組み 01 「2018年度 東京金融賞 ESG投資部門」を受賞



三井住友トラスト・アセットマネジメントは、2019年2月、「国際金融都市・東京」構想の取り組みの一環として東京都により新設された「東京金融賞」の「ESG投資部門」を受賞しました。スチュワードシップ・コード受け入れ運用会社として東証一部上場企業の時価総額カバー率90%を目標に建設的な対話を行ったこと、海洋汚染・プラスチック問題に関するエンゲージメント活動に注力したこと、生物多様性企業応援ファンドを個人投資家向けに提供したことなどが評価され受賞に至りました。

今後もスチュワードシップ責任を果たしながら、対話先の企業価値向上を図り、引き続きお客さまの中長期的な投資リターン最大化に努めていきます。



東京金融賞

## 取り組み 02 企業の森(ネーミングライツ)への参画



2019年7月、三井住友トラスト・アセットマネジメントは、東京都水道局が提唱する「みんなでつくる水源の森実施計画」に賛同し、同局と「東京水道～企業の森(ネーミングライツ)」(以下、「企業の森」)の協定を締結しました。この協定に基づき、山梨県甲州市内の3.01haの水道水源林を「SMTAM※の森」と命名し、今後3年間、多摩川上流にある水道水源林の保全育成活動に取り組んでいくこととしました。なお、「企業の森」の保全にかかる諸費用は、ESG関連ファンドから収受する収益金より充当する計画です。「企業の森」に参画することで、企業市民として、地域の水資源・森林資源の保全や森林の持つ生物多様性保全機能の維持に努め、SDGsの達成に貢献していきます。

※「SMTAM」とは、三井住友トラスト・アセットマネジメントの略称



企業の森 集合写真

## 取り組み 03 スタートアップ企業との協業



国内最大級のスタートアップコミュニティ※1を運営するCrew株式会社と三井住友トラスト・アセットマネジメント(以下「同社」)の持つ経営資源を活用したオープンイノベーション※2『三井住友トラスト・アセットマネジメントアクセラレーター2019(以下「本プログラム」)』を2019年10月21日より開始しました。

本プログラムは、同社の経営資源と、スタートアップ企業の持つ全く新しいアイデアや斬新なノウハウの双方を活用して、新たなビジネスやサービスの共創を目

指すものです。

本プログラムを通じて、スタートアップの皆さまのアイデアやサービスと共創することによって、今までリーチできなかった顧客へのアプローチやアプローチ手法の多様化、新たな資産運用手法の発掘を目指します。

※1 スタートアップ企業を中心に、投資家やアドバイザーなどのサポーターが参加するコミュニティ

※2 自社の有する経営資源や技術に頼るだけでなく、社外と連携することにより、革新的なビジネスやサービスを共創していく仕組み



## GROUP COMPANY 05

## 三井住友トラストクラブ

三井住友トラストクラブが発行するクレジットカード「ダイナースクラブ」は、クレジットカードの枠を超えて、さまざまな取り組みを展開しています。大人のカードブランドだからこそ会員の皆さまとともに取り組める、若い世代を支援する社会貢献の機会を提供しています。

## 取り組み 01 東京藝術大学との共同の取り組み



## ●音楽アウトリーチ活動

ダイナースクラブは東京藝術大学の社会貢献活動の一つ、上質な音楽体験を直接届ける「音楽アウトリーチ活動」に賛同し、会員さまから寄付を募り、この活動をサポートするファンド「アーティストサポートファンド」を運営しています。2018年度は2,362,500円の寄付が集まりました。

藝大では在学学生やOBが、全国の小学校や中学校、メディカルセンターなどで毎月のようにコンサートやワークショップを開催しています。聴き手である子どもたちの音楽的感性と、演奏する学生たちの心技体とを、どちらも助成する価値ある取り組みとなっています。

また、サントリーホールでの年1回のスペシャルコンサートや銀座プレミアムラウンジでの定例コンサートを開催し、若手音楽家に上質な演奏機会を提



供しています。コンサートのチケット代金も全額「アーティストサポートファンド」に寄付されます。

## ●ダイナースクラブ60周年記念ロゴ

ダイナースクラブは2020年、日本における60周年を迎えます。これを記念して、2019年夏、60周年ロゴを発表しました。

ロゴのデザインは東京藝術大学美術学部「視覚・伝達研究室」の松下計教授の指導のもと、デザインコンペという形で制作されました。予選を経て美術研究科デザイン専攻で学ぶ3名のデザイン案に絞り込まれ、三井住友トラストクラブの社員の投票も加味して決定しました。

今はネットで簡単に無料のデザイン素材をダウンロードできる時代です。そんな社会にプロとして巣立っていく若いデザイナーの卵たちに、とても貴重な体験を提供できました。



## 取り組み 02 継続中のESG活動



## ●SAKE COMPETITION 2019

日本の食文化のシンボルでもある日本酒をサポートする取り組みです。次世代の作り手を応援する本取り組みも4年目となり、本年度の「ダイナースクラブ若手奨励賞」は、宮城県栗原市の「萩野酒蔵」に授与しました。会員誌「シグネチャー」での紹介やポイント賞品として販売するなど、1年をかけてサポートしていきます。



## ●醍醐寺文化財修復プロジェクト

2019年2月、修復を終えた軍荼利明王像が五大力尊仁王会でお披露目されました。現在、木造降三世明王像、大輪明王曼荼羅図や醍醐寺文書聖教(国宝)の長期修復などの取り組みが続いています。



## ●第2回ダイナースクラブカップ

昨年に続き、12月に開催しました。30名の女子プロを招聘したプロアマゴルフコンペを通じ、これからが期待される若手女子プロにエールを送りました。



GROUP COMPANY 06

# 三井住友トラスト不動産



## 拠点の取り組み 九州営業本部

九州営業本部では、「福岡市動物園」を支援しています。動物園では動物の動きや匂いを身近に感じ子供たちはその迫力や可愛らしさに感動をすることと思います。そして、動物の暮らしぶりや現状を知るとは、地球全体の生態系、環境に思いを馳せることにつながります。

動物園は、そのほかにも種の保存等大切な役目を担っていますがその運営は野生動物の種数や数の減少、価格の高騰もあり困難になっています。私たちは福

岡市動物園のサポーターとなり同社キャラクターの「トラストさん」にちなみトラ舎前に「世界のトラの分布」の説明パネルを設置しました。休日ともなると説明パネルを熱心に見つめているご家族も多くいらっしゃいます。

私たちのこの活動が、種の保護や存続、環境保護、子供たちへの教育に少しでも役に立てば良いと思っています。



福岡市動物園のアムールトラ、オスのカイ君



福岡市動物園に寄付した、世界のトラのことが分かるパネル

## 拠点の取り組み 中部営業本部

中部営業本部は、2013年(平成25年)に、「東山動植物園の支援・協力に関する覚書」を締結し、名古屋市のシンボルであり、市民の憩いの場でもある東山動植物園の支援を始めさせていただきました。そして翌年、弊社の支援活動が認められ、『東山動植物園再生プランに関する連携と協力の協定』を名古屋市長と締結するに至りました。

動物園には四つの役割(種の保存、教育・環境教育、調査・研究、レクリエーション)があると言われています。

私たちも支援するにあたり、この四つの役割に資する活動を心掛けています。

今年度は、弊社キャラクター「トラストさん」にちなみスマトラトラの動物スポンサーになっているのですが、スマトラトラのことをよく知ってもらうために、「スマトラトラのオリジナル下敷きづくり」というイベントを開催し、大盛況のため予定していた500部がお昼には終了してしまうほどでした。このイベントを通じて絶滅危惧種であるスマトラトラについて少しでも考える機会になればと考えています。



スマトラトラオリジナル下敷き(表面)



スマトラトラオリジナル下敷き(裏面)

## GROUP COMPANY 07

# 住信SBIネット銀行



「エコノミクス甲子園」は、全国の高校生に楽しみながら金融・経済について学んでいただくことを目的とするクイズイベントです。

住信SBIネット銀行は昨年に引き続き、予選会の一つであるインターネット大会を主催し、高校生にインターネットを通じてクイズに取り組んでもらいました。大会では時事問題やお金に関するトリビアなど、幅広い「金融・経済」に関する知識で競い、優勝チームが全国大会に進むことができます。13回目となる今回のイベントには19チームが参加し、優勝した横田高等学校が全国大会に出場しました。今後も、多くの高校生の皆さまにご参加いただくことで金融・経済について学びきっかけをご提供していきます。

同社は、「ネット銀行として未来の幸せをみんなでシェアすること。この社会の未来を育てること」を目的に、インターネットというプラットフォームを使って取り組みを発信します。



|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 優勝チーム  | 竹園高等学校<br>「まだし」            |
| 準優勝チーム | 群馬県立中央中等教育学校<br>「JYukichi」 |
| 3位チーム  | 那須拓陽高等学校<br>「かに」           |

## GROUP COMPANY 08

# 日本トラスティ・サービス信託銀行



日本トラスティ・サービス信託銀行は、NPO法人ぱれっとの主催する焼き菓子の社内販売会に協力しています。

NPO法人ぱれっとは、障がいのある方たちの社会参加と自立を目的に活動する団体で、その活動の一環として、クッキーとパウンドケーキを製造・販売しています。

同社では毎年社内販売会を実施しており、社員に大変好評です。



NPO法人ぱれっとによる焼き菓子の社内販売会



GROUP COMPANY 09

## 三井住友トラスト総合サービス

三井住友トラスト総合サービスは、三井住友信託銀行、関係会社の入居するビルの運営・管理と管財業務を行っています。ビルオーナー、ビル運営管理の立場から、地域貢献や廃棄物・エネルギー削減、防災・健康への取り組みなど、SDGsを意識した各種活動に取り組んでいます。

### 取り組み 01 四条烏丸ビルの所有者として祇園祭への参加・協力



賃貸事業部では、SDGs目標の一つである「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」活動として【祇園祭への参加・協力】を実施しています。四条烏丸ビルが所在する水銀屋町・函谷鉦町では、函谷鉦を町内会で保有しており、祇園祭の期間中(7月1日～31日)同社でも毎年祭り準備に参画、協力を行っています。特に今年は、創始1150年であり、北浜事業所、千里事業所、賃貸事業部より応援者を募り、会社を挙げて地域貢献活動を実施しました。この活動は、同社の社内報である「祇園祭函谷鉦2019年8月20日jeeす通信 増刊号」として周知しました。



供奉者(クブシャ)集合写真

### 取り組み 02 ビル入居者のゴミ分別強化に向けた注意喚起



御成門事業所では、ゴミの分別強化に取り組んでいます。分別ができない方の多くは、可燃ゴミ箱に何でも入れる傾向が強く、例えば、紙パックに入った飲み物に付いているストローやビニールが可燃ゴミ箱に捨てられています。これを踏まえ、これまでゴミ箱には「捨てるべきもの」が掲示されていましたが、発想を変え「捨ててはいけないもの」を掲示するようにしました。またリサイクル箱には「捨ててよいもの」(コピー用紙の包装紙、紙パック)を掲示しました。こうした利用者が捨てやすく、悩まない工夫の実施により、一定の効果がみられています。

また他部署でも写真のようにゴミ分別に向けてのポスター掲示を行っています。



ゴミ分別強化に向けた注意喚起ポスター

### 取り組み 03 銀行拠点ビル原状回復工事の際の什器有効活用



管財事業部では、銀行拠点ビルの閉鎖や一部賃借床の返却に伴う原状回復工事の際に、不要となった什器の有効活用に取り組んでいます。

例えば本店ビル15・16階の原状回復工事の際、不要となった什器のうち転用可能なものを選別し、転用先をマッチングしました。

転用先必要個数を超過した余剰什器については、三井住友信託銀行と連携し、什器類のリユース・リサイクルベンダ複数社へ相見積を徴求し売却することにより、廃棄コストおよび原状回復に伴う仮設工事費用(範囲縮小による什器復旧費)の圧縮にもつながりました(当初計画時の見積額比87百万円減)。



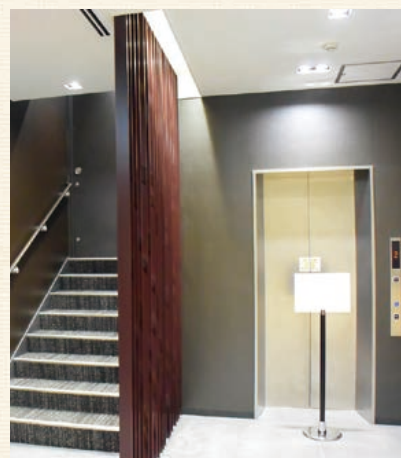
## 取り組み 04 銀行店舗のバリアフリー化推進



管財事業部では、銀行店舗改修の一環としてバリアフリー化に取り組んでいます。金沢支店・金沢中央支店には、顧客動線として以前は1階と2階を結ぶエスカレーターが設置されていましたが、エスカレーターの老朽化対応とともにバリアフリーの観点から、2019年1月から同年6月にかけてエレベーターへの変更工事を実施しました。ビルオーナーや工事関係者、銀行内の関連部署との協議を重ね、エスカレーターを解体撤去し、撤去後に車椅子対応のエレベーターと内部階段を設置しました。併せて1階に十分な広さの「だれでもトイレ」を新設し、車椅子の方や小さなお子さま連れで来店されるお客さまからご好評をいただいています。



改修工事前



改修工事後

## GROUP COMPANY 10

# 三井住友トラスト・システム&サービス

## 取り組み 01 高齢者向けIT教育の取り組み



三井住友トラスト・システム&サービスでは、東京都府中市に拠点を構えるIT会社として、地域社会の高齢者向けにITに関する知識向上を目的に、新入社員32名を中心として無料のパソコン教室を開催しWord、Excel、インターネット、スマートフォン等の使用方法の個別指導を行いました。年々スマートフォンの指導希望が増えており、今年は約3割がスマートフォン主体の指導となりました。

受講者のニーズに臨機応変に対応し、時には雑談も



高齢者向けパソコン教室

挟みながらも熱心に個別指導を行った結果、延べ31名の受講者から多数の感謝の声を頂戴しました。

## 取り組み 02 子供向けプログラミング教育の取り組み



府中市に関わる一人一人の力やスキルを持ち寄り、協力してワクワクするイベントを作っていく府中市民協働まつりに、三井住友トラスト・システム&サービスは毎年出展を行っており、2019年度はプログラミングロボットを使用した子供向けプログラミング体験教育を行いました。5回目となる今年度の出展には延べ320名が来場する盛況ぶりでした。

来場した子供たちは楽しみながらも興味深く命令を与えてロボットを動かし、思った通りに動いた時には歓声が上がっていました。

子供たちのプログラミング的思考力養成の一助となるように、今後も継続して取り組んでいきます。



子供向けプログラミング教育



## GROUP COMPANY 11

## 三井住友トラスト・ビジネスサービス



三井住友トラスト・ビジネスサービスは、障がい者雇用の拡大を目的として、当グループが主体となって参画した障がい者が働くBean to Barチョコレート工房、『ショコラ房』への取り組みの一環として、2019年7月より障がい者3名を同工房へ派遣しています（障がい者の派遣は同社としても初めての試みになります）。

「国籍や障がいの有無に関係なく、皆が幸せに暮らせること」を目指して横浜にオープンした同工房では、カカオ豆の殻剥きから商品の製造・袋詰め・梱包に至るま

で手作りで行っており、スイーツを通じて“やりがい”や“誇り”を提供し、障がい者の社会の中での自立を支援しています。

当グループでは、身体・知的・精神・発達などの障がい者が自立して働ける社会づくりに貢献すべく、『ショコラ房』の企業理念に賛同し、事業を早期に軌道に乗せるため、都内4拠点ビルにおいてチョコレート菓子等の「販売会」を実施し、時間内に完売する拠点が出るなど多数のグループ社員が購入し、大好評です。



都内4拠点ビルにおける販売会の様子



『ショコラ房』オープンセレモニーの様子

## GROUP COMPANY 12

## 三井住友トラスト・ウェルスパートナーズ



三井住友トラスト・ウェルスパートナーズでは、2019年5月に全社員に向けたSDGs研修を計2回実施、全社員55名がSDGsに関する理解を深めました。

その後、SDGsバッジの着用やSDGsロゴ入り名刺の活用などを通じて、幅広くお客さまに当グループの取り組みをお伝えしています。



SDGs研修の様子

## GROUP COMPANY 13

## 三井住友トラスト保証



スーツを着用しない女性社員や、ビジネスカジュアル通年化を見据えて、入館証にリングをつけて常にSDGsバッジを装着することとしました。

スーツを着用しない時も、着用しない社員も全員が常にSDGs活動を意識できるように工夫したものです。



入館証へのSDGsバッジの装着



# GRIガイドライン対照表(サステナビリティ・日本フォーラム日本語版参照)

## グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI):

1997年に米国の非営利団体組織であるセリーズ(CERES:Coalition for Environmentally Responsible Economies)と国連環境計画との合同事業として設立されました。持続可能性報告書に掲載する情報について、比較可能性、信憑性、厳密性、タイミングの適切性、検証可能性の基本条件を達成しつつ、持続可能性報告の業務慣行を財務報告書並みのレベルに高めることを目的としています。初版ガイドラインを2000年に発行し、2002年度、2006年度、2013年度の改訂を経て、2016年度に新たなガイドラインとしてGRIスタンダードが発行されました。

●=中核オプションの開示事項

| 項目        | 指標                                                                      | 掲載場所        |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 一般開示事項    |                                                                         |             |
| 組織のプロフィール |                                                                         |             |
| 102-1 ●   | 組織の名称                                                                   |             |
|           | a. 組織の名称                                                                | 212         |
| 102-2 ●   | 活動、ブランド、製品、サービス                                                         |             |
|           | a. 組織の事業活動に関する説明                                                        |             |
|           | b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める            | 10-81       |
| 102-3 ●   | 本社の所在地                                                                  |             |
|           | a. 組織の本社の所在地                                                            | 212         |
| 102-4 ●   | 事業所の所在地                                                                 |             |
|           | a. 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称。報告書に記載している項目との関連は問わない           | 211         |
| 102-5 ●   | 所有形態および法人格                                                              |             |
|           | a. 組織の所有形態や法人格の形態                                                       | 211         |
| 102-6 ●   | 参入市場                                                                    |             |
|           | a. 参入市場。次の事項を含む                                                         |             |
|           | i. 製品およびサービスを提供している地理的な場所                                               |             |
|           | ii. 参入業種                                                                |             |
|           | iii. 顧客および受益者の種類                                                        | 211-212     |
| 102-7 ●   | 組織の規模                                                                   |             |
|           | a. 組織の規模。次の事項を含む                                                        |             |
|           | i. 総従業員数                                                                |             |
|           | ii. 総事業所数                                                               |             |
|           | iii. 純売上高(民間組織について)、純収入(公的組織について)                                       |             |
|           | iv. 株主資本および負債の内訳を示した総資本(民間組織について)                                       |             |
|           | v. 提供する製品、サービスの量                                                        | 159,210-211 |
| 102-8 ●   | 従業員およびその他の労働者に関する情報                                                     |             |
|           | a. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、男女別総従業員数                                           |             |
|           | b. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、地域別総従業員数                                           |             |
|           | c. 雇用の種類(常勤と非常勤)別の、男女別総従業員数                                             |             |
|           | d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述 | 159         |
|           | e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動(観光業や農業における季節変動)          |             |
|           | f. データの編集方法についての説明(何らかの前提があればそれも含める)                                    |             |
| 102-9 ●   | サプライチェーン                                                                |             |
|           | a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める         | 6           |

| 項目     | 指標                                                                                                                                                                                                                                       | 掲載場所                   |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 102-10 | ● 組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化<br>a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化。次の事項を含む<br>i. 所在地または事業所に関する変化(施設の開設や閉鎖、拡張を含む)<br>ii. 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化(民間組織の場合)<br>iii. サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化(選定や解消を含む)       | 132-134,143            |
| 102-11 | ● 予防原則または予防的アプローチ<br>a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方                                                                                                                                                                              | 105-107, 132-134       |
| 102-12 | ● 外部イニシアティブ<br>a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト                                                                                                                                                                | 135-137                |
| 102-13 | ● 団体の会員資格<br>a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト                                                                                                                                                                               | 135-137                |
| 戦略     |                                                                                                                                                                                                                                          |                        |
| 102-14 | ● 上級意思決定者の声明<br>a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者(CEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明                                                                                                                                         | 4-5                    |
| 102-15 | 重要なインパクト、リスク、機会<br>a. 重要なインパクト、リスク、機会の説明                                                                                                                                                                                                 | 12-15,105-107, 120-128 |
| 倫理と誠実性 |                                                                                                                                                                                                                                          |                        |
| 102-16 | ● 価値観、理念、行動基準・規範<br>a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明                                                                                                                                                                                          | 1,112-118              |
| 102-17 | 倫理に関する助言および懸念のための制度<br>a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明<br>i. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度<br>ii. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度                                                                                                 | 112-118                |
| ガバナンス  |                                                                                                                                                                                                                                          |                        |
| 102-18 | ● ガバナンス構造<br>a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む<br>b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会                                                                                                                                                         | 97-111                 |
| 102-19 | 権限移譲<br>a. 最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス                                                                                                                                                                                | 97-111                 |
| 102-20 | 経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任<br>a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか<br>b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか                                                                                                                               | 97-111                 |
| 102-21 | 経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議<br>a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス<br>b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか                                                                                        | 97-111                 |
| 102-22 | 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成<br>a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による<br>i. 執行権の有無<br>ii. 独立性<br>iii. ガバナンス機関における任期<br>iv. 構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質<br>v. ジェンダー<br>vi. 発言権が低い社会的グループのメンバー<br>vii. 経済、環境、社会項目に関係する能力<br>viii. ステークホルダーの代表 | 97-111                 |
| 102-23 | 最高ガバナンス機関の議長<br>a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か<br>b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由                                                                                                                                       | 97-111                 |

| 項目     | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 掲載場所             |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 102-24 | <p>最高ガバナンス機関の指名と選出</p> <p>a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス</p> <p>b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準。次の事項を含む</p> <p>i. ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか</p> <p>ii. 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか</p> <p>iii. 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか</p> <p>iv. 経済、環境、社会項目に関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか</p> | 97-111           |
| 102-25 | <p>利益相反</p> <p>a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス</p> <p>b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか。最低限、次の事項を含む</p> <p>i. 役員会メンバーへの相互就任</p> <p>ii. サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い</p> <p>iii. 支配株主の存在</p> <p>iv. 関連当事者の情報</p>                                                                                  | 97-111           |
| 102-26 | <p>目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割</p> <p>a. 経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割</p>                                                                                                                                                                         | 97-111           |
| 102-27 | <p>最高ガバナンス機関の集会的知見</p> <p>a. 経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集会的知見を発展、強化するために実施した施策</p>                                                                                                                                                                                                                      | 97-111           |
| 102-28 | <p>最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価</p> <p>a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス</p> <p>b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度</p> <p>c. 当該評価が自己評価であるか否か</p> <p>d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む</p>                                                       | 97-111           |
| 102-29 | <p>経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント</p> <p>a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む</p> <p>b. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か</p>                                                               | 105-107, 120-134 |
| 102-30 | <p>リスクマネジメント・プロセスの有効性</p> <p>a. 経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割</p>                                                                                                                                                                                                            | 105-107, 120-134 |
| 102-31 | <p>経済、環境、社会項目のレビュー</p> <p>a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度</p>                                                                                                                                                                                                                 | 122,129-131      |
| 102-32 | <p>サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割</p> <p>a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職</p>                                                                                                                                                                          | 6-7,110-111      |
| 102-33 | <p>重大な懸念事項の伝達</p> <p>a. 最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス</p>                                                                                                                                                                                                                                  | 97-111           |
| 102-34 | <p>伝達された重大な懸念事項の性質と総数</p> <p>a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数</p> <p>b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム</p>                                                                                                                                                                                               | 該当なし             |
| 102-35 | <p>報酬方針</p> <p>a. 最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針。次の種類の報酬を含む</p> <p>i. 固定報酬と変動報酬（パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式または権利確定株式を含む）</p> <p>ii. 契約金、採用時インセンティブの支払い</p> <p>iii. 契約終了手当</p> <p>iv. クローバック</p> <p>v. 退職給付（最高ガバナンス機関、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む）</p>                                         | 102              |
| 102-36 | <p>報酬の決定プロセス</p> <p>a. 報酬の決定プロセス</p> <p>b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か</p> <p>c. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係</p>                                                                                                                                                             | 100,102          |



| 項目                       | 指標                                                                                                                                                                                                                                         | 掲載場所              |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 102-37                   | 報酬に関するステークホルダーの関与<br>a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか<br>b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果                                                                                                                                                   | —                 |
| 102-38                   | 年間報酬総額の比率<br>a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬額の中央値(最高給与所得者を除く)に対する比率                                                                                                                                               | —                 |
| 102-39                   | 年間報酬総額比率の増加率<br>a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値(最高給与所得者を除く)の増加率に対する比率                                                                                                                                   | —                 |
| <b>ステークホルダー・エンゲージメント</b> |                                                                                                                                                                                                                                            |                   |
| 102-40                   | ● ステークホルダー・グループのリスト<br>a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト                                                                                                                                                                                   | 6-7,110-111       |
| 102-41                   | ● 団体交渉協定<br>a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合                                                                                                                                                                                                         | 157               |
| 102-42                   | ● ステークホルダーの特定および選定<br>a. 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準                                                                                                                                                                                | 6-7,58,110-111    |
| 102-43                   | ● ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法<br>a. 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントが否かを示す                                                                                                   | 6-7,58-65,110-111 |
| 102-44                   | ● 提起された重要な項目および懸念<br>a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念。次の事項を含む<br>i. 組織が重要な項目および懸念にどう対応したか(報告を行って対応したものを含む)<br>ii. 重要な項目および懸念を提起したステークホルダー・グループ                                                                                       | 6-7,58-65,110-111 |
| <b>報告実務</b>              |                                                                                                                                                                                                                                            |                   |
| 102-45                   | ● 連結財務諸表の対象になっている事業体<br>a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト<br>b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か                                                                                                                   | 211-212           |
| 102-46                   | ● 報告書の内容および項目の該当範囲の確定<br>a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明<br>b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明                                                                                                                                   | 表2                |
| 102-47                   | ● マテリアルな項目のリスト<br>a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト                                                                                                                                                                                      | 6-7               |
| 102-48                   | ● 情報の再記述<br>a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由                                                                                                                                                                                         | —                 |
| 102-49                   | ● 報告における変更<br>a. マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更                                                                                                                                                                                    | 6-7               |
| 102-50                   | ● 報告期間<br>a. 提供情報の報告期間                                                                                                                                                                                                                     | 表2                |
| 102-51                   | ● 前回発行した報告書の日付<br>a. 前回発行した報告書の日付(該当する場合)                                                                                                                                                                                                  | —                 |
| 102-52                   | ● 報告サイクル<br>a. 報告サイクル                                                                                                                                                                                                                      | 該当なし              |
| 102-53                   | ● 報告書に関する質問の窓口<br>a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口                                                                                                                                                                                                   | 212               |
| 102-54                   | ● GRIスタンダードに準拠した報告であることの主張<br>a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、次のいずれかの選択肢を選んで報告書を作成したことを表す主張<br>i. 「この報告書は、GRIスタンダードの中核(Core)オプションに準拠して作成されている。」<br>ii. 「この報告書は、GRIスタンダードの包括(Comprehensive)オプションに準拠して作成されている。」                                          | 表2,195            |
| 102-55                   | ● 内容索引<br>a. GRIの内容索引(使用した各スタンダードを明記し、報告書に記載したすべての開示事項を一覧表示する)<br>b. 内容索引には、各開示事項について次の情報を含める<br>i. 開示事項の番号(GRIスタンダードに従って開示した項目について)<br>ii. 報告書またはその他の公開資料の中で、該当の情報が記載されているページ番号またはURL<br>iii. 要求される開示事項の省略が認められていて、開示できない場合の省略の理由(該当する場合) | 195-209           |

| 項目            | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 掲載場所                          |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 102-56 ● 外部保証 | a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明<br>b. 報告書が外部保証を受けている場合、<br>i. 外部保証報告書、表明、意見に言及する。外部保証によって保証されている事項、保証されていない事項、その根拠（サステナビリティ報告書に添付する保証報告書に記載がない場合）。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項も含める<br>ii. 組織と保証提供者の関係<br>iii. 最高ガバナンス機関または役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か、どのように関わっているか                                                                  | —                             |
| マネジメント手法      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                               |
| 103-1         | マテリアルな項目とその該当範囲の説明<br>a. その項目がマテリアルである理由の説明<br>b. マテリアルな項目の該当範囲。次の記述を含む<br>i. どこでインパクトが生じるのか<br>ii. 組織のインパクトへの関与。例えば、組織のインパクトへの関与は直接的か間接的か、または組織のビジネス関係を通じてインパクトに関連したかどうか<br>c. 該当範囲に関する具体的な制約事項                                                                                                                                            | 6-7                           |
| 103-2         | マネジメント手法とその要素<br>a. 組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明<br>b. マネジメント手法の目的に関する表明<br>c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明<br>i. 方針<br>ii. コミットメント<br>iii. 目標およびターゲット<br>iv. 責任<br>v. 経営資源<br>vi. 苦情処理メカニズム<br>vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）                                                                                            | 6-7                           |
| 103-3         | マネジメント手法の評価<br>a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む<br>i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み<br>ii. マネジメント手法の評価結果<br>iii. マネジメント手法に関して行った調整                                                                                                                                                                                                                      | 6-7                           |
| 項目別スタンダード     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                               |
| 経済            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                               |
| 経済パフォーマンス     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                               |
| 201-1         | 創出、分配した直接的経済価値<br>a. 創出、分配した直接的経済価値（発生主義ベースによる）。これには、組織のグローバルにおける事業について、次に一覧表示する基本要素を含める。データを現金主義で表示する場合は、その判断理由を次の基本要素に加えて報告する<br>i. 創出した直接的経済価値：収益<br>ii. 分配した経済価値：事業コスト、従業員給与と諸手当、資本提供者への支払い、政府への支払い（国別）、コミュニティ投資<br>iii. 留保している経済価値：「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの<br>b. 影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準も報告する | 210                           |
| 201-2         | 気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会<br>a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会で、事業、収益、費用に実質的な変動が生じる可能性のあるもの。次の事項を含む<br>i. リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類<br>ii. リスクと機会に関連するインパクトの記述<br>iii. 措置を行う前から想定されるリスクと機会の財務上の影響<br>iv. リスクと機会をマネジメントするために用いた手法<br>v. リスクと機会をマネジメントするために行った措置のコスト                                                                             | 29-31,<br>129-134,<br>138-143 |

| 項目           | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 掲載場所          |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 201-3        | <p>確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度</p> <p>a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合、その債務の推定額</p> <p>b. 年金制度の債務を支払うために別の基金を持っている場合、次の事項</p> <p>i. 年金制度の債務額のうち別途積み立て資産でカバーされる割合の推定値</p> <p>ii. 当該推定値の計算基礎</p> <p>iii. 推定値の計算時期</p> <p>c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が不足している場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する</p> <p>d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める割合</p> <p>e. 退職金積立制度への参加レベル(義務的参加か任意制度か、地域的か国の制度か、経済的インパクトがあるものか、など)</p> | —             |
| 201-4        | <p>政府から受けた資金援助</p> <p>a. 組織が報告期間中に各国政府から受け取った資金援助の総額。次の事項を含む</p> <p>i. 減税および税額控除</p> <p>ii. 補助金</p> <p>iii. 投資奨励金、研究開発助成金、その他関連助成金</p> <p>iv. 賞金</p> <p>v. 特許権等使用料免除期間</p> <p>vi. 輸出信用機関(ECA)からの資金援助</p> <p>vii. 金銭的インセンティブ</p> <p>viii. その他、政府から受け取った、または受け取る予定の財務利益</p> <p>b. 201-4-aの情報の国別内訳</p> <p>c. 組織の株式保有構成における政府出資の有無、出資割合</p>                                                                                         | —             |
| 地域経済での存在感    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |               |
| 202-1        | <p>地域最低賃金に対する標準新人給与の比率(男女別)</p> <p>a. 従業員の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、その最低賃金に対する重要事業拠点新人給与の比率(男女別)を報告する</p> <p>b. 組織の活動に携わるその他の労働者(従業員を除く)の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、最低賃金を上回る賃金が支払われていることを確認するためにどのような措置を取っているかを記述する</p> <p>c. 重要事業拠点を置く地域に地域最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否か(男女別)。参照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最低賃金を使用したかを報告する</p> <p>d. 「重要事業拠点」の定義</p>                                                                                             | —             |
| 202-2        | <p>地域コミュニティから採用した上級管理職の割合</p> <p>a. 重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の割合</p> <p>b. 「上級管理職」の定義</p> <p>c. 組織の「地域・地元」の地理的定義</p> <p>d. 「重要事業拠点」の定義</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     | —             |
| 間接的な経済的インパクト |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |               |
| 203-1        | <p>インフラ投資および支援サービス</p> <p>a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲</p> <p>b. コミュニティや地域経済に与えているインパクト、または与えると思われるインパクト。プラスとマイナス双方を含む(該当する場合)</p> <p>c. 当該投資・サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する</p>                                                                                                                                                                                                                                         | 24-39,129-131 |
| 203-2        | <p>著しい間接的な経済的インパクト</p> <p>a. 組織が与える著しい間接的な経済的インパクト(プラスおよびマイナス)と特定された事例</p> <p>b. 外部のベンチマークおよびステークホルダーの優先事項(国内および国際的な基準、協定、政策課題など)を考慮した場合の間接的な経済的インパクトの「著しさ」</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 | —             |
| 調達慣行         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |               |
| 204-1        | <p>地元サプライヤーへの支出の割合</p> <p>a. 重要事業拠点で使用する調達予算のうち、当該事業所の地元にあるサプライヤーへの支出割合(地元で調達した商品やサービスの割合など)</p> <p>b. 組織の「地域・地元」の地理的定義</p> <p>c. 「重要事業拠点」の定義</p>                                                                                                                                                                                                                                                                               | —             |



| 項目            | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 掲載場所    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <b>腐敗防止</b>   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |
| 205-1         | 腐敗に関するリスク評価を行っている事業所<br>a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業所の総数と割合<br>b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | —       |
| 205-2         | 腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修<br>a. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合（地域別に）<br>b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合（従業員区分別、地域別に）<br>c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となった者の総数と割合（ビジネスパートナー種類別、地域別に）。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する<br>d. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合（地域別に）<br>e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合（従業員区分別、地域別に）                                                        | 112-118 |
| 205-3         | 確定した腐敗事例と実施した措置<br>a. 確定した腐敗事例の総数と性質<br>b. 確定した腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数<br>c. 確定した腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数<br>d. 報告期間中に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果                                                                                                                                                                                                                               | 116     |
| <b>反競争的行為</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |
| 206-1         | 反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置<br>a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間中に法的措置を受けた事例（終結しているもの、していないもの）の件数<br>b. 法的措置が終結したものについては、結果（決定や判決を含む）の要点                                                                                                                                                                                                                                                                              | 該当なし    |
| <b>環境</b>     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |
| <b>原材料</b>    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |
| 301-1         | 使用原材料の重量または体積<br>a. 組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または体積の総計。次の分類による<br>i. 使用した再生不能原材料<br>ii. 使用した再生可能原材料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 139-143 |
| 301-2         | 使用したリサイクル材料<br>a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の割合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | —       |
| 301-3         | 再生利用された製品と梱包材<br>a. 再生利用された製品と梱包材の割合。製品区分別に<br>b. 本開示事項のデータ収集方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | —       |
| <b>エネルギー</b>  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |
| 302-1         | 組織内のエネルギー消費量<br>a. 組織内における非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による）。使用した燃料の種類も記載する<br>b. 組織内における再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量（ジュールまたはその倍数単位による）。使用した燃料の種類も記載する<br>c. 次の総量（ジュール、ワット時、またはその倍数単位による）<br>i. 電力消費量<br>ii. 暖房消費量<br>iii. 冷房消費量<br>iv. 蒸気消費量<br>d. 次の総量（ジュール、ワット時、またはその倍数単位による）<br>i. 販売した電力<br>ii. 販売した暖房<br>iii. 販売した冷房<br>iv. 販売した蒸気<br>e. 組織内のエネルギー総消費量（ジュールまたはその倍数単位による）<br>f. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール<br>g. 使用した変換係数の情報源 | 139-143 |

| 項目    | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 掲載場所    |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 302-2 | 組織外のエネルギー消費量<br>a. 組織外のエネルギー消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)<br>b. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール<br>c. 使用した変換係数の情報源                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | —       |
| 302-3 | エネルギー原単位<br>a. 組織のエネルギー原単位<br>b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標<br>c. 原単位に含まれるエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて)<br>d. 原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 139-143 |
| 302-4 | エネルギー消費量の削減<br>a. エネルギーの節約および効率化の取り組みによる直接的な結果として削減されたエネルギー消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)<br>b. 削減されたエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて)<br>c. 削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準(基準年、基準値など)と、その基準選定の理論的根拠<br>d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール                                                                                                                                                                                                                                      | 139-143 |
| 302-5 | 製品およびサービスのエネルギー必要量の削減<br>a. 販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間中におけるエネルギー削減量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)<br>b. エネルギー消費削減量の計算に使用した基準(基準年、基準値など)、および基準選定の理論的根拠<br>c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール                                                                                                                                                                                                                                                                              | 139-143 |
| 水     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |
| 303-1 | 共有資源としての水との相互作用<br>a. 取水され、消費され、排出される方法と場所を含む、組織と水との相互作用の記述、および、取引関係によって組織の活動、製品、サービスにもたらされ、または寄与し、もしくは直接関連した水関連のインパクト(例:流出水によるインパクト)<br>b. 評価の範囲、期間、使用されたツールや方法を含む、水関連のインパクトを特定するために使用された手法の記述<br>c. 水関連のインパクトがどのように対処されているかについての記述、以下を含む。組織が水を共有資源として取り扱うためにどのようにステークホルダーと協力するか、そして著しい水関連のインパクトのあるサプライヤーや顧客とどのように関わっているか<br>d. 組織のマネジメント手法の一部である水関連の目標およびターゲットを設定するプロセス、および水ストレスを伴う各地域の公共政策と地域の状況との関係に対する説明                                                 | —       |
| 303-2 | 排水に関連するインパクトのマネジメント<br>a. 排出される廃水の水质について設定された最低限の基準と、これらの最低限の基準がどのように決定されたかについての記述<br>i. 排出基準のない地域での施設からの排水基準がどのように決定されたか<br>ii. 内部的に開発された水质基準またはガイドライン<br>iii. 業種特有の基準は考慮されたか<br>iv. 排水を受け入れる水域の特性を考慮したかどうか                                                                                                                                                                                                                                                  | —       |
| 303-3 | 取水<br>a. すべての地域からの総取水量(単位:千kL)、および該当する場合は次の取水源ごとの総取水量の内訳<br>i. 地表水<br>ii. 地下水<br>iii. 海水<br>iv. 生産随伴水<br>v. 第三者の水<br>b. 水ストレスを伴うすべての地域からの総取水量(単位:千kL)、および該当する場合は、次の取水源ごとの総取水量の内訳<br>i. 地表水<br>ii. 地下水<br>iii. 海水<br>iv. 生産随伴水<br>v. 第三者の水、およびi-ivに記載された取水源ごとのこの合計の内訳<br>c. 開示事項303-3-aおよび開示事項303-3-bに記載された各取水源からの、次のカテゴリーごとの総取水量の内訳<br>i. 淡水(≤1,000mg/L 総溶解固形分)<br>ii. その他の水(> 1,000 mg/L 総溶解固形分)<br>d. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など | —       |

| 項目    | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 掲載場所 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 303-4 | 排水 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. すべての地域の総排水量(単位:千kL)、および該当する場合は次の排水先タイプ別の総排水量内訳               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 地表水</li> <li>ii. 地下水</li> <li>iii. 海水</li> <li>iv. 第三者の水および該当する場合はこの合計の量は他の組織の使用のために送られた合計量</li> </ul> </li> <li>b. すべての地域への総排水量(単位:千kL)についての次のカテゴリー別内訳               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 淡水(≦ 1,000mg/L 総溶解固形分)</li> <li>ii. その他の水(&gt; 1,000mg/L 総溶解固形分)</li> </ul> </li> <li>c. 水ストレスを伴うすべての地域への総排水量(単位:千kL)、および次のカテゴリー別の総排水量内訳               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 淡水(≦ 1,000mg/L 総溶解固形分)</li> <li>ii. その他の水(&gt; 1,000mg/L 総溶解固形分)</li> </ul> </li> <li>d. 排水時に優先的に懸念される物質が処理されていること、次を含む               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 優先的に懸念される物質がどのように定義されているか、そして国際規格(あるならば)、信頼できるリスト、あるいは規準がどのように用いられているか</li> <li>ii. 優先的に懸念される物質の排出限度を設定するアプローチ</li> <li>iii. 排出限度に違反した事案数</li> </ul> </li> <li>e. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など</li> </ul> | —    |
| 303-5 | 水消費 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. すべての地域での総水消費量(単位:千kL)</li> <li>b. 水ストレスを伴うすべての地域での総水消費量(単位:千kL)</li> <li>c. 水の保管が水関連の著しいインパクトを及ぼすことが同定された場合の水保管量の変化(単位:千kL)</li> <li>d. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など。ここには、情報を計算・推定・モデル化したか、直接的な測定から得たかどうかや、またセクター特有の因子を使用することなど、このためにとられたアプローチを含む</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | —    |
| 生物多様性 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |      |
| 304-1 | 保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイトに関する次の情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 所在地</li> <li>ii. 組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地</li> <li>iii. 保護地域(保護地域内部、隣接地域、または保護地域の一部を含む地域)または保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域との位置関係</li> <li>iv. 事業形態(事務所、製造・生産、採掘)</li> <li>v. 事業敷地の面積(km<sup>2</sup>で表記。適切な場合は他の単位も可)</li> <li>vi. 該当する保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域の特徴(陸上、淡水域、あるいは海洋)から見た生物多様性の価値</li> <li>vii. 保護地域登録されたリスト(IUCN保護地域管理カテゴリー、ラムサール条約、国内法令など)の特徴から見た生物多様性の価値</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 該当なし |
| 304-2 | 活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 生物多様性に直接的、間接的に与える著しいインパクトの性質。次の事項を含む               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用</li> <li>ii. 汚染(生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも)</li> <li>iii. 侵入生物種、害虫、病原菌の導入</li> <li>iv. 種の減少</li> <li>v. 生息地の転換</li> <li>vi. 生態学的プロセスの変化(塩分濃度、地下水位変動など)で、自然増減の範囲を超えるもの</li> </ul> </li> <li>b. 直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響。次の事項を含む               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. インパクトを受ける生物種</li> <li>ii. インパクトを受ける地域の範囲</li> <li>iii. インパクトを受ける期間</li> <li>iv. インパクトの可逆性、不可逆性</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 該当なし |



| 項目     | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 掲載場所    |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 304-3  | <p>生息地の保護・復元</p> <p>a. すべての保護もしくは復元された生息地の規模と所在地。外部の独立系専門家が、その復元措置の成功を認定しているか否か</p> <p>b. 組織の監督・実施により保護もしくは復元された場所と異なる生息地がある場合、保護や復元を目的とする第三者機関とのパートナーシップの有無</p> <p>c. 各生息地の状況(報告期間終了時点における)</p> <p>d. 使用した基準、方法、前提条件</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 168-171 |
| 304-4  | <p>事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種</p> <p>a. IUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数。次の絶滅危惧レベル別に</p> <p>i. 絶滅危惧IA類(CR)</p> <p>ii. 絶滅危惧IB類(EN)</p> <p>iii. 絶滅危惧II類(VU)</p> <p>iv. 準絶滅危惧(NT)</p> <p>v. 軽度懸念</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | —       |
| 大気への排出 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |
| 305-1  | <p>直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)</p> <p>a. 直接的(スコープ1)GHG排出量の総計(CO<sub>2</sub>換算値(t-CO<sub>2</sub>)による)</p> <p>b. 計算に用いたガス(CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>、またはそのすべて)</p> <p>c. 生物由来のCO<sub>2</sub>排出量(CO<sub>2</sub>換算値(t-CO<sub>2</sub>)による)</p> <p>d. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む)</p> <p>i. その基準年を選択した理論的根拠</p> <p>ii. 基準年における排出量</p> <p>iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯</p> <p>e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典</p> <p>f. 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、もしくは経営管理)</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>                             | 139-143 |
| 305-2  | <p>間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)</p> <p>a. ロケーション基準の間接的(スコープ2)GHG排出量の総計(CO<sub>2</sub>換算値(t-CO<sub>2</sub>)による)</p> <p>b. 該当する場合、マーケット基準の間接的(スコープ2)GHG排出量の総計(CO<sub>2</sub>換算値(t-CO<sub>2</sub>)による)</p> <p>c. データがある場合、総計計算に用いたガス(CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>、またはそのすべて)</p> <p>d. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む)</p> <p>i. その基準年を選択した理論的根拠</p> <p>ii. 基準年における排出量</p> <p>iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯</p> <p>e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典</p> <p>f. 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、経営管理)</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p> | 139-143 |
| 305-3  | <p>その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ3)</p> <p>a. その他の間接的(スコープ3)GHG排出量の総計(CO<sub>2</sub>換算値(t-CO<sub>2</sub>)による)</p> <p>b. データがある場合、総計計算に用いたガス(CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>、またはそのすべて)</p> <p>c. 生物由来のCO<sub>2</sub>排出量(CO<sub>2</sub>換算値(t-CO<sub>2</sub>)による)</p> <p>d. 計算に用いたその他の間接的(スコープ3)GHG排出量の区分と活動</p> <p>e. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む)</p> <p>i. その基準年を選択した理論的根拠</p> <p>ii. 基準年における排出量</p> <p>iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯</p> <p>f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>                | —       |
| 305-4  | <p>温室効果ガス(GHG)排出原単位</p> <p>a. 組織のGHG排出原単位</p> <p>b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標</p> <p>c. 原単位に含まれるGHG排出の種類。直接的(スコープ1)、間接的(スコープ2)、その他の間接的(スコープ3)</p> <p>d. 計算に用いたガス(CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>、またはそのすべて)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 139-143 |

| 項目       | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 掲載場所    |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 305-5    | 温室効果ガス (GHG) 排出量の削減<br>a. 排出量削減の取り組みによる直接的な結果として削減されたGHG排出量 (CO <sub>2</sub> 換算値 (t-CO <sub>2</sub> ) による)<br>b. 計算に用いたガス (CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 、NF <sub>3</sub> 、またはそのすべて)<br>c. 基準年または基準値、およびそれを選択した理論的根拠<br>d. GHG排出量が削減されたスコープ。直接的 (スコープ1)、間接的 (スコープ2)、その他の間接的 (スコープ3) のいずれか<br>e. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール                                                                                                                                        | 139-143 |
| 305-6    | オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量<br>a. ODSの生産量、輸入量、輸出量 (CFC-11 (トリクロロフルオロメタン) 換算値による)<br>b. 計算に用いた物質<br>c. 使用した排出係数の情報源<br>d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | —       |
| 305-7    | 窒素酸化物 (NOx)、硫黄酸化物 (SOx)、およびその他の重大な大気排出物<br>a. 次の重大な大気排出物の量 (キログラムまたはその倍数単位 (トンなど) による)<br>i. NOx<br>ii. SOx<br>iii. 残留性有機汚染物質 (POP)<br>iv. 揮発性有機化合物 (VOC)<br>v. 有害大気汚染物質 (HAP)<br>vi. 粒子状物質 (PM)<br>vii. その他、関連規制で定めている標準的大気排出区分<br>b. 使用した排出係数の情報源<br>c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール                                                                                                                                                                                                                           | —       |
| 排水および廃棄物 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |
| 306-1    | 排水の水質および排出先<br>a. 想定内および想定外の排水量 (次の事項による)<br>i. 排出先<br>ii. 水質 (処理方法を含む)<br>iii. 他の組織による水の再利用の有無<br>b. 使用した基準、方法、前提条件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | —       |
| 306-2    | 種類別および処分方法別の廃棄物<br>a. 有害廃棄物の総重量 (次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示)<br>i. リユース<br>ii. リサイクル<br>iii. 堆肥化<br>iv. 回収 (エネルギー回収を含む)<br>v. 焼却 (大量燃焼)<br>vi. 深井戸注入<br>vii. 埋め立て<br>viii. 現場保管<br>ix. その他 (詳細を記述)<br>b. 非有害廃棄物の総重量 (次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示)<br>i. リユース<br>ii. リサイクル<br>iii. 堆肥化<br>iv. 回収 (エネルギー回収を含む)<br>v. 焼却 (大量燃焼)<br>vi. 深井戸注入<br>vii. 埋め立て<br>viii. 現場保管<br>ix. その他 (詳細を記述)<br>c. 廃棄物処分方法の判定方法<br>i. 自ら処分している場合または直接確認した場合<br>ii. 廃棄物処分請負業者から提供された情報による場合<br>iii. 廃棄物処分請負業者からの報告がない場合 | 139-143 |

| 項目                       | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 掲載場所    |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 306-3                    | <b>重大な漏出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 記録した重大な漏出の総件数と総漏出量</li> <li>b. 組織の財務報告書で報告している漏出のそれぞれにつき、次の追加情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 漏出場所</li> <li>ii. 漏出量</li> <li>iii. 次の分類による漏出物。油漏出物(土壌または水面)、燃料漏出物(土壌または水面)、廃棄物の漏出(土壌または水面)、化学物質の漏出(多くは土壌または水面)、その他(詳細を記述)</li> </ul> </li> <li>c. 重大な漏出のインパクト</li> </ul>                                                        | —       |
| 306-4                    | <b>有害廃棄物の輸送</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 次の各事項の総重量 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 輸送された有害廃棄物</li> <li>ii. 輸入された有害廃棄物</li> <li>iii. 輸出された有害廃棄物</li> <li>iv. 処理された有害廃棄物</li> </ul> </li> <li>b. 国際輸送された有害廃棄物の割合</li> <li>c. 使用した基準、方法、前提条件</li> </ul>                                                                                                                   | 139-143 |
| 306-5                    | <b>排水や表面流水によって影響を受ける水域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 排水や表面流水による著しい影響を受ける水域および関連生息地。次の事項に関する情報を付記すること <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 水域および関連生息地の規模</li> <li>ii. その水域および関連生息地が、国内または国際的に保護地域に指定されているか否か</li> <li>iii. 生物多様性価値(保護種の数など)</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                            | —       |
| <b>環境コンプライアンス</b>        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |
| 307-1                    | <b>環境法規制の違反</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 環境法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 重大な罰金の総額</li> <li>ii. 罰金以外の制裁措置の総件数</li> <li>iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案</li> </ul> </li> <li>b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる</li> </ul>                                                                                                              | —       |
| <b>サプライヤーの環境面のアセスメント</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |
| 308-1                    | <b>環境基準により選定した新規サプライヤー</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 環境基準により選定した新規サプライヤーの割合</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                            | —       |
| 308-2                    | <b>サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 環境インパクト評価の対象としたサプライヤーの数</li> <li>b. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーの数</li> <li>c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)</li> <li>d. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合</li> <li>e. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由</li> </ul> | —       |
| <b>社会</b>                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |
| <b>雇用</b>                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |
| 401-1                    | <b>従業員の新規雇用と離職</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 報告期間中における従業員の新規雇用の総数と比率(年齢層、性別、地域による内訳)</li> <li>b. 報告期間中における従業員の離職の総数と比率(年齢層、性別、地域による内訳)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                 | 150,159 |
| 401-2                    | <b>正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 組織の正社員には標準支給されるが、非正規社員には支給されない手当(重要事業拠点別)。これらの手当には、少なくとも次のものを含める <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 生命保険</li> <li>ii. 医療</li> <li>iii. 身体障がいおよび病気補償</li> <li>iv. 育児休暇</li> <li>v. 定年退職金</li> <li>vi. 持ち株制度</li> <li>vii. その他</li> </ul> </li> <li>b. 「重要事業拠点」の定義</li> </ul>                                     | 153     |



| 項目     | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 掲載場所    |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 401-3  | 育児休暇 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数(男女別)</li> <li>b. 育児休暇を取得した従業員の総数(男女別)</li> <li>c. 報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数(男女別)</li> <li>d. 育児休暇から復職した後、12ヶ月経過時点で在籍している従業員の総数(男女別)</li> <li>e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率(男女別)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 155     |
| 労使関係   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |
| 402-1  | 事業上の変更に関する最低通知期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある事業上の重大な変更を実施する場合、従業員および従業員代表に対して、通常、最低何週間前までに通知を行っているか</li> <li>b. 団体交渉協定のある組織の場合、通知期間や協議・交渉に関する条項が労働協約に明記されているか否か</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | —       |
| 労働安全衛生 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |
| 403-1  | 労働安全衛生マネジメントシステム <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 労働安全衛生マネジメントシステムが導入されているかどうかの声明               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 法的要件のためにシステムが導入されている。もしそうであるならば、法的要件のリスト</li> <li>ii. システムは、リスクマネジメントあるいはマネジメントシステムの公式な標準・手引きに基づき実施されている。もしそうであるならば、標準・手引きのリスト</li> </ul> </li> <li>b. 労働安全衛生マネジメントシステムが対象とする労働者、事業活動および職場の範囲の説明。もし対象でないならば、範囲に含まれていない労働者、事業活動、職場についての理由説明</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                            | —       |
| 403-2  | 危険性(ハザード)の特定、リスク評価、事故調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 労働関連の危険性(ハザード)を特定し、日常的かつ臨時的にリスクを評価し、危険性(ハザード)を排除しリスクを最小限に抑えるための管理体系を適用するために使用されるプロセスの説明               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 組織がこれらのプロセスの質を保証する方法(それらを実行する人の能力を含む)</li> <li>ii. これらのプロセスの結果を使用して労働安全衛生マネジメントシステムを評価し、継続的に改善する方法</li> </ul> </li> <li>b. 労働関連の危険性(ハザード)や危険な状況を労働者が報告するプロセスの説明、および労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明</li> <li>c. 傷害や疾病・体調不良を引き起こす可能性があると思われる労働状況において労働者が自ら回避できるようにする方針とプロセスの説明、労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明</li> <li>d. 労働関連の事故調査のために使用されるプロセスの説明(プロセスとは、危険性(ハザード)を特定し事故に関連するリスクを評価すること、管理体系を使用して是正措置を決定すること、労働安全衛生マネジメントシステムに必要な改善を決定すること、を含む)</li> </ul> | —       |
| 403-3  | 労働衛生サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 危険性(ハザード)の特定と排除、リスクの最小化に寄与する労働衛生サービスの機能の説明、どのように組織がこれらのサービスの質を保証し、労働者のアクセスを促進するかについての説明</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | —       |
| 403-4  | 労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 労働安全衛生マネジメントシステムの開発、実施、評価における労働者の参加と協議のプロセスと、労働者が労働安全衛生に関する情報を入手し、関連情報を伝達するためのプロセスに関する説明</li> <li>b. 制度上の労使合同安全衛生委員会が存在する場合は、その委員会の責任、会議の頻度、意思決定機関に関する説明。また、これらの委員会に代表されていない労働者がいる場合、その理由</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | —       |
| 403-5  | 労働安全衛生に関する労働者研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 労働者に提供される労働安全衛生における研修に関する説明。すなわち、一般的な訓練に加えて、特定の労働関連の危険性(ハザード)、危険な活動、または危険な状況に関わる研修が想定できる</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | —       |
| 403-6  | 労働者の健康増進 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 組織は、業務に起因しない場合の医療およびヘルスケア・サービスへの労働者のアクセスをどのように促進するか説明、および提供されるアクセスの範囲の説明</li> <li>b. 対象となる特定の健康リスクを含む、労働関連でない主要な健康リスクに対処するために労働者に提供される任意の健康増進サービスおよびプログラムの説明、および組織がこれらのサービスやプログラムへの労働者のアクセスをどのように促進するかについての説明</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 154-156 |
| 403-7  | ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. ビジネス上の関係により、運営、製品またはサービスに直接関連する労働安全衛生上の重大なマイナスの影響を防止、緩和するための組織のアプローチ、および関連する危険性(ハザード)やリスクの説明</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 154-156 |

| 項目     | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 掲載場所    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 403-8  | <p>労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者</p> <p>a. 組織は、法的要件または公式の標準・手引きに基づく労働安全衛生システムを導入しているか</p> <p>i. システムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合</p> <p>ii. 内部監査を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合</p> <p>iii. 外部監査または認証を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合</p> <p>b. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明</p> <p>c. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | —       |
| 403-9  | <p>労働関連の傷害</p> <p>a. すべての従業員について</p> <p>i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合</p> <p>ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合（死亡者を除く）</p> <p>iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合</p> <p>iv. 労働関連の傷害の主な種類</p> <p>v. 労働時間</p> <p>b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について</p> <p>i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合</p> <p>ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合（死亡者を除く）</p> <p>iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合</p> <p>iv. 労働関連の傷害の主な種類</p> <p>v. 労働時間</p> <p>c. 重大結果に繋がる傷害のリスクを引き起こす危険性（ハザード）、次を含む</p> <p>i. どのようにこれらの危険性（ハザード）が決定されたのか</p> <p>ii. これらの危険性（ハザード）のどれが、報告期間中、重大結果に繋がる傷害を引き起こしたのか、もしくは一因となったのか</p> <p>iii. 管理体系を使用して、これらの危険性（ハザード）を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置</p> <p>d. 管理体系を使用して、その他の労働関連の危険性（ハザード）を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置</p> <p>e. 上記の労働関連の傷害の割合は、労働時間200,000時間もしくは1,000,000時間あたりに基づき計算された割合かどうか</p> <p>f. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのか</p> <p>g. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など</p> | 154-159 |
| 403-10 | <p>労働関連の疾病・体調不良</p> <p>a. すべての従業員について</p> <p>i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数</p> <p>ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数</p> <p>iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類</p> <p>b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について</p> <p>i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数</p> <p>ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数</p> <p>iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類</p> <p>c. 疾病・体調不良のリスクを引き起こす危険性（ハザード）、次を含む</p> <p>i. どのようにこれらの危険性（ハザード）が決定されたか</p> <p>ii. これらの危険性（ハザード）のどれが、報告期間中、疾病・体調不良を引き起こしたのか、もしくは一因となったのか</p> <p>iii. 管理体系を使用して、これらの危険性（ハザード）を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置</p> <p>d. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのか</p> <p>e. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など</p>                                                                                                                                                                                                                                          | 159     |

| 項目                  | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 掲載場所               |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| <b>研修と教育</b>        |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |
| 404-1               | 従業員一人あたりの年間平均研修時間<br>a. 報告期間中に、組織の従業員が受講した研修の平均時間（次の内訳による）<br>i. 性別<br>ii. 従業員区分                                                                                                                                                                                                     | 152,162            |
| 404-2               | 従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム<br>a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、対象と、提供した支援<br>b. 雇用適性の維持を促進するために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了に伴うキャリア終アマネジメント                                                                                                                                                    | 149-153            |
| 404-3               | 業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合<br>a. 報告期間中に、業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合（男女別、従業員区分別に）                                                                                                                                                                                        | 149-153            |
| <b>ダイバーシティと機会均等</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |
| 405-1               | ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ<br>a. 組織のガバナンス機関に属する個人で、次のダイバーシティ区分に該当する者の割合<br>i. 性別<br>ii. 年齢層：30歳未満、30歳～50歳、50歳超<br>iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など）<br>b. 次のダイバーシティ区分の従業員区分別の従業員の割合<br>i. 性別<br>ii. 年齢層：30歳未満、30歳～50歳、50歳超<br>iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など） | 97-111,<br>146-158 |
| 405-2               | 基本給と報酬総額の男女比<br>a. 女性の基本給と報酬総額の、男性の基本給と報酬総額に対する比率（従業員区分別、重要事業拠点別に）<br>b. 「重要事業拠点」の定義                                                                                                                                                                                                 | —                  |
| <b>非差別</b>          |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |
| 406-1               | 差別事例と実施した救済措置<br>a. 報告期間中に生じた差別事例の総件数<br>b. 事例の状況と実施した措置。次の事項を含む<br>i. 組織により確認された事例<br>ii. 実施中の救済計画<br>iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果<br>iv. 措置が不要となった事例                                                                                                           | 158                |
| <b>結社の自由と団体交渉</b>   |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |
| 407-1               | 結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー<br>a. 労働者の結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー。次の事項に関して<br>i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類<br>ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域<br>b. 結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するため、組織が報告期間中に実施した対策                                            | 該当なし               |
| <b>児童労働</b>         |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |
| 408-1               | 児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー<br>a. 次の事例に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー<br>i. 児童労働<br>ii. 年少労働者による危険有害労働への従事<br>b. 児童労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー（次の観点による）<br>i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類<br>ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域<br>c. 児童労働の効果的な根絶のために報告期間中に組織が実施した対策     | 該当なし               |
| <b>強制労働</b>         |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |
| 409-1               | 強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー<br>a. 強制労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー。次の事項に関して<br>i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類<br>ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域<br>b. あらゆる形態の強制労働を撲滅するために報告期間中に組織が実施した対策                                                                                | 該当なし               |



| 項目                       | 指標                                                                           | 掲載場所    |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <b>保安慣行</b>              |                                                                              |         |
| 410-1                    | 人権方針や手順について研修を受けた保安要員                                                        |         |
|                          | a. 組織の人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安要員の割合                            | 162     |
|                          | b. 保安要員の提供を受けている第三者組織に対して同様の研修要件を適用しているか否か                                   |         |
| <b>先住民族の権利</b>           |                                                                              |         |
| 411-1                    | 先住民族の権利を侵害した事例                                                               |         |
|                          | a. 報告期間中に、先住民族の権利を侵害したと特定された事例の総件数                                           |         |
|                          | b. 事例の状況と実施した措置（次の事項を含める）                                                    |         |
|                          | i. 組織により確認された事例                                                              | 該当なし    |
|                          | ii. 実施中の救済計画                                                                 |         |
|                          | iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果                             |         |
|                          | iv. 措置が不要となった事例                                                              |         |
| <b>人権アセスメント</b>          |                                                                              |         |
| 412-1                    | 人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所                                                      |         |
|                          | a. 人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所の総数とその割合（国別に）                                      | 159,162 |
| 412-2                    | 人権方針や手順に関する従業員研修                                                             |         |
|                          | a. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を実施した総時間数                           | 159,162 |
|                          | b. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を受けた従業員の割合                          |         |
| 412-3                    | 人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約                                         |         |
|                          | a. 人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約の総数と割合                                | —       |
|                          | b. 「重要な投資協定」の定義                                                              |         |
| <b>地域コミュニティ</b>          |                                                                              |         |
| 413-1                    | 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所                                   |         |
|                          | a. 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施（次のものなどを活用して）した事業所の割合                |         |
|                          | i. 一般参加型アプローチに基づく社会インパクト評価（ジェンダーインパクト評価を含む）                                  |         |
|                          | ii. 環境インパクト評価および継続的モニタリング                                                    |         |
|                          | iii. 環境および社会インパクト評価の結果の公開                                                    |         |
|                          | iv. 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム                                          | —       |
|                          | v. ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画                                     |         |
|                          | vi. 広範なコミュニティ協議委員会や社会的弱者層を包摂する各種プロセス                                         |         |
|                          | vii. インパクトに対処するための労使協議会、労働安全衛生委員会、その他従業員代表機関                                 |         |
|                          | viii. 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス                                                    |         |
| 413-2                    | 地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所                                       |         |
|                          | a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所。次の事項を含む                         |         |
|                          | i. 事業所の所在地                                                                   | 該当なし    |
|                          | ii. 事業所が及ぼす著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）                                            |         |
| <b>サプライヤーの社会面のアセスメント</b> |                                                                              |         |
| 414-1                    | 社会的基準により選定した新規サプライヤー                                                         |         |
|                          | a. 社会的基準により選定した新規サプライヤーの割合                                                   | —       |
| 414-2                    | サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置                                             |         |
|                          | a. 社会的インパクト評価の対象としたサプライヤーの数                                                  |         |
|                          | b. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定したサプライヤーの数                                 |         |
|                          | c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）                                    |         |
|                          | d. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合     | —       |
|                          | e. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由 |         |
| <b>公共政策</b>              |                                                                              |         |
| 415-1                    | 政治献金                                                                         |         |
|                          | a. 組織が直接、間接に行った政治献金および現物支給の総額（国別、受領者・受益者別）                                   | —       |
|                          | b. 現物支給を金銭的価値に推計した方法（該当する場合）                                                 |         |

| 項目                    | 指標                                                                   | 掲載場所 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------|------|
| <b>顧客の安全衛生</b>        |                                                                      |      |
| 416-1                 | 製品およびサービスのカテゴリに対する安全衛生インパクトの評価                                       |      |
|                       | a. 重要な製品およびサービスのカテゴリのうち、安全衛生インパクトの評価を改善のためにやっているものの割合                | 該当なし |
| 416-2                 | 製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例                                          |      |
|                       | a. 報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による    |      |
|                       | i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例                                             | 該当なし |
|                       | ii. 警告の対象となった規制違反の事例                                                 |      |
|                       | iii. 自主的規範の違反事例                                                      |      |
|                       | b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる                                   |      |
| <b>マーケティングとラベリング</b>  |                                                                      |      |
| 417-1                 | 製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項                                           |      |
|                       | a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関して、組織が定める手順において、次の各事項の情報が求められているか否か           | 該当なし |
|                       | i. 製品またはサービスの構成要素の調達                                                 |      |
|                       | ii. 内容物（特に環境的、社会的インパクトを生じさせる可能性のあるもの）                                |      |
|                       | iii. 製品またはサービスの利用上の安全性                                               |      |
|                       | iv. 製品の廃棄と、環境的、社会的インパクト                                              |      |
|                       | v. その他（詳しく説明のこと）                                                     |      |
|                       | b. 重要な製品およびサービスのカテゴリのうち、組織が定める手順の対象であり、手順の遵守評価を行っているものの割合            |      |
| 417-2                 | 製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例                                           |      |
|                       | a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による                 |      |
|                       | i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例                                             | 該当なし |
|                       | ii. 警告の対象となった規制違反の事例                                                 |      |
|                       | iii. 自主的規範の違反事例                                                      |      |
|                       | b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる                                   |      |
| 417-3                 | マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例                                            |      |
|                       | a. マーケティング・コミュニケーション（広告、宣伝、スポンサー業務など）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による |      |
|                       | i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例                                             | 該当なし |
|                       | ii. 警告の対象となった規制違反の事例                                                 |      |
|                       | iii. 自主的規範の違反事例                                                      |      |
|                       | b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる                                   |      |
| <b>顧客プライバシー</b>       |                                                                      |      |
| 418-1                 | 顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立                                  |      |
|                       | a. 顧客プライバシーの侵害に関して具体化した不服申立の総件数。次の分類による                              |      |
|                       | i. 外部の当事者から申立を受け、組織が認めたもの                                            | 該当なし |
|                       | ii. 規制当局による申立                                                        |      |
|                       | b. 顧客データの漏洩、窃盗、紛失の総件数                                                |      |
|                       | c. 具体化した不服申立が無い場合は、その旨を簡潔に述べる                                        |      |
| <b>社会経済面のコンプライアンス</b> |                                                                      |      |
| 419-1                 | 社会経済分野の法規制違反                                                         |      |
|                       | a. 社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して                  |      |
|                       | i. 重大な罰金の総額                                                          | 該当なし |
|                       | ii. 罰金以外の制裁措置の総件数                                                    |      |
|                       | iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案                                               |      |
|                       | b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる                                     |      |
|                       | c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯                                        |      |

# 財務ハイライト

2018年度の業績につきましては、三井住友信託銀行における国際部門資金利益の増加に加え、証券代行関連や資産運用子会社の手数料関連利益の増加等により、実質業務純益は前年度比116億円増益の2,822億円、親会社株主に帰属する当期純利益は同199億円増益の1,738億円となりました。

実質業務純益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに、公表予想に沿った順調な進捗となっています。

## ■2018年度決算の概要

### <連結>三井住友トラスト・ホールディングス(連結)

(単位: 億円)

|                  | 2017年度(A) | 2018年度(B) | 増減(B) - (A) | 増減率   |
|------------------|-----------|-----------|-------------|-------|
| 実質業務純益           | 2,705     | 2,822     | 116         | 4.3%  |
| 経常利益             | 2,326     | 2,564     | 237         | 10.2% |
| 親会社株主に帰属する当期純利益  | 1,539     | 1,738     | 199         | 12.9% |
| 与信関係費用           | 29        | △ 29      | △ 59        | —     |
| 株主資本ROE※         | 7.40%     | 7.95%     | 0.55%       | —     |
| 1株当たり当期純利益 (EPS) | 403円92銭   | 458円91銭   | 54円99銭      | 13.6% |
| 1株当たり純資産 (BPS)   | 6,897円36銭 | 7,008円67銭 | 111円31銭     | 1.6%  |

※  $\frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{(\text{期首株主資本合計} + \text{期末株主資本合計}) \div 2} \times 100$

### <単体>三井住友信託銀行(単体)

(単位: 億円)

|         | 2017年度(A) | 2018年度(B) | 増減(B) - (A) | 増減率     |
|---------|-----------|-----------|-------------|---------|
| 実質業務純益  | 1,897     | 2,314     | 417         | 22.0%   |
| 資金関連利益  | 1,765     | 1,727     | △ 38        | △ 2.2%  |
| 手数料関連利益 | 1,902     | 1,863     | △ 39        | △ 2.1%  |
| 特定取引利益  | 104       | 279       | 175         | 168.0%  |
| その他業務利益 | 495       | 803       | 307         | 62.1%   |
| 経費      | △ 2,370   | △ 2,358   | 12          | △ 0.5%  |
| 臨時損益等   | △ 167     | △ 223     | △ 56        | △ 33.4% |
| 経常利益    | 1,729     | 2,090     | 361         | 20.9%   |
| 特別損益    | △ 83      | △ 42      | 40          | △ 48.5% |
| 当期純利益   | 1,179     | 1,486     | 306         | 26.0%   |
| 与信関係費用  | 70        | 19        | △ 50        | —       |

(注1) 金額が損失または減益の項目には△を付しています。

(注2) 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しています。

### <配当>

|                | 2017年度(A) | 2018年度(B) | 増減(B) - (A) |
|----------------|-----------|-----------|-------------|
| 1株当たり配当金(普通株式) | 130円00銭   | 140円00銭   | +10円00銭     |



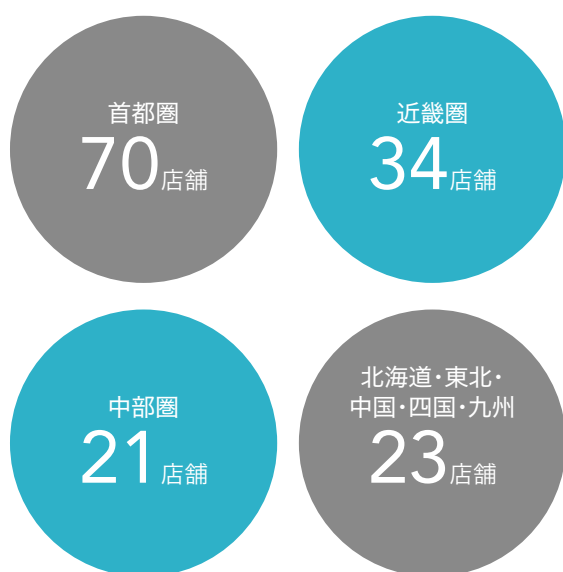
## 拠点網(2019年12月末現在)

### 国内店舗・海外ネットワーク

当グループは、首都圏、近畿圏、中部圏を中心とするバランスの取れた店舗網を構築しています。また、インターネットにおいて、住信SBIネット銀行が全国をカバーしています。

併せて、貸出業務、資産運用・管理業務、コンサルティング業務など、グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワークも有しています。

#### ■国内店舗



インターネットで日本全国をカバー



#### ■海外拠点

##### 【米国】

- ・ニューヨーク支店
- ・Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited (銀行業務・信託業務)

##### 【欧州】

- ・ロンドン支店
- ・Sumitomo Mitsui Trust International Limited (証券業務)
- ・Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A. (信託業務・銀行業務・証券業務)
- ・Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (信託業務)
- ・Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited (信託業務)

##### 【アジア・オセアニア】

- ・シンガポール支店
- ・上海支店
- ・香港支店
- ・北京駐在員事務所
- ・北京(証券業務)駐在員事務所
- ・紫金信託有限責任公司 (信託業務)
- ・Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited (証券業務)
- ・ジャカルタ駐在員事務所
- ・ソウル駐在員事務所
- ・Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited (銀行業務)
- ・シドニー駐在員事務所

グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワーク

## 三井住友トラスト・グループの基本情報

## 当社の概要(2019年12月末現在)

|         |                                                                                                                                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商号      | 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社                                                                                                                                                                                         |
| 本店所在地   | 東京都千代田区丸の内1-4-1                                                                                                                                                                                               |
| 設立日     | 2002年2月1日(2011年4月1日 商号変更)                                                                                                                                                                                     |
| 主な事業内容  | 信託銀行を中核とする、三井住友トラスト・グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、以下(1)～(8)を主な機能としています。<br>(1) 経営戦略企画統括機能(経営資源配分機能を含む)<br>(2) 財務統括機能<br>(3) 人事統括機能<br>(4) 経費統括機能<br>(5) IT統括機能<br>(6) リスク管理統括機能<br>(7) コンプライアンス統括機能<br>(8) 内部監査統括機能 |
| 資本金     | 2,616億872万5,000円                                                                                                                                                                                              |
| 発行済株式総数 | 普通株式 390,348千株(株式数は、千株未満を切り捨てて表示しています。)                                                                                                                                                                       |
| 上場証券取引所 | 東京(第一部)、名古屋(第一部)                                                                                                                                                                                              |
| 証券コード   | 8309                                                                                                                                                                                                          |

## 三井住友トラスト・グループの基本情報

## 格付情報(2019年12月末現在)

|                   |                      | 長期  | アウトルック | 短期  | 財務  |
|-------------------|----------------------|-----|--------|-----|-----|
| 三井住友トラスト・ホールディングス | 日本格付研究所 (JCR)        | AA- | 安定的    | —   | —   |
|                   | 格付投資情報センター (R&I)     | A   | 安定的    | —   | —   |
|                   | スタンダード&プアーズ (S&P)    | A   | ポジティブ  | A-1 | —   |
|                   | ムーディーズ (Moody's)     | A1  | 安定的    | P-1 | —   |
| 三井住友信託銀行          | フィッチ・レーティングス (Fitch) | A-  | 安定的    | F1  | a-※ |
|                   | 日本格付研究所 (JCR)        | AA- | 安定的    | —   | —   |
|                   | 格付投資情報センター (R&I)     | A+  | 安定的    | a-1 | —   |

※持続性格付を記載

2019年12月発行

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 経営企画部サステナビリティ推進室

〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1

電話 03-6256-6251

ホームページ <https://www.smth.jp/csr/index.html>





